

泉澤寺 村の南の方原道にかゝれる字神地と云ふ二十石の寺領をたまへり。淨土宗にて京都知恩院末寺なり。寶林山運昌院と號す。開基は吉良右京大夫頼高なり。頼高の逝年を詳にせず。或は文明十六年正月二十四日とも云へり。開山は好善和尚なり。延徳三年多磨郡烏山の地に當寺を建立すと。按ずるに當寺の文書に天文十八年九月。此寺を今の地に引移すべきよしの催しあり。明る十九年に至り再興せしこと見ゆ。此時かの烏山より移せしにや。又按ずるに頼高を旋澤寺殿といへり。又古へは當寺の領旋澤村にありしと。是今の多磨郡廻澤村なるべし。此村は烏山村と接地なれば廻澤村より移りしなるべし。或は那須の烏山にありしが爰に引きしとも云ふ。この説はうけがひがたし。本尊彌陀は行基菩薩の作なり。長二尺五寸。客殿八間四方なり。寺寶 古文書十一通。

旋澤村寺領并民部谷共自明年春永諸役公事於何事も一向不可有之仍此狀爲先闕落候公性等召返置付如形も當年貢等令寺納來春之作以下可被申付者也依爲後日證狀如件
世田ヶ谷吉良氏印あり
弘治二年丙辰十月大吉日

泉澤淨寺侍者中

旋澤村之内寺家へ被取萱者誰も不可違亂者也依爲後日證狀如件

永祿元年戊午吉月吉日

泉澤寺

寶林山泉澤寺者當家先祖右京大夫頼高御菩提所也爾ニ今度再興得時歟品河大吉寺長老在譽上人并江戸周防守有志興隆思立上小田中寶地へ可移立由申間任其儀仍當家中諸侍并地下人等ニ至各隨分任分雖爲何物助成分に寺僧同番匠奉行之士へ可渡者也且ハ當時之祈禱且ハ後世佛果之緣又ハ子孫繁昌之可爲基之故知斯具樣體松原常陸介岡本新三郎江三々可有之候條仍旨趣如件

天文十八年己酉九月大吉日

左兵衛佐頼康 花押

當家徘徊諸人中

寺家再興千秋萬歳本望満足候仍寺家領吉澤知先々令寄進候間本尊前晝夜勤行精誠可被抽事肝要候爲後日證狀之旨趣如件

天文十九年二月吉日

左兵衛佐頼康 花押

泉澤寺

方丈侍者中

上小田中市場より泉澤寺堀際まで爲寺門前此内住居輩於何事諸役公事勸進以下一向不可有之間有望輩越居市場可令繁昌者也爲後日證狀如件

天文十九年庚戌九月十六日

頼康 花押

寶林山

泉澤寺

侍者中

世田谷郷旋澤村之内寺家分に而泉澤寺民部谷共に知先約令寄進令爾者自寺家直務諸事可被仰付事肝要也仍諸役公事自他之綺一向不可有之仍爲後日永代證狀如件
前左兵衛佐頼康 花押
天文二十五年丙辰正月廿三日

謹上

泉澤淨寺

方丈侍者中

態申入ハ爾者此方年月鎌倉光明寺信仰依之正月廿五日三月十四日孟蘭盆御先祖年忌等に施入儀に
ハ然處自太守爲内議舊冬内者雜談而如何思召他領中之寺家へ志物施入領有之後代ハ不可爾只同ハ
領中に寺家建立先祖吊可爾由ハ間道理依爲明鏡自當年改共廿五日には貴寺へ施入ハ來三月十四日
大師講錢おも六月末に貴寺へ可奉施入ハ七月も其分に候元來彼岸ハ春秋共に於内て奉供養ハ故鎌倉
へ送遣儀無之ハ條貴寺へも不爲參ハ様體口上に可有之ハ次品河願行寺長老在譽上人貴寺へ不參ハ由
風聞是ハ如何彼上人此立對てハ多分も無別條ハ將又兒衣仕立持并不聞及ハ間如先々貴寺へ衣奉請說
法以下勤行可爲肝要由自太平處爲書狀可入由ハ居哉否至て今日是非不有之間態直書同森彦口上
にハ述ハ此儀可爲肝要ハ依體三月中其口へ出ハ者必貴寺へ可奉參拜ハ萬一願行寺對面之時もハ者尤
にハ但し自餘□□□□所詮ハ後に可□□ハ事急申事肝要ハ間萬賀宜ニ可入ハ恐々謹言
二月十九日
前左兵衛佐賴康 花押

寶林山 泉澤淨寺

侍者中

態入ハ仍阿彌陀三尊像同撰錢三雙令進ハ十六日晴天安穩ニハ者開眼供養依ハ可參ハ具先日安西藤
七郎口上ニハ恐々謹言
九月十五日
賴 康 花押

謹上 泉澤淨寺

侍者中

態令ハ仍而代々木村ニ號寶傳寺淨土僧貴寺門徒ニ可被屬分ニハ何時も寺家へ被爲參ハ者其得意可
爲肝要ハ尼公當意之儀計ニ不可有之永代世々可爲末寺ハ可賀太平勢九郎口上に可有之ハ恐々謹言
吉月吉日
前左兵衛佐賴康 花押

寶林山 泉澤淨寺

侍者中

制 札

右詩田領之内入籠に竹木有江城諸軍伐予事堅令停止畢若於違犯輩者急度可處罪科江城御用之時ハ以
御印判可被仰付者也仍如件
北條氏虎印あり
甲子二月十九日
岩本太左衛門 奉之

上小田中郷

尙々一兩日中行欠參申ハ而珍事可申上以下不分明

御飛札令拜見ハ仍而御寺領前々御指置候處無紛通名主百姓一札今比被下ハ附聞ハ拙者にも□□せ
ハ見廻之漸隙明申ハ一兩日中ハ行かけに參ハ間史答とも様子可爲ハ聞ハ間□□□□思召ハ何も期□□申
上ハ□□恐惶謹言

水田八郎

右花押

泉澤寺

尊答

鐘樓 境内左の方にあり。四尺四方の樓なり。鐘銘もなく年月等も見えず。稻荷、白山合社 是も寺を入りて左の方。小祠。前に小

き鳥居を建つ。観音堂門外に出て左方にあり。三間に二間半。十一面観音を安ず。座像立像二體あり。寶池院村の南の方にあり。西榮山と號す。淨土宗にて泉澤寺の末なり。開基詳ならず。本堂六間に四間半。本尊は彌陀。座像にて一尺許。南に向ひ中原道にそへり。正受院村の西の方にあり。塔越山淨教寺と號す。淨土宗泉澤寺末。開基詳ならず。開山は明譽と云ふ。寛永七年四月朔日寂す。昔は天台宗なりしが此人より改宗して淨土宗となれりと云ふ。されど古き世の事は更に傳へず。されば此人を開山とも云ふべからず。たゞ改宗の祖なるべし。按ずるに此村の農家に傳ふる舊記に。村中の正樹院は慶長の頃まで西壽庵といひて道心者の居りし所なるが。その後寺と成れりと。外に正樹院と云ふ寺もなければ。全く此寺のことにて文字をかきたがへるにや。又同じ記に正壽院は光譽の建立せしと。是原勘解由左衛門勝光法名高善がことなり。勝光は慶長十一年五月十九日死せり。客殿六間に五間なり。本尊彌陀。立像にて一尺八寸。左後の世の作なり。此寺地は遠山忠兵衛が采地の内なり。

光圓寺村の南の方なり。一向宗にて西本願寺の末。豫松山と號す。開山は行信と云ふ僧なり。延寶六年の起立にして此人寶永四年六月廿六日寂せり。寺僧の説に此寺もと伊豫國松山にありしが。故ありて此地にうつれり。よりに山號をかく呼ぶとぞ。本尊は彌陀。一尺五寸ばかりにして立像なり。又内佛とて木像の彌陀あり。是も立像にて惠心僧都の作。六七寸ばかりなり。客殿四間半に三間半。南向。長福寺村の西の方にあり。瑠璃山藥王院と號す。新義真言宗にて同郡小杉村西明寺の末。開山は詳ならずと云ふ。されど古き寺院なりと見えて。過去帳にしるせる世代の内に。法印良僅と云ふあり。此人天文二十三年七月十八日寂せしよし載す。本尊は大日。座像一尺二寸ばかり。作しれず。客殿五間に四間半なり。藥師

堂境内に入り右の方にあり。除地五畝。堂は一間四方。藥師は行基の作にて秘佛と云ふ。寶藏寺村の北の方にあり。堂は南向なり。新義真言宗にて是も西明寺の末。大谷山和光院と號す。開基は原勘解由左衛門勝光なり。此人は長壽にして慶長十一年に死せり。享年は傳へされど。天文の頃より盛なりしこと。その家の記にしるせり。開山は法印賢祐といふ。天文二年五月十八日寂せり。本尊地藏は立像にて二尺ばかり。これ勝光がなめし所なり。外に地藏の立像一軀あり。長一尺ばかり。これは弘法大師の作なり。客殿七間に五間半なり。閻魔堂門を入りて左の方二間四方の堂なり。閻魔は石の座像。一尺五寸ばかり。是も石像なり。

舊家者百姓勘右衛門

今當村の里正なり。彼が先祖は原氏にて權守藤原師清が十四代の後胤。原三郎左衛門清實が父遠江守光重と共に。鎌倉の持氏につかへ戦功あり。清實はじめて當國に移り住し。其子民部大夫清孝初めて吉良左京亮成高につかへ。世田ヶ谷に住し應仁元年卒せり。その子民部大夫清氏も吉良左兵衛佐頼康に仕へて忠勤をなげみたり。その子若狭守光盛も。頼康及び氏朝につかへ稻毛に住す。此人は永祿年中卒せり。其子勘解由左衛門勝光(系圖に勘解由につくる)天文年中初めて此地に來りて住居をなし。その地を大ヶ谷戸と名けたり。或は勝光が父光盛の時といへり。永祿の頃勝光吉良家の拜借奉行を承り。百貫目の地を領せしとぞ。天正年中に至り吉良氏も没落せしかば。おのづから民間に下れり。勝光經濟のことに長じければ。年老いし後いよく家として世に聞えし富饒の民となれり。その頃五十間に百間の藏屋敷をかまへ。そのまはりには四五間の溝をほりまはせり。今も溝のあとたしかにありと。享保の頃の物にしるせり。此人村内寶藏寺を建立し。又神社等あまた勸請す。既にその社の所に出せり。その子久右衛門重信も富民にして田地三百石をもちたり。明曆三年正月二十八日に八十六歳にして死す。その三男勘右衛門重勝家をつぎ。七十八歳にて延寶八年正月五日死す。其三男甚右衛門重利つぐ。其後子孫連綿として今の勘右衛門に及べり。この餘原氏の分地といへるものあまたありて此村にもすべて二十七家といへり。

下小田中村

上小田中村の中につゞけり。村の廣さ東西へ五町ばかり、南北へも五町あまりなり。境界は東の方今井村、木月村に隣り、南は井田、明津村に接し、西は子母口、岩川村にて、北は上小田中、新城の二村なり。此村は田多くして畑少し。山もなければすべて平地なり。土地は眞土。民家は今八十二軒散居せり。相模國中原道、村の北端を東より西へ貫けり。道の幅は九尺より二間ばかり、長さ百二十八間。上村より此村にかゝりて新城に達す。此村は天正十九年伊奈熊藏檢地して境界をたゞせり。又文祿三年に至り、大久保石見守檢地せり。その頃はことに廣漠の地なりしが、後澁口村の者ども多く

うつり來れり。慶長年中旗下の士大竹源太郎、築田半兵衛、山下彌藏に賜ひしと云ふ。大竹家譜に『源太郎正直寛永二年十二月十一日。現米四十石を武州橋樹郡小田中村に於て賜はる。』とあれば、大竹氏の賜はりしは慶長年中にあらざりしと見ゆ。元和七年鈴木七郎左衛門が知行をも此所にてたまへり。寛永の中頃山下彌藏、駿河國清水の御城代となりしかば、彼が領せし所は伊奈半左衛門が御代官所となり、その頃小林權太夫へ百石の地をたまふ。寛永二十一年繩入あり。寛文中に至り權太夫へ五十石の地を加へたまはり、元祿八年織田越前守檢地せり。同十一年の頃も伊奈氏の支配所なり。寶永二年に桂昌院殿、清揚院殿の御靈屋の料も此所にてたまへり。

高札場 村の南よりありしが今はたてず。

小名 殿屋敷村の中央にあり。往昔稻毛三郎の館ありし跡なりと云傳ふ。今は田畑となれど折々古瓦など出づることあり。池

田 これも中央にあり。中村 池田の傍を云へり。小關 村の南の方にあり。北島 是も南の方にあり。東村 東の方にあり。かさ村 村の北の方なり。

用水 根方用水の支流。上小田中村より當村へ入り。村内にて又數條に分ちて田中に沃げり。わづかに幅四尺許の小流なり。惡

水 新城村より此村にいり。未の方井田村へ流れいり。村の西南の界を流る。幅二間ばかり。村内を流るゝこと凡四百間ばかり。

大戸明神社 村の北の方原道の北にあり。是は元戸隱明神なりと云ふ。後いかなるゆゑにや社號を改めり。本社四尺四方。覆屋二間半に三間。永正の頃内藤内匠之助といひし者この村に移りし時勸請せり。寛永十六年社建立の棟札あり。これは此時再興ありしなるべし。前に鳥居あり。南向。例祭九月二十二日なり。村内金龍寺。安樂寺兩寺の持なり。 **太神宮** 村の南方にあり。本社三尺四方。覆屋七尺に九尺。前に木の鳥居たてり。安樂寺の持なり。 **稻荷社** 村の中央にあり。社は南向。小祠なり。前に鳥居を立つ。安

樂寺の持。 **神明社** 西向の祠なり。村の東の方なり。前に小鳥居あり。安樂寺の持。 **愛宕社** 村の西の方にあり。前に小鳥

居を建つ。共に東向なり。金龍寺の持。 **第六天社** 村の中ほどにあり。小祠。南向なり。金龍寺持。 **天神社** 村の東北の

隅にあり。小祠。北向なり。金龍寺持なり。 **若宮八幡社** 村の東の方にあり。社は四尺四方。覆屋一間に七尺。前に小鳥居あり。

何れも南向なり。上小田中村長福寺持。 **姫宮八幡社** 小祠。村の東の方にあり。小鳥居たつ。南向なり。棟札に元祿の年號見ゆ。

その頃は再建か。村の傳へには古き社とのみ云ふ。是も長福寺持。 **御靈社** 村の南の方。小祠。小鳥居あり。久末村妙法寺の持。

安樂寺 村の東よりにあり。向富山と號す。曹洞宗にて相模國山田村德翁寺の末寺なり。相傳ふ天文の初年甲斐國より高順といへる僧來りて。村内の住人内藤内匠之助が方に次宿せり。その後この邊に草庵を結ばんことを望みしかば。やがて新に彌陀堂をたて、堂もりとなせり。此彌陀は満慶の作にして世に西向の彌陀堂といへりと。高順がつぎ祖林和尚の時禪宗の寺となし。則ち高順を開山とす。此人天文十二年五月二十日寂せり。玉峯祖林は永祿二年九月二十二日寂す。其後故あつて本寺五代德翁寺の僧。乾室嚴隆といへるを勸請開山として寺格もすゝみ。末寺をも支配するほどに至れり。此嚴隆は寛永十四年正月寂せり。其後の住僧のうちよからぬ者いて來りて。古來の本尊彌陀をも失ひ。客殿なども荒しまゝなりしかば。其頃末寺等もうとみはて、皆離れしよしなり。今の本尊彌陀は座像一尺許。客殿八間に五間半。南向なり。 **富士淺間社** 辨天社 境内に入りて右の方にあり。共に小祠なり。 **觀音堂** 境内に入り左の方にあり。二間に二間半の堂。正觀音を安ず。立像一尺五寸。此像の腹籠りに又觀音あり。弘法大師の作なりと云ふ。 **寮一字** 境内に入り左の方にあり。二間に二間半の堂。觀音を安ず。立像二尺五寸。此像は村内にありし地福山徳大寺と云ひし寺の本尊なり。此寺は萬治三年の頃故あつて廢寺となれり。此寺の跡は村の南方にあり。寺地七八畝なり。當寺の持。 **金龍寺** 村の西の方にあり。本寺前に同じ。福聚山と號す。此寺天正中までは逆翁山常泉寺と云ふ。その後寛永年中に室り。梵光和尙といひしが住僧たりし時。今の山號寺號に改めたり。寛文二年德翁寺七世楊山宗幡和尚を勸請して中興開山とせり。此時に寺格もすゝみて安樂寺の同列となれり。本尊十一面觀音。座像一尺ばかり。定朝の作。往古は此寺地觀音堂なりと云ふ。嘉應元年八月しるせし縁起あり。古きものなれども取るべき事なし。故に

載せず。本堂八間に二間半。東向。白山社 寺に入りて左の方にあり。小祠なり。石地藏 門の外右の方にあり。上屋一間に九尺。四ツ塚 井田村の境にあり。圓徑一間ばかりなる塚四つ並び立てり。高さ三四尺もあるべし。土人はたゞ古へゆゑある人を葬りし所なりとばかりいへり。詳なることを傳へず。

舊蹟殿屋敷 四五段許なり。又花島ともいへり。古へ稻毛三郎重成の居りし所なりと云傳ふ。其由來書もありしが今失せたりと。おぼつかなき事なり。御入國の後築田隠岐守。同半兵衛等の陣ありし跡なり。今も此所より古瓦などたま／＼掘出すことありといへり。

舊家者名主勘七 此村の舊家なり。先祖は内藤豊前が弟内匠之助といへり。内匠之助は吉良家人なり。初め吉良左兵衛佐三河國より上野國へうつり。夫より又當國世田ヶ谷にうつる。よりて内藤兄弟も永正年中こゝに來れり。此人上野國にたてる大戸明神を爰に勸請せり。其後天正六年八月十七日に死せり。その子を兵庫と云ふ。慶長二年十月二十四日死す。兵庫が弟彌左衛門は文祿元年分家となる。此人も初め吉良につかへて小姓を勤め。彌次郎といへり。後彌左衛門とあらたむ。是らが子孫延蔓して今八九軒に及べり。此外猪股。小坂。小島氏などの舊家ありといへど。その事蹟を傳へざれば別にしるすべきことなし。

荊宿村 郡の北にあり。江戸日本橋より行程五里。もとは大野村と呼べり。その後改めしゆゑんを尋るに、昔平將門この村をよぎりしをりから、この所へかりに一宿せしかば其故を以て今の如く改めたりと。もし然らば荊宿は假宿の意にや。小田原家人役帳に『二貫五百文。稻毛鹿島田借宿中田分。太田新六郎が知行。』とあり。是によれば昔は借宿と書せしなり。是より將門この所をよぎり一宿せしと云ふ附會の説起りしならん。今の文字に改めしは何の頃にや詳ならず。尤も近きころのことなるべし。東は鹿島田、市ノ坪兩村に境ひ、南も鹿島田及び北加瀬の二村に接し、西も北加瀬村及び木月村に隣り、北は市ノ坪、木月村に交れり。東西四町許、南北へ十二三町あり。土地すべて平かにして、土性は眞土に

砂交れり。用水は多磨川の分水を用ゆれど、やゝもすれば旱損の患あり。されど水田の方は陸田より多し。民戸二十軒、村内に散住せり。その内に紙をすくを以て業とせるものあり。この村天正十九年小島庄右衛門、二村平兵衛、成瀬又十郎の三人檢地の事をなせり。御入國の後私領なりしや。正保の頃より明和年間までは、杉田伊織が知る所なり。この家故あつて廢せしかば、其後は御料所となり、それより引續き今は御代官小野田三郎右衛門の支配所なり。

高札場 村の西の方にあり。

小名 永勘島 村の東南にあり。扇田 永勘島の南にあり。初崎 扇田の北。毛智 永勘島の北にあたりてあり。鍵田

毛智の南にあり。豎町 毛智の西なり。なから田 豎町の北を云ふ。高野作 豎町より西。川原田 高野作の西なり。

阿彌陀免 高野作の西。三ッ田 高野作の西。井戸町 高野作の東を云ふ。矢ヶ田 豎町の南。大田 矢ヶ田の南なり。

田尻 村の西南の方を云ふ。柳添 南の方なり。川久保 同じあたりを云ふ。近江作 川久保の北にあり。三

段町 近江作の北。川久保の間を云ふ。宗珍前 是も南方なり。八町田 村の中央なり。八幡面 八町田の西を云ふ。

世戸田 村の西を云ふ。かさ 村の北を云ふ。

用水 多磨川分水なり。市ノ坪。木月の間より入り。村内にて數條に分れ縦横に流る。

八幡社 村の中央にあり。村内の鎮守にて字佐八幡を勸請せし社なり。前に拜殿あり。神體は鞠の如くなる石なり。箱にをさめて面に金龍石と書せり。勸請の初を傳へず。相傳ふ此石は平將門のちなみありと云ふ。事は村名の條に出せり。夫よりかゝることも云ひ出せしならん。稻荷の小祠。辨天の小祠を社内におけり。村内東光寺の持。山王社 村の北にあり。これも勸請の年歴を失へり。東光寺の持。天神社 村の北なり。南向。村民の持。

東光寺 村の中央鎮守八幡の社となれり。曹洞宗郡内下末吉村寶泉寺の末。金龍山と號す。開山寶泉寺の八世。三寶用宅。元祿八年十一月二十四日に寂せり。客殿五間半に四間。本尊釋迦。座像長六寸なるを安ぜり。

木月村 菟宿村の西につゞけり。小田原家人所領役張に『稻毛庄木月郷』と見えたり。村名の起り、及び村の開けし年歴は傳を失ひたれど、村内妙海寺を創せし鳥海讚岐が先祖主膳某といひしが、鎌倉將軍家へ納めし租税の簿を、その子孫の此村に住するもの近頃まで持傳へしよし、村民等云傳ふる所なれば古くより開けしにや。永祿の頃に至りては北條家麾下の士の知る所となれり。小田原役帳に當村の内にて『二十五貫文。太田新六郎知行。』と出せり。御入國の後文祿の頃までは御料所なりしが、慶長元年村内を二分して神田與兵衛、布施權兵衛の二人に賜ひしより私領所となり、その後屢領主の遷替ありて正保の頃は三宅彌次兵衛、森川六左衛門、内藤權之助、同八左衛門が知る所なるよしものに見えたり。その後四人が子孫相傳へて今三宅善之丞、森川鐵五郎、内藤治左衛門、同岩五郎に至れり。檢地は寛永五年、同七年うちつゞきて檢せられしと村民のもてる記録に載せられど、その檢せし人の姓名を傳へざれば定かならず。その後も檢地ありしなるべけれど詳にせず。村内すべて平地にして水田多く陸田少し。此村の民家九十九軒なり。大抵東西八町あまり、南北の徑り十町。南は矢上川を隔て、矢上村に隣り、北は今井村に接し、東は北加瀬及び菟宿の二村にならび、西は井田村に境へり。

高札場

小名 佐原場村の南を云ふ。

中村村の中程を云ふ。

矢倉 是も同じ邊を云へり。

澁川 村の東にあり。こゝに僅

の流ありて其名を澁川と唱ふるによりこの邊の小名となせりと。

上橋戸 梨ノ木 石塚 二子塚 大沼 天王塚 小

沼 以上村の西方にあり。

伊勢面 膳棚 深町 清水町 大川町 北見町 矢際 以上村の北にあり。

矢上川 村の南境を流るゝ小川なり。西の方井田村より來り東の方矢上。北加瀬兩村の間に達す。村にかゝること十三町。幅は四間餘なり。

時運橋 村の北方の小梁に架す。此橋あるを以てなべて此邊の小名となせり。其名義はいまだ詳にせず。

川崎用水

隣村今井村より流れ來り。村内所々の水田に沃ぎ。餘水は矢上川におち入れり。

産物 素麵 此村に製家七八戸ありて農業の暇ごとに作り出せりと。いつの頃より起りしや詳にせず。

矢倉明神社 村の乾によりてあり。社前に拜殿あり。祭神及び勸請の年歴詳ならず。村の記に寛永十五年建立せしよしあれば、

此時始めて造營せしものか。されどこのこと全く社傳を失ひたれば。古より立ちたる宮を再建せしも又するべからず。例祭は毎年九月二十日。村内妙海寺司れり。

伊勢宮 村の北方耕地の中にある小祠なり。元和年中の勸請にして村内妙海寺。大樂寺兩寺の持なり。

白山社 村の西にあり。百姓持。 **春日社** 村の北にあり。是も百姓持。 **第六天社** 村の南にあり。小祠。妙海寺持。

天神社 村の中ほどにあり。當社はわづかなる祠なれど。社地に大さ三圍ばかりなる松樹立つれば。古き社なることしらる。百姓持。

八幡社 村の東によりてあり。本社は尤も小祠にて前に二間半に一間半の拜殿あり。是も百姓持。 **天王社** 村の西にあり。社前に二間四方の拜殿あり。妙海寺持。

諏訪社 村の巽の方。矢上川の邊にあり。是も妙海寺持。

妙海寺 村の巽によりてあり。普賢山と號す。日蓮宗相州三浦郡大明寺の末なり。開山佛性院日正。元龜二年正月二十日寂す。開山

は當村の百姓鳥海讚岐といひしものなりと。此寺古へ薬師寺と號して庵のこどくにてありしを。天文年中かの讚岐が歸依にて一寺となし

今の寺號に改めたりと。客殿七間に六間。本尊三寶祖師を安置す。 **鬼子母神堂** 客殿に向ひて左にあり。相殿に三十番神を安置す。

大樂殿 村の東方にあり。木月山遍照院と號す。新義真言宗同郡小杉村西明寺末。開山詳ならず。中興開山法印智法。元文六年三月二

十三日寂せり。客殿七間に六間半。本尊胎藏界大日の像を置く。

舊跡赤堀屋敷跡 村の中ほど村民莊五郎が宅地の邊をいへり。今は地形もことにかはりて館跡とも見えざれど。往古赤堀入道某といひしもの住せし跡なるよし土人等いひ傳へり。此人はいかなる事跡ありしや夫も傳へず。

鹿島田村 郡の北にて平間渡の邊にあり。江戸日本橋より行程四里半。古は小机庄と唱ふ。今は郷庄の名を失ふ。往古は今の市ノ坪村の地を總て一村なりしと云ふ。東は上、下平間の二村、南は小倉村、西は北加瀬村、北は苜宿、市ノ坪の二村にて、東西九町、南北十五六町。家數五十七軒。地形平行にして眞土なり。水田多く陸田は少し。鶴岡文書にこの地名見えれば、其頃は八幡宮の神領なること知らる。其文書左の如し。

征夷大將軍家

寄進

武藏國鹿島田郷

右奉 仰備 鶴岳八幡宮者。當鎌倉郡之名區。摸石清水之宗桃。建久以來明德惟馨。日居月諸只恩仰之。是以奉進一村之田園。祝著萬歲之春秋。請照丹誠必垂玄鑒。朝野泰平。州縣豐穰。壹吏安全。黎民愷樂。者依仰寄進如件。

弘安九年十一月廿九日

左馬權頭兼相模守平朝臣判
陸奥守平朝臣判

小田原家人所領役帳に『五貫文。江戸鹿島田中村分。太田新六郎知行二貫五百文。稻毛鹿島田借宿中田分同人分。』とあり。御入國の後は御料所にて榊原左衛門の知行交れり。夫もいつの頃か替りて今は増上寺御靈屋料となれり。

高札場

小名上にあり。

小名

赤面 村の北方なり。

向島 村の西南の隅を云ふ。

影島 西北の隅を云ふ。

稻荷記 中央を云ふ。

野新田

東南の隅なり。馬落 北方を云ふ。

土橋

横一間。長六間。村の東北川崎用水に架す。御普請所なり。土人大橋と云ふ。この流の内別に長二間ばかりなる土橋あり。かの橋とこの大橋を合せて。土俗に夫婦橋と呼べり。

川崎用水

苜宿村より入りて塚越。下平間二間の間へ通ず。村内に係ること十四五間。

鹿島社

村の南の方にてこの所の鎮守なり。本社二間に三間。拜殿も同じ。神體鹿島。香取。息栖の三神。いづれも長六寸許の立像にて東帯の形なり。本地佛は釋迦。座像長二寸許。淨蓮寺の持。

末社

第六天社

本社に向ひて左の方にあり。

稻荷社 是も

淨蓮寺

日蓮宗相模國三浦郡大明寺の末。常教山と號す。寺領八石を賜へり。草創の年歴詳ならず。開基日德。元龜三年正月二十日

示寂。第二世日慶の時に至り。榊原左衛門地頭たりしをりかく願ひあげ。慶安二年八月二十四日村内において八石の御朱印を賜へり。日慶は同き三年二月十五日寂せり。客殿七間半に八間半。本尊三寶祖師を安置せり。按ずるに村内天正年中の水帳に『大蓮坊十藏坊』とのせ。往昔は鹿島の別當なりと云傳ふ。又木月村妙海寺の過去帳に『二祖日德は鹿島田淨蓮寺の開基なり。この人隠居せし頃。鹿島の社地に淨蓮坊として淨土宗の庵ありしが。常教山淨蓮寺と改めて日德こゝに幽棲し。終に妙海寺の末になれり。』と云ふ。されば今の如く大明寺の末寺となりしはいつの事にや。又これらを以て考ふれば天正の水帳にのせたる大蓮坊は則ち淨蓮坊のことなるべしなどいへり。其實をしら

八幡社 客殿の背後にあり。神體は東帯にて馬に乘れり。何人の作なるを知らず。

市坪村 郡の北にあり。江戸日本橋より五里。東は中丸子村に隣り、南は荊宿村に接し、西は木月村に交り、北は今井小杉の兩村によれり。東西五六町、南北十五町許。土性は眞土に砂交れり。水田多く陸田少く、やゝもすれば水損の患あり。地形すべて平かにして、民家は四十九軒あり。村内に散在せり。この村舊きことは傳へず。元は鹿島田村と一村なりと、かの村にすめるものの口碑に残れり。このこと當村には傳へず。さもありしや詳ならず。正保の頃より内藤六左衛門の知行となれり。檢地は元祿八年御代官江川佐兵衛、小長谷勘左衛門の二人承りてなせり。内藤氏も領所替りて、今は増上寺御靈屋料となり、諸役免除の所なり。

高札場 村の中央にあり。

小名 新田川端南の方を云ふ。 大道上南のはづれなり。 上腐上 東寄なり。 向畑 北の方を云ふ。 新田 南の方なり。 田成 東寄を云ふ。 廣町 東方なり。 田向 同じ邊を云ふ。 三屋 南の方。 外屋敷 北の方なり。 藏屋敷 同じあたりを云ふ。 長町 東の方なり。 鬼ヶ島 巽の方なり。 沖田 東の方を云ふ。 芝除 南方なり。 新田もうち南の方なり。 佐兵衛屋敷 同じあたりを云ふ。 此下も同じ。 中島 塚根

用水堀 村の西境を流る。幅六間。村内に係ること六町餘。小杉村より入り鹿島田に達せり。この流今井村境のあたりにて二條となり。支流の方は上平間村に達せり。この外悪水坑一ヶ所。用水堰二ヶ所あり。

太神宮 村の北にあり。この所の鎮守なり。本社の前に拜殿あり。二間四方。勸請の年歴を傳へず。村内東福寺の持。 第六天

社 村の北にあり。是も勸請の時代を失へり。同寺の持。 末社 御嶽社 社地に入り右の方にあり。 稻荷社 同じ邊にあり。

東福寺 村の北なり。新義眞言宗郡内小杉村西明寺の末。西光山聖天院と號す。開山開基の年歴を詳にせず。客殿五間に四間。東向。本尊大日を安ぜり。このあたりに除地二段許。元は觀音の堂ありて當寺持なりき。今は廢せり。

南加瀬村 郡の北にあり。是も郷庄の唱を傳へず。古は小机庄の唱ありしにや。小田原所領役帳にしかしるせり。江戸日本橋より行程五里。東は小倉村に隣り、南は鶴見川を隔て、駒岡村に境ひ、西は矢上村に交り、北は北加瀬村につゞけり。東西凡十町、南北も同く十町許なり。村内すべて平地にて打開けたり。土性は眞土にて、水田多く陸田少し。この邊はすべて用水のたよりよけれど、やゝもすれば鶴見川溢れて水損の患あり。民戸百十軒、いづれも村内に散居せり。この村南北に分れしは天正年間のことなるべし。名義の起りを尋るに昔加瀬左近將監資親と云へる人、北條武藏守に従ひ關東へ下り、其子孫三代この村に居り、後下總に移りしと。この村もとは大倉村と云ひしを、改めて加瀬と名づく。又資親加瀬を以て氏とせるは、この人山城國相樂郡加瀬郷に居りしゆゑ在名を家號とせるよし、加瀬家傳と云へるものに見えたり。さもあらんには舊き村なるべし。この後はいづれの所領なりや傳へず。小田原所領役帳に『石川源次郎知行六十貫文。加瀬郷神尾越中守分。』とあれば、北條氏の頃はこの邊神尾氏の領分ならん。御入國の後文祿年中命を蒙りて、伊奈熊藏が檢地せしことあり。慶長二年に倉橋三郎五郎へ賜り、夫より引續き今も倉橋氏の知る所なり。

高札場 村の東方にあり。

小名 原村の東方を云ふ。二藤町是も同邊にあり。山崎 東北の隅を云ふ。一に山谷とも云ふ。金山 北の方を云ふ。戀地 同じ邊を云ふ。沼村の北へよりてあり。知木 西北の方。田の中を云ふ。新田 西北の方を云ふ。榎戸道 村の西端なり。矢口 西の方なり。矢中 村の中央耕地の邊なり。土浮 西の方を云ふ。

加瀬山 この山は南北加瀬兩村の境にあり。當村にかゝる所高さ八九丈。東より北へ長く。山上は平地にて幅一町許。こゝより東南には神奈川。品川の海見えたり。眺望いとよろしき所なり。東方の山はづれを夢見ヶ崎と云ふ。其ゆゑを尋るに。昔太田道灌この地へ城を築かんと思ひしに。或夜道灌己が兜を鶯の來りて抓み。郡内駒岡村と云ふ所へ飛去りしと夢見しかば。此事不吉なりとて。其企をやめけり。其跡を夢見ヶ崎とは唱へるよし土人は傳ふれども。外により所なし。

岩坂 東方加瀬山へ上る坂なり。一町半ばかり。鶴見川 駒岡村より入り小倉村に通ず。川幅凡十七間。村内を經ること六町半にあまれり。矢上川 悪水堀なり。村内にかゝること二十町にあまれり。幅二間もしくは四間の處もあり。北加瀬村より入り村内にて鶴見川に合せり。土橋 村の西。矢上川に架す。幅一間。長五間。破損の修理は村民のあづかりなり。鷹野橋と唱ふ。

小倉池 東北の方にあり。廣き十二三間。狭き所は一間許。この池の中央隣村小倉と境界せり。その水を村内の田間に沃げり。八幡社 夢見ヶ崎の邊小名山崎にあり。南向の小祠。鎮座の初を失へり。村持。神明社 北の方村境加瀬山にあり。鎮座の始を傳へず。社前に拜殿あり。二間に二間半。前に鳥居あり。社前に石階あり。高さ六丈にあまれり。山の麓は打ひらけたる平田なれば。此階の半ばより安房上總の山々。久良岐郡本牧十二天の邊を見おろし眼界殊に闊し。相傳ふ本社建ちし所の土中に石櫃あり。故に一年修造のなり。其所を掘りて見るに一枚の石を得るのみにて外に出てたるものなしといへり。いかさまにも石櫃などありて年久しきことなれば。其破壊せし片石を得たるにや。定かならず。

辨財天社 前にいへる神明の山續き西の方にあり。石の小祠なり。村持。白山社 前の祠辨天社の山に續きてあり。小祠にて是も村持。第六天社 是も白山の並びにあり。石にて作れる小祠なり。村持。石神社 西方の田間にあり。村持。神明社 村の東南。小名岩瀬にあり。例祭九月十六日なり。是らすべて鎮座の年代を傳へず。

末社 稻荷、天神合社 社に向ひて右の方にあり。稻荷社 北の方矢上村の境にあり。稻荷社 西の方村境にあり。長弘寺 村の東。原といへる所にあり。一向宗東本願寺末。原中山と號す。開山を寶心と云ふ。寂年詳ならざれど。此人天正の頃の僧なりと傳ふれば。この以前の開基なるべし。客殿七間四方。本尊彌陀の立像長二尺四五寸なるを安ぜり。壽源寺 小名根にあり。淨土宗にて普照山稱名院と號す。北加瀬村壽福寺の末。元和元年までは。この寺村の鎮守八幡社地の下にありしに。後今の所へ移りたりと。當寺に置ける位牌の背に開基は建武元年なり。其頃は加瀬山智光院新如來寺と號せり。寛正元年兵火の爲に烏有となりしを。文明十六年然譽再建せしに。元龜二年又火災にかゝれり。後天正十七年走譽といひし僧再建せり。もとは寺領社領三十貫餘ありしなど記したれど。かくしげく災にかゝりたれば。今は其地所もそこ云ふことさへ知らず。後いつの頃か再建ありしを今の如く壽源寺と改めたり。後念譽覺榮と云ふ住僧今の本堂を造營せりと。これ寶曆四年の頃なれば。近きころ記したるものなりや。さはあれ何れ舊き寺なることはしるべし。今は住僧だになければこの外のことを知らず。客殿四間四方。南向。本尊彌陀の立像長二尺なるを安ぜり。古碑二基 境内墓所にあり。一枚は嘉曆三年とあり。一枚は斷碑にして。文字ある所も漫滅してよみ得ず。長延寺 小名原にあり。一向宗西本願寺の末。轉壽山と號す。開基淨念法印。寛文二年三月二日寂せり。客殿五間に五間半。本尊彌陀の立像長二尺なるを安ぜり。當寺は相州鎌倉より引きしといへども年歴を傳へず。境内入口に藥師堂あり。九尺四方。北向。藥師座像長八寸。昔堂の前より掘出せりと云ふ。

舊跡庵室蹟 村の西。田間にあり。一畝許の芝地。妙法寺蹟 了源寺の邊なりといへども。其所をば定かにつたへず。當村里正の記せしものに『不受不施の』ことにより。罪をかうむりて寛文三年當寺關所となり。木月村妙海寺の預りとなれり。』と見えたり。寛文三年不受不施と云ふこと疑ひありといへども。姑く其儘を載せたり。猶後村了源寺の條見るべし。

北加瀬村 南加瀬村の北に續けり。郷庄の唱を傳へず。往昔は小机庄の唱ありしよし、今は唱へず。江戸日本橋より行程四里半。東は荻宿、鹿島田の二村に接し、南は加瀬、小倉の兩村に隣り、西は矢上

村、木月村により、北も木月、菟宿の二村に交れり。東西三四町、南北へは十二三町あるべし。この邊大抵平地にて土性は眞土なり。水田多く陸田少し。民戸七十六軒、所々に散居せり。村の西よりに川崎道つらぬけり。村内を經ること北の方菟宿村より、西南の方矢上、南加瀬兩村の間に通ぜり。正保の頃は間宮藤太郎知行なり。元祿十五年御代官小長谷勘左衛門、池田新兵衛檢地をなせり。この外のこと前村の條に同じ。今は桂昌院殿の御佛供料なり。

高札場 小名原と云へる所にあり。

小名 八沼田 南の方。加瀬山の下にあり。

山崎 同じあたりを云ふ。

田中 西の耕地なり。

新田 村の北の方を云ふ。

しづ川 北の方の耕地なり。古は流にてもありしや。今はなし。

北沼 南方の村はづれを云ふ。

原村 の中央なり。

久保 是も村の中程なり。

道上 南方の耕地を云ふ。

加瀬山

南加瀬と當村との間に突出し。山の中央を兩村の境となせり。高さ八九丈。山上には畑を開けり。其畑の中に四五坪の小高き芝地あり。松樹二三株立てり。天守臺とよべり。相傳ふ往昔太田入道道灌この所に城を築かんとせしかど。故ありて其事のやみしなど土民の口碑にのこれるは。前村にも載する山の條下にあり。さあらんには天守臺の唱へは後人の名けしこと論をまたず。

稻荷社

村の東の方にあり。二間に三間の祠。東向。前にちひさき鳥居を立つ。山崎稻荷と號せり。當社に元祿の棟札あり。この頃再建なりや。鎮座の年歴又名を得し故詳ならず。村内壽福寺の持。

稻荷社

村の西にあり。是も二間に三間。東向。前に鳥居を立つ。勸請の年代を傳へず。村民の持。

熊野社

加瀬山の中。了源寺の背にあり。村の鎮守なり。覆屋二間四方。中に三尺四方の宮

を置けり。石を以て作れる鳥居と木の鳥居あり。相傳ふこの社は北條左京大夫氏直の建立なりと。この社に並びて富士淺間の社あり。その處は小高くして富士山の形をなせり。前に鳥居を立つ。村内壽福寺の持。

稻荷社

村の中央小名原にあり。二間に三間。南向。

豊島魂稻荷と呼べり。鎮座の初を知らず。村民の持。

八幡社

小祠。南向。社の側に古松樹五六株あり。其舊社なることしらる。

壽福寺

村の南加瀬山の下にあり。淨土宗郡内小田中村泉澤寺の末。無量山延命院と號す。開山滿譽。元龜二年五月二十七日寂せり。客殿七間半四方。東向。本尊彌陀の立像長三尺なるを安ぜり。

觀音堂

九尺二間。寺に入りて左にあり。如意輪觀音なり。石像長一尺。

了源寺

村の南加瀬山の上にある。法華宗にて久良岐郡杉田村妙法寺の末。頂龍山と號す。當寺は寛文八年。日境といへる僧開山せしに。おのれ其任にたへずとて。師の日啓を以て勸請開山とせり。この僧は寛文三年八月二十一日寂し。日境は貞享元年三月五日示寂なりと云ふ。客殿八間に六間。東向。本尊三寶を安ぜり。按ずるに前村妙法寺舊蹟の條に引きたる村内里正の記録にのせる如く。妙法寺は不受不施の事を以て寛文中廢地となり。木月村妙海寺の預りとなり。同き八年日啓といへる僧この寺を開基せしと。しかるを爰に日啓は寛文三年寂せしと云ふは。事實合せざるに似たり。されど其實は日境。開基の師を以て勸請せしゆゑなるは前に見えたり。

鬼子母神

社門を入りて左の方にあり。二間四方。神體立像三寸。いつの頃にか洪水のなり菟宿村の村童。此神體を拾ひ得たるをこゝにおけり。

阿彌陀堂

村の中ほどにあり。二間に三間。東向。村民の持。

矢上村

郡の中ほどにして川崎宿の西一里餘にあり。此村古は谷上と書けり。村内保福寺を谷上山と號するも、全く是を用ひしならんと。されど今の文字に改めしも舊きことと見えて、永祿二年小田原家人役帳に、小机、矢上之内三貫八百七十文の地を、中田加賀守領せし由記せり。又これによれば其頃小机庄に屬せしこともしらる。村内大抵山丘にて水田少く陸田多し。東西の直徑九町餘、南北十町。南は箕輪村に並び、西は駒林村にさかひ、東北は加瀬、木月の二村にして矢上川を以てかぎりとなせり。此村も古のことはすべて傳を失へり。永祿、元龜の頃は前にも記す如く、北條家麾下の士中田加賀守等

が知る所なること明けし。御打入の後は御料所にして伊奈半十郎が支配所となり、元和二年村内の半をさきて倉橋三郎五郎に賜ひ、その残る所の地をさきて、山本平九郎、松平新五左衛門の二人に分ち賜はりしとて、正保の頃のものに此三人の姓名をしるせり。この後は皆私領所となりしに、元文中村内草莽の地を墾開して、別に御料所となりしより、今は御料及び大久保大隅守、松平圖書新五左衛門の後。鈴木彌次右衛門、倉橋作十郎三郎五郎の後。が知る所と入會の地となれり。民家はすべて九十五軒。御料の方はわづかに新田の地のみなれば、あたりの村民等があづかりなり。村内に林二ヶ所あり。一は村の東下谷戸にあり。一は村の中ほどにあり。土人此地をかうよけん山と呼ぶ。その來由を詳にせず。

小名 下谷戸 村の中ほどを云ふ。 上谷戸 西の方を云ふ。 袋南の方を云ふ。 芝新田 是も南の方にて原地を云ふ。

矢上川 村の東。北加瀬。木月兩村の境を流る。川幅凡四間。川路當村にかゝること屈曲して凡一里半餘。

熊野社 村の中ほど丘の半腹にあり。社地に古松生茂りて古き宮地とみゆ。例祭毎年七月二十一日。同郡平村の神職小泉信濃來りて祭事にあづかれり。讀經のことは村内保福寺のうけたまはりなり。

神明社 村の北の方丘上にあり。入口に鳥居二基を立つ。是も保福寺持。 **淺間社** 村の東方小高き塚上にあり。最も小祠なり。相傳ふ昔北條家の麾下の士。中田加賀守此塚を築きて新に此社を鎮座ありしと。社頭に古松樹生茂りたれば。古き宮居なることはしられぬ。例祭毎年九月十五日。小倉村無量院持。 **山王社** 淺間社の向にあり。是も小祠なり。保福寺持。

赤城社 是も同じ邊丘上にあり。同寺持。

觀音堂 村の東北矢上川の邊にあり。四間四方の堂にて。本尊は立像の聖觀音の木像。長三尺許なるを安ず。相傳ふ此觀音は源頼朝卿御守佛にして。正治年中當國の住人稻毛某が所領井田邑(今隣村井田村)に觀音町と云ふ所あり。その地なるべし。安置の所。文祿四年洪水の災ありて流失しければ。しばらく本尊の所も失ひしが。僧景光といひしもの迎出して今の地に移せりと。別當は淨景山觀音寺と號す。淨土宗小田中村泉澤寺の末山なり。則ち觀音堂の側に一字を構へて住せり。 **保福寺** 村の中ほどにあり。谷上山と號す。曹洞宗小机村雲松院の末山なり。開基は中田加賀守某なり。八王子心源院第六世の僧春悅開闢なれば。もとより心源院の末に屬せり。然るに春悅後に當寺を以て小机村雲松院の住僧楞室へゆづり興へしが。今楞室を以て開山とし。雲松院の末寺とはなれり。楞室は寛永十五年七月二十九日寂せり。客殿七間半に六間半。本尊阿彌陀を安置す。 **觀音堂** 保福寺の東にあり。三間四方の堂にて南に向ひて立つ。本尊は立像の聖觀音。長二尺餘なるを安ず。土人こゝを岩屋堂と呼ぶ。昔洪水の時山崩れてこの像出現したれば。かく名けたりと。百姓持なり。 **不動堂** 村の西北矢上川の邊にあり。わづかばかりの堂なり。是も百姓持。

舊跡館跡 村の中程熊野社の後背の陸田の邊なり。則ち前條にしるせる保福寺を建立せし中田加賀守が住せしとなり。今こゝにうつ木の一むらなせる所あり。これ加賀守が先祖の墳なりと。土人此木にふるゝことあれば。必ず奇病をうるとて近くよるものなし。此地は百姓武右衛門と云ふものゝ持なるが。彼の先祖は渡邊何某とて加賀守が家士なりしと云ふ。

上駒林村 中駒林村 下駒林村 矢上村の西につゞけり。當村は今上、中、下の三村に分ち唱ふといへども、其地形犬牙し、山川屈曲してことごとく分ちがたければ、暫く一村となしてしるせり。當村或は川崎領とも云ふ。分明なりがたし。村名の起を尋ぬるに、村の百姓林平といへるもの藏する所の記に、古へ鎌倉右大將富士の牧狩の時、彼が先祖兵十郎といひしもの己が豫て飼ひおきし白き馬の逞しきを奉りければ、ことに賞せられて後駒林と唱ふべきよし仰あり。其前は八ッ田の郷といひしこと見えたり。されど此舊記は野老の覺書にて、卑俗の言葉のみなれば信じがたきものなれば、慥に村名の證ともいひがたし。回國雜記に『駒林といへる所に到りて、宿をかり侍るに、あさましげなる賤のふせやに、落葉ところせき侍るを、ちとはきなどし侍りける間、たゞずみておもひつゞけし。』つながれず月

日しられて冬きぬと又葉をかふる駒林かな。』と見えれば、文明の頃は早此村名ありしこと疑ひなし。されど其頃何人の領せしや詳にせず。小田原家人所領役帳を見るに『江間藤左衛門小机筋駒林内にて十貫文。又市野彌次郎四十三貫七百二十文。』とあり。石川家譜に『天正十八年御入國の後、石川傳次郎一勝が舊領をあらため、當所にて采地を賜ふ。』と云ふ。又上田家譜を閲するに『兵庫元次といへるもの高年に及びて此所に隱棲し、慶長十四年七月七日病死せり。』と見ゆ。この元次が知行は其後増上寺御靈屋料に寄せられしよし、其年月を詳にせず。是は上、中、下村の内上の分に屬する所なり。中の分は今傳次郎子孫弦次郎が采地にして、下の分は一族次郎太郎しる所なり。民家上は三十三軒、中は二十八軒、下は三十一軒、すべて九十軒なり。村の四境東は矢上村に隣り、西は都筑郡高田村に接し、南は北綱島村に及び、北は下駒橋村に續く。東西十町餘、南北八町許。田多くして畑少し。地形南は低く、北は高し。早損の患多く水損はまれなり。檢地は佐口兵右衛門、石島庄右衛門の二人がせしこと村の水帳に載せられたり、年號の所蟲ばみ、たゞ八年の二字のみ残り。是は石川兩家より家臣を遣して檢せしなるべし。其後延寶七年三月石川助七郎檢地すと云ふ。

高札場 三ヶ所。上分は村の西の方字鯛ヶ崎。中分は村の中央字西根。下分は巽の方字御藏屋敷にたてり。

小名 鯛ヶ崎 村の西の方なり。 **檜入** 是も西の方にあり。 **森戸** 上の續きなり。 **坊谷** 古へ坊のありし所なれば。此唱へあり。

西ノ根 中央より少しく西によれり。 **中村** 中央を云ふ。 **原** 東北の方にあり。 **御藏屋敷** 村の巽の方を云ふ。

溜井 二ヶ所あり。一ヶ所は坊谷にあり。廣さ五畝餘。一ヶ所は檜入にあり。廣さ三畝許。 **高田堰** 西の方都筑郡高田村なる早

淵川の流にあり。爰より分水して村内所々の水田に沃く。

天神社 字森戸にあり。上分に屬す。神體座像にて長一尺許。社前に木の鳥居をたつ。石階八級なるを設く。例祭九月廿四日。熊野社と隔年に祭る。村内金藏寺持。 **末社** 稻荷社 本社に向ひて左の方にあり。小祠なり。 **熊野社** 字檜入にあり。上分の鎮守なり。前に石階十八級を設く。神體は本地佛藥師の像を安ず。立像なり。例祭は前の天神の條に云へる如し。是も金藏寺持。 **天神** 社字中村にあり。中分の鎮守なり。前に石階三十三級を設く。石の鳥居をたつ。社前に拜殿あり。三間に二間半。神體木の座像にて一尺許。 **末社** 稻荷社 本社に東にあり。 **二十三夜堂** 本社に西にあり。僅かなる堂なり。 **十二天社** 村の巽の方にて下の鎮守なり。此所を客殿袋と云ふ。其名義を知らず。石の鳥居を建てり。又木の鳥居もあり。社前に拜殿を設く。神體は毘沙門のごとなる姿にて立像なり。長一尺許。村内林平が先祖川田兵庫が天正十九年の覺書にも。此十二天のことを載すれば古き社なること知るべし。例祭八月二十三日。金藏寺持。 **末社** 八幡社 本社に向ひて南にあり。 **稻荷二社** 八幡の左右にあり。 **辨財天社** 字治部谷にあり。此社のことか兵庫が覺書に出てたれば古きものなり。是も金藏寺持なり。

金藏寺 村の中央にて御朱印地の内にあり。別に除地の段別なし。天台宗にて江戸寛永寺の末。清林山佛乘院と號す。本堂十一間に九間半。南に向ふ。本尊不動を安ず。立像にて智證大師の作なりと云ふ。尋常の像とことなり。相傳ふ古は三井寺派にて東三井寺と唱へ。塔中も二三軒ありて彌勒を本尊とし。佛器舊記等もありしが。いつの頃か回祿にかゝり鳥有せし故。開山開基さへも詳ならずと云ふ。其後大猷院殿の御代に至り。十石七斗餘の御朱印を下し賜へり。 **彌勒堂** 門を入りて左にあり。三間に二間一尺。元は境内の外東の方にありしが。いつの頃か此所に移せりと云ふ。 **第六天社** 本堂の後背の山上にあり。下竝に同じ。 **太神宮** 稻荷祠 **辨財天社** 山玉社 **不動堂** **西光院** 字鯛ヶ崎にあり。天台宗にて村内金藏寺末。天文山藥王寺と號す。客殿六間に五間。南に向ふ。本尊藥師の座像長一尺許なるを安ず。曾て回祿の災にかゝりしゆゑ。開山開基等總て詳ならず。 **西寮** 字中村の内本知坊山にあり。三間に三間半。前に石階十六級あり。本尊は千手觀音の立像にて長一尺許。古碑四基あり。一は永享十二年十月道嚴逆修。一は妙心

逆修としるし。是も同年月を鐫りたり。かく同年月を鐫りたるは道嚴。妙心共に志を合せて逆修の碑を建てしものなりや。されど二人の姓氏も傳へざれば今よりは考ふべからず。此外に文明等の年號を鐫りたる碑二基あり。もとより年月ばかりを鐫りたれば何人の碑なるを知らず。壽泉庵 字坊谷にあり。下分の内なり。二間四方。巽に向ふ。天正十九年の覺書に此庵號あり。されば古き寮なるべし。

其來由を傳へず。寮 上分の内にあり。昔この寮に常念坊と云ふ僧住せし故。今この地の字を常念坊と呼べり。二間に三間。南向。

舊家者百姓林平 川田を氏とす。此村の舊家なり。古文書を藏せり。その歴代等は詳ならざれど。天正十九年の覺書あり。古き物なればそのまゝ出せり。

覺

駒林村と申すはかま倉殿地代先祖兵十郎を白馬を見付持山と申す時ふちのみかり有て代官殿を尋てかま倉多あけ申す時駒林之郷といふ付られ我等之先祖も川田兵庫といへと申されたと申す其前川田の郷もゆらたと申す

十二天者うちらちの方大氣を光り物其年正月十二度山よとんだせんと郷の山ふと相談て十二天といわいそれ郷のと歩つふととかみやまふにあにかん主よとき今伊賀が先祖と申しかま倉へ出た白馬宮山にいたにより今に郷で持ぬ事へん財天者多の島に參りてまいのはたけよとと立ていわる人ちかいら次部が親の代にくれてやと多立たと申す六代此かたの加氣物火事にやき申す我等之覺申すもうり如件

天正十九年

御ふわ

大代官様

川田兵庫

掟

一當郷ニ有之者侍凡下共ニ廿日可請以行々子細有之間悉□鎗銃炮何にても得道具と持可□□□□右次第□出事

一此度若一人成共隠而不罷出儀後日ニ聞届次第當郷之小代官并百姓□可切頸事

一惣而爲男者ハ十五七十と切而悉可罷立舞々猿引體之者成共可罷出事

一男之内當郷ニ可殘者ハ七十より上之極者定使十五より内之童部陣夫此外ハ悉可罷立事

一此度心有者ハ鎗之さひともこかさ紙小旗體□致走廻ひ者於郷中似合之望者相叶可被下事

一可罷出者ハ來四日ニ小机へ來公方檢使之前にて著到ニ付可罷歸小代官百姓友致同道可罷出但雨ふりひ者無用何時成共四日より後天氣次第可付著到事

付著到ニ付似合ニ可持得道具と持可付之又弓鎗之類持得間敷候との男ハ鍬かま成共可持來事

一出家ニハ共此一廻之事ハ發起次第可罷立事

右七ヶ條之旨能々見届可入精愚ニ致覺悟ひ者可行嚴科又入精ひ者爲忠節間如右記似合々々望と相叶可被仰付者也仍如件

七月廿六日

駒林 小代官
百姓中

追而御出馬御留守之間御隱居御封判と被爲推ひ以上

□□□百七十八文 □□ 正木指別年々納之

此内 八百九十三文
壹貫七百八十五文

三ヶ所清錢
三ヶ所生麥

右一ヶ年七地下中□事繁ニ付而御赦免以畢然者於當年麥毛之上被仰付以三ヶ二麥を以納可乎此麥拾七俵三斗七合若但百文ニ三斗五升目積玉繩御藏へ可納之上ヶ一者可爲精錢跡小田原御本城御庭へ持寄奉行人前にて撰渡可申六月晦日迄限而皆濟可申此内限致無汰ハ則家内牛馬と可取者也仍狀如件
永祿八年印あり
乙丑五月廿五日

駒林郷 小代官
百姓中

三之四十之□□駒林段錢但本増可□□□□致進納辻

此外三之四十之從乙卯歲每年御藏納致□

右先年無檢地郷村就 御代替當年雖可被改其以來被打置只今事六ヶ敷間以段錢増被仰付以米穀斗運送之苦勞可存者數相當次第黄金永樂絹布之類麻漆等合以物と以可納之然者十月晦日必可致皆所可捧一札旨被仰出者也仍如件

天正九年北條氏虎印あり
辛巳八月十七日

駒林 代官
百姓中

私領稻毛郡之内駒林之村自前々致來諸役之儀者無相違可勤之其外無虎御印判新儀之役令停止畢若横合非分於申懸族者可遂披露者也仍如件

天正十二年北條氏虎印あり
甲申十月六日

海保 奉之
松田肥前守 為

川流ニ付而役錢御赦免之事

一 壹貫六百五十文 段錢當損懸分

此内 八百廿五文 當年一廻分公方御赦免
八百廿五文 百姓中并中田に可渡之

一 九百文 懸錢當損ニ懸分

此内 四百五十文 當年一廻公方御赦免
四百五十文 百姓中并中田に可渡之

以上

右川流付而諸役令詫言以間當損免ニ懸反錢懸錢之内如此半御赦免と殘半分爲御同様可納之者也仍如件

同上

亥九月九日

駒林 小代官
百姓中

外に古系圖と云ふものあり。ことに珍藏するよしなれど。是を閱するに紙性墨色は古きものと見ゆれど。事實をしるせしに至りては妄誕のことにして。考證にたらざれば是を略す。百姓鏤五郎 氏を横山と云ふ。舊家のよしいひ傳ふれども。其詳なることをしらす。是も林平が所持せし如き古系圖を藏して頗る古き家なれども。外に記録なければ今より考ふべからず。

駒ヶ橋村 郡の西境にあり。古は稻毛庄ともいへり。土人の話に此地は古鎌倉街道の中にありて、そのほとりの流れにかけし橋、一年洪水の爲にそこねし時、ゆききの者駒を水中へ入れて渡せし故、村名起りしとも又頼朝此所に來られし時、乗られし馬逸して村内の橋の邊にて留りし故なりともいへり。い

づれもとかく慥ならぬ説なり。今按ずるに駒ヶ橋などつゞきし村名を以ておもふに、古へ牧などの名残にて、此邊は駒の多くすみければ、かゝる名ありしにはあらずや。江戸日本橋より行程五里許。家数は二十四軒あり。村内に散住せり。村の四境東は矢上村に隣り、西は都筑郡高田村なり。南は駒林村にて、北は井田、蟹ヶ谷、久末の三村なり。東西へ六町、南北はわづかに二町許。畑多くして田少し。土性はのはくにして、専ら糞培の力をからざれば五穀もならず。まれに干損を患ふるのみにして水溢はたえてなし。土地高低相半せり。古の檢地は其年代を傳へず。伊奈半十郎が支配せし頃、新田を改出し、元文二年田中休藏檢地せり。今御代官小野田三郎右衛門支配所の外、鈴木彌次右衛門の知行及び淺草誓願寺領交れり。彌次右衛門の家に賜はりし年代は詳ならず。誓願寺領は元祿十六年十月賜はれり。

高札場 村の東の方字下にあり。

小名 上村の西の方なり。この所は誓願寺の領なり。

中 中央なり。鈴木彌次右衛門が知行なり。

下 村の東の方なり。こ

れも誓願寺の寺領なり。八カ僧長の方なり。御料所なり。

用水 村の西の方都筑郡高田村より流れ入り。これを水田に沃いて南の境に至る。川幅三四尺ばかり。

熊野三社 字下の中央にあり。勸請の年代詳ならず。本地彌陀。薬師。觀音を安ず。長各一尺二寸許。又垂迹新宮。那智の神體座像にして長各五寸許。例祭は三月三日なり。社前に石階十五級ありて其中程に木の鳥居をたつ。神明社 村の西の方にあり。神體は長八寸許の立像にて安永の頃彫刻せしものなり。例祭は年々八月十一日なり。社前に石階二十五級ありてその下に鳥居をたつ。村持にて上中二分の内の鎮守なり。

眞福寺 村の中央の邊にて下分に屬す。曹洞宗多磨郡和泉村泉龍寺末。駒橋山と號す。開山杉巖壽悅。慶長十七年寂す。開基欄室關

牛。明曆三年遷化すと云ふ。本堂六間。巽に向へり。願王山の三字を扁す。本尊如意輪觀音。長八寸。木の座像なり。慈覺大師の作なりと云傳ふ。又子安延命地藏を安ず。座像にして長六寸。作知らず。總體墨塗にして玉眼の像。此像は相州一之澤彈誓上人の守佛にして靈像なり。久しく爰に安置せしが寛延三年の頃より遠近の人大いに崇信してしばしば靈驗の聞えありければ。農民等子孫の繁榮を祈らんがため一夜づゝ宿して祈念しけり。このこと遠近にきこえて。近き頃は四月より七月までの間は江戸の中及び近郷を廻り。各一夜づゝを宿して後は寺にかへり本堂に安ず。故に俗に一夜地藏と呼べり。白山、辨財天、第六天、天神、稻荷、秋葉合社 本堂に向ひて左にあり。二間に一間半。古碑 本堂の後なる丘上にあり。青石の碑にて上に三尊の彌陀を彫り。下に天文三年と刻す。其餘は剝落して讀むべからず。雙松庵 村の中央にあり。九尺に一丈の寮なり。起立の年代を傳へず。本尊楊柳觀音。銅像にて唐佛なりと。長三寸許。もと村の名主十郎右衛門が墓所の寮なり。

卷百三十四 村里部

橘樹郡 九 神奈川領

神奈川領は、郡の中央より南の方にありて、西の方都筑郡にまたがれり。地形は平土及び山丘と半せり。その境の様は東より西へは狭く、南北へは長し。大抵東西へ一里餘、南北の間は小机の領もよこさまにかゝれど、凡そ三里半にあまれり。東邊はなべて海に接し、南は久良岐郡本牧領及び相模國鎌倉郡山内庄に隣る。但し鎌倉郡に接する村々は、都筑郡の内に領名の波及するものにて、本郡の隣れるにはあらず。西の方まで若干、領中の村あり。又都筑郡小机領に接する所も少からず。北は川崎領及び稻毛

領に交れり。領内に屬する村々四十箇村。その内東海道往來のかゝれるは、保土ヶ谷宿及び鶴見、生麥等の村々なり。

南綱島村 郡の西の方筑郡の境にあり。古は小机の庄と唱へしが、今は用ひずと云ふ。小田原所領役帳に『小机の内』としるせり。證すべし。江戸日本橋より行程五里。民家九十四軒。東は上、中駒岡及び南加瀬村の三村に隣り、西は太尾村及び都筑郡吉田、新羽の三村につゞき、南は樽、大曾根の二村にさかひ、北の方は北綱島、箕輪及び都筑郡高田の三村に接す。東西十五町、南北五町許。田畑相半せり。されど北綱島の地と犬牙したれば、この疆域の内にも北綱島の地多く交はれり。地形北の方には小山つらなりて、南の方は平地なり。水損の患多し。當所永祿の頃は北條左衛門佐が知行せしこと役帳にみゆ。この後御當家の御料所となりし頃にや、綱島十八騎と號するものあり。其うち近藤五郎右衛門正次といへるもの天正十八年御打入の時、當所に采地三百石を賜ひ、十八騎の魁たらしむと云ふ。其餘の姓名を傳へず。此こと土人の口碑にも残り。又寛永二十年武藏國稻毛領綱島十八騎と云ふこともものも見えたり。されば此等の人々は北條家滅亡のち、東照宮に屬し奉り、甲州侍武川衆などいへるもの如く、綱島にて采邑を賜はりし故かく唱ふるなるべし。御入國の後伊奈半十郎が家にてあづかり奉り、夫よりかはるく御代官の支配所なり。享保の頃高麗雉子を當所に放されしことあり。村民をして其番を勤めしむ。故に暫く助郷などつとめざりしが、其後又もとの如く村役をつとむることになれり。此事他村になきことなれば、暫くこれをあぐ。檢地は元祿八年安藤對馬守重治これを承り、その後しばしば新墾の地いできて、そこばくの貢數を定められしと。今はすべて小野田三郎右衛門が支配する所なり。

高札場 字別所谷にたてり。

小名 中村 村の中央を云ふ。

下 東 の方なり。 **別所谷** 西の方にあり。

鶴見川 西の方筑郡新羽村より流れ來り。又隣村太尾村より來れる水と合して一流となり。村内を屈曲し二十町ばかりをへて。東の方加瀬村に入る。川幅十四間許。又早淵川。矢上川と云ふ二水この川へ落合ふ。則ち下に出せり。合せ見るべし。 **早淵川** 乾の方

都筑郡吉田。高田二村の間より流れ來り。村内西の方にて鶴見川へ落つ。村をふるること六町許。川幅二間にあまれり。 **矢上川** 長

の方矢上。南加瀬の間より來り村内に入り。これも亦鶴見川に落合ふ。川幅二間半より三間に至る。 **綱島橋** 鶴見川に架す。長十

五間。横九尺。 **圪樋** 早淵川。矢上川の二流に堰を設け。水田に引用ゆ。

神明社 字中村にあり。南北二村の鎮守なり。山上にたてり。百餘級の石階を設く。古松二十株あり。前に鳥居をたつ。例祭三月十

六日。同郡箕輪村大聖院持。 **諏訪社** 字下にあり。是も南北の鎮守にて前に鳥居をたつ。石階三十五級を登り。又五十級をよちて

社前にいたる。神體座像にて長九寸許。前に神鏡を置く。勸請の年代詳ならず。例祭七月二十七日。同郡駒林村金藏寺持。 **末社** 稻

荷社 石階を登りて左の方にあり。二間半四方の祠なり。前に木の鳥居をたつ。 **金毘羅** 是も同所にあり。五尺四方の祠なり。北に

向ふ。前に三十一級の石階を設く。

長福寺 字中村にあり。淨土眞宗にて京都東本願寺末。綱島山と號す。客殿七間に六間。巽に向ふ。本尊は彌陀の木像にて長一尺餘。

開基は前にいへる所の十八騎の頭なりし近藤五郎右衛門正次なりと云ふ。寛永元年十一月七日雷火の爲に堂宇すべて焼失し。舊記等も此時残りなく焼失せしかば開山の僧も詳ならず。 **太子堂** 門を入りて左にあり。前に數級の石階あり。九尺四方の堂にて長一尺五寸の木像を安ず。

東照寺 字別所谷にあり。曹洞宗にて大曾根村大乘寺末。綱島山大光院と號す。門外に石階九級を設く。此寺もと大曾根村にありしを。何の頃か當所に移せりと云ふ。客殿七間に五間。南に向ふ。本尊藥師。木の座像長七寸許。行基菩薩の作なりと云ふ。

開山生外意鏡和尚。寛文四年十二月二十四日寂す。鐘客殿にかけてあり。元祿十三年の銘あれど。考證とすべきことなければ略しぬ。
 熊野社 客殿背後の山上にあり。小祠なり。 **観音堂** 同じ邊にて山上にあり。又水月庵と號す。石階二十六級を設く。三間半に三間の堂なり。南に向ふ。本尊は馬頭觀音の座像にして長五寸許。胎中に十一面觀音の立像二寸許なるをこめおけり。又前立あり。木の立像にて是も長五寸許。 **稻荷社** 堂に向ひて右の方にあり。小祠。 **天神社** 稻荷よりも少しく上にあり。小祠なり。 **古碑一基** 先年字別所谷より掘出せりと云ふ。道慶禪門。文明十七年乙巳五月二十九日としるす。 **不動堂** 是も同所にあり。此所は餘程けはしき山なり。古松をよちてやうやく登れば其上に五尺に六尺の堂あり。長八寸許の石像を安ず。前に木の鳥居柱間三尺許なるをたつ。勸請の年代詳ならず。

北綱島村 もと前村と一村なれば、古き領主のこと及び郡の方位等すべてことなることなし。御入國の後より御代官所なりしを、一度竹尾市十郎が御役の料として賜はりしことあり。その後又御料所に復せしかば、此頃より南北にわかつてりと云ふ。正保の頃の物を見るに尙一村なれば、これより後のことなるべけれど其年代は詳ならず。今は小野田三郎右衛門が支配所なり。寛永二十一年酒井河内守命を承りて檢地せり。村の四境も亦前村に同くして、唯北の方わづかに駒林村に隣るをことなりとするのみ。民家五十五軒。東西十町、南北三町許。水田多く畑少し。地形は中央たかくして其餘はすべて平地なり。水損の患すくならずと云ふ。

高札場 字北谷にたてり。

小名 北谷西の方にあり。

中北谷東の方を云ふ。

下南綱島に接する所を云ふ。

鶴見川 村の西の方。南北綱島犬牙の地を流るゝなれば。當村のみを別ちて辨じ難し。前村の條下に記せり。就て見るべし。川幅十
 四間許。 **早淵川** 村の乾の方より南へ流る。川幅三間。是も前村に詳なり。 **塚樋** 早淵川にあり。御普請所なり。 **矢上川**
分水 矢上川は村内にはかゝらず。たゞ用水堀を設けてその水を引用ゆ。西の方吉田村境早淵川の邊にあり。長二町許。幅二間あまり。
來迎寺 字北谷にあり。淨土宗小机村泉谷寺末。稱念山智光院と號す。本堂四間四方。西に向ふ。本尊三尊の彌陀を安ず。木の立像にて長一尺二寸。脇に觀音。勢至の像を置く。開山は稱譽。天和三年十二月十四日寂せり。

大會根村 郡の中央より少しく西によりて都筑郡の堺にあり。古は小机の庄に屬し、百八郷の一なりしが、今は神奈川領に屬せり。江戸日本橋より行程六里にあまれり。民家四十一軒。村の四境東は樽村に接し、西南は太尾村にとなり、北は綱島村にさかふ。又鶴見川を隔てゝ少しく當村の地あり。もとは川のこなたなりしが洪水の時川の瀬かはり、今は川の向ひにありて飛地の如くなれり。東西九町許、南北十二町に及べり。畑多くして田少し。水旱共に患あり。地形西南は小山つゞきて、其餘は皆平地なり。此所も昔小机の城主笠原某が領せし所なり。御入國の後御料となり、伊奈半十郎が家にて世々預り奉り、夫より御代官かはるゝ支配して、今は小野田三郎右衛門が御預所なり。元祿八年安藤對馬守重治命をうけて檢地せりと云ふ。

高札場 殿谷にたてり。

小名 殿谷村の中央を云ふ。古へ笠原某が城壘ありし所にて。其後稻荷を勸請せり。笠原が子孫村民となりて。今に此所に居住せりと云ふ。 **武田谷** 東南の堺を云ふ。古へ武田彈正と云ふ者住せしゆ此唱ありと云ふ。今に其子孫農家に残り。 **中ノ谷** 村

の中央を云ふ。宿前の武田谷と中ノ谷との間を云ふ。古へ殿谷の城ありし頃。此所に宿驛ありし故。今にかの號ありとぞ。牢尻古へ城壘ありし比。獄屋のありし傍なれば今にかく號せりと云ふ。山崎北の堺を云ふ。根崎前のつゞきにあり。八幡耕地すべて水田のある所を云ふ。

鶴見川 西の方太尾村より來り。北の方綱島村の堺を流れ。東の方樟村へいる。川幅十五間許。村内をふるごとすべて十二町許。

綱島橋 村の東。鶴見川に架す。長十五間。幅九尺。古は木を以て造りしが近き頃より土橋となれりとぞ。

八幡社 字榎戸にあり。木の鳥居を建つ。石階總て四十五級を設く。社九尺に一丈。神體長一尺許。尋常の設けと異り兩部のかたちをなしぬれば。神佛相混じたる像なり。其作を詳にせず。例祭八月三日。隔年にあり。村内長光寺の持。末社 稻荷社本社に向ひて左方にあり。小祠。

天満宮 字中谷にあり。わづかなる祠なり。内に安ずる神體は束帶にて長四寸ばかり。社前に木の鳥居をたてり。祭禮は豊年の時のみ行へりと云ふ。村内長光寺の持。六所明神社 字根崎耕地にあり。社九尺に一丈三尺。南に向ふ。神體は立像にて長八寸許。毘沙門の如き姿なり。例祭八月三日。八幡と隔年に祭る。是も長光寺持。

大乘寺 村の南の方にあり。曹洞宗にて相州愛甲郡三田村清源寺末。轉法輪山箕谷峯院と稱す。客殿十間半に六間。巽に向ふ。本尊釋迦の座像を安ず。長二尺六寸あまり。脇土文殊。普賢共に座像にて長一尺六寸九分。開基は妻木傳藏と云ふものの母なり。法證を寶珠院華窓智榮大姉と云ふ。寛文十三年八月二十六日卒す。傳藏は旗下の士今の小源太が先祖なり。開山を英顔麟哲と云ふ。慶長二年七月二十日寂す。大猷院殿の御代寺領五石の御朱印を賜ふといふ。

白山、稻荷合社 門外にあり。小祠。境内鎮守なり。地蔵堂門に向ひて左にあり。九尺四方。本尊長四尺七寸の座像を安ず。衆寮門を入りて左の方にあり。六間に三間餘。

長光寺 字殿谷にあり。古義真言宗にて鳥山村三會寺末。清雲山觀音院と號す。客殿七間に五間。巽に向ふ。本尊不動を安ず。立像にて長二尺。當寺慶長二年回祿にかゝりて舊記烏有せしゆ。開山開基詳ならざれども。村民太助が家傳に明應九年笠原平六義爲一子のなきことを患ひて。長光寺の住僧圓覺法印を請じて朝夕笠原稻荷に祈念せしと云ふときは。これよりさきの寺なることしらる。中興開山を權大僧都祐辨と云ふ。寛永二年十二月十六日寂す。愛宕社 境内巽の方山上にあり。小祠。神體木の座像にて長三寸許。秋葉社 堂に向ひて左の方山の中腹にあり。これも小祠なり。正觀音堂 里正太助が構の内にあり。三間半に三間なり。東に向ふ。本尊木佛にて長一尺許。

壘跡 村の中央にて山にそひし所なり。山上は平地にして巽の方大門口と見えて打開けし所あり。廣き凡六町四方許。相傳ふ北條の家人笠原平六源義爲と云ひしもの。明應の頃此所に砦を結びて籠りをれり。これを小机の出張城と唱へしよし。今は字して殿谷と云ふ。中古までは堀の跡も残りて小橋などわたせしが。今はその形さへもなくなり。其跡とおぼしき所を掘見れば。蓋の端口など出づると云ふ。義爲が孫廣信跡を此所にかくし。其子孫今に住居せりとぞ。尙舊家の條合せ見るべし。伊東屋敷 是も殿谷の内なり。相傳ふ永祿の頃伊豆の住人伊藤藤七なるものあり。故あつて小机の城主笠原平左衛門と親しかりければ。それに隨ひて小田原家に屬せんことを乞ふ。然るに平左衛門彼が骨相の尋常ならざるを以て己が家臣とせん事を思ひて。等閑にあつかひ年月を送りけるが。其後豆州戸倉に於て平左衛門戦死せり。時に纒に二歳の男子ありしかば。藤七深くこれをいたみ。長く此所に盤居して幼者を守立て。己に十五歳に至れり。時に天正十八年東照宮御上洛の砌。神奈川宿にて初めて謁し奉り。新知二百石を賜ふと云ふ。太尾村龍松寺の過去帳には此時のことを載せて。己に笠原が家臣とみえたり。未だ其是非を詳にせず。彼藤七が暫く居住せし所なれば。伊藤屋敷の唱ありとぞ。其子孫に至り遂に笠原が家臣となり。或は采地の里正を勤むと云ふ。今に都筑郡臺村に五郎右衛門と云ふあり。其子孫なりとぞ。尙臺村に就て見るべし。

舊家者百姓太助 本氏は笠原氏なるを中古富川と改む。其家譜を見るに。同郡小机の城主笠原能登守源義俊が弟を平六義爲と云ふ。明應九年庚申。當所の山間に砦を結びて籠居せり。故に此所を字して殿谷と云ふ。かくて一子なきことを深くなげき。村内長光寺の住僧圓覺法印を請じて朝夕稻荷を祈念せしに。程なく其妻懷妊して男子をうめるにその歡喜斜ならず。則ち土木の費を供して己が構の中へ一社を造建し。稻荷を勧請せり。因りて今に至るまで笠原稻荷と稱す。此子成長して後筑後廣定と云ふ。天正十二年八月二十日歿す。其子廣信は天正九年豆州戸倉の戦に。叔父平左衛門を始め一族皆戦死し。同十八年小田原及び小机の城共に没落しければ。此砦とても廣信一人にては力のさへがたきを計り。自ら破却し此所を退き。後氏を富川と改め。名をも與右衛門と稱し。しばし民家に跡をかくせしが。後桑門に入りて心叟淨玄と云ひ。後世のこののみとなみしが。代かはりものうつり。天和三年三月十二日歿す。夫より子孫連

綿として當所に住し。今は一族十軒にあまれりとぞ。

樽村 大曾根村の東なり。郷庄の唱を失ふ。江戸日本橋より五里半の行程なり。民家五十六軒。東西八町、南北も亦しかり。村の四境東は駒岡村に隣り、南は新、古師岡村に接し、西は大曾根村に及び、北は鶴見川に堺ひ、川を隔て、綱島村なり。地形南の方は高くして其餘は平地なり。水田多く陸田少し。やゝもすれば水旱の患あり。當村往古は何人の領せしや詳ならず。御入國の後伊奈半十郎が家にて預り奉り、元祿八年安藤對馬守命を奉じて檢地す。今は小野田三郎右衛門が支配する所なり。

高札場 字中村にあり。

小名 大下村の東の方を云ふ。

中村文字の如く中央なり。

上西の方を云ふ。

岨根南の方なり。

鶴見川 村の北の方を屈曲して流る。

大曾根村より入りて師岡村に達す。川幅十二間餘。

堤 鶴見川にそひてあり。長五百七十

四間。高九尺。幅十一間。**溜井** 村の坤の境にあり。廣さ五畝許。此水を引きて當村及び大曾根村の用水とす。流末はほどなく師岡村の境に至りて止る。

杉山社 字大下にあり。石階十二級を設く。本地荒澤不動を神體とす。されど幣帛のみにて神像は見えず。例祭は年々八月二日。隣村師岡村法華寺の進退する所なり。社内に棟札あり。其中に應永年中鰐口を鑄しことをしるす。この鰐口は故あつて昔村民の方へあづけおきしと云傳ふるのみにて。今は在所さだかならず。かゝる古き物のありしなれば。當社を勸請せしも定めて古きことなるべけれども社傳も見えず。且口碑に残ることさへなければ今よりはたゞしがたし。因りて暫く其棟札を左にあげて後の考をまつ。

杉山大明神

別當師岡村

法華寺

應永十八年辛卯年鰐口鑄之

元祿六癸酉年當社建立

應永拾八卯年より元祿六酉年迄二百八十三年

酉四月

山王社 村の南の山の半腹にあり。小祠。

神明社 前の山王のある山の頂にあり。小祠。

神明社 字大下にあり。右の

三社祭禮定れることなく。年の豊饒にあへば村民こぞりて祭をなすと云ふ。共に師岡村法華寺持。

本長寺

字岨根にあり。日蓮宗にて京都妙満寺末。長命山と號す。客殿六間に五間。東に向ふ。本尊三寶を安ず。長六七寸。開山を

日感と云ふ。天正元年七月十三日寂せり。過去帳を見るに。當村の百姓喜右衛門が先祖は。北條氏眞の屬士にて荻野因幡と云ふ。この人寺地を寄附して開基せり。法名を荻野院因幡日守と云ふと見えたり。されど文書及び舊記等をも持傳へざれば。其詳なることは得て知りがたし。**番神堂** 九尺四方。本堂の向ひにあり。

上駒岡村 **中駒岡村** **下駒岡村** 樽村の東にあり。江戸日本橋より行程五里。古は師岡庄の唱

ありしと云ふ。今は郷庄の名を傳へず。上、中、下の三村に分ちたれども、近き頃までその別ちなし。正保及び元祿中のものに記せし所もみなしかり。其頃は御料所にて寛永二十一年長谷川五郎左衛門等の檢地あり。今の如く分れしは寶永三年十二月、この地の内を久志本左京に賜ひし頃なるべし。もとより一村のことなれば、今上、中、下三村の接堺犬牙して分辨しがたし。されば姑く三村を合して其大概をいはず、東より北へかゝりては上末吉、小倉、南加瀬、矢上、南綱島、樽の村々に堺ひ、南は新師岡、

獅子谷、北寺尾、上末吉にかゝり、西は樽村にて、東西五町、南北十二三町。上、中、下を分ちて云へば、上の方は土地一體高く小山多く、黒真土なり。北方は平地にしてこの所に水田を開けり。されど夫も僅の水田にして陸田の方多し。水旱共に患あり。中村の方も高低打交り、水陸二田の多少も上村に同じ。下村は平地にて土地一體低ければ、水田多く陸田の方は少し。今上、中の二村は久志本左京が知る所にて、下は今御代官小野田三郎右衛門が支配所なり。

高札場 上村の内中央にあり。

小名 西のつま 上村の中にあり。下並に同じ。 稻荷谷 かばはら 池ノ丸 池ノ下 かち山境 ぜんずひ

宮ノ脇 長坂 せんかう谷 内手 火打山 堤外 北方にあり。以下いづれも中。下兩村にまたがりし小名なり。 一ノ

瀬字堤外より南によれり。 桑木島 西よりにあり。 念佛塚 西方にあり。 ぬり田 念佛塚の東方にあり。 八千代田

前東にあり。 前土浮 同所を云ふ。 八幡前 鶴見川の邊にあり。

鶴見川 村の東北の間にあり。綱島村に入り上末吉村に通ぜり。長八町。幅十七間許。 溜井 上村の西よりにあり。昔は師岡村

と當村と入會の溜井なりしを。元祿八年兩村の境に堤を築きて今は當村の溜井となせり。

稻荷社 上村の内坤の方山の中腹にあり。本社は小祠にて前に拜殿あり。木の鳥居建てり。村の鎮守にて村民の持なり。 神明

社 中村の内南にあり。是も村内の鎮守なり。前に石の鳥居を建つ。村民の持。 杉山社 上村の北方にあり。是も村民の持。 淺

間社 是も中村の内北によりてあり。背後に甲山と云ふあり。高さ十間許。所謂を傳へず。 辨天社 中村の中央丘上にあり。村民

持。 八幡社 下村の鎮守なり。東南の間にたてり。小祠なり。村民の持。

常倫寺 上村の内東方にあり。曹洞宗郡中小机村雲松院の末。照光山往生院と號す。天文十一年涼月安清と云へるもの始めて草庵を

結びてすめり。此僧は弘治三年三月二十三日に寂せり。其後花嶽周香和尚を開山となして一寺とせり。この和尚は慶長七年九月二十三日に寂す。其後元祿七年小田切土佐守直利再建せし迄は瑞雲山吉祥院と號せり。後又寛永四年久志本左京此寺の檀越となり。山號寺號をも改め。其家の祖左京常倫の名を以て寺の名とせり。本堂西向。八間に六間。本尊釋迦の座像。長一尺。此外に彌陀の座像長一尺餘。惠心僧都の作なるを安ぜり。此彌陀は久志本氏より納めしと云ふ。 鐘樓 七尺四方。門を入りて左にあり。銘を鑄たり。左に録す。

鐘 銘

南閣浮提武藏國橋樹郡小机庄駒岡縣。瑞雲山吉祥院者。大源派脈喜雲末流也。日頃院主雖望華鯨。聊不遂本旨。大哉鐘乎於德也。吾西方聖人曰。若打鐘時。一切惡道諸苦竝得停止。智者大師曰。臨命終時。得聞鐘聲。增其正念。南唐先生主人冥府因陰獄。唯聞鐘聲。則暫息苦云々。蓋引三之證示諭後進。其餘功德。不可勝記。于茲大檀那源直利公。追善嚴父定光院殿前作州大守禪功良勳居士清淨本然忌諱日。新鑄洪鐘以鎮精舍。非夙植般若善苗。安能捨身財之若是哉。尊靈託此勝。因以助冥福。西超妙樂幽雲村野等魂恃請爲銘。如斯功德。不可思議。卽不辭才拙。謹爲其銘。

銘曰

上大窠籥 地下鞞鐘 金口鑄出 木舌機樞 響轟碧落 音徹雲衢 圓通普遍 扣擊聲胡
聞慧省發 妙悟凡逾 超越五蓋 離却三塗 六趣解脫 眞惟契符 十方法界 同無齟齬
成等正覺 聊斷踟躕 已身彌勒 唯心文殊 高輝佛日 一扇帝圖 風調雨順 四民歡乎
齊家治國 千釋千儒 武運長久 大樹城都
時 元祿龍集癸酉仲春穀旦

本寺前物持兼石雲松現住傳燈沙門別峯敬銘勸緣比丘吉祥院主□順的大檀那小田切土佐守從五位下直利謹成大器

奉行

池田氏昇勝

同

河合氏種之

大工江戸住 長谷川伊勢大掾藤原國永

長松寺

上村の内西よりあり。郡内神奈川宿金藏院の末。摩尼山と號す。客殿六間に五間。本尊藥師座像長二尺許なるを安ず。中興開祖法印慈觀。寂年を傳へず。開山に至りては其名をも傳へず。境内の石碑をみるに『權大僧都法印快重延寶五年六月十八日』とあり。是開山にてもありや。今住僧なければ總てたゞすべきよしなし。

大日堂 客殿に向ひて左にあり。石の座像にて長二尺なり。正

行寺 中村の内東よりあり。淨土宗神奈川宿慶運寺の末。天正四年に順也といへる僧開闢す。この僧は慶長六年六月十日に寂せり。客殿六間に五間半。西南に向ふ。本尊彌陀立像。長二尺。

壽福寺 中村の内北にあり。天台宗田羽國羽黒山の配下。飛鳥山と號す。明曆三年の草創にて開山教海は天和二年閏六月三日の寂なり。本尊大日の座像。長一尺五寸。堂は五間に四間半。

箕輪村

郡の中央より少く西によりてあり。稻毛の庄に屬せり。江戸日本橋より五里の行程を隔つ。開墾の年代を傳へず。民家四十五軒、村内所々に散在せり。村の四境東の方は矢上村に隣り、西の方は駒林村に續き、南は綱島村に交はり、北は又矢上、駒林の二村に隣れり。東西の長さ六町、南北の徑八町許。土地の様、北の方はすべて小山にて、南の方は平衍の地なれば、水田多くして陸田少し。水旱共に患あり。この村上古は何人の領地なりしや詳ならず。小田原家人所領役帳に『左衛門佐の知行。小机

綱島箕輪二百貫文。』と載せ、又『内藤三郎兵衛の知行。湯田箕輪十八貫文。』と見えたり。是によれば永祿の頃は北條氏の支族此所を領せしこと知るべし。湯田と云ふ所も此邊にや未だ詳ならず。御入國の後正保の頃は伊奈半十郎忠治が御代官所の外、北條新藏が知行なりしこと其頃のものに見えたり。土人の傳へにも北條安房守道中奉行たりし頃、御役料として賜はりしと云ふ。其後清揚院殿御靈屋料として増上寺に附せられ、又文昭院殿御靈屋料となる。此等の年月詳ならず。元祿八年安藤對馬守重治命を承りて檢地し、同十五年又小長谷勘左衛門檢地せりと。私領の方纔に十二石餘、今は鈴木國三郎が知行する所なり。

高札場 竹、花と夕日山との接地に建てり。

小名 夕日山村の西にあり。

竹、花 是も西の方なり。

梅ヶ谷 東の邊の谷を云ふ。

溜井 村の乾の方字池、谷と云ふ所にあり。廣三段一畝十五歩許。又大池とも云ふ。古は三ヶ所ありしが。二所は廢して今は一所のみ残り。用水 隣村矢上村より引來る。

太神宮

村の東の方山の上にて字太右衛門谷と云ふ所にあり。享德二年に勸請せしと云ふ。させる證も無けれど。古松數株ありて社地の舊びたる様。さも有るべきか。例祭は九月二十二日。七年に一度祭る。其故は當社及び下にある所の稻荷。天神各隔年の祭を一社づつ順に送りて祭る故斯く隔たれりと。三社共に村内大聖院持。末社 辨財天社 本社に向ひて左にあり。小社。南に向ふ。社地の内。辨財天と呼ぶ小池を以て祠の邊をめぐりたれば。かく唱ふと云ふ。稻荷社 字梅ヶ谷にて山の上に社を結ぶ。九尺二間。南に向ふ。前のなだれに路を開き。大松二株挟みてたてり。寛永六己巳年勸請すと云ふ。祭禮の事大神宮の條下に出せり。天神社 村の東字向と云ふ所にあり。是も山の上に社あり。元祿二年正月勸請すと云ふ。御嶽社 村の中央字根方といふ所にあり。前に石階十二

級あり。下に木の鳥居をたつ。大なる杉の木あり。例祭年々二月八日。木月村妙海寺持。此社は古は綱島村の田間にありしを某の年當村へ移す。其所にも亦わづかの石祠を置きて此社の有りし證として今にあり。 諏訪社 此も根方にあり。村の鎮守なり。前に木の鳥居を建つ。拜殿三間に二間。本社に作りそへたり。神體木像にて長六寸。文安元年の鎮座なりと云傳ふれど。其まさしき事を知らず。例祭七月二十四日。

大聖院 字根方にあり。天台宗駒林村金藏寺末。景谷山東觀寺と號す。開山は什畔と云ふ。元越前の人なりしが。文永元年當所に來り此寺を開基し。住職する事二十年にして退院せり。其後元應二年正月二日示寂すと云ふ。什畔退院せしより久しく廢寺の如くにてありしを。永享元年三月忠舎と云ふ僧興復せりと。此等の事ほゞ寺傳に見ゆれども古き世の事なれば其詳なることは傳はらず。此功あるにより忠舎を中興開山とす。同十二年六月十一日示寂すと云ふ。 門 柱間九尺。東に向ふ。兩控なり。 客殿 六間半に六間餘。東に向ふ。本尊不動。木の座像なり。慈覺大師の作と云ふ。 釋迦堂 門を入りて左にあり。三間半に二間半。木像の釋迦を安ず。長一尺一寸許。作知れず。或は云ふ行基菩薩の作なりと。又十一面觀音木の立像にて長一尺一寸ばかりなるを安ず。相傳ふ元和元年大坂御陣の頃。都筑郡川島村の農民夫役に田てし時。陣中よりこの尊像を持來りて當寺に納めしと云ふ。 山王社 境内にあり。元祿九年勸請せし所なり。辨天社 同所にあり。元祿十六年の勸請なりと云ふ。 稻荷社 境内持添年貢地の内にあり。元龜元年の勸請と云ふ。

上末吉村 郡の中央より南によりてあり。郷庄の唱を失ふ。此村古は上、下すべて一村なりしが中古わかつて。正保の頃のものを見るに未だわかれず。元祿に至り上、下の二村をわかつて見ゆれば、此間にわかれしこと知らる。村の四境東は矢向村となり、南は鶴見、北寺尾、馬場の三村につゞき、西は駒岡村に接し、北は小倉、江崎の二村に及ぶ。東西十町、南北八町にあまれり。江戸日本橋より六里の行程なり。民家九十軒。土地の様、西南は山つゞきにて東北は平地なり。田畑相半せり。村の東北に鶴見川あり。やゝもすれば水溢れて、稼穀をそこなふこと少からず。又旱損の患もあり。當所も小田原分國の頃は、其家人の領地なりと云ふ。既にかの役帳に『小机末吉三十五貫。間宮豊前守知行。』の地ありしこと見えたり。御入國の後御料となり、伊奈半十郎が家にて預り奉り、夫より代る代る御代官の支配所にて、今は大貫次右衛門光豊が支配する所なり。又曾て此村の内を増上寺御靈屋料に寄せらる。檢地は元祿八年安藤對馬守重治命を承り、其後新墾の地いでし時は、明和七年伊奈半左衛門忠敬檢地して貢數をさだめたりと云ふ。

高札場 字石田町に建つ。

小名 根畑 村の西の方を云ふ。 池田 是も西の方なり。

岩瀬 是も北の方なり。

柳町 中央にあり。

加賀久保 右の續きにて少く北へよれり。

石田町 北の方を云ふ。

鶴見川 北の方小倉村より來り村の東北の堺を屈曲して流れ。下末吉村の方に入る。幅十七間ばかり。

溜井 村の西駒岡村の境にあり。廣五尺餘。

惡水 三ヶ所。村の北の方にあり。

神明社 字梶山谷にあり。山上の眺望宜し。宮作りにて一間半に二間の上屋を設け。前に鳥居を立つ。例祭六月廿三日。村内八幡と隔年に祭る。村民持。

三島社 字根畑にあり。山の半腹に社を立て。石階十九級を設く。社の邊すべて竹木生茂り。山の下には又大松二株立てり。側に鳥居を建つ。例祭九月二十九日。杉山明神と隔年に祭る。村内圓明寺持。

末社 稻荷社 本社に向ひて右の方にあり。

八幡社 是も小名根畑にあり。村の鎮守とす。例祭二月二十

三日。神明と隔年に祭る。村内圓明寺持。 杉山社 字石田町にあり。宮作りの社にて上屋あり。前に石の鳥居を立つ。例祭九月十九日。三島社と隔年に祭る。村内寶塔寺持。

不動堂 小名根畑にあり。石階四十八級をのぼりてまた十五級をよちて二王門にいたる。こゝより又四十級をのぼりて堂前にいたる。

四間に五間。本尊長六尺なるを安ず。左右に矜伽羅。勢多伽。八大童子の木像あり。共に長三尺餘。此本尊の胎中に慈覺大師の刻める像をこめおけりと。相傳ふ淳和天皇の御宇大同年中疫癘大に行はれし時。祈念の爲め大師勅を蒙り。山後の杉の木を以て自ら此像を彫刻して修行ありしと。按ずるに此説虚妄なり。大同は平城天皇元年の年號にして淳和天皇の御宇は天長年中なり。況んや年代を推すに大同元年は慈覺十三歳のときなれば。かゝる勅をうくべき理なし。かたゞうけがたき事なり。されど後に記す所の不動松などありて。土地の物ふりたる様古き道場なることは疑なし。 鐘樓堂 向ひて左の方にあり。九尺四方。鐘の徑り二尺五寸。銘文の末に寶曆三年二月と鐫りてあり。 不動塚 堂後の山上にある小高き塚なり。こゝに不動松と云ふあり。圍み二丈餘。樹根より六七尺ばかり上にて二つに分

れ。夫より左右の枝ひろがり。其高さいくばくなるや計りがたし。いかにも年ふりたる大松なり。これは大師本尊を彫刻せんとて杉の木のあるしをきり其跡へ手づから植ゑしよし。幹の中途にうろあり。常に水湛へていかなる久早にも濁することなく。眼を患めるもの願をたて、洗ふこと怠らざれば遂にいへざることなしと云ふ。此所四方にさへぎるものなく。南は神奈川。品川海づら眼下に臨み。西は富士。大山其餘の諸峯遙に見渡され殊に勝れし景地なり。海上往來の者此松をみとめ通船の便とすと云ふ。 仁王門 山の中腹にあり。三間に二間。力士の二像。長五尺許。此門の左の方に行人の垢離する所あり。石にてたゞみあぐ。龍の口より落つる水ありしが今はかかれて

出でず。 別當 眞福寺 天台宗にて荏原郡品川宿常行寺末。明王山不動院と號す。開山開基詳ならず。中興開山常性は近代の人なり。客殿六間に五間。本尊十一面觀音を安ず。行基菩薩の作なり。臺座後光あり。すべていへば長三尺餘。 圓明寺 同じ邊にあり。新義眞言宗にて神奈川宿金藏院の末なり。末吉山東光院と號す。開山開基及び創建の年代すべて詳ならず。客殿三間に四間半。東に向ふ。本尊七佛藥師の木像を安ず。共に長一尺許。行基菩薩の作なりと云ふ。 寶塔寺 同邊にあり。石階十四級をのぼりて門あり。天台

宗にて品川宿常行寺末。開山開基詳ならず。客殿六間に五間。本尊彌陀の座像を安ず。木像にて長一尺八寸。脇土觀音。勢至共に長一尺ばかり。 稻荷社 客殿の東にあり。小祠。境内の鎮守なり。 行定院 是も同邊にあり。禪宗曹洞派下末吉村寶泉寺末。大日山と號す。本寺第十世慧滿の草創する所なり。其年代は詳ならず。客殿五間に三間。東に向ふ。本尊大日の座像八寸許。弘法大師の作と云ふ。

阿彌陀堂 字石田耕地にあり。起立の年代詳ならず。堂五間に四間。南に向ふ。本尊長三尺。脇土觀音。勢至各長一尺八寸ばかり。共に木の立像なり。村民持。 甲塚 字岩瀬にあり。三畝ばかり。この塚上に又小高く土を封ぜしものあり。先年村民彌右衛門と云ふもの毀たんとして祟を受けしといふ。甲といへる唱あるは故あるべけれど。すべて其來由を失ふ。

下末吉村 上村の南につゞけり。この村上、下にわかれしこと、前村の條に出せり。村の四境東は市場村となり、南は鶴見村に接し、西は駒林村に及び、北は上末吉村なり。東西八町ばかり、南北七町餘。民家五十六軒。地形坤の方より乾に至りては山續きにして、中央より西東は平地なり。陸田多く水田少し。水損の患あり。されど用水に不便なれば、天水をたくはへ用ゆ。故にまゝ旱損の患もあり。此所もと間宮豊前守が知行あり、又御代官所となりしこと及び檢地の年代等すべて前に出せり。

高札場 上末吉村のさかひ字根通にあり。 小名 上村の北を云ふ。 下南を云ふ。 根通 西の方にあり。 塚ノ手 是も西の方なり。 別所 南の方にあり。

鶴見川 上末吉村より來り村の東の方を流れ。南の方鶴見村に入る。川幅二十二間或は二十五間に至る。此川もと村の巽の境を流れしが。土橋村の悪水などつどひ落ちて川岸崩れこみ。そこばくの水田をそこなひ。今の所に川瀬うつれり。されどいくほどなく又川の向ひに田地いてきたれりと。もとの瀬にも猶水行あればこれを古川と唱ふ。即ち下に出せり。 古川 村の巽の境を流る。幅十間。長三

百間餘。前にいへる如く鶴見川の元ながれし所なる故かく唱ふと。橋 鶴見川に架す。土橋にして長十間餘。幅九尺餘。耕作のゆききにかよふ所なれば土人作橋とよぶ。溜井 村の坤の方字別所にあり。廣さ一町一段ばかり。堤 二ヶ所 一は村の坤の方鶴見村の境溜井に添ひてあり。長百間餘。一は東の方より鶴見川にそひて南の方にいたる。長百二十間。廣三間許。高五六尺ばかり。

熊野三社 字別所にあり。小名下の鎮守なり。石階二十六級を登り。木の鳥居をたつ。社は宮作りにて上屋あり。本地彌陀長一尺。觀音長五寸。藥師長五寸。この三軀を安ず。何れも木の立像なり。勸請の年代詳ならず。例祭九月八日。隔年にあり。村内西光寺の持。

神明社 字塚ノ手にあり。社は宮作りにて上屋あり。愛宕を合社とす。この愛宕もと字深町といふ所に鎮座して除地も既に十二歩あり。いつの頃か出水の爲にたゞよはされ。遂に此所に移して相社とせりと云ふ。

寶泉寺 字根通にあり。曹洞宗にて多磨郡青梅村海禪寺末。開山は海印智濟と云ふ。大永元年八月六日示寂せり。前にもいふ如く。間宮豊前守康俊。古この地を領せしゆゑそのかみ當寺を開基せしと云ふ。康俊豆州山中城にて戦死ののち。その家人などの造建せしものとみえて今本堂に位牌あり。表に『當寺開基前間宮豊前守殿。堂宿宗覺庵主。天正十八年三月二十九日』と鐫り。裏に『日牌勢有阿闍梨法印』とありて。下に『榮山傳盛居士明岳貞意大姉』と鐫れり。今康俊が子孫多く旗下の士に列すれども。この裏に記せし法諡は何人なることとを詳にせざれば。康俊が家來などの法諡なるにや。又今に川崎大島村にある伊左衛門と云ふ百姓等。年々八月二十六日には相つどうて追福をいとむと云ふ。これらも康俊が家來などの子孫なるにや。當寺永祿十二年住持永芳のとき。北條家より當寺へ寄附せし文書あり。後御當家にいたりても御朱印を賜はりしが。第四世の時失火して堂舎残りなく烏有し。右の文書及び御朱印等悉く火失せりと。其咎によりて此僧をば削りて歴代の内にかぞへず。かゝりしより後は御朱印をも下し賜はらずと云ふ。表門 南に向ふ。柱間九尺。葦酒を禁ずるの石標をたつ。本堂 表門の正面にあり。十間に七間半。本尊釋迦の立像。長一尺二寸。鐘樓 本堂に向ひて右の方にあり。九尺四方。鐘の徑り二尺五寸。寛永八年當寺第六世大室の時。潮田村の一翁と云ふもの撞鐘を寄進せしが。其後疊いてきたれりとて寶永四年八月。住持慧滿の頃鑄なほせしよし銘文に見えたり。されど此再鑄の時の撰にしてさせる考證にもならざれば略しぬ。衆寮 本堂

に向ひて左の方にあり。七間半に四間半。木像の觀音を安ず。慈覺大師の作なりと云ふ。釋迦銅像 本堂の前になたり。臺座共五尺ばかり。此像は寶永年中鐘を鑄し時同く造れりと云ふ。堂はなし。世俗濡佛と唱ふるものなり。白山祠 釋迦像に向ひ右の方にあり。小祠。境内の鎮守なり。稻荷祠 白山の西の方にあり。小祠。正一位丸山稻荷と云ふ。裏門 表門に向ひて大門前の内にあり。柱間九尺。南に向ふ。西光寺 字別所にあり。曹洞宗にて則ち寶泉寺の末なり。熊野山と號す。山の半腹まで石階二十三級を設け。其上に客殿あり。五間半に二間半。巽に向ふ。本尊木像の觀音長二尺なるを安ず。開山は本寺第五世識翁と云ふ。此人慶長十九年十一月二十九日示寂す。地藏堂 是も別所にあり。石階十二級を登りて堂あり。二間四方。巽に向ふ。本尊立像にて長一尺餘。弘法大師の作なりと。此堂は大了といひし僧が開基にして則ち己が隱栖の寮とせしなり。延享二年八月十日示寂す。則ち堂後の山上に葬れり。

鶴見村 郡の東にあり。東海道の内にかゝれり。村名の起る處を詳にせず。ことに古き世より此名の唱はありしこととみえて、東鑑に『仁治二年十一月四日。今朝將軍家爲武藏野開發御方違。渡御于秋田城介義景武藏國鶴見別莊。』と云ふ。此將軍家といへるは則ち頼經なり。此頃は秋田義景が別莊、此地にありしと見ゆれど今その古き跡も傳へず。されど此鶴見の名古きこと知るべし。それも昔のことなれば別に此名をおひし地名もありしにや、さだめがたし。又梅松論に『元弘三年五月、北條高時の弟左近將監入道惠性を大將として武藏國に發向せし時、下總國より千葉介貞胤新田義貞に同心の義ありて責上る間、武藏の鶴見の邊に於て相戦ひけるが、是もうちまけて引退く。』と云ふ。又建武三年の文書あり。其文に云『子息五郎義直。六郎義冬軍忠之事云々。』文の末に『建武三年九月二十八日』とあり。按ずるに佐竹家譜にも佐竹常陸介貞義が五男五郎義直、この日武藏國鶴見合戦に討死せしよし載す。又正平七年

卷百三十四 村里部 橋樹郡 九

の文書あり。左に載す。

水野平太致秋申軍忠事

右自最前馳參御方去月十九日自武州鶴見宿地參關戸同廿三日三浦入御時令供奉同廿八日鎌倉合戰致軍忠候畢其後至平塚宿令御炎上者賜御判爲備後證言上如件

正平七年三月三日

一 號花押

按ずるに此頃も鶴見の宿といひて、すべて宿場なりしことまた見るべし。鶴岡八幡の文書に鶴見郷の名見ゆ。其文に

送進

鶴岡八幡宮子放生會料用途事

合拾二貫文者

古當社御領武藏國鶴見郷分所送進之狀如件

延久三年八月十四日

致誠判

檢納

鶴岡八幡宮寺御放生會御神事料足用途事

合拾二貫文者

右當社御領武藏國鶴見郷號大山郷御年貢内且所檢納之狀如件

永和三年八月十三日

榮判

是によれば延文永和の頃、此地は八幡の社領なりしこと見るべし。此に註する大山郷と云ふは、古より此所の郷名なりや、いまだ他の書に見えず。此邊は古より稻毛の庄の内なりともいひ、また小机の庄とも云傳ふれど、何の郷に屬せしと云ふ事は里人もさらに知らず。江戸日本橋まで五里餘なり。村の廣は東西へ九町餘、南北十一町ほどなり。四境は東の方鶴見川を境として、川崎領潮田、菅澤の二村に隣り、南の方は生麥村に續きて、西は東、北寺尾兩村に接し、北は下末吉村又鶴見村を隔て、なほめに市場村と堺せり。地勢も多くは平地にて西南の方に少く小山あり。田多く畑少し。土性は鶴見川につきたる方は、黒白の砂地小石交りにして、山につきたる方もとより黒野土なり。村内に追分と云ふ所あり。此より左に赴けば末吉村を経て小机にかゝり、神奈川の邊にゆけり。又小杉路をとほり、江戸赤坂、芝へ出づるの道あり。民家はすべて百二十軒、多くは海道の内を簷をならべさして貧き體をみず。昔寛永二十一年、伊奈半十郎忠治此村を檢地せしより、元祿八年、安藤對馬守重治うけたまはりにて此邊を檢地せり。此餘新田の檢地は寶曆十一年、伊奈半左衛門忠宥うけたまはる。支配せし御代官は多くは伊奈家にて、その間に田中久藏、川崎平右衛門なども支配し、又伊奈家になりて今は大貫治右衛門光豊なり。

高札場村の中ほど海道にたてり。

小名 さんや 海道の内鶴見橋の方へよりし所なり。松原 さんやの次を云ふ。これも海道の内なり。上宿 松原のつゞきをいへり。海道の内なり。生麥村の方へ中宿。下宿と次第にいへり。濱新田 鶴見川の方へよりたる耕地なり。深町 鯉淵

共に北の方鶴見川のへりを云へり。熊下 村の中央にあり。寺谷戸 西の方。冑池 是も西の方を云ふ。冑の形の池ある故なり。子生 西の方を云ふ。宮下 杉山明神の下を云ふ。北町 前のつゞきを云ふ。諏訪下 西北の隅を云ふ。

六間に五間。南向なり。本尊は釋迦。長一尺許の座像なり。觀音堂村の西の方小高き所にあり。是海道より六町餘も入れり。如意輪觀音にて座像二尺許なり。又腹籠りに一寸八分の觀音あり。是は春日の作と云ふ。堂は五間四方。内陣の額に『天地感興應』とありて白川少將定信の筆なり。大悲閣の額は備前少將治政の書なり。堂より前には丈餘の石階あり。夫を下りて前に仁王門あり。仁王はたけ一丈許にて運慶の作と云傳へたり。子安山の額あり。是は出雲少將治郷の書なり。此觀音は江戸より參詣のものあり。信仰の人少からず。此堂地は古へ生麥村にありしが。其頃鶴見の村内に寺院なきゆゑに此へゆづりしよし。故に此地は今生麥村の内につゝまれて有りて土人は傳へたり。縁起一卷あり。其載する所悉く信用すべからざれば此にとらず。別當 東福寺 仁王門を入りて左の方に木戸門あり。是を入りて正面に客殿をたつ。三間に八間。南向なり。子生山と號す。神奈川宿金藏院の末山。新義真言宗なり。開山は醍醐勝覺僧と云ふ。堀川院の御宇寛治年中當寺を草創して。大治四年四月朔日寂せり。鐘の銘には。大治年中の草創といへり。その後住持歴代等詳ならず。遙の後賢淳と云ふ僧住せり。此人は慶長五年正月二十一日寂せりと云ふ。是より以來連綿と住僧續けり。此賢淳當寺を中興せしにや。護摩堂 境内に入り左の方にあり。五間に三間。不動の立像あり。長二尺許。鐘樓 觀音堂の左の方にあり。元祿五年の銘あり。其文は略せり。

諏訪家屋敷 海道より右方へ五六町ゆきて丘上にあり。一株の大松あり。これ古へ諏訪牛之丞居住ありし所にて。其頃前の松なり。故に土人今も諏訪の松といへり。諏訪三河守某と云ふ北條家の家人にて。此邊寺尾を領せしことはかの家の所領役帳など云ふものにも出せり。牛之丞は其子などにや。

舊家者百姓九左衛門 鹽田氏 について頃よりか。世々名主の役をうけたまはれり。家傳によるにかれが家は北條陸奥守義時が三男陸奥左近大夫重時。その二男武藏守時茂なり。これ鹽田氏先祖と云へり。其子左近將監時國なり。長男鹽田陸奥守國時後入道して法名道祐と云ふ。その長男鹽田民部大夫俊時父と共に鎌倉の合戦に自害せり。其後は子弟も田間におち微々となりしにや聞えず。されど今九左衛門が家。その子孫を以て傳ふれば野人となりても連綿せしことしるべし。されど外に傳ふることさらになし。たゞ古き甲の損せしと胸あてとおぼしき物一つを持ちたり。是彼が先祖のものなるべし。又北條家より寺尾村の百姓等にふれし文書等を持傳ふ。是等に

ても古き家なること知らる。其文書は寺尾村條に載す。

豪善者名主權藏 權藏はもと他村の人なるが。寛政の初め此村の農家に養れて幾程なく名主役となれり。其生質正直をむれとして家業怠られば。家内の者を撫育するに常に衣食も乏しからず。同き四年旱魃にあひて用水かれはてし。ありつる溜井もいつしか埋れ。其頃は水をたへざりしを。權藏この事を深く歎きて。水道の利あらんことを願ひしにより。そこばく費を賜はりてかの埋れし溜井を穿ち起せり。夫より年々に農隙を待ちて浚ひおこしつゝいさゝか怠らず。是によりて大旱といへども。耕作にたよりありしなり。又或時は東海道にかゝりたる鶴見川満水して田畑をひたし。往來もとだえしかば土人等に米錢を與へ。人夫を出して其水災をすくへり。常に貧窮のものには行備のことをすゝめ。懶惰の者あれば懇に教諭してつとめしむ。すべて村内にある荒地を開發し。或は街道の竝木を植付けなどしぬれば自ら他村よりも榮えり。其心を用ふることに至れりと云ふべし。文化二年八月時の御代官大貫次右衛門より聞え上げしかば。奇特なるものよし稱せられて銀七枚を賜はれり。

生麥村 東海道往還のかゝる所にして海にそひたる地なり。神奈川、川崎二宿の間にあり。神奈川へは一里、川崎へは一里半を隔つ。江戸日本橋より六里の行程なり。子安郷に屬せり。當村昔は貴志村と號せしよし。村内養安寺の過去帳にあり。或は岸村ともかけり。今の村名の起りしはかりそめの事にて、御入國の頃生麥を茹とりて海道を開かれしゆゑ生麥と號すと云ふ。家數二百四十二軒、その内漁獵を産とするもの六十軒ばかりなり。東の方は潮田村に隣り、鶴見川を界とす。南はすべて海に添ひて、その邊は平地及び畠、その餘屋敷地もありて、皆磯交りの砂場なり。西北はすべて東寺尾村に隣れり。此あたりは山にそひ、土地に高低あり。土性は黒野土なり。東西十七町、南北は五町五十間あり。村内西の方子安村の境より東の方鶴見村の境まで貫きて、東海道の往還かゝれり。長十九町餘、道幅四間よ

り五間までなり。この往還の内十二町十九間の間は家竝にて、其餘六町二間は松などの竝木たてり。元祿八年安藤對馬守重治檢地し、その後芝地開發屋敷一町一段二十四歩は、元文二年田中久藏檢せり。又居山開發三段二歩は、寶曆十一年伊奈半左衛門忠敬、此後も居山開發及び築出し屋敷を合せて一町五段二十三歩、これも明和七年伊奈半左衛門忠敬檢地せり。當所御料所にして御代官の遷替は、子安村と同じければこゝには略せり。今は大貫次右衛門光豊が支配所なり。

高札場 往還のはづれ字元稻荷の前にあり。

小名 岸前村の北方岡ノ下通りにあり。當村の舊號を岸と云ふ。其村の先の方なれば此名起りしとなり。岸谷戸村の西の方にあり。房野 同邊にあり。子生臺村の北方。鶴見村の境を云ふ。原町 是も北の方にて松原あり。今は竝木枯れて村民居住の地となる。故に町と云ふ。濱ノ山村の南のはづれなり。此地に昔は山ありしが。今は崩れて平地となる。段數にして二段七畝二十七歩ばかりなり。

山林 所々に散在し。すべて十六町六段二十四歩に及べり。その内海邊二段餘はかけ入りてその地を失へり。此外竹藪も八ヶ所ばかりあり。瀧坂 瀧不動として坂の下に不動の像をたつ。其所は村の西にあたり。鶴見川 當村へかゝる所は最も末流なり。川幅七十一間。砂川にして歩行渡あり。土産 干海鼠 この地の海鼠はことに命ありて製し始めしといふ。されば私に驚ぐことを禁ぜらる。その味尤もよし。

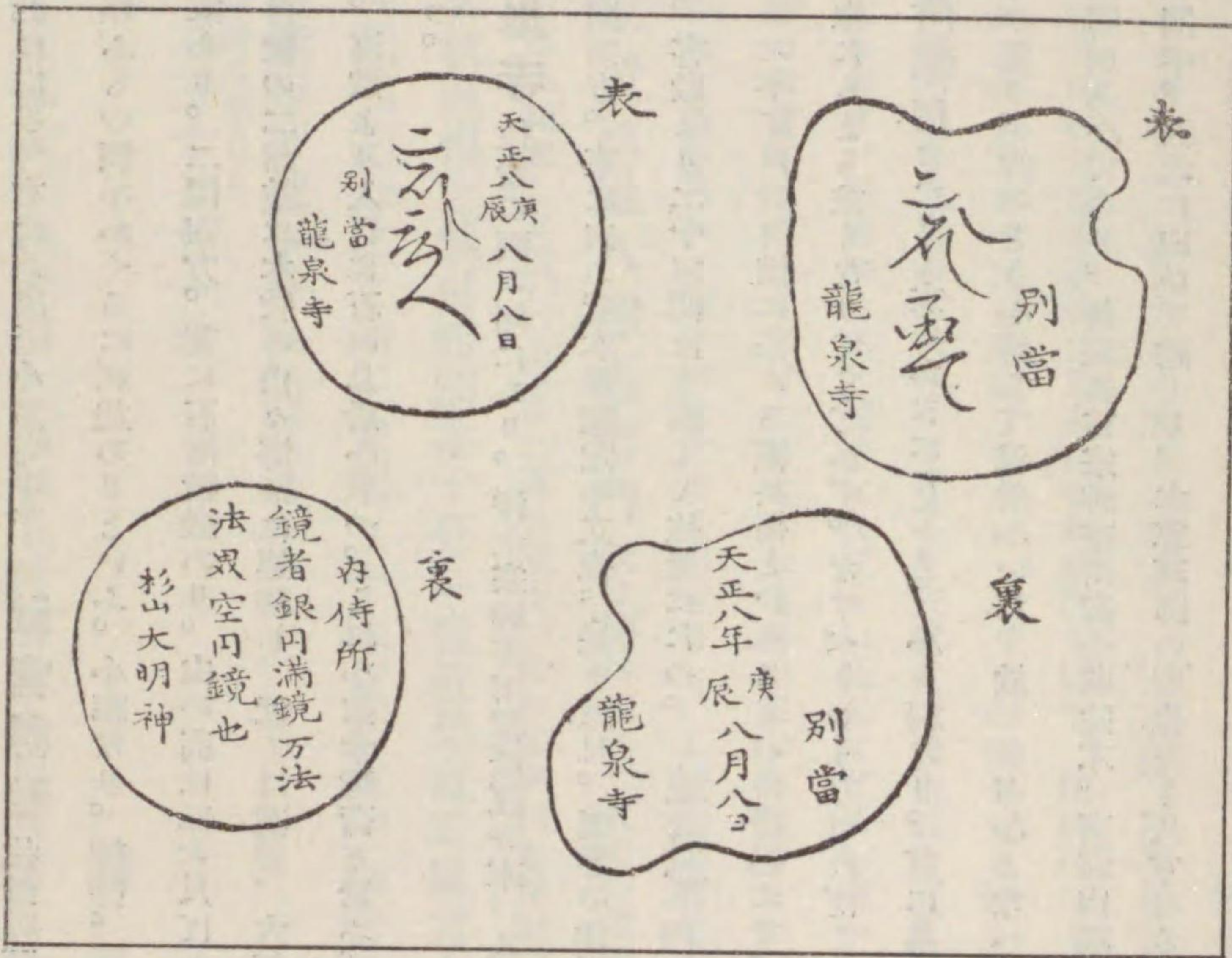
房野池 村の西にあり。廣き三段七畝十歩なり。岸谷新池 これも西の方にて二ヶ所あり。あはせて三段ありと云ふ。年を歴て埋りて陸地の如くなれり。埋樋 字北と云ふ所にあり。長五間。内法三尺四方。御普請所なり。埋樋 字南と云ふ所にあり。長五間。内法二尺四方。これも御普請所なり。溜井 三ヶ所。小名岸ヶ谷にあり。三ヶ所ともに御普請所なり。小埋樋、

これは皆村持にてすべて十三ヶ所。所々に散在せり。内法二尺四方より五寸四方までの差渡あり。

波除柵 字松原と云ふ所にあり。

長すべて百五十間に及べり。この餘海邊出し柵と云ふもの百五十一ヶ所。長三間高三尺。御普請所なり。溜井水除堤 六畝十八歩ばかりの間にあり。

品藏々所當別社山杉 七版圖



杉山社 海邊の西の方六十間の餘引入りてあり。社地は山の上なり。里正八郎右衛門が抱地にて別當は龍泉寺なり。□正八年より前の勸請なることは分明なり。されどその初めを傳へず。前に石の鳥居をたつ。兩柱の間一丈。勸請の年代詳ならず。神體は『古き假面』なりと云ふ。それも神輿の内に深く秘めおきてたやすく拜する事を免さざればいかなる面と云ふことを知らず。又別當所に神體と覺しきものあり。其圖上の如し。これ華蔓などの類か。杉山明神は式内都筑郡の神社なり。夫を勸請せしなるべし。又此文によれば本地は不動尊なるべし。又棟札二枚あり。其一は慶安三年八月二十四日と記し。時の御代官伊奈半十郎及び手代のもの交名を記せり。又元祿十六年二月の棟札にも伊奈半左衛門が名を記せり。例祭年々六月六日神輿を出し。同十一日社へかへると云ふ。

稻荷社 村の北にあり。小祠にて南向なり。

此社あるを以て此地の字をも稻荷臺といへり。龍泉寺持。

神明社 字伊勢臺と云ふ所にあり。

荷社 往還の西側二十一間許引込みてあり。此地の字を元宮といふ。是も小祠なり。龍泉寺持。

小祠なり。此も龍泉寺の持なり。神明社 字原にあり。海道の北の方二十四間程引込みてあり。鎮座の年代詳ならず。末社 稻荷社 社に向ひて右にあり。小祠なり。社宮神社 往還の西側にて。字石神井知の中において道敷のうちなり。祭神詳ならず。土人咳を煩ふもの願をかくるに利益ありといふ。小祠なり。村持。八幡宮 往還より五町ばかり引込み鶴見村の境。山の上にある。社に上家あり。二間四方。前に石階數級あり。山の高は五六尺ばかりにして下に石の鳥居をたつ。是も龍泉寺持なり。此所眺望甚だよろしく。房總の二州竝に本牧の山々海面に連絡し。近くは潮田。大師河原の村をのぞみ。勝景の山なり。稻荷社 往還の中程字元宮にあり。海道より入口に石の鳥居をたつ。これを道念稻荷と云ふ。前に蟠る松あり。龍泉寺の持なり。社地の入口左の方に石地藏四尺なるを建つ。

慶岸寺 往還の西の側にあり。淨土宗神奈川宿慶運寺末。入藏山究竟院と號す。開山は昭譽究竟慶岸。天正九年三月十五日示寂す。客殿六間四方。東に向ふ。本尊彌陀の立像。長さ三尺。慶春の作。脇士勢至。觀音共に長一尺ばかりなるを安置す。門 柱間七尺。東に向ふ。客殿より二十三間ほど距て、往還にたつ。地藏堂 門に入りて左の側にあり。三間に二間。本尊立像にて長さ六尺。作詳ならず。寶永六年江戸鮫河橋に住める權兵衛といへるもの發起にて。この像を相州某寺へ納むるとてこの門前にて憩ひしに。如何なる因縁にや。像たちまち重くなりてうごかず。なすべきやうなければこゝに安置せりと。當寺の記録にのせたり。おぼつかなき説なり。鹽持稻荷祠 門をいりて左のかたにたてり。小き祠なり。前に鳥居をたつ。古へは當村の濱の邊にあり。そのころは漁者つれにこの社前につどひ集り。汐のときを待ちて漁船をいだす故この名をとへり。近きころこの寺へうつせりと云ふ。正泉寺 往還の中程東側二十四間引込みてあり。新義眞言宗神奈川宿金藏院末。南海山瑠璃光院と號す。寛永元年甲子の起立にして。開山は全淨と云ふ。客殿五間に四間半。西北に向ひて建てり。本尊藥師の座像長さ八寸なるを安ず。毘首羯摩の作と云ふ。安養寺 字峯と云ふ所にあり。海道の末。右の方へ三町四十間餘引込みて山の下なり。淨土宗にて神奈川宿慶運寺末。一到山彌陀院と號す。開山は慶譽といふ。明應九年七月七日示寂す。客殿六間四方。本尊三尊の彌陀長二尺許なるを安置せり。中の像は弘法大師の作なりと云ふ。左右の像は作詳ならず。

當寺は中古江戸芝増上寺より堂宇を再興して松道と云ふ僧を住職とせり。此時寺は同郡東子安村にありしと云ふ。されど今東子安村にては土人此ことを傳へず。且此所へ移りし年代も詳ならず。辨財天社 客殿に向ひ左の方にあり。三間に二間。東向。神體は立像にて一尺許なるを安置す。弘法大師の作と云傳ふ。山王祠 辨天社の竝びにあり。東向。小祠。龍泉寺 海道の西の方にあり。古義眞言宗同郡鳥山村三會寺末にて生麥山聖無動院と號す。開山詳ならず。二世は本譽文覺。永正七年十一月朔日寂す。此餘にも第十世一智本譽。元龜二年九月二十三日示寂すなどいへば。この頃までも淨土宗なりしにや。されど寺僧はこのことを云はず。客殿八間半に六間半。巽向。本尊不動の立像長三尺ばかりなるを安置す。過去帳に「春岳正晴信士。明應三年三月廿三日。生麥太郎兵衛姉尊。」とあり。此餘同じ頃の人を載す。明應は永正と同時なればもし此人など基を開きしにや。杉山明神神興堂 境内右の方にあり。九尺に二間。此寺杉山明神の別當にて。すでに前に出せる本地佛の字書たるものおよび棟札等を爰に藏す。經塚 字貝助臺と云ふ所にあり。この邊の木の根など掘りければ瓶の碎など多く出づるといふ。由來詳ならず。

舊家者百姓八郎右衛門 氏は關口外記。同圖書助。同助七郎。同神兵衛などいひし人ありしと云ふ。家小田原北條家より出し、文書二通を藏す。その文中にも外記助以下の名見えたり。其文左に載す。

當秋風損之儀付而國並十分一致救免段氏康言上ひ然處御領所百姓等重々佗言申上ひ歎雖不被及御分別□□分二之積子安郷二十六貫文被□御宥免此上抽而 言申上ひ者氏康如被申上ひ可被加御成敗段斷而可被申付以仍狀如件
永祿八年なり
乙丑十月廿一日

御乳

子安郷壬午歳干損之由申上付而癸未四月諸百姓被集有御糺明干損速被引捨納法干損仕分之御書出
一八拾七貫四百七十文
關口外記助拘

此内壹貫五百文夏成

此内名主

七貫貳百文

四貫五百十七文

三貫九百十九文

四貫三百十文

三貫貳百六十六文

三貫貳百六十六文

貳貫二百七十七文

壹貫九百六十五文

壹貫七百七十文

壹貫百九文

三貫九文

五十貫八百六十二文

以上八十七貫四百七十文

此内午納

廿五貫七百文

關口圖書助

同助七郎

内海兵庫
關口助七郎

牛込五郎左衛門

關口神兵衛

渡邊五郎右衛門

九郎左衛門

源左衛門

庄左衛門

源右衛門

彌二郎

關口外記助手前

御藏納申

残る

六十一貫七百七十文

此内

廿貫文

猶残る

四十一貫七百七十文

以上

此外

一九貫六百五十文

此内

貳貫文

残る

七貫六百五十文

此内六百文荒地之由申

合九十七貫百廿文

以上

未進

午歳干損御用捨
但賜百姓前共ニ

御藏納可申

不作子丑刁之開

午御納藏

未進

高辻

右辰巳午號干損大切之御年貢相ひかへし百姓爲御憐民出者未進者干損と申分被引捨し秋中御請申上

之員數並未歲分少成共未進致二付而者名主と始可被遂御成敗存其旨此度御請申上以透速來秋九月より霜月廿日と切而悉御藏納可申旨被仰出者也仍如件

天正十一未卯月廿七日

卷百三十五 村里部

橘樹郡 十 神奈川領

獅子ヶ谷村 郡の南にあり。江戸日本橋より行程六里に餘れり。古は師岡郷と云ひしと傳ふ。文祿三年に記せし物には、師岡の内鹿ヶ谷と書せり。今其地勢を見るに師岡村と犬牙して、接分ち難ければ、恐くは師岡村より分れしならん。今の文字に書き改めし其年代は傳へず。今土地にては上、下二區に分てり。是は御入國の後御料所なりしを、慶長年中小田切美作守、山下又助へ采地に賜はりし時より小田切が知行の方を上村と唱へ、山下の采地を下村と呼べり。かの下村の方は一旦御料所となり、伊奈氏が家にて支配せしが、寶永三年十二月久志本左京へ賜はれり。檢地は文祿三年に改めし記録を傳ふれども其姓名を記さず。寛永二十一年九月に至りて又檢地あり。長谷川、岩瀬、大橋、荻原等を名乗し人なり。是等は伊奈が手に屬せし者なるべし。其後元祿八年安藤對馬守重治檢地す。村の四境東は上駒岡村、南は北寺尾村に隣り、西より北へかゝりて新、古師岡の二村に交れり。村の廣は凡東西へ七町、南北四町半餘。村内西南の方は少く丘ありて、東北は平地に續き、田は多くして畑は少なし。家數四十三軒なり。

高札場 二ヶ所。其一は上村の内字みその前にあり。一は下村の内字前田耕地にあり。

小名 堂坂村の南にて古へ此所に大日堂ありしゆゑ名とせり。みその前村の西にあり。三丁町通 みその前の北を

云ふ。西谷 みその前の東の方を云ふ。はひがくぼ谷村の南より少く西よりを云ふ。前田耕地村の中央を云ふ。ひか

げ下通 前田耕地の東にあり。大道通 村の北にあり。長町 村の北にあり。沼向 長町の東を云ふ。大入谷 東の

方を云ふ。大池下 是も東寄を云ふ。原谷 東より少く南の方を云ふ。

大溜井 村の東にあり。廣き二町四段程。これ當村と駒岡村に引用ゆ。慶長の頃新に普請を命ぜられ。此村のみ引用ひしに元祿八年。

願により堤を築きて樋口を異にし兩村に引く。溜井 字はひがくぼにあり。此はわづか九畝ばかりの溜井にして。餘水は駒岡村にて

用ゆ。

神明社 村の南の丘上にあり。左右に石燈籠あり。又石の鳥居社前にたてり。例祭年々八月十二日。本覺寺の持。此所は打開けて近

きわたりの村々は眼下に望めり。上村の鎮守なり。山王社 村の中央にあり。前に木の鳥居を建つ。此も本覺寺持なり。稻

荷社 村の坤の方にあり。これも前に木の鳥居をたつ。末社 秋葉社 本社に向ひて右にあり。神明、天神相殿社 村

の東の丘上にあり。相傳ふ古は村の惣鎮守なりしが。後上村の内に神明を勧請して鎮守とせしより。當社は下村のみの鎮守となれり。社

二間に三間。前に木の鳥居あり。例祭八月十二日。光明寺持なり。本覺寺 村の南にあり。天台宗同郡駒林村金藏寺門徒。眞如山成就院と號す。開山は權大僧都行祐。元祿十四年正月三日寂す。開基

は織山道樹。延寶七年三月五日歿す。これ村内七郎兵衛が祖なり。此寺古は大日堂なりしが。其頃都筑郡吉田村に本覺寺と云ふ寺院あり

しを。天和三年金藏寺の願によりてこゝに引移せり。是より一寺となれり。本尊大日。木の座像にして長二尺五寸なるを安ず。客殿六間

半に五間。東向なり。觀音堂 客殿の左にあり。東向。二間半に二間。如意輪觀音。立像にして長八寸なるを安ず。光明寺村

の中央にあり。もと天台宗多磨郡深大寺村の門徒なりしを。享保十四年願によりて末寺になれり。長榮山遍照院と號す。開山慶嚴法印。

貞治二年八月十日寂せり。本尊薬師の立像長一尺五六寸なるを安ず。客殿長の方に向ふ。七間半に六間なり。舊跡小田切屋敷跡。今里正五郎兵衛が地所なり。村の西によれり。廣七段ばかり。此所を殿屋敷とも又殿山とも唱ふ。この地は慶長年中迄小田切美作守某。久しくこゝに住せしが召出され。すなはち當所を知行し。後江戸へ移りし頃。今の里正が先祖にかの屋敷の内を少しばかり除地になしあたへしと云傳ふ。

古師岡村 新師岡村 師岡村は和名抄久良岐郡の郷名に諸岡郷あれば、その地名のわづかに残りしなる歟、既に庄名の所にも辨ぜり。郡の中央より少く西にあたり、都筑郡の境によりてあり。當郡および都筑郡にも此庄名をかうふりし村々あれど、思ふに此村その名の起りしもとなるべし。下に載する鶴岡八幡の文書に『師岡保』ともみゆ。保のことは定かならねど、古へ三町四方を一保とせし由ものに見ゆれば、則ちこの村の内を云ひしにや。又小田原所領役帳によれば、小机の庄に屬せしなり。村内熊野權現慶長四年の御朱印の文にも『小机庄』とあり。今はそれ等の唱もなく、只神奈川領に屬せり。江戸日本橋より行程六里なり。民家五十七軒。東西九町三十間、南北六町十間。村の四境東は駒岡村に堺ひ、西は太尾村に隣り、南は北寺尾村に續き、巽の方獅子ヶ谷村に及び、坤は大豆戸村なり。北は樽村に接し、夫より少く西によりては大曾根村にさかふ。田多く畑少し。水旱共に患あり。當村の開闢は古きことなるべけれど其年代は詳ならず。村内の鎮守熊野權現は光孝天皇の御宇、仁和元年に再興ありしよし縁起に載る所にして、且土人の口碑にも傳ふれば、其頃より開けしをらん。さもあれば舊きこと今よりは定かに言ふべからず。世下りて嘉吉元年鶴岡文書に當所の沙汰あり。此頃は開けしこと疑なし。其文

左の如し。

鶴岡八幡宮本地護摩公料武藏國師岡保柴開所事爲殊御寄進間難被准自餘歟然者如元社家知行不可有相違由候也仍執達如件

嘉吉元年十二月廿六日

前下野守 花押
沙 彌花押

當社雜掌

多磨郡にも上、下師岡村あれど、かの地は天正の頃師岡山城守が居住せしより起りし地名なりといへば、文書に云へる所は當所なること知るべし。五代北條分國の頃は、小机の城主笠原平左衛門が知行九十貫文のよし役帳に見えたり。天正十八年御入國の後御料所となり、伊奈半十郎忠治預り奉り、夫より後年代知れず。村内の地を増上寺の御靈屋に寄せられ、其後再びそこばくの地を加へて御寄附ありしことあり。此時より新古に分てりと見えたり。其故は正保の頃のものを見るにその沙汰なく、元祿年間の郷帳には已に分れたり。されど元一村を引わけたれば、悉く辨別して記しがたし。又村内法華寺へ賜ひし御朱印を見るに、或は田東郡とあり、或は都筑郡とありてまち／＼なれども、正保年中改定ありし國圖には全く橋樹郡に屬せり。檢地は文祿三年伊奈能藏忠次が承る所なり。今も尙増上寺の御靈屋料及び法華寺領なり。

高札場 二ヶ所。其一は古師岡の高札にて字打越にあり。新師岡の方は字大堀に建てり。

小名 表谷 西北の方にあり。大堀 これも同じ方にて少く西によれり。打越谷 東の方を云ふ。中ヶ谷 是も東の

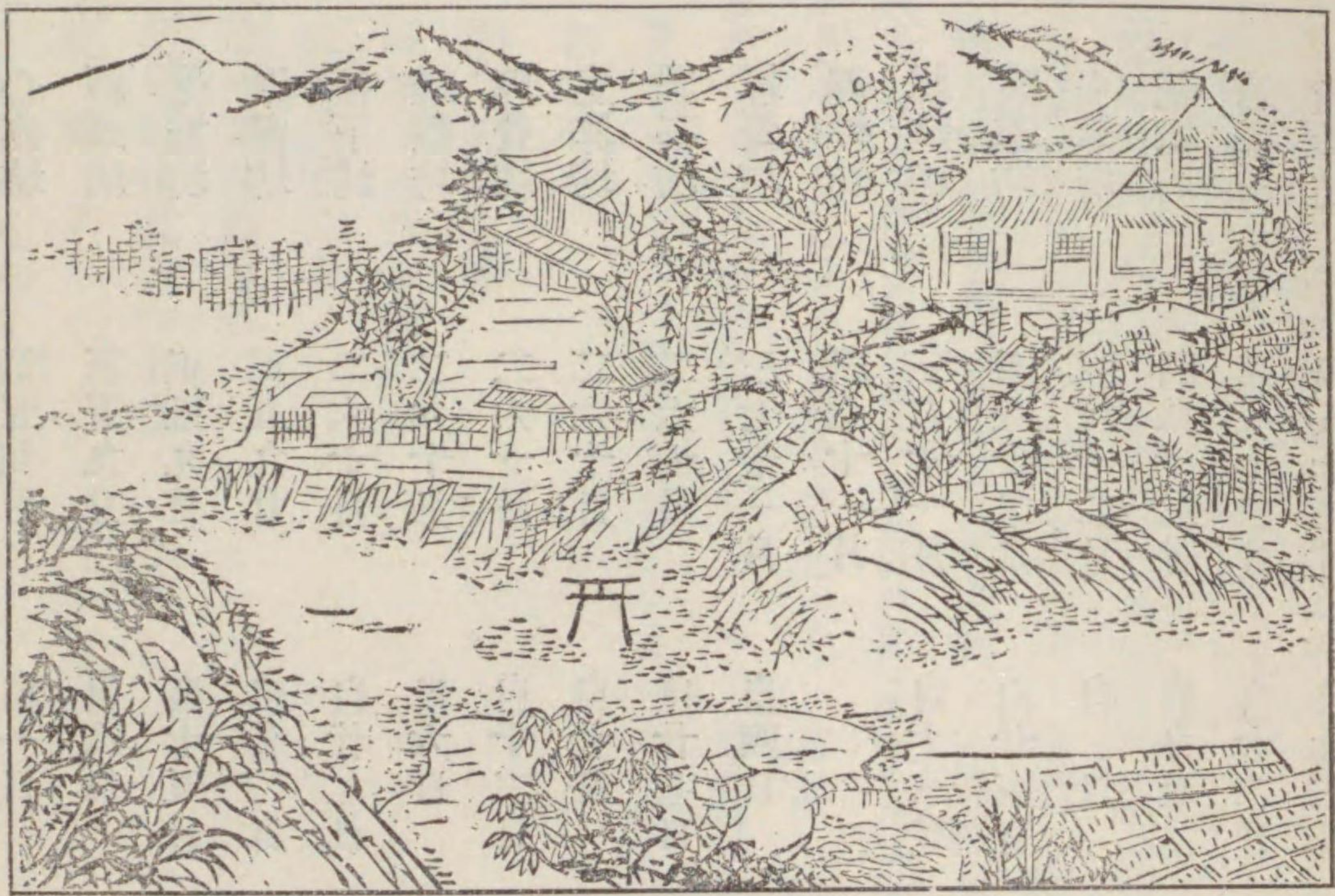
方によれり。

南谷 西南の間を云ふ。

溜井 二ヶ所。其一ヶ所は字南谷にあり。廣一段二畝許。一ヶ所は獅子ヶ谷村境にあり。共に常は水かれくにて水田へそぐに足らざれば。専ら天水を待ちて用水に遣ふと云ふ。

熊野三社 字寺家谷と云ふ所にあり。大門を入りて坂あり。凡三町ばかりのぼり又下りて放生池あり。其形假名の『い』の字に似たるを以て『いの字池』とも云ふ。こゝに鳥居を建つ。前に石階六級を設け。夫より七十七級を経て。また七級を過ぎて則ち拜殿の前に至る。廣五間半に二間半。夫より少く隔てゝ本社あり。二間四方の宮作りにて。五間四方の上屋を設く。いかにも物舊りたる神社なり。關東隨一靈驗所熊野三社權現と云ふ。貞治三年五月記せしと云ふ縁起あり。その文を閲るに。其説に至りては甚だいぶかしきことのみ多し。今暫く其要をつまみて左に記せり。抑も當社は聖武天皇の御宇。神龜元年ある老僧いづくより來りけん。當所の椰樹のうろにすみ。火食せずして偏に法華經をのみ轉讀せり。名をば全壽と云ふ。斯して年月を送りけるに。ある曉暫く眠る夢の中に熊野證誠權現の告によりて。本地彌陀の像毘首羯摩が造れるものを。大和國春日明神へ參籠して感得し。當所に負ひかへり小祠を造り安置し。専ら信心をこらせしと。今の本地の像是なり。長二尺六寸許。此全壽後には和州に往きて金峯山に跡を隠し。遂には仙し去れりと云ふ。その後光孝天皇の御宇仁和元年七月天皇御惱のとき。靈驗ありしにより。六條の中將有房を勅使として。同十二月宣旨を下し神社御造營ありて。莊嚴頗る美を盡せしと云ふ。宣旨の文なりとて記せしものあり。其文尤も疑ふべし。遙の後源平合戦の頃は廢社の如くなりたるを。高倉院承安四年大に早魃せり。時に武藏前司義信の子息桑門延朗と云ふ人ありしかば。これを勅使として當所に雨を祈らしめ給ふに。忽ち靈驗ありければ勅ありて再建せさせ給ふ。又元暦元年右大將頼朝當所に於て大般若經轉讀せしめしことありと云ふ。其後觀應二年六月十七日雷火の爲に堂宇残らず焼亡し。宣旨を始め社寶悉く烏有せしかど。程經て貞治二年近郡の人舉りて土木の費を供し。堂塔を營み本尊を安置せり。此時八月朔日に遷宮ありしかば。今に至るまで此日を以て祭禮の日と定めたるよし。此等のこと縁起に見えたれど。あがりし世のことなれば其詳なることはすべて傳はらず。又當社に粥筒と云ふことあり。椰の樹根に於て筒の中へ粥を入れ。椰の葉を交へて暫く煮。その筒を割き年の豊凶を占うて穀物野菜等の種時を定むと云ふ。此は天曆三百年正月七日神託により。村民さしつどうて是を行ふに。靈驗甚だ著し

熊野八版圖



ければ今に至るまで絶えず。又祭禮の日鳥居の前にて相撲を興行せり。是を草相撲といへり。江戸より相撲の者來りて行ふことなり。斯ることは他の神事にも有ることなれど。土俵などいかめしくしつらひおき殊に賑はへることなりとぞ。 寶物 牛王板

一枚 縁起によるに。かの全壽といひし僧。樹のうろにありて法華經修行せしとき權現より授くる所なりと。うけがひ難き説なり。されど文字自ら漫滅していかにも古き様なり。數百年の星霜をへたる物なることは疑ひなし。 大般若經闕本三百五十八

卷 この經もと高倉院當社御信仰のあまり。御染筆ありて納めたまふ所なりと云ふ。今は三百五十八卷を藏せり。卷末に『文治二年八月十六日書寫。元久二年十一月。』と記すもあり。又『日下部之朝臣某』など記すもあり。此等は後人のたびくくに關を補ひしものなるべしと云へり。この餘近代補ひし卷も少なからず。大抵おくに年號姓名さまくあれど。しばらくこれを略す。 古番

帳次第一枚 右當社に社僧十七坊ありて交る交る番を勤む。則ちその頃の次第を記せしものなり。其文左の如し。

定

法華寺毎日例時番帳之次第

心連坊	正五九月	自一日	至七日
禪乘坊	正五九月	自八日	至十四日
覺城坊	正五九月	自十五日	至廿一日
別當坊	正五九月	自廿二日	至廿八日
松下坊	二六十月	自廿九日	至五日
理觀坊	二六十月	自六日	至十二日
理覺坊	二六十月	自十三日	至十九日
定眞坊	二六十月	自廿日	至廿六日
蓮臺坊	二六十月	自廿七日	至三日
賴覺坊	三十七一月	自四日	至十日
義性坊	三十七一月	自十一日	至十七日
禪鏡坊	三十七一月	自十八日	至廿四日
實道坊	四八十二月	自廿五日	至朔日
全性坊	四八十二月	自二日	至八日
花城坊	四八十二月	自九日	至十五日
珠臺坊	四八十二月	自十二日	至廿二日
寂性坊	四八十二月	自廿三日	至晦日

右守此旨可致勤行所如件

貞治二年 卯十二月吉日

衆議定之

龍頭一箇 承安四年旱魃の時。延朗上人に祈念あるべき由勅命ありしかば。上人則ち十二の龍頭を作り。八大龍王を勸請し。密法を行ひしに忽ち靈驗ありしとなり。今は其一を藏せり。末社 稻荷社 石階を上りて右の方にある小祠なり。山王社 鳥居の左の方にあり。辨天社 いの字池の中にあり。是も小祠。椰樹 全壽仙人の隠棲して法華經を轉讀せし所なり。其古木は枯れてわづかに形のみ残り。近き頃童木三株を植う。又此山の麓に廣四五尺四方ばかりの小池あり。是權現の御手洗池なり。いかなる久き旱なりとも古より渴することなしとなり。一に禪定水となづく。別當 法華寺 本社の西に續きてあり。熊野山全壽院と號す。天台宗にて多磨郡深大寺村深大寺末なり。本堂九間に六間。南に向ふ。本尊彌陀の立像二尺六寸なるを安ず。脇土觀音。薬師共に長一尺五寸許。開山は全壽なり。事は前に田せり。中興開山を良賢と云ふ。元祿二年十一月朔日示寂す。門外石階六級ありて左の方に制札をたつ。其文左の如し。

- 一 寺中不入
- 一 殺生禁斷之事
- 一 山林竹木伐取間敷事
- 一 亂妨狼藉之事
- 一 博奕諸勝負之事
- 右之條堅可相守者也
- 別當

慶長四亥年二月七日

十王堂 門を入りて右の方にあり。二間に三間。 經塚 境内北の方にあり。はゞ二間許。高六尺餘。其來由を傳へず。 天神社 字表谷にあり。山を登ること一町許。わづかなる石龕にて上屋あり。 神明社 字南谷にあり。小祠なり。巽に向ふ。傍に稻荷の小祠あり。

永昌寺 字打越谷にあり。曹洞宗にて同郡西寺尾村建功寺の末。久寶山と號す。客殿七間半に六間半。南に向ふ。本尊地藏の木像長一尺六寸なるを安ず。運慶の作なりと云ふ。開山は西寺尾村建功寺第二世聲琴守聞と云ふ。當寺の勸請開山にて寛永元年正月二十九日示寂す。 六座相殿社 門を入りて左の方にあり。境内の鎮守なり。六座は天照太神宮。妙義。稻荷。天神。秋葉。熊野を勸請せるなり。 淨泉寺 字中ヶ谷戸にあり。天台宗なり。熊野別當法華寺の末にて寮なり。起立の年代詳ならず。前に石階二十餘級あり。

西寺尾村 郡の南によれり。今は庄郷の唱なしといへど、元小机の庄にして往古はかの庄百八ヶ村の其一なり。村名を寺尾と云へること其初めを詳にせず。按ずるに東寺尾村の内、仙鶴山松蔭寺に藏する建武元年の寺地の圖あり。其頃は此寺を正統庵とて、殊の外大伽藍にて寺領も廣かりしと見ゆ。されば此寺の尾に續きし地なれば、かく寺尾といひしにあらざや。北條家分國の頃百姓等に下せし文書あり。鶴見村の百姓九左衛門が家に傳ふ。全く此村にあづかる事にして其頃のさまも見ゆるに足れり。よりに左に載す。

年歲大普請人足十人歟もつこを持致中八日用意來六日ニ小田原へ集御普請可致也一日之未進有之ハ爲過失五日可被召仕者也仍如件
元龜元年北條家虎印あり
二月二日

寺尾 百姓 中

年歲正木棟別之事

五字六百五十文□□□□□寺尾毎年納辻

此麥五十六俵一斗七升五合一俵別榛原
升三斗五升入此代百文但ハ二斗稱同前

右五月晦日限而可致皆濟若致難澁ハ則小代官名主百姓人々召連小田原へ可參旨奉行人へ被仰付し於此日限一日も踏出事不可有之ハ若又奉行人兆儀等有之者則時以目安可申上者也仍如件
元龜元年なり
庚午四月廿日

寺尾 百姓 中

去年戌歲檢見辻ニ掛段錢貳貫二百文也當年增壹貫百文相添て三貫三百文來晦日切之奉行關新二郎ニ可渡ハ當年御檢見名□可被仰越ハ結勺郷中造作ニ罷成也入御耳ハ間止檢見増分被仰付ハ御日限不違持參可申ハ若致無沙汰付ハ入糺責牛馬を可引由被仰出狀如件
北條家虎印あり
亥八月朔日 代 官

寺尾 百姓 中

傳馬壹疋可出之但□出家ニ可渡之者也仍如件
天正十年
壬午五月九日
遠山丹波守なり
直 景花押

江戸 淺草

葛西新宿但是者白井迄

午歳役錢配府

九貫六百卅八文

拾六貫文

寺尾棟別錢

同所穀段錢

以上廿五貫六百卅八文 定納

右毎年以米穀可納之當納法百文ニ一斗四升目一俵別三斗六升俵ニ被定訖郷中馬を以玉繩へ届奉行衆ニ可相渡斗手者如相定地下人可斗申上少も無高下平ニ可斗納若俵取奉行兎角申ニ付ハ速ニ可捧目安然ハ棟別者九月十日段錢者九月晦日必可致皆濟此御日限踏出ニ付者一俵ニ三升ツ、以過米可納猶御日限踏出ニ付者奉行人を郷中指越妻子牛馬可取間地頭代官百姓等ニ此所堅爲申聞可相調者也仍如件

午八月廿六日

代官 百姓 中

村の廣東西十八町、南北十一町程。東と西の際には小山竝びたり。其下民家竝び住す。六十五軒。里人の話に云ふ、昔北條分國の頃は農家たゞ十八軒のみなり。それも小田原へ貢米を運ぶ勞に絶えず、次第に同郡新宿村へ移れり。今村民十右衛門が家のみ彼十八軒の内なりと云ふ。東は東子安村に境ひ、南は東、西子安村、北は馬場村、西は菊名、篠原の二村なり。彼古圖に其頃寺尾の地頭は、阿波國の守護小笠原藏人太郎入道なりし事を載す。又系圖に據るに此人藏人太郎長義とて世に聞えし人なり。又里人

云ふ、昔此所は里見氏の領地なり。今村民九月九日は里見氏落城の日なりとて、十九日を以て佳節とせり。按ずるに房州里見氏この邊を領せしこと聞えず。されど村内に里見入道の館跡など云ふ所あれば、戰爭の間爰に渡海して僅の地をさき取り、番手の要害など構へし事もありしにや。又按ずるに北條家役帳に『二百貫文。久良岐郡寺尾。諏訪三河守。』とあり。されど久良岐郡に寺尾と稱する地名なし。且當村より分れし馬場村にこの人の城あれば役帳に久良岐郡と記せしは、全く謬にて則ち當村の事なるべし。この村の檢地は元祿八年、安藤對馬守が承りにてありしなり。其後新田も出來て享保十八年箕播磨守檢地せり。安永八年伊奈半左衛門うけたまはれり。されど纔の地なり。又此地を支配せし輩は昔は詳にせず。元祿より伊奈半左衛門忠順、田中休藏喜乘、伊奈半左衛門忠達、舟橋安右衛門、岩手伊右衛門、志村多宮師智、辻源五郎、伊奈半左衛門等うけたまはれり。當時大貫次右衛門なり。

高札場

小名 駒方 村の東の方にあり。

久保前 是も東よりなり。

宮前 八幡の前にあり。

うつろ 耕地 村の中央にあり。

政所 西の角にあり。

下田 東にあり。猿ヶ谷 村の巽にあり。

無ヶ谷 東の方にあり。

立野 東にあり。風早 臺 東

西寺尾。東子安の三村に係る。

天神久保 村の東にあり。

眞門 村の長にあり。

石阿彌陀 駒方の竝び。平臺 村の

東方にあり。龜臺 平臺の竝び。

牛房 西寺尾。馬場兩村に係る。

藏瀬ヶ谷 芋久保

溜井 東南隅村境にあり。廣五段許。是は連々埋まりしかば。此水を以てあながち用水とするにも非ずといへり。池中に小島あり。其所に辨天の小祠を建つ。

惡水堀 村の中央の耕地を流るゝこと長凡四百二十間。幅五尺許なり。流の末に至りて入江川と唱ふ。是は新宿。子安の兩村にて唱ふる處なり。北寺尾の方より此村に流れ入り夫より子安村に達せり。其内纔の枝流ありて皆用水となれり。

天神社 村の東の方にたてり。神體は畫像にて六寸許。それを板におして其裏に『享保十四年』と記せり。されば古きものにはあらず。昔此所に勸請せし年歴は更につたへず。今の社は一間半に二間。西南に向ひ坂の上であり。その坂の麓に鳥居を建てり。山の高さ凡八九丈許のぼりて社地にいたれり。その所は數株の松おひしげれり。此村の百姓次郎兵衛といへるもの世々神事にあづかれり。末社 稻荷社 本社に向ひて右の傍にあり。小祠。八幡社 村の西寄にあり。此社も山の上なり。本社宮作りにて一間四方。本地は阿彌陀の座像。銅にて造る。長二尺許。拜殿は九尺に二間半。前に鳥居を立つ。當社も勸請の年歴を傳へず。按ずるに今東寺尾の松蔭寺に藏する建武年中。其寺の地形を圖せしものに八幡の社あるよしを載す。今も此寺當社の別當なれば。其所は古へとも違ひぬれど。何の頃にか此に移せしものならん。外には村内に八幡の社もなければ。恐らくは建武の前より勸請ありし社ならん。されど此事別當寺に傳ふる所にもあらざれば。今よりいかにとも定めがたし。土人云ふ往古は神輿ありしが。やゝもすれば祟をなせしかば。村民おそれて山の麓に埋めたりと云ふ。今其所を舍句子とて小祠を建てあり。舍句子と云ふはいかなる故なりや詳にせず。例祭は年毎に六月二十七日。

觀音堂 十一面觀音。立像にて長一尺許。堂は東向。三間四方。村民呼びて駒形慈眼堂と云ふ。前に石階あり。高二丈許。東寺尾村松蔭寺にて進退す。駒形堂 堂の右の方少しく高き所に石坂あり。夫を上りて坂の上に鳥居二基あり。此社は元文五年松蔭寺の住職愚海の時建立せりと。相傳ふ昔里見義高と云ふ人此邊に居りし頃。其下部に某なる者あり。義高出づる毎に常に馬の口を取れり。かの下部後に故有りて逐電せり。夫より遙の年月を歴て村民等多く疫病にかゝり。此が爲に大に懼みしかば是たゞ事にあらず。いかさまもの怪なるべしと。其頃熱田の社人たまゝ來りしが。うらかたを以て考へしに。全くかの口取の祟なりと里人に告げし故。其祟を受けし民家十二軒の者集りて彼者を駒形明神とあがめ。彼等が氏神とせしかば忽ち祟も止みしといへり。社は九尺四方。神體は一つの岩を置けり。凡一貫目許なり。世に異なる神體なり。

里見義高墓 觀音の堂に向ひ右の方にあり。是を土人於入道の墓と云ふ。五輪の石塔なり。臺石は失ひて五輪許あり。もとより文字はなし。其前には一間四方の祠あり。何の頃よりか小兒痘瘡の類。其外何病にても惱める者は此墓へ祈れば必ず驗ありと云へり。祈願する者は側なる小石を取りて其惱む所を撫づれば自ら平癒せり。平癒すれば其かしこまりにて石の數を増して二つを納めり。よりて

其墓の傍は小石多し。按ずるに里見九代記に里見實堯の子を義堯と云ふ。後法體となりて里見入道と號せり。此人上總國久留里の城にありてしばしば諸將と合戦あり。中にも天文七年十月八日正院義明の催促に應じ。下總國葛飾郡鴻ノ臺に打つて出で。北條氏康父子と合戦す。此時彼入道も敗軍に及び上總國に至り。天正二年六月初日六十三歳にて逝せり。寺は同國本織村にありと云ふ。爰にいふ所の里見義高はもし同人にや。されど彼人この邊を領せし事は前にもいへる如く他の書に見えず。又天正の頃は此邊みな北條に屬せしかば。里見が領地あるべしともおもはれず。全く別人なるも知るべからず。稻荷社 觀音堂の後の山にあり。建功寺 觀音堂の邊にあり。禪宗曹洞派にて相模國愛甲郡富岡村龍散寺末なり。徳勇山瑞雲院と號す。開山は大州長譽と云ふ。天正十二年六月九日寂せり。二世は聲算守開。元和十年正月廿九日寂す。本堂七間に六間半。慶長十四年の建立なり。本尊釋迦。文珠。普賢。長いづれも一尺二寸許。堂は巽に向ふ。山前に石階あり。高二丈許なり。是を上りて木戸あり。木戸の外に禁制の碑をたつ。其地山を切通して大門とせしさまにみゆ。龍燈松 彼山の上にあり。させる古木とも見えず。此寺の下なる川より古へ龍燈あがりしと云ふ。

西應寺跡 村の東の方にあり。昔十方山西應寺とて一寺なりしと云ふ。今は廢寺となりければ。堂もなくなつて里人石阿彌陀といへり。昔の本尊とて石の阿彌陀残りてある故なり。此石佛はいつの頃にや。かたはらの耕地より出現せしとて。今も其所を石阿彌陀耕地といへり。夫より此寺の本尊となせりと。かゝる寺なれば昔の開基開山等をも詳にせず。東寺尾村松蔭寺の抱なり。玄蕃屋敷跡 東の方村はづれにあり。是は里見義高の家老阿藤玄蕃といへるもの此所に住せしとぞ。いつの頃か子孫江戸へ出てひたすら武家に仕へんとして流落せしかば。今其跡のみ残り。

舊家者百姓次郎兵衛 先祖は平田兵庫とて里見家の家老なり。系圖古記等も傳へしが。後は次第に生産も衰微にいたり。こゝに女子のみありて男子の生育する事なかりしかば。かのかたくななる農民の心に。かゝる書物など今のいやしき身に持傳へんも詮なし。且は是等のたゞりにもやあらんとて。残らず火中に投ぜしと云ふ。されば今證とすべき物たえてなし。

東寺尾村 西寺尾の東なり。江戸日本橋より行程六里半許。村の四境東は鶴見村、巽の方は生麥村、南は子安村なり。西は西寺尾村に堺ひ、北は馬場村に交れり。東西二十町、南北五町餘。家數八十軒。村の地すべて平らかならず。畑多くして田少なし。土性は黒野土、赤土砂錯れり。此村古へは北條家に屬せし諏訪三河守の知るところなり。御入國の後は御料にて伊奈半十郎が家にて代々支配し、寛保三年より柴村藤右衛門、延享三年船橋安右衛門、寶曆二年より伊奈半左衛門、同三年より岩手伊右衛門、同六年より志村多宮、同九年より辻源五郎、明和五年より伊奈備前守、寛政四年より大貫次右衛門が支配所となり、檢地は元祿八年安藤對馬守なり。

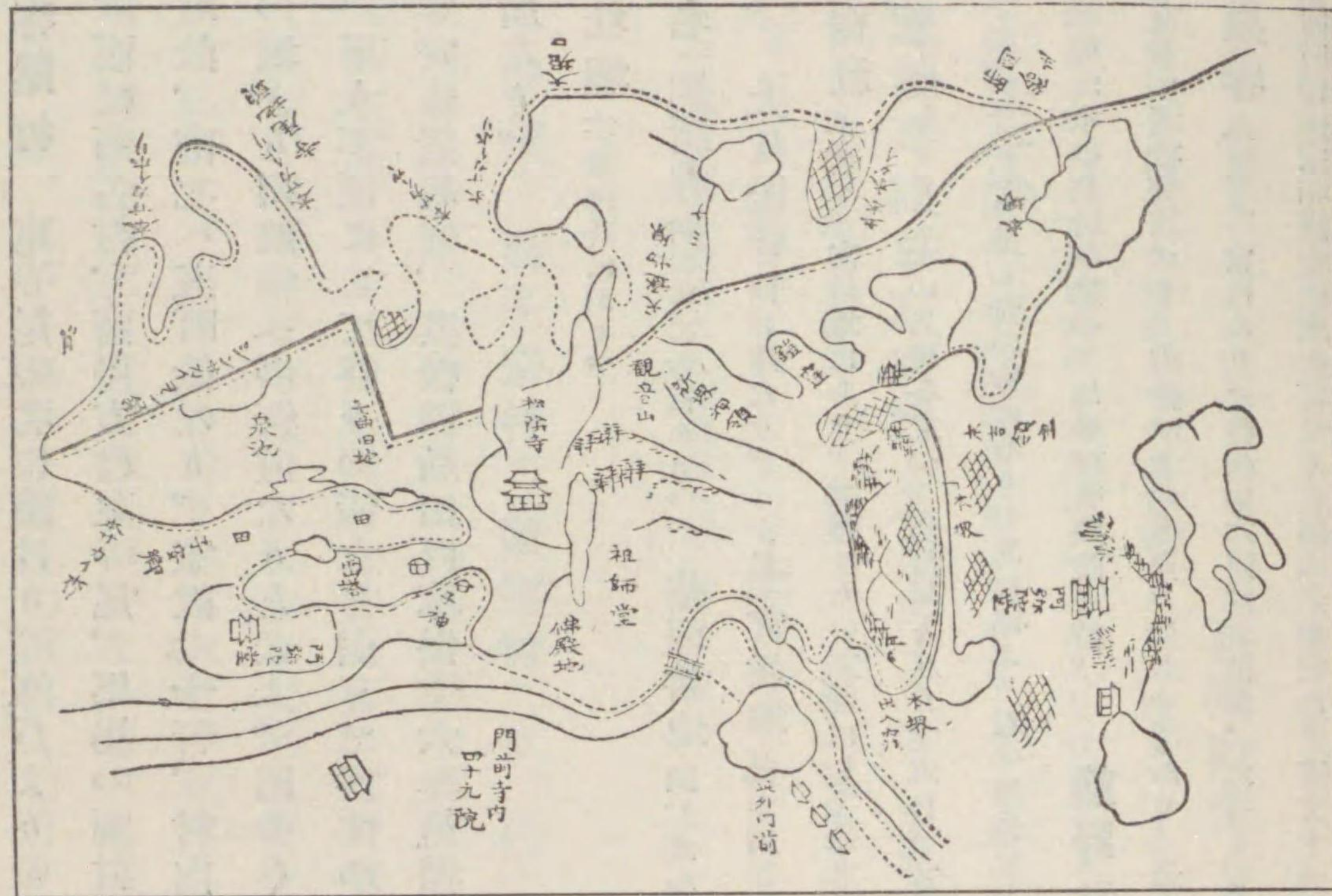
高札場 字向谷にあり。

小名 荒立谷 村の東南の方にあり。二本木谷 東の方にあり。寺ノ谷 是も同じ邊を云ふ。白幡谷 南の方にあり。

飯山谷 こゝも南よりを云ふ。向谷 西の方にあり。

熊野社 字二本木谷にあり。幣束を神體とす。勸請の年代詳ならず。社地は丘の中腹にて松樹おひ茂れり。こゝより石階二十五級を下りて石の燈籠あり。その邊に又石鳥居をたつ。別當 弘誓寺 社地の下に居れり。新義真言宗にて神奈川宿金藏院末。慈悲山と號す。客殿六間に五間。東向。木尊觀音。行基の作と云傳ふれども。祕佛なりとて其長を計ることを許さず。開山も詳ならず。天神社 客殿に向ひて南にあり。白幡明神社 小名白幡谷にあり。本社一間四方。上屋三間に三間半。南に向へり。白幡社と局す。神體幣束にて前に神鏡をか。社前左右に石の燈籠二基あり。共に長五尺。社前の石階八級を下り又二十三級を下りて石の鳥居建てり。柱間九尺。夫より又石階五級を下る。此所より社前まで二十間餘あり。例祭毎年六月五日。湯花神樂等あり。當村の鎮守なり。社邊に古松數株繁茂せり。西寺尾村建功寺過去帳に『白幡大明神は足利尊氏將軍なり。尊氏將軍より十七代目足利義教將軍(按ずるに義教は尊氏より六代なり)の代。永享七年六月五日寺尾の城主諏訪勸請す。』とあり。土人の云傳ふる所も亦かくの如し。社内に棟札四枚あり。其内古きものは文字磨滅して讀むべからず。一は貞享四年伊奈半十郎及び名主百姓等の名を記せり。一は享保十二年伊奈半左衛門同半十郎等の名あり。一は近き頃の物なり。末社 稻荷社 本社の東にあり。小祠。熊野社 是も小祠にて西方にあり。

圖古寺蔭松九版圖



松蔭寺 字向谷の内三角山と云ふ所にあり。仙鶴山と號す。禪宗臨濟派鎌倉建長寺末。開闢の來由を尋ぬるに。建長第三世佛壽禪師退隱の後。幽棲の地として此に庵を結び正統庵と號せり。今其時代に畫きし境内の圖あり。古刹なること證すべし。かの禪師は文和三年に寂せし人なり。寺號を定めしは中興開山僧廣山の時の事なるにや。此僧は延寶三年三月二十九日寂せり。寺號初は松音寺と書きしが後に今の字に改めしなり。本堂南向にて七間半に六間。本尊釋迦。木の立像にて長二尺七寸なるを安ず。古器寶物等は多く火災の爲に失ひしよしを云傳ふ。三十年程前に同じ除地の内。東の方より今の所へ堂宇を移す。土人今其所を呼びて木屋敷と云ふ。寺寶 古圖一枚裏に『正統庵領。建武元□五□十二日。』とあり。其餘文字ありしと見ゆれど蟲食ひて讀むべからず。

北寺尾村 東寺尾の北に續けり。江戸よりの行程も彼村に同じ。村の四境東は鶴見村及び末吉村に界ひ、西は菊名村、南の方は東寺尾、馬場の兩村に接し、北は駒岡、獅子ヶ谷の二村に隣れり。東西へ十八町餘、南北へ五町餘なり。家數七十軒、村内に散住す。當村東より南の境に傍ひて野道あり。古へ小机の城より川崎宿への街道なりと云ふ。田少くして畑多し。土性は赤土、黒土、砂交り等にして薄土なり。用水不便にして谷々の清水を引きて耕すゆゑに、少しく旱する時は忽ち旱損の患あり。檢地は元祿八年安藤對馬守、其後の新田は享保十六年箕播磨守なり。御代官の遷替前村に同じくして大貫次右衛門支配所なり。

高札場 字澁澤谷にあり。

小名 別所谷 村の東の方にあり。藤塚耕地 同じ邊を云ふ。八段目耕地 南方を云ふ。はんめ耕地 村の西よりを云ふ。

大久保谷 同じ邊なり。上ノ宮耕地 此も同じ邊を云ふ。澁澤谷 村の北の方なり。

八幡社 小名上ノ宮耕地にあり。神體は木の立像にして長九寸許。社前に石燈籠二基長五尺許なるをたつ。又石の鳥居を丘上に立つ。又石階五十段を下りて木の鳥居を立つ。例祭年々八月十五日。當村の鎮守にて馬場村寶藏院持なり。

末社 稻荷社 本社の巽の方にあり。太子堂 是も巽の方に有り。北に向ふ。石の座像にして長九寸許。神體木の立像にして長八寸許。前に木の鳥居を建つ。馬場村寶藏院の持。

熊野社 小名別所にあり。石階二十級を登りて木の鳥居を建つ。又三十四級を登る。左右に老松繁茂せり。神體は木の座像。長六寸ばかり。是も寶藏院持。

宗泉寺 小名上ノ宮にあり。緣峯山元照院と號す。此寺もと草庵なりしを當村の里正市右衛門と云ふ者。寛文中願によりて一寺とし。新宿村淨土宗相應寺の末となせり。開山念譽相心。寛文十一年正月十三日寂す。寛政五年より律院となれり。石階二十級を登りて客

殿に至る。南向にして五間半四方。本尊彌陀。木の立像にして長三尺。安阿彌の作と云ふ。觀音堂 境内巽の方にあり。聖觀音。木の立像二尺なるを安ず。堂は一間半に二間。阿彌陀堂 小名別所にあり。四間四方。巽に向ふ。本尊木の立像にして長一尺三寸。當村市右衛門と云ふもの享保元年六月百姓地の内へ建立すと云ふ。宗泉寺持。藤塚 村の長方。藤塚耕地にありて塚上に松一株あり。土地高き所にして殊に眺望よければ。富士山も見わたさる。よりて此名ありと土人云へり。されど文字は藤塚としるせり。

十三塚 小名澁澤の邊にあり。半町許の間に塚十三あり。よりて土人十三塚と云ふ。大さ不同なり。其來由を詳にせず。

舊家者百姓五左衛門 先祖與十郎と云ふ者。文龜元年八月朔日細河高庫より軍功の賞に依りて氏を金井と改められしと。古

文書に有りし由を記録して持傳へり。高庫と云ふは字の誤なるにや疑ふべし。さればさして證とすべきに非ざれど。舊家なることは論な

かるべし。かの與十郎當村に移りしより名主役を勤めて天文八年に卒す。其子孫市右衛門と云ふもの寛文中當村の宗泉寺を開基し。又

享保元年に阿彌陀堂を建立せしものなり。

東子安村 西子安村 新宿村 東、西子安、新宿の三村はもと一村にして、元祿の頃より今の如くに別れしかば、民の居住はた耕地等も皆入會にしてこゝかしこに別れてあれば、四至等も正しく區別すべからず。よりて今三村を合せ云ふに、西北の兩面は山丘多くして白幡、篠原、西寺尾、東寺尾の四村に接し、田畑みな山丘の方にあり。東は生麥、鶴見の二村に犬牙し、南は海岸に臨めり。坤の方は神奈川宿に界す。南北のわたり十五六町、東西も同じ。此村は東海道の往還にして殊に賑はへば、三村の民簷を連ね左右に竝居て農人の身ながら、商家の業を兼ねて生産の助となす。其内新宿に漁師多くつどへる故、東、西子安漁戸の賦税も新宿にて司りて納むと云ふ。且新宿に言文字の極印ある船四十七艘

あり。東海道村内をふるること十五六町、東の方生麥村堺より坤の方神奈川宿堺に至る。道幅平均四間餘なり。江戸日本橋まで行程凡六里餘。田畑大やう等分の地なれど、こまかにいはゞ畑の方少しく多し。土性は海邊もとより砂地にて、陸田、谷田は野土なり。水路甚だ不便にして常に天水を待ちて耕種す。よりてやしもすれば早損あり。此三村元神奈川郷と云ふ。今土人は神奈川領とのみ稱せり。寛永二十一年の檢地帳にも神奈川領と記せり。是も小机百八ヶ村の一にして、古へは小机庄と唱へしなれど今は其稱を失へり。小田原役帳に『葛西様御領百六十五貫文。小机子安』とのす。此葛西様といへるは其人さだかならざれど、左兵衛督義氏のことなるにや。此頃は小机子安と常に稱せしと見ゆ。今の如く東西をわかち稱するは尤も近頃よりと見え、正保の頃も一村にしてたゞ子安とのみいへり。元祿の郷帳に至りて東、西子安、新宿と三村に分ち書すれば、此間にかく唱へ始めしなるべし。又村名の起れる所も詳ならず。御入國の後には小泉次太夫が御代官所にて、夫より伊奈半左衛門、田中久藏、菅沼安十郎など支配せしよしをば傳ふれど、その連綿たる所は詳にせず。今は大貫次右衛門が御代官所なり。檢地は寛永二十一年にありしよし、今西子安村の里正六左衛門が家にその時の檢地帳の寫を傳へたり。また元祿八年安藤對馬守檢地すと云ふ。其後東子安の内に新墾の地出來しかば、享保十八年、寶曆十一年、明和七年等新田のみの糺ありしと云ふ。

高札場 東海道の往還東子安村の内にあり。三村組合持。

小名 四軒町 東海道の往來なり。

片原町 四軒町の並びにして是又海道の往還にあり。以上二ヶ所は東子安村の小名なり。堂久保村の坤の方にあり。此所に堰一ヶ所あり。上郷より來れる悪水を堰留めて用水とせり。是より下溝下に至るまですべて三村入會

の地にかゝりし小名なり。

大口 大口坂の邊を云ふ。

面瀧 村の北にあり。

風速臺 村の東にあり。

打越 村の長方にあり。

則ち風速の並びにあり。

二ノ谷 打越の並びにあり。

八段目 是又風速の並びなり。

溝下 八段目の並びなり。

林 松の木其餘雜木生茂り十一町六段ありと。三村入會の所。百姓の持なり。

大日坂 字面瀧の並びにあり。是も三村入會の地なり。此名の起りしにつき里人妄誕の説を傳ふれど取るべきことなければ載せず。

入江川 水源は西寺尾村。白幡村。篠原村等の所々より悪水落込み。西寺尾村の堺より村の内にいり。水路凡十餘町なり。當村の中

央を經て海に在る。川幅七間餘。此邊は岸尤も高くして水田にはそゝぎがたし。**足洗川** 白幡。篠原。馬場。西寺尾等の村々の谷間より悪水落込み一條の流となり。十八町を經て入江川に在る。川幅平均一間餘。もと悪水堀なれば水かさます時は此水をもせき入れて水田にそゞげり。足洗といへることの起りも。土人言傳ふることあれど尤も信ずべからず。よりて爰には省きぬ。

溜井三ヶ所 一は字打越にあり。長六十四間。横四十六間。一は字二ノ谷にあり。長五十間。横三十八間なり。すべて三村持合にていま一は西子安分にあり。

土橋 入江川に架す。橋の長八間。東海道の往還なり。三村共にもち合の橋にて御普請所なり。

土産 干海鼠 此村の百姓長右衛門なるもの。代々是を製して業とせり。此事公にも御免じあれば此邊にて私に製するものも。彼

が所へ集めて公に奉ることなれば私にひさぐことは尤も禁せり。江戸に近き所にては此邊のみにて製し。ことに味も美なれば昔より名産として賞せり。

子安一宮明神社 丘の上にあり。數十級の石階を登り社前に至る。本社は三間に四間半。西南の方に向ふ。本地は薩十一面觀

音。長二尺五寸。立像。作詳ならず。又鎮座の年歴來由等も傳へず。もと子安一村の頃よりの鎮守なれば。今に至り三村共に當社を以て

鎮守とせり。石階の下に石の鳥居をたつ。九月朔日を例祭とす。別當を遍照院といへり。**末社** 三峯社 本社に向ひて右方にあり。

小祠。庵 本社側の側にあり。昔は作りも大なりしよし。今は荒廢してわづかの草庵なり。本尊阿彌陀。こゝに起立せし年歴詳ならず。

牛頭天王社 村の北にあり。勸請の年代を知らず。神輿は遍照院の本堂に安置す。例祭は毎年六月七日出興し。十二日還興なり。

天神社 村の東の方丘上にあり。南向。小祠。 **神明社** 字溝下耕地の丘上にあり。小祠。南向。 **愛宕社** 百姓半兵衛が居る山の頂にあり。小祠なり。 **第六天社** 入江川土橋の南にあり。小祠。北に向ふ。以上の五社共に遍照院持。 **稻荷社** 東海道往還の家竝にあり。百姓半兵衛なるもの私の勸請する所なり。社は二間四方なり。 **神明、淡島相社** 是も海道往還にあり。元來神明ばかりを祭りてありしに。今の神職荻原伊豫が先祖。五十年前淡島を配祀せり。夫より後は却りて淡島の社を以て專稱し。大師河原村邊の漁者ども産土神となす。淡島の神體は長一尺四寸。童子の姿なり。以上八社東子安村に屬す。 **神職** 荻原伊豫 吉田家の門人なり。元祿二年より此社の神職をうけたまはり。社の傍に住す。 **稻荷社** 海道民屋の間に挟りてあり。社二間に一間半。前に鳥居を建つ。共に東向。村内藥王寺持。 **蛭子社** 海岸にあり。本社一間半に一間。拜殿三間に二間。南向なり。神職菊田親正其社の側に居住す。彼が先祖始めてこゝに祭れる所なり。其年歴は傳へず。社傳の略に『當社の神體は神功皇后三韓退治の時。海上平安の祈の爲め武内宿禰に勅して彫刻せしめ西の宮に納め給ひし所なり。文治年中鎌倉將軍家の命によつて相州の内に移し奉る。元弘の兵亂の時菊田が先祖藤原政明。此尊像を守り奉り亂をさけて此所に整居す。其後海邊の人民次第に崇敬し奉りしかば神威も日々にいちぢるし。よりて新に社を經營しことに賑はひしかば。遂に此所を神奈川新宿と呼びしなり。』と云々。以上二社新宿に屬す。

本慶寺 東子安の内。海道にあり。往還よりは少しく引込めり。日蓮宗池上本門寺末なり。正光山日蓮院と稱す。本尊三寶祖師を安ず。開基は詳ならず。開山は本門寺の第四世日山。弘通道場のため應安八年起立す。客殿六間に五間。南向なり。寛永の頃の除地は二段六畝十歩とあり。 **寺寶** 日山自筆曼陀羅一幅。日蓮筆一幅。番神堂二間に三間。門を入りて左にあり。 **稻荷社** 山の頂にあり。小祠なり。 **遍照院** これも東子安の内。海道より少しく北の方へ入りてあり。古義眞言宗にて同郡鳥山村三會寺の末なり。密嚴不動峯と稱す。開山開基詳ならず。第四世を宥慶と云ふ。是慶安二年九月十三日寂せり。是より前の世代は知れずと云ふ。客殿十四間半に五間半。本尊不動。立像にて長二尺許。作傳へず。此寺往昔は村の鎮守一宮社地の邊にありし由。其頃は山號を安入山といへりと云ふ。御入國の後今の所にうつせりと。門は巽に向へり。 **稻荷社** 相應寺 海道にあり。往還より少しく引込めり。淨土宗にて神奈川慶雲寺末。吉祥山惠光院と稱す。客殿七間四方にて東向。本尊阿彌陀。立像にて長三尺五寸。作知れず。開山秀譽。文龜三年八月十一日寂す。 **鐘樓** 門を入りて右の方にあり。天明三年の銘あり。 **庚申堂** 是も門を入りて右にあり。石像の庚申を置く。 **石地藏** 門外にあり。長三尺。寛文三年おけり。 **藥王寺** 海道にあり。往還より四十間餘引きいる。古義眞言宗同郡鳥山村三會寺の末。醫光山と稱す。客殿七間に六間。本尊は藥師。長三尺許。座像なり。開山開基詳ならず。前住の名の傳ふるものにては覺僧と云ふ僧。これ正保四年十一月二十五日寂せりと。是より前の世代は知れず。その餘の事蹟も又詳ならず。 **西蓮寺** 海道の往還にあり。淨土宗にて村内大安寺の末。開山開基詳ならず。中興開山は念稱と云ふ。享保の頃の人なり。その始を知らず。享保三年回祿の災にかゝりし後未だ再建せず。假に小堂をたて、石像の地藏長二尺五寸なるを安ず。此像も元銅像なりしを或時盜賊に奪ひ去られしかば。後に今の石像を置きしよし。又當寺盛んなりし頃の本尊とて阿彌陀長一尺五寸の立像あり。作詳ならず。又千手觀音の座像。是は長二尺の木像なり。土人の話に往昔此所に辻堂の如き草庵ありしが。後神奈川より西蓮寺と云ふ廢院を爰に引きて一字の寺とせしよし。今に神奈川新町の裏通りに。字西蓮寺耕地と呼ぶ所あり。是の舊地なりと云ふ。 **浦島塚** 境内にあり。昔はよほどの大塚なりしが。此邊は沙地なれば年を追ひて缺けくづれ。今は凡二畝許の塚なり。其上に五輪の石塔を建て、浦島塚と題せり。 **古碑一基** 浦島塚の傍にあり。永仁四年の文字見ゆ。 **大安寺** 海道にあり。往還より少しく引入りたる方にあり。淨土宗神奈川慶運寺末。寶樹山喜樂院と稱す。開山は香譽と云ふ。萬治元年十一月二十日寂す。文化十年回祿にかゝりていまだ再建ならず。本尊は阿彌陀。一尺四寸の座像なり。作詳ならず。相應寺以下四ヶ寺は新宿村内に屬す。 **閻魔堂** 是も新宿の内。海道海岸の方にありて。往還より三十間餘引込めり。堂は四間四方。乾に向へり。閻魔は木像にて長四尺五寸許。作知れず。此堂はもと村内相應寺の隱居寮なれば。今にその寺の持なり。 **稻荷社** 二間四方。閻魔堂の傍に竝立てり。土人鶴森稻荷と云ふ。前に鳥居あり。社前に石の手洗鉢あり。四面に佛像をほれり。今は磨滅してかたち定かならず。土人四方佛の手洗鉢といへり。村民孫右衛門が先祖海保某が寄附せしと云ふ。

舊家者名 主源右衛門 東子安村に住す。氏を飯田と云ふ。舊家なりといへど其事歴を傳へざれば知るべからず。文書一通を

傳ふ。是のふるき家たることみるべし。其文左に載す。

御方中足輕此方成敗子安へ打越及狼藉在郷者ニ無謂事申懸いハ急度可致注進者堅可加制詞者此趣加藤彈正忠方へも文遣い謹言

卯月十二日

永舊軒 東 永花押

飯田太左衛門介

褒善者百姓四郎兵衛 東子安村に住す。父は四郎左衛門と云ふ。それが四男なり。兄等はさきに死せり。四郎左衛門年九十九に及びていとすこやかにしに。四郎兵衛これに仕ふること又まめやかにし。されば孝行の聞えありしにより。やがて村内舉りて見もし聞きもしたる其行状を具さにしるして訴へしかば。其事いさゝかたがはざるにより褒賞を加へらる。四郎兵衛に白銀三枚を賜ひ。父四郎左衛門をば養ふべき料として。日々に五合づゝの米を終身賜ひしとぞ。

馬場村 郡の中央より南によれり。古は寺尾村の内なりしに、中古寺尾の一村東西北の三に分ちし時、當村も同く分れしとなり。村名の起は小田原北條に屬せし諏訪三河守が、此地に居城を構へし時の馬場ありし跡なるによりかく呼べりと。今に村の東境より東寺尾村にかゝりて其跡残り。されど正保の頃迄も當村は分たざりしに、其後よりして今の如く村名に呼びしと見ゆ。江戸日本橋迄行程七里許。家數四十九軒は多く谷間に散住す。村の廣凡東西へ二十町、南北四町に餘れり。東は下末吉村にて、西は西寺尾村に隣れり。南は東寺尾村にして、北の方は北寺尾村に界ひ、坤の方は子安村に交れり。すべて平ならずして丘には畑多く、谷には水田多し。土性は黒野土或は赤砂錯れり。御入國の後伊奈氏世々

支配し、其後御代官の次第は辻源五郎、志村多宮、齋藤喜六郎、菅沼安十郎、中村八太夫支配にわたりて今大貫次右衛門支配なり。檢地は元祿八年安藤對馬守なり。其後享保十八年寛播磨守檢地してわづかの新田を開墾す。

高札場村の東字馬場谷にあり。

小名 馬場村の東に今馬場跡あり。故に名づく。猶下の條に出す。

藏畑谷 長の方を云ふ。

池ノ谷 村の中央を云ふ。

綿内谷 村の西を云ふ。

用水 村内谷々より出づる清水を引きて田間にそゝぎ用水とす。

相ヶ久保 村の南の方なり。

大谷 これも長の方を云ふ。

上瀬谷 村の西よりすべて云ふ。

稻荷社 正一位相國稻荷と號す。相國の文字いかなる故と云ふことを知らず。馬術を學ぶ人當社に祈誓して大に感應ある由。いづれの頃か紀伊殿廐を預れるもの信仰して相國の號を與へしと云ふ。土人の話に寶永の頃子安村の人。當社の神木を買取りやがて木を伐らんとせし時。俄に發狂して大に惱みしにより。稻荷の威靈あらたなることを恐れ。近隣舉りて村内に社を建て。祈請して神罰を免ると云ふ。今に遠近の人信仰するに必ず利益ありとなり。社地は百姓地にして。字池ノ谷にあり。社二間半に一間。南に向ふ。小高き山の半腹にあり。麓に石の鳥居を立つ。村民市右衛門が持。牛頭天王社 社に向ひて東の山の麓にあり。稻荷社 社に向ひて右の方にあり。以上は末社。神明社 字池ノ谷にあり。南向にして二間半四方。前に鳥居を立つ。社地平にして一町餘。大門に松樹竝立てり。石の鳥居あり。例祭年々九月朔日なり。寶藏院持。

寶藏院 村の巽の方にあり。新義眞言宗神奈川宿金藏院末。愛宕山延命寺と號す。開山年代詳ならず。慶安の頃しるせし物に『四石五斗は大日免山林竹木寺中共又五石五斗は總鎮守愛宕免神奈川領の内寺尾村寶藏院』とあれば。其頃ははや一寺となりしこと論なかるべし。客殿九間半に五間半。坤に向ふ。本尊大日。木の座像五寸許なるを安す。十王堂 門を入りて左にあり。四間に二間半。愛宕

社 客殿の後丘上にあり。本地大日。木像。ことに破壊しければ。寸尺等詳ならず。 観音堂 村の中央にあり。堂九尺に七尺。南に向へり。本尊は今東寺尾村松蔭寺に納む。木の立像にして長二尺五寸許。同寺の持なり。

城蹟 小田原北條家に屬せし諏訪三河守が居城の跡なりと云ふ。今も村の中央にある丘の上なり。年歴しことなれば。今は堀なども埋りて只雑木のみおひ茂れり。小田原家人所領役帳『二百貫文。寺尾諏訪三河守。』とあり。又小田原記に武州寺尾の住人諏訪右馬助のことも載せ。西寺尾村の建功寺の舊記には。かの村に建つる白幡明神は永享七年六月五日寺尾の城主諏訪勸請すとあり。是も三河守が祖先なるべし。是によれば永享の頃ははやたちし城なることも知らる。 馬場跡 村の東界より東寺尾村にかゝれり。かの三河守居城の時馬場ありし跡なりと云ふ。

菊名村 馬場村の北につゞけり。郷庄の唱を傳へず。小田原家人所領役帳に『増田某が知行小机葛名開』と記せり。此邊葛名の地名を聞かず。且『葛』と『菊』と字畫似たるが上に、小机を冠したれば恐らくはこの事にて、菊名氏の開きし事なるべければ開發の年歴も推して知るべし。村の四境をいはゞ東は馬場、西、北寺尾の三村に堺ひ、北は大豆戸、太尾の二村に接し、其形は帯の如く長き村なれば東西へは纔に五町、南北へ一里許。民家は二十軒、村内所々に散在せり。土地は高低の所多し。土性は野土に黒真土交れり。水田多く陸田少し。昔は御料所にて正保の頃は伊奈半十郎支配し、元祿八年安藤對馬守檢地せし事あり。其後寶永三年久志本左京に賜はりしより今も其子孫の知る所なり。

高札場

小名 九段田耕地村の西なり。 宮荊 是も西なり。 宮脇 是も同じあたりなり。 和田前 乾の方なり。 柳木八

耕地 是も乾方なり。

鐘坂通 北なり。

宮谷 是も北なり。

寺口谷村の中央なり。

籠久保谷村の東南の間にあり。

溜井

西南の隅にあり。廣二町一段一畝餘。土人菊名池と呼ぶ。當村及び大戸村の用水となせり。

八幡社

村の西よりにあり。社前に木の鳥居あり。勸請の始をしらず。隣村大豆戸村本乘院持。

神明社

村の東寄の丘上に

あり。是も勸請の年歴を知らず。社は一問半に六間。西に向ふ。村内の鎮守にて本郷岡村法華寺持。

鑿明神社

村の長にあり。

土人の傳に云ふ往古貴人のこゝを過ぐる時。乗りたる馬の銜を爰へ落せしかば其銜を以てかく崇めたりと。篠原村長福寺持。

杉山

社 村の中程にあり。社前に木の鳥居を立つ。郡内師岡村法華寺の持。

法隆寺

村の東にあり。蓮福山と號す。日蓮宗房州長狹郡小湊誕生寺の末。開山日出。天文十九年七月六日示寂。客殿西南に向ふ。六間に五間。本尊三寶を安置り。 三十番神堂 九尺に二間。境内に入り左にあり。

蓮光寺

村の南にあり。淨壽山と號す。日

蓮宗荏原郡池上本門寺末。日蓮と云ふ僧此地を草創し。慶安元年六月六日に寂せり。されど日蓮開山の任に居らず。本門寺十二世日愷を請ひて開山となし。己は第二世となれり。客殿五間半に四間。本尊三寶を置く。 七面堂 門を入りて右にあり。二間四方。

寺

村の西よりにあり。菊名山喜樂院と號す。淨土宗小机村泉谷寺の末。開山詳ならず。當寺の過去帳には舊き世の年號を記したれど。

蓮勝

この過去帳は全く後世より記したるものと見ゆれば。これを以て當寺の草創を舊しとは斷ずからず。客殿六間四方。南に向ふ。阿彌陀を本尊とす。長二尺五寸。 觀音堂 客殿の右にあり。九尺に二間。

毘沙門堂

村の北よりにあり。二間半四方。南向。毘沙門の

像三尺。名ある人の作なりとのみ云傳へて其體なる事を知らず。村内蓮勝寺持。

大豆戸村

郡の西南の方に當りて、神奈川宿の西北一里餘にあり。土人の藏せる元和二年の記録に『多東郡小机保内大豆戸の郷』とあり。されど多東郡は多磨郡の條に辨ぜし如く、多磨川東の義なれば固

より誤れること辨をまたず。此のみに非ず。神奈川宿の妙仙寺及び慶雲寺へ賜ひし天正十九年の御朱印の文にも田東郡とあり。此餘御入國初の頃のものには郡をあやまれる事多し。もと土人の誤りしまゝに従ひて筆者の記せしものと見ゆ。小机保といへば昔は小机の庄に屬せしが『保』は『保伍』の義なり。中古以來庄園郷保皆唱のみにして其實を失ひしより或は庄と云ひ、或は保といふもの多し。今は郷庄の唱を失へり。村名の由つて起る所を詳にせず。其四境は東の方菊名、新師岡の二村に隣り、西南は篠原村に接し、北は太尾村に堺ひ、西北の間は鶴見川に限りて、川の向は都筑郡新羽村なり。東西十四町、南北十一町。村内大抵平地にして水田多く、陸田は東南の方陵に續きたる所に少く開けり。土性は黒野土或は黒土へ砂錯りて穀物によろしからず。又百姓持の林村内所々に散じてあり。合せて三町七段八歩と云ふ。此村開墾の年歴は傳へざれど、永祿二年改めし小田原家人所領役帳に、小机大豆津二十五貫文の地を小幡勘解由左衛門領せし由記す。津と戸とは通じて同唱なり。此頃は已に開けし事知らる。御打入の後は御料所となり、伊奈半十郎支配せしが、延寶年中隣村篠原村などと同時に酒井河内守へ賜ひしに、其後元祿十一年八月高尾阿波守、諏訪中之助の二人替りて賜はれり。今も此二人が子孫高尾學之丞、諏訪中之助が知る所にして、其餘に纔残りし地は御料所にして、御代官大貫次右衛門光豊が支配に屬せり。檢地は元和二年晝間清左衛門、大塚藤兵衛、植木善左衛門、關口外記四人が承りてに檢せしよし村の記録に見えたれど、是等の姓名御旗本の士には聞えざる所なれば、恐らくは別に檢地の奉行ありて其家人にてもあるべし。其後延寶六年酒井河内守檢地して租税の數を定めしと云ふ。是は己が所領に賜ひしより後の事なるべし。其後新墾の畑ありしにより明和五年池田喜八郎檢地せり。家數は四十三軒なり。

高礼場ニヶ所 一は村の西往還の内。十字をなせる所あり。一は東北の方太尾村境へよりあり。

小名 安山村 村の巽の隅にあり。寺坂 前のつゞきを云ふ。櫻田 中央より東の方。

窪田 是も同じ方にて少く乾の方によりてあり。しやくし 南の方鳥山川の邊にあり。

段野 北の村境にあり。渡り場 中央より少く西北へよりあり。

鶴見川 村の西。都筑郡と當郡との境を流る。南の方篠原村より流れ來り。村内三百間餘を経て。北の方太尾村へ入る。川幅は六間餘なり。

鳥山川 鶴見川の堤の東に從ひて流る。小川なり。村内にかゝること凡百八十間。川幅は三間に餘れり。

南の方菊名村の溜井より引來り。村内に入りて二派となり。一は東北の方へ流れ。一は西北へ流れて。其左右なる水田にそゞぐ。

除堤 村の西鶴見川と鳥山川との間にあり。寛文二年公より築かれしと云ふ。南の方篠原村の境より北の方太尾村の接地迄。長さ二百六十間あり。

水除堤 村の西用水堀の岸にあり。是は後年百姓等私に築きしものと云ふ。長四百七十間なり。

八王子社 村の東南用水堀の邊にあり。社地すべて古松茂りて古き宮地と見ゆ。社前に拜殿あり。村内此邊の鎮守にして百姓の持。例祭は六月二十一日なり。

羽黒社 同邊の丘上にあり。小祠。こゝも古木生茂りたる社地なり。前に木の鳥居一基を立つ。百姓持。例祭は六月二十一日なり。

杉山社 西南の方の丘上にあり。此邊の鎮守なり。例祭は毎年九月二十日。篠原村觀音寺持。

本乗寺 村の東南。八王子社の側にあり。日蓮宗京都妙滿寺の末。大寶山と號す。本尊三寶祖師。客殿に安ず。天文二十三年北條家

麾下の士。小幡伊賀守泰久が起立する所にして。開山は日逞と云ふ。天正八年十月二十一日寂を示せり。村の古記録によれば。開基泰久

討死の時屍を境内へ歸葬せしと云へど。今は墓石なければ其所を知らず。三十番神堂 客殿の右にあり。三間に九尺。

正覺院 村の西南へよりあり。豆戸山と號す。禪宗曹洞派にて隣村篠原の内東林寺の末なり。開山は曉堂と云ふ。文祿元年五月十二日寂す。客

殿五間半に四間半。本尊正觀音を安置す。不動堂 村の東にあり。九尺四方。釋迦堂 村の西南にあり。四間に三間。

小幡泰久屋敷跡 村の東南八王子社の西へ續きたる所なり。今は皆陸田となる。一段五畝餘の地なり。これ本乗寺を創建せし伊賀守泰久が館跡なり。泰久は小田原北條の家人にて。今當村の古記に載る所を見るに。永祿九年五月十六日豆州土藏野合戦の時討死せり。年六十七歳と云へり。土藏は戸倉か或は徳倉の誤なるべし。泰久が子を勘解由左衛門政勝と云ふ。天文の頃の人と云ふ。この人も此館に居住せしなるべし。それより子孫太郎左衛門など相續せり。又この政勝は今御旗本の士小幡監物が先祖なり。

太尾村 郡の西の方にて都筑郡の堺にあり。古は小机領師岡庄と唱へしが今は其唱もなし。古くより村内を三つに分ちて、私に上、中、下を以て稱せり。江戸日本橋より行程七里許。家數上は十三軒、中は十六軒、下は三十七軒あり。東は菊名、大豆戸の二村に隣り、西は都筑郡新羽、吉田の二村に及び、南は又大豆戸に接し、北は大曾根村に續けり。東西十五町、南北五町餘。地形北の方は山にて南の方は平かなり。田畑相半し、水旱共に患あり。當村も古は小机の領主笠原某が知行せし所なりと云傳ふ。御入國の後上、中と唱ふる所は御領となり、伊奈半十郎が家にて預り奉り、夫より御代官交る交る支配して、今は大貫次右衛門が御代官所なり。下の方は御料及び村内龍松院領、朝倉織部が知行相交れり。檢地は寛永二十一年伊奈半十郎命を蒙り、又寶永六年酒井河内守檢地をなせりと云ふ。

高札場 西北の隅にたり。

小名 観音耕地 村の東の方にあり。一、坪谷 是も東の方なり。根通 北の方。山の前を云ふ。

鳥山川 村の西の方より來り辰巳の方へ流る。幅三間半。村内をふるること五百間許。この水をも少く用水に引用ゆと云ふ。

見川 村の西の方を流る。幅十二間許。

土橋 鶴見川に渡す。長十二間。横八尺ばかり。

溜井 村の東の方にあり。廣五畝許。

是を以て用水とす。

堤 村の西の方鳥山川に傍ひてあり。長五百間許。幅二間或は五間。

天満宮 村の長の方にあり。村内上の方の鎮守なり。石階十七級を登り。又三十級をへて一丈に五尺の社あり。南に向ふ。木の鳥居をたつ。神體は木の座像にて長一尺許。是は村内觀成院に暫く移しおけり。例祭は八月二十五日なり。

熊野社 村の北の方山の上有り。

西に當れる年を以て興行の年とす。社二間に二間半。南に向ふ。神體木の立像にて長六寸許。鳥居あり。例祭五年目毎に祭ると云ふ。丑巳半腹に二間に二間半の社あり。南に向ふ。右の方に大松一株あり。傍に鳥居をたつ。神體は木の立像にて寶珠と鋒とを持ちたる彩色の熊

稻荷社 社に向ひて左にあり。小祠。

神明社 西北の方にあり。石階三十六級を上りて上の

なり。村内觀成院に收め置けり。例祭前に同じく。子辰申其祭年に當れり。

八幡宮 村の北の方にあり。山の半腹まで石階六級ありて又三十六級をのぼりて其上に社を建つ。九尺四方。鳥居は其六級の下にあり。神體長一尺五寸。彩色を施せり。例祭是も五年目毎に祭る。卯未亥の年は其祭にあたり。

杉山社 村の北の方山上にあり。社九尺四方。南向。前に鳥居をたつ。右の五社何れも村内觀成院持。

稻荷社 本社に向ひて左の方にあり。小祠。

西照寺 村の東の方に字一ノ坪谷にあり。禪宗曹洞派にて隣村大曾根村大乘寺末。無量山と號す。客殿六間に三間半。巽に向ふ。本尊地藏。長二尺二寸許なるを安ず。開山を生外意鐵と云ふ。寛文四年十二月二十四日示寂す。

妙義社 境内の鎮守。小祠なり。石階二十級を設く。木の鳥居をたつ。神體六寸許の立像なり。

歡成院 村の中央より少しく東北の方によりてあり。土人は是を中の寺と呼ぶ。古義眞言宗にて鳥山村三會寺末。妙義山法華寺と稱す。開山善通が草創すと云ふ。永祿十年八月晦日寂す。本堂七間に六間餘。坤

に向ふ。本尊不動の木像を安ず。立像にて長二尺。鐘樓門を入りて右の方にあり。一間半四方。鐘の徑り二尺五寸。寶曆四年甲戌十月二十七日鑄治せしものなり。

荒神、疱瘡神合社 本堂の後の山にあり。小祠なり。西に向ふ。荒神の像は長六寸許。立像にて普通の姿なり。疱瘡神は神體なし。

天神社 鐘樓の南にあり。神體木の座像にて長六寸許。

龍松院 村の西北の谷にあり。禪宗曹洞

派小机雲松院末。虎石山と號す。開山は大順宗用と云ふ。永祿三年六月朔日示寂。此頃は文殊堂と稱して未だ一寺とはならざりしが。夫より六世を歴て明山宗鑑に至りて一寺となれり。慶安元年十月二十四日九石餘の御朱印を下し賜ふ。かゝる功あるに因りて此僧をも亦開山と稱す。萬治四年四月二十三日示寂すと云ふ。開基は當郡小机の城主笠原能登守。法諱を休徹金羅居士と云ふ。曾て能登守寇をさけて暫く隣村大曾根村に跡をひそめし故。其頃かの大順と力を戮せて草創せしなり。後天正九年豆州戸倉の役におもむき討死せり。時にわづ

圖版十 不動尊



か二歳の幼主を残せしかば。家人伊東藤七なるものを盡して彼幼主を傳立す。其後東照宮御上洛の時初めて拜謁し奉り。都筑郡臺村にて新に二百石を賜ふ。これを彌次郎と云ふ。此等の事小机及び隣村大曾根村に詳なれば合せみるべし。客殿十間に六間。戌の方に向ふ。本尊釋迦の座像を安ず。長一尺六寸許。寺寶

文殊像一軀客殿に安ず。此像は開基笠原能登守が持佛なりしを當寺へ納めしと云ふ。古文殊堂と唱へし頃の木尊なりと。獅子に乗りたる像にて。いかにも古物なることは疑なし。長一尺八寸許。作詳ならず。不動像一軀鐵の鑄物にて中に其形を鑄出せしものなり。何れの頃何人の納めしや詳ならず。近村寺尾村の土人は己が村の地頭諏訪右馬助が納めし所なりといへど。不動の姿の傍に千葉右馬介といへる文字みゆ。しかるを右馬介とあるにより只名のみを以てかく牽強するは恐らくは非なるべし。されど當所にては。是非とも其來由を傳へざれば。今より辨じがたし。因りて其圖を上にてのせて後の考を俟つのみ。

篠原村

郡の西の方にあり。郷庄の唱へを傳へず。そのかみは篠原郷など唱へしと云へど、何村と云ふべきを何郷と記したる事は、古は多く見えなれば夫等の類なるべし。村名の起りを尋ぬるに土人の傳ふる所は、壽永二年加賀國篠原にて平惟盛と木曾義仲と合戦ありし時、惟盛の敗卒遁れ來りて此所に住せしかば、後自ら一村をなせしより村名とせりと。實なりや。思ふに只篠原と云ふよりかゝる説も發りしと見ゆ。又傳ふる所はかゝる干戈の中にて移りしかば、あたる年の正月も餅をつき新年を賀する事無かりき。其遺例とて村民今も正月は餅をつかず、赤飯をなして祝へりと。小田原家人所領役帳を見るに『三郎殿三十五貫文。小机篠原代官金子出雲。』とあり。三郎は北條景虎が事なり。此地は江戸日本橋を距ること七里。村の四境をいはず東は菊名、大豆戸の二村に境ひ、南は六角橋村或は神奈川宿に接し、西は岸ノ根、鳥山の二村に向ひ、北は都筑郡の内新羽村に交り、又郡内大豆戸村にも及ぶ。村内に地頭林と云ふもの一箇所二町一段餘、百姓林三十箇所、所々に散在し、いづれも松杉の外雜木生茂れり。合せて八町三段六畝餘なり。民家百一軒。土性陸田の方は黒土、砂土にて水田は野土、黒砂土交り、水田多く陸田少し。されどやゝもすれば旱損の患あり。延寶の頃は酒井河内守が所領なり。この頃より御料、私領うち交りし所となりて、同き年の七年に酒井氏此地を檢せし事あり。寶曆四年岩手伊右衛門、同九年志村多宮、天明四年飯塚伊兵衛等檢地をなせしと云ふ。酒井氏は何の頃か所を替賜はり、正徳年中新見伊豫守へ賜はれり。御料は御代官の遷替も許多ありて、今は大貫次右衛門支配所となり、此外新見七右衛門の知行交れり。

高札場

村の中央にあり。

小名 原田町

西方の耕地を云ふ。

谷田 南の方にあり。新田 東方なり。會下谷 南の方を云ふ。村内東林寺はもと

會下寺と唱へり。其門前ゆゑ此名有りしと。昔こゝに會下寮ありしならん。されば寺の名をもかく呼びしにや。東林寺の條并せ見るべし。

蛇ふくろ 西方の耕地なり。坊街道 會下谷の邊なり。彼會下寮へ僧侶の往來せし所ゆゑ。かく唱へりと云へどうげがたし。表谷東の方にあり。堀ノ内 東方なり。富士塚谷 東北の間を云ふ。榎本谷 同じあたりにあり。城山 北方の村境にあり。金子十郎の城跡なることは後に出せり。

鶴見川 村の北の方當郡と都筑郡の界を流る。鳥山村より入り東方大豆戸村に通ぜり。村内を流ること四町。川幅六間許。此川の側に大豆戸村の地入あへり。鳥山川 村の西方を流る。岸ノ根村の方より來り當村と鳥山村の境を流る。是も大豆戸村に入りて鶴見川に合せり。

根川 川と云ふべくもあらず。小溝の堀なり。是も岸ノ根村より入り鶴見川に合せり。土浮川 村内所々の惡水流れ聚まり。小名原田町の邊にて一條の小流となり。村内にて鳥山川に合せり。逆水除樋 北の方にあり。長十四間半。高二尺六寸。横一間。

溜井 小名會下谷にあり。村内の用水となれり。八幡社 小名會下谷にあり。鶴崎八幡と號す。其名づけしいはれを知らず。わづかなる祠にて二間四方の覆屋あり。鎮座の年歴を傳へず。この所は村内若宮八幡社の舊地なりと云ふ。村内東林寺の持。若宮八幡宮 例祭十一月二十日。本社東向。拜殿をつくりかけ二間半に三間半。本地正觀音。座像四寸許なるを安ぜり。前に石の鳥居あり。村内觀音寺の持。

觀音寺 村の北にあり。新義眞言宗奈川金藏院の末。八幡山と號す。天正十八年の開基なる由。寺僧の傳へなり。されど當寺の過去帳に『權大僧都祐覺天正十午年十二月十七日』と云ふを載せたり。もしこの人など開山ならんには。寺僧の傳へし年代も極めて疑ふべし。本堂五間に六間。本尊十一面觀音。座像六寸ばかりなるを安ず。

長福寺 古義眞言宗本願山と號す。鳥山村三會寺の末。開山の年歴を知らず。中興せしは慶長十六年とのみいひて其僧の名をば傳へず。客殿六間に七間。本尊不動を安ぜり。外に薬師一軀を客殿に置けり。古色にて長一尺五寸。此像は昔の代官金子出雲が持たりしと土人云へり。東林寺 禪宗曹洞派。天東山と號す。相模國高座郡大庭村宗堅寺の末。開山開巖。大永二年五月五日寂せり。この寺古

はさかんにして境内も廣く。八十三石の御朱印地にて。寺號は會下寺と唱へしにいつの頃か回祿にかゝりかの御朱印を燒きたれば今はなく。寺勢も大に衰へたり。この寺の門前を會下谷と名づけしは。この會下寺の名ありしゆゑなりと。此事小名の條にも辨ぜり。客殿七間に六間。本尊十一面觀音。座像一尺許。この像の腹籠りに行基の作の觀音を納めしに。かの回祿のをりこの像庭前の柿樹のうるへのきて。その災を免れたまひしなど今も靈驗いちじるしきと云へり。門は東向にて天東山の額を掲ぐ。墓所の入口に『善光大禪定門』永十一年八月十一日』としるし。また『眞光一如居士天正二年十月十五日』と鐫りたる五輪の墓あり。村民九右衛門が先祖の墓なるよし。九右衛門は増田氏にて先祖はかの篠原合戦のなり。此地へのがれ來りしと云へば年代大にたがへり。いはんや篠原合戦のことは始めに載せたる如く。たしかに考ふべからざるをや。閻魔堂 村の東方荒井坂にあり。堂四間四方。閻魔の像長四尺。村内長福寺の持。相州鎌倉新居閻

魔は世に知れる所なり。故に堂邊の坂を後世かく名づけしにや。大塚村の東畑の中にあり。高一丈許。鋪の徑り四間許。此塚の傍をほればたま／＼永樂錢などを得る事あるよし土人いへり。いかさまにも古塚なるべけれど何人の塚なることは今より考ふべからず。與五郎塚 大塚のあたりにあり。故老のものがたりによ

は往昔村民與五郎と云ふ者入定せし所といへり。古城跡 村の北の方にあり。金子十郎家忠の城址なりと云ふ。家忠居住の地は多磨郡金子村の外にも所々にあり。恐らくは金子氏が子孫のとりてのあとか又は當所の代官金子出雲が壘址などといはゞ。さもあるべきか。今見るところ僅に四五段許の芝地。或は斷岸の所ありて空堀の形も殘れり。

舊家者百姓九兵衛 金子氏にて世々こゝに居れり。北條氏の家人金子出雲の子孫なり。その先祖は金子十郎家忠より出づるよし傳ふれども。舊記を失ひたれば定かならず。

卷百三十六 村里部

橘樹郡 十一 神奈川領

岸根村 郡の西の方にて都筑郡の境によりてあり。江戸日本橋より行程七里。古は小机庄の唱ありしよし、今は郷庄共に名を失へり。村名の義を尋ぬるに、此邊みすま耕地といへる水田あり。土地打ひらけ水も多くなへて、よのつねの水田とは其さま違へり。それをいかにと云ふに、古は此邊すべて沼なるによりてしかりと云ふ。當所は其沼の岸にそひたる根なりし故この名を得たりと。此村四方の界域も狭ければ、往昔は小机と一村なりしやなど土人はいへど、其しるしとせることはなし。東は篠原村、南は六角橋、片倉の二村に接し、西は三枚橋、鳥山の二村にて、北は又篠原村に隣り、東西十四五町、南北八町。民戸二十八軒。土性は黒土なれども粘りありて眞土に似たり。水田及び陸田をなべていはゞ等分なり。村内に古の鎌倉街道といへるあり。みすま耕地の方より入り片倉村の方へ通ぜり。此村舊き事はすべて傳へず。延寶七年檢地せしよし。其時の水帳を見るに福岡次兵衛、倉本市兵衛、本多六兵衛、半田作兵衛、後藤勘兵衛、小林彌五右衛門といへる六人の名を記したり。是其時檢地を承りし人の手に屬せしものなるべし。元祿十一年八月此所を諏訪惣十郎へ賜はり、それより續きて今も子孫中之助が行なり。

高札場 村の中央にあり。

小名 清水谷 南の方なり。 廣町 東よりあり。 内田 中央なり。 宮下 東北の間を云ふ。 大蛇臺 南寄。

原田 南の方なり。 丸山下 南よりなり。 關下 西の方なり。 深どぶ 北の方。 鳥どぶ 北の方なり。 榎戸 北方

を云ふ。 山榎 北より。 砂田 中央なり。 清太塚 清太といへるは人名なるか。しからんには夫等の墳にてもありや。いはれ

を傳へず。

琵琶橋 西北の間川崎道にそひたる用水堀に架せり。わづかに丸木二本を以てわたしたる橋なり。里人の云ふ往古此處は鎌倉海道にて其頃は今よりも猶いさゝかの溝なりしに。折節盲人の來りしが渡るべき橋なかりし故。負ひたる琵琶をとり出し是を便に渡らんとせしが誤り落ちて爰に死せしかば。此名をおひたらんと。又云ふさにはあらず。上京を志せし盲人の此所にて賊の爲に害せられるなりと。されば携へし琵琶を賊のこゝへすて去りしより起りし名なるにや。今其たゞりなりとて此橋を馬の渡る時は怪我ありと云ふ。

用水

堀 村の西の方に堰あり。長二間。幅八間。鳥山村より引來る流なり。幅九尺許。是を所々の水田に引きそぐ。

杉山社 東北の方境の山の上にあり。隣村篠原觀音寺の持。社は二間に三間。南向。是より四五町を隔て、石の鳥居あり。西南に向へり。爰より社までの中間にも木の鳥居を立つ。按ずるに杉山神社は式内の神にして古より近郷都の地に座すときは。爰へ勸請せしなるべし。當社に寛永十八年六月の棟札あり。時の御代官伊奈兵藏。別當觀音寺とともに造立せしよしを記せり。この棟札はいま篠原村八幡社内にあり。この社も觀音寺のもちなれば爰へ納めたるならん。當社はそのとき始めて勸請せしが傳へを失へり。

山王社 村の東

山王山にあり。社前に木の鳥居二基を立つ。村内貴雲寺の持。

蛇骨神社 北方の田間村境にあり。相傳ふ篠原村の内小名蛇袋と

いへる所にて蛇を殺し持來りてこゝへ埋め。その跡へ此祠を建てたりと。又の傳へに當村開闢のなり弓を射て矢の落ちたる處を村境とせんと射たりけるに。此處へ矢の落ちたれば爰へこの祠を造れりとも云ふ。是もうけがたきことなり。

貴雲寺

村の西にあり。曹洞宗小机村雲松院の末。岸雲山と號す。開山玄室宗頓。慶長十三年六月十二日寂す。客殿六間半に四間。本尊薬師の座像。長八九寸。この寺庫裡の背後なる山の半腹に横穴あり。廣さ一間四方許。此邊にて是を矢倉と云ふ。其ゆゑんをしらず。

墳墓塚六ヶ所 鎌倉古街道の南寄の畠中に竝べり。圓徑二三間もしくは一間許。何人の塚なりや傳へを失へり。

三枚橋村 郡の南にあり。小机庄に屬す。江戸日本橋へは八里の行程なり。民家二十六軒。村の廣狹は東西へ十町餘、南北二十町許。東の方は片倉村に接し、西は羽澤村に及び、南は神奈川宿の内帷子町にて、北は鳥山村につゞけり。すべて當村はうち開けたる平地なれど、西北の丘の方によりては少く高低あり。陸田多くして水田少し。檢地は延寶七年酒井河内守改む。昔より御料所にして今御代官大貫次右衛門光豊支配す。百姓林七箇所すべて十町三段餘なり。又南の方當村を隔て、飛地一町程あり。

高札場 西の方羽澤村さかひにあり。

小名 天屋下村の中央を云ふ。又神奈川の青木町にも同じ小名あり。按ずるに延喜式和名抄等郷名の内に店屋とのせたるは此邊ならんか。殊に青木町よりは程近く全く文字も後にかき違へしものか。村民此あたりを昔の鎌倉道と云傳へり。

八反町 祭ノ神 戸 石井谷 向天屋 坤の方を云ふ。前の小名天屋下あるに對して云ふなるべし。 牛道根谷 東よりを云ふ。 山王森 祭ノ神戸の下を云ふ。

大平權現社 村の東によれり。麓の鳥居より山路をよちのぼること二町あまりにして本社に至れり。社は七尺に九尺。爰よりは

近郷の數村を眼下に望めり。例祭年々九月十六日。 神明社 小名祭ノ神戸の丘上にあり。社は一問半に二間。西向なり。村民の持

大平社と同日の例祭にて其日は鳥山村西藏院來りて事を處せりと云ふ。

三寶寺 小名山王森にあり。淨土宗小机村泉谷寺末。客殿四間に五間。西向なり。本尊三尊彌陀。木の立像にて長一尺八寸なるを安

ず。開山は方譽休西と傳へて寂年をしらず。

鳥山村 昔佐々木四郎左衛門尉高綱が馬飼料として、當所を右大將頼朝より賜はりし時、一族鳥山左衛門と云ふものを目代として、此地に置きしより起れる村名なりと云ふ。或は傳ふ左にはあらず村内三會寺の邊、水田の間にそこばくの陸地ありて、たとへば田中の島とも云ふべきものなれば、島の字を分ちて村名とせりと。この説もいと迂曲にしてうけがたし。とかく別に故あることならん。佐々木が事は猶舊跡の條に辨じたればあはせ見るべし。此地は三枚橋、岸根等の西北にありて、猶北の方は小机村につゞき、西は菅田村に隣れり。東西十一町、南北十町に餘れり。江戸日本橋を距ること七里餘。戸數は七十一軒にして、大抵西の方八幡社の邊にあつまり住せり。水田多くして陸田は少なし。土性は黒土赤土交れり。又百姓持の林あり。すべて二十二箇所にして段別二町二段八畝十三歩あり。此邊昔は武藏野に屬して水田も開けざりしにや。東鑑曆仁二年二月十四日甲寅の條に、武藏國小机郷鳥山等の荒野へ水田の開発すべき由、大夫尉泰綱に命ぜられしことあり。此泰綱は高綱が兄定綱が孫なれば、かれに新墾の命ありしも故あるに似たり。又東鑑によれば小机郷と唱へしこともしらる。遙の後小田原北條家役帳に載れる所を見るに『三郎景虎が知行百二十四貫七十文。小机鳥山。』とあり。今も小机庄に屬す。村内三會寺に藏する慶長五年の棟札に『多東郡小机保内鳥山郷』とあれど、當所は多磨郡に接したる地にあざれば、彼の郡に屬すべきにあらず、全く記者の謬なること論なし。御入國の後御料所にして、正保の頃は伊奈半十郎忠治支配せし由記せしものあり。土人云ふ此邊に酒井河内守が舊領の地、あまたあれば當村も其領地なりしならんと。河内守此邊を賜はりしは延寶七年なり。其後常憲院殿の御時酒依清左衛門某と歌學の宗匠北村季吟とに賜はりしが、季吟が寶永二年に願ひあげて其嫡孫湖元及び末孫並藏季

住にわかち譲れり。今その子孫、文孫、季文及び善兵衛季惟知行せり。酒依が子孫は今の清左衛門昌道に至るまでかはらず。此餘村内三會寺領あり。又鶴見川流作場と號して纒に陸田二畝あり。是は御代官小野田三郎右衛門信利が持添の御預り所なり。

高札場 三箇所あり。一は字池ノ下にあり。一は字稻荷下にあり。一は字眞邊にあり。

小名馬場 村の巽の方なり。昔々木高綱が館ありしとき馬場ありし所なりと云ふ。 **的場** 同邊なり。これも昔高綱が的場ありし所なりと云ふ。

道齊 坤の方なり。 **島北** によりたる所なり。 **八幡下** これも北の方なり。 **池谷** 戸乾の方なり。

池ノ下 良の方なり。 **御馬死** 村の東より少しく南へよりたる方なり。高綱が乗料の馬を埋みし所なりと云ふ。 **眞邊** 南の方にあり。

貝戸 良の方なり。 **根崎** 同邊なり。 **向判下** 卯の方なり。 **前判下** 丑の方なり。 **馬込** 巽の方。 **堤** 根卯の方。 **堤外** 同邊。 **稻荷下** 字馬場の邊なり。この地に稻荷祠あり。故に此名起りしならん。

鳥山川 水源は三枚橋羽澤等の村々の山谷より出づる清水おち合ひて一の流となり。下菅田羽澤のあたりより當村にそひて流る。そこよりして鳥山川の名あり。川幅二間より四五間にいたる。末流は鶴見川に合す。當村を流ること千四百間許なり。 **鶴見川** 村内へかゝること四十間ばかり。川幅五六間。 **堤** 二箇所あり。鳥山川にそひて築きしもの長さ千二百間にして。馬踏九尺。高さ六尺。一は鶴見川の水除堤なり。長さ四十間。馬踏三四間。高さ七尺ばかり。 **溜井** 小名道齊にあり。段別二段餘。これは菅田村の用水に引用ふる所なり。當村の用水は下菅田村溜井より引き沃ぐ。此餘用水堀一ヶ所小名根堀にあり。又以樋二ヶ所あり。一は長さ三間。新河口と云ふ所にあり。一は長さ六尺。小名堤根にあり。

八幡社 村の北によりてあり。この社ある故に字をも八幡と呼べり。村の鎮守なり。社四間に二間半。東向なり。勸請の年代を傳へず。神體は長さ一尺五寸許。稻荷。天神の二座を相殿とす。每座其前に石を置く。その石は雷柱などの如きものなり。いかなる故と云ふ

ことを知らず。祭禮は年々八月十五日なり。社前に石の鳥居ありてその前に石橋あり。大門前一町餘にして石階二十八級あり。西藏院持。 **末社** 辨天社 大門の中ほどにあり。向ひて右の方なり。小祠。 **太神宮** 八幡社の西の臺にあり。小祠なり。村内西藏院持。 **駒形社** 字稻荷下にあり。小祠なり。相傳ふ昔々木高綱が乗馬生唆といへる駿足の死せしとき。爰へ埋みて神に祀れりと。側に井あり。いつの頃か井中より古き銜を掘出せしと云ふ。此井かの生唆の厩の料にこの水を用ひしなど云傳ふれど。嗚呼のものいひ出せし説なるにや。今は廢井となりて纒に形のみ存せり。 **稻荷社** 字稻荷下にあり。百姓持。 **稻荷社** 字池之谷にあり。小祠。

三會寺 字島にあり。昔は字馬場といへる所にありしと云ふ。今もその邊に元屋敷と呼ぶ所あり。これその舊跡なりと云ふ。寺領十石の御朱印を賜ふ。これ慶長四年二月十日のことなりと云ふ。其時の文に武州多東郡小札庄鳥山村三會寺領十石は先規に任せ寄附せられしよしをのす。是によれば北條家分國の時より寺領ありしこともしるべし。古義眞言宗にて紀伊國高野山法性院の末寺なり。瑞雲山本覺院と號す。右大將頼朝建立の密場にして。そのかみ宿徳の僧かはる替る住せしと云ふ。今開山とする所は等海にてそれより前の住僧の名は傳へず。等海は應安六年九月十五日「或はいふ三日と」寂せり。その後印融と云ふ僧住職して中興す。此僧は道徳殊に聞えありて。世にも宗祖弘法大師の再來なりといひ傳へり。本朝高僧傳云「釋印融武州久保縣人。生氣含英。特具志節。群籍經目。自然憶持鄉邑。無足爲師者。弱冠杖策。遍學南北。駐高野山洋練業成。主無量光院品藻宗教。筆削著志。嘗憂關左密法之衰。晚年東行居武州鳥山三會寺。性好讀書。或赴外請必駕小牛。鞍著文卓行誦。且吟東關繙白。崇德歸風。永正十六年八月中旬夜半取滅。壽八十五。關東八州有古義談林六十餘院。寫融小肖歲時響祭平生撰述。凡數十百卷行于世。」云々。又當寺の末都筑郡觀護寺の傳に「印融は同郡久保村の産にて同村舊城寺の住職となり。其後所々へ移轉して。晩年再び彼寺に來りて遷化す。」とみえたり。是によれば高僧傳に久保縣と書せしは都筑郡久保村なるべし。かゝる宿徳の住せしかば當寺の法燈もいよくかゝりやしなるべし。本堂十間に九間。南向なり。本尊は不動の木像にて長さ二尺三寸許。立像なり。行基菩薩の作なりといひ傳ふ。 **寺寶** 愛染像一軀 一寸許の座像なり。弘法大師の作なりと云ふ。 **經文** 一卷 同人の筆なりと云ふ。 **鐘樓** 門を入りて右なり。延寶六年の鐘銘あり。 **彌勒堂** 門を入りて左にあり。四間四方。この堂は元右大將頼朝大檀那にて佐々木高綱奉行して建立ありと云ふ。御入國の後東照宮の鈞命により。慶長二年より再造の事始めあり。同き五年に

落成せり。棟札左に載す。

武藏國多東郡小机保内鳥山郷

瑞雲山三會寺本覺院祐秀上人

本願妙樂坊

良傳坊

奉新造立彌勒堂一字成就所

造作大工夏梅右近

代官淺井六之助

國守平朝臣德河内府家康御判

小代官花井長助

慶長五庚子年九月十五日

鍛冶大工内海左京助

裏書の畧に云「于此武藏國多東郡小机保内鳥山郷瑞雲山三會寺本覺院者。佐々木四郎奉之。大檀那源朝臣頼朝御建立。代々名徳居住秘密場也。於當院在彌勒堂。」云々。この文によりても來由詳なり。二生權現社門を入りて左にあり。九尺に六尺の社なり。いつの頃か兩頭の蛇を崇め祀れるなりと云ふ。

西藏院

村の中央字山崎と云ふ所にあり。これも古義眞言宗にて三會寺の末寺なり。八幡山と號す。當所八幡宮の別當所なるゆゑ此山號あるなるべし。開山の名及び其由緒を詳にせず。本尊は薬師の座像にして長さ一尺八寸許。

妙樂院

村の中央にあり。是も三會寺の末なり。窓日山と號す。開山の僧及び年代を傳へず。本尊觀音。長さ一尺四寸許。本堂は近き頃地震のために破壊して未だ再造せず。

觀音堂

八幡社の乾の方。字ほうたと云ふ所にあり。三間半四方の堂なり。縁起に云ふこの十一面觀音は長さ一尺二寸。天平勝寶四年聖武天皇の勅命によりて行基菩薩一刀三禮して七觀音の像を彫刻す。この本尊も其一にしてもと大和國奈良大安寺に安置せし所なり。遙の後貞觀八年大安寺の沙門行教夢想の告によりて當所に遷座せり。其後此邊扇谷上杉家の府所となりし頃。上杉氏の室安産の所願によりて。近郷の百觀音へ錦の戸張及び神鏡を寄進せしことあり。當所もその數に入りて寄進あり。

永祿三年上杉輝虎。鶴岡八幡宮拜賀の歸路。この邊の堂塔。寺院を放火せしとき。此堂も兵火に罹りて烏有となれり。その時別當の僧辛うじて本尊のみを奉じ出して山中に遁れしかど。古縁起六卷及び舊記等は皆焼失せりと云ふ。又此觀音を土人鼻取觀音と呼べり。これはいつの頃か農民あらしはりせんとて。馬を水田へ驅り入れしに馬すくみてすゝまざりけり。時にこの觀音童形に現じて馬の鼻を取りて耕をたすげしことありしより此名を得しといへり。尤もうけがたき説なれど姑く土人の傳へを記せり。

佐々木高綱館跡

八幡宮の西なり。今は陸田となる。觀音縁起によるに高綱當所及び近郷を領せし頃。この地へ十餘町四方の館をかまへ。四面へ堀をめぐらして要害とし。一族六角太郎。鳥山左衛門を兩目代とし。猿山庄司を舍人として爰にとゞめおき。其身は鎌倉にありて勤仕せりといへり。按ずるに六角は佐々木の一族なるよし系圖にも載せられたり。高綱が兄定綱が孫壹岐守泰綱を祖とすと云ふ時は。時代違へるに似たり。鳥山が事は他の所見なし。されど東鑑に泰綱と評論の時。佐々木の一族數代關東にありて。數十ヶ所の領地ある由をのべたることあり。又昔川崎に勝福寺と云ふ寺あり。其鐘は弘長三年二月八日に鑄しなり。其名に『大檀那禪定比丘十阿并從五位上行壹岐守源朝臣泰綱大勸進』とのす。是にても佐々木家の領所なることみゆれば。館もありしと云ふは疑もあらざるにや。又かの縁起に庭前に十八町の馬場あり。今そのあとを馬場崎と云ふとあり。

莊司橋跡

觀音堂の前なりと云ふ。昔此所に流ありて高綱が馬の足を洗ひし所なりと云ふ。庄司は即ち前に出せし舍人猿山がことにて。かの人の架せし橋なれば名ありしならんといへり。因に云ふ村内字眞邊と云ふ所に昔人の隠れしあとなりと云ふ穴あり。今も其邊より武器の朽ちしものを出すことありと云ふ。

舊家者百姓七郎右衛門

蛭田と號す。本氏は高塚なり。先祖は高綱の一族なるかと云傳ふ。されどたしかなる證なし。今家に傳ふる先祖高塚彈正が位牌あり。記して云『心光院教覺道圓居士。文治二丙午年六月十四日。九十八歳。高塚彈正守。』と記せり。法諱のさま又記せし體も後人のわざとみゆれば。系圖などによりて斯くものせしなるべし。又屋敷がまへの内に小堂を營みて將軍地藏の像を安ず。此地藏は佐々木高綱が守護佛なりと云ふ。木の立像にして長さ一尺餘。古き像と見ゆ。家傳の書に云『いつの年か高綱播州へ赴きし時。いづこともなく馬上へ此像飛び來りて膝の上へとゞまれり。其夜の夢想に汝平生信仰のあつきことを感じて。近江より來りて加護すといへり。これより渴仰ますく深くして。終には奉じて當所へ移し。將軍地藏と號せり。後に高綱此像を蛭田織部へ譲れり。』と記

せり。織部は彈正が子にして此頃より改めて蛭田と名のるとぞ。當所の觀音も地藏と同じく。織部へ附屬せられしなりといへり。又此堂を守りし道心者光心。道西等二人この像の加護を得し事なども記せり。

百姓茂左衛門 高邊氏にて常州佐竹家の庶流なり。先祖は蛭田織部が一族なりしゆゑ其頃より久しくこの地に住せり。系圖を閲るに『佐竹冠者下野守某が男高部將監義村』といへり。佐竹左馬頭義治及び右京大夫義愛に仕ふ。永正十七年八月十二日卒せり。年六十五。其子内記義元も佐竹義舜。義篤の二代につかへしが。天文十二年七月窪田合戦のとき討死せり。其後子孫この地へ歸り住せしと見ゆ。

小机村 その名のよりて起る所の來由と、その地のひらけし年代とを詳にせず。中古より郷名となりて古き唱なり。已に郷名の條にも辨じたればあはせ知るべし。此村は郷庄等の名、由りて起るものなれば土人はさして本郷と呼べり。又西の隣村にも今見るに本郷村あり。これは都筑の地なれども村内につゞきたる地なれば、古は通じて一村なりしか。其地は郡の中央より坤の方へありて都筑郡の地につゞけり。江戸日本橋より七里餘の行程なり。家數百五十二軒。東の方は烏山村に隣り、西は都筑郡本郷村に接し、南は下菅田村にて、北は都筑郡川向村なり。この所は鶴見川を界とせり。東西三十町、南北八町半。村内すべてうち開けて平地多し。土性は陸田は黒土にして、多く砂交はれるものを上とす。黒眞土を中とし、赤土を下とす。水田は多くして深田なり。されど用水のかゝりあしければ早損を患ふ。さればにや五穀も實の遅き種をえらびて植うると云ふ。當所は大永、享祿の頃小田原北條家の侍笠原越前守信爲世々領してしかも在城せし地なり。按ずるに小田原家人所領役帳に『堂村某が知行十貫文は小机四間在家。この餘三郎景虎知行小机本郷。』とあるは隣村本郷村のことなるべし。四間在家は村内なるべし。

けれども、今いづれの地なることをしらず。天正十八年小田原没落の後には御料所にて、それより葉山久彌に賜はれり。葉山系譜によるに『久彌勝綱元和二年台徳院殿につかふまつり武州小机郷において領知を賜ふ』といへり。然るにこの地不熟の地たるにより、其由をうつたへて廩米にかへ賜はると、これまた其譜に載せたり。その後は伊奈半十郎忠治支配せしが、又酒井河内守忠舉に賜へり。此後再び御料所となりし頃、支配せし人の姓名を傳へず。遙の後に至りて志村多宮、辻源五郎、池田喜八郎、久保田十左衛門、飯塚伊兵衛、江川太郎左衛門、伊奈半左衛門、菅沼安十郎、中村八太夫、伊奈友之助等かはるがはるに支配せしが、今は小野田三郎右衛門が御代官所なり。外三百七十六石餘は諏訪仲之助が知行する所なり。この餘雲松院、泉谷寺、本法寺等の寺領交はれり。檢地は延寶七年酒井河内守、寶曆九年には新墾の陸田四段一畝六歩の地を志村多宮檢地せり。此後また陸田九畝二十四歩の地を開きしにより、明和五年池田喜八郎檢地せり。又林あり、古城跡の邊を初として所々に散在せり。惣て十町餘、雜木の林なり。是等みな御林及び地頭林と百姓持の林なり。當村今は此郡に屬すれど、古は都筑郡に屬せしと云ふ。されど證とすべき事なし。但郡界にある村には此の如き例多ければ、當所もしかありしならん。

高札場 二ヶ所。一は字宮、下にあり。此邊を土俗に水流と云ふ。御料所の高札場なり。一は村の中央よりすこし西にあり。これは私領所にてたつる所なり。

小名 寺屋敷 或は本法寺屋敷とも云ふ。昔其寺のありし所なればかくよべり。今にたま／＼古碑を掘出すことあれども、多く斷碑にして文字も讀むべからずといへり。 **野脇** 東北の方なり。 **三角田** 金剛寺の邊。 **愛宕下巽** の方なり。昔愛宕の社のありし跡なりと云ふ。 **伊勢原** 或は十三塚とも呼ぶ。何人の印の塚なることを知らず。村の西南の方なり。 **水流** 北の方へよりた

る所なり。宮下住吉の社の下を云ふ。古は本郷村の地なりしと云ふ。其地は村の西に當りて本郷の地に續けり。宿古城跡の東の方大手のあとを云ふ。

鶴見川 本郷村の方より流れ來りて北の境をすぎ。東の方篠原に在る。長さ三十一町ばかり。川幅五六間。鳥山川村の東にあり。村内にかゝること纒に四五間許なり。

五六橋 鶴見川に架す。此所の字を野ノ脇と云ふ。此五六といへる名をおひしは來由を詳にせず。里人の傳ふる所もあれど妄誕にして取るべからず。

用水堀 字水流し堀と云ふ所より清水を引きて田間の用水となせり。長十二町許の間を流る。

溜井 村の北の方字野ノ池と云ふ所にあり。其廣き一段ばかりの地なり。溜井字土井谷池と云ふ所にて村の南の方なり。廣き五畝許の地なり。爰より纒かなる堀を通して所々の水田へ沃ぐ。

水除堤 西より東の方へ長さ三十町ばかりの間にあり。村の北鶴見川の水溢に備ふ。

扒樋 村の北の方にあり。長さ八間。横五尺。高さ二尺八寸。此所より鶴見川の水を引きて用水とす。此外にも扒樋一ヶ所あり。是は悪水を落す所なり。

用水堰 梓 鶴見川より用水を引く所なり。高さ八尺。村の北の方なり。この堰梓は元文四年田中久藏が御代官たりし時に造りしといふ。今新羽村と當村と組合持なり。

扒樋 村の東の方なり。長さ四間。横三間。高さ四尺。鳥山村と當村組合持の普請所にて。爰より悪水を鳥山川へ落す所なり。

惡水吐 字鳥山川通にあり。長さ二千百十七間。幅二間より三間ばかりに至る溝なり。小机。鳥山。岸ノ根。篠原。大豆戸。太尾。樽。大曾根等の八ヶ村組合持にて年ごとに芥を浚ひ悪水を通すと云ふ。

太神宮 村の西南の方丘の上にあり。當社あるを以て此あたりを伊勢原と呼べり。社は巽の方に向ひてたり。古木社上を擁す。前に木の鳥居をたてり。

住吉社 字宮原と云ふ所にあり。此邊は惣て丘にて下に載する古城跡の西にあり。風景勝れたる所なり。本社は宮造りにて覆家あり。南に向ふ。拜殿三間四方。傍に神木の榎あり。大門の中程に鳥居を立つ。例祭は年々七月二十三日。成就院持。

末社 稻荷社 本社に向ひて右にあり。小祠。白山社 古城跡御林の内にあり。土俗に御林守白山と號す。昔笠原平左衛門が當

所に在城せし頃の鎮守なりと云ふ。社は三間に二間。南向なり。神體は木の立像。長さ四寸餘。彩色せしものなり。其形童の如し。社地は古城跡の本丸の跡と云ふ所よりは南にあたり。これも成就院の持なり。以上の三社共に勸請の年月等詳ならず。

雲松院 字愛宕下と云ふ所にあり。曹洞宗にて遠江國榛原郡高尾の石雲院末。臥龍山神太寺と號す。當所小机の城主笠原越前守信爲開基せり。信爲が法名を乾徳寺雲松道慶と云ふ。故に法號の字を用ひて院に名づけたり。開山季雲永岳。大永六年二月十五日寂せり。當寺開闢の年代を尋ぬるに寺僧の傳ふる所甚だ疑はし。それをいかにと云ふに開基越前守信爲が位牌に『明應四乙卯六月八日』とあり。然るを小田原記笠原越前守追善の條に記す所によれば此卒年とあはず。其文の略に云『武州小机の城主笠原越前守は古早雲寺殿の忠臣たり。されば氏綱。氏康への忠功擧げて計ふべからず。弘治丁巳三年七月八日小田原に於て逝去あり。法名雲昌慶公庵主と號す。此人才藝無雙。和歌の道にも達者なり。氏康を初め諸臣の歎息限りなし。唯父母に別れたるに同じ。今年七月七日第三年忌に當りしかば。彼子息能登守方へ御追悼の御詩歌共あり。皆々歌を送らる。其歌數百首餘り。御屋形の詩もあり。氏康悼雲昌庵主詩云「歿後秋風殘夢驚忌辰七月已相迎雙星又有年々會離恨明朝別樣情。」又隣松「今按ずるに此人釋門歟」和詩云「這人從來非可驚三間一夢值芳迎歡悲拭眼詩歌席隻字半言難述情。」これによれば弘治三年七月八日に歿せしこと論なし。加之當寺の所藏せる所の文書「文下に見ゆ」によりても位牌の忌日誤れることを見るべし。又乾徳寺と云ふ號も後に名づけしも知るべからず。又寺傳に當寺は初め近郷神太寺村に草創せしを。第二世天叟順喙の時當所へ移したり。故に寺號を神太寺とも乾徳寺とも號すといへり。又云ふ此順喙の事に奇異の談あり。此境内昔はなべて池にして龍蛇のみかなりしを和尚かの龍蛇を得脱せしめ。池を埋みて當寺を移せり。然るに第五世玄宗頓の時の龍再び出現せしを。和尚偈を授けしかば忽ち小蛇となりしにより。捕へて末寺なる江戸市ヶ谷長龍寺に贈りて今に彼寺の寶物とせりと云ふ。慶長四年六月八日東照宮此地に於て寺領二十石の御朱印を賜へり。本堂十一間に七間。東向なり。雲松院の三字を掲ぐ。心越の書なり。本尊は虚空藏。木の座像にて長さ八寸餘。門は兩柱の間一丈許にて。臥龍山の扁額は月舟の筆なり。この門に向ひて右の方に通用門あり。

寺寶 鎗一筋 笠原信爲の子某納めし所なり。素鎗にて長さ一丈許。古文書六通 大抵北條家よりの文書なり。其文左の如し。

制札

右於當寺中門前共ニ竹木切取事堅令停止畢并横合非分申候輩有之搦取笠原平左衛門ニ可相渡者也仍如件

永祿四年
辛酉閏三月廿三日

高井大炊助奉之

雲松院

鳥山之内神臺地雲松院分指地指出

貳丁壹反大七十步

田數

分錢拾貫九百卅二文

反別五百文宛

七段小四十步

畠數

分錢七百四十四文

秋成 反別百文宛

四百八十二文

夏成 同六十五文宛

以上拾二貫百五十八文

定納 惣合貳拾九貫八百文

役錢之儀ハ寺ニ而可被仰出候也

元龜三年

久米玄蕃助 花押

十一月朔日

武 圖書助 花押

中田加賀守 花押

雲松院領

代官
百姓中

當夏中被置江湖之由尤ハ自然聽衆之者於寺中致狼籍輩有之者則注交名可被申越若又至候時喧嘩口論ニ於てハ即時に四人衆ニ可被申斷候定而其沙汰可申付者也仍狀如件
天正四年
丙子三月十六日

雲松院

雲松院寺領之内他寺へ引由聞届候誠無是非次第二候抑彼寺領爲如何他寺之綺可有之候自今以後少成共脇へ引由聞届候者彼寺領取放可申候爲其以印判申定者也仍如件

十二月五日

沼 上奉之

雲松院

右熊野堂五貫文者早雲寺殿御茶湯爲分永代寄進申者也代官之事者沼上藤右衛門ニ申付候何時ハ從寺家可有御催促候爲後日仍如件

享保二己丑年十二月十三日

笠原越前守信爲 花押

雲昌院 參

雲松寺貴報

貴札令披見ハ仍雲松寺山之儀卯年御地掟ニ拙者ふミわけ鳥山之郷へ付ハ百姓口上之由蒙仰繩之刻田地之境をうそたてテ人山林之儀一圓さかいたて不々御寺之儀ニかさらす於小机筋山林之儀さか立事一郷も有まハくハ恐々謹言

極月五日

大河内金兵衛
大金兵 花押

鐘樓門を入りて左にあり。銘文左に出す。

臥龍山鐘銘

夫法界聖凡。三途六道。皆由人一念之所成。舉世而言之。則有陰陽晝夜之分。在人而言之。有迷悟聖凡之別。蓋以我佛垂慈。教齋六合。無分天上人間。惟以利生爲事。然而種種隨機導利。有情同圓覺性。故又設鐘聲佛號。拔濟沈淪。稱其功德。曷勝言哉。茲有武州都筑郡小机庄根古屋郷臥龍山雲松院住持別峰者。曹洞之末孫。太源派下。遠州高尾石雲院之門葉也。於是歲壬戌暮春。積衆緣開鑄銅鐘。斯鐘以就。并新建立樓門。而施鐘於其梁。因質余銘而記之。

銘曰

舉世皆暗 惟鐘是明 聲傳法界 響徹幽冥 幽處聞鐘 幽處皆明 明通幽處 幽處無形
聞而返聞 行願速成 不聞而聞 菩提自生 思遍六道 利極四生 無盡含識 俱登化城
東阜心越杜多稿

于時天和龍集玄默

闍茂季春如意珠日

臥龍山雲松禪院

現住宗靜代置之

笠原越前守信爲墓 本堂の後の山の半腹にありて世々の石碑と竝立てり。五輪の石塔なり。文字は滅して讀むべからず。信爲は當寺の開基なることは前にいへる如し。この人祖先の出づる所の世系今考ふべからず。系圖にも信爲を初めとして其子孫を記したればとかく

隨ならぬことおもはる。此墓も昔は神太寺村にありしを爰に移せしならん。相傳ふ信爲歿せし時當所より西南にあたる下菅田村の地にて茶毘せしとて今に其地を道慶ヶ谷といへり。

泉谷寺

村の西南字泉谷にあり。淨土宗京都知恩院末山なり。松龜山本覺院と號す。

寛永十九年六月十八日寺領十五石の御朱印を賜ひしより今にかはらずと云ふ。されど其文によれば先規の如く寄附せられしを載す。もとより古き寺院にて開山見譽は弘治二年八月二日寂せり。開基は二宮織部正と云ふ人なりと村の記録にあり。寺にては大永三年北條氏綱の開基といへり。氏綱の朱印もありしが火災にかゝりて失せり。見譽は高德の人にて。後奈良院の勅によりて飯沼の弘經寺へ轉せり。三代目看譽鎌倉光明寺へ移住せり。元和八年正月七日の火災に什物舊記皆失せり。此寺郡界に跨りて庫裡の方は都筑郡に屬し。本堂の方は桶樹郡なり。故に寺にては都筑郡に屬すともいへり。鐘門門を入りて左の方にあり。二間四方。銘文あり。左の如し。

蓋聞捷推功大德只非告聖衆。兼報惡趣拔苦。所以闍呢吒主脫劍輪攷於鐘聲。若此妙用不足勝計矣。

于茲武州都筑郡小机之庄内松龜山泉谷寺十二世重譽。以同門衆助力。并十方檀那加合。鑄華鯨一口。

潤重苦群類者也。銘曰。

一鐘扣擊中。百八安塵躬。眠消海鑄響。夢禁山岳風。

祝曰 火德將軍聖衆

今上皇帝聖躬萬歲 檀那本命元辰星

昔延寶五丁巳年大呂念日

願主尊社重譽上人典鶴大和尚

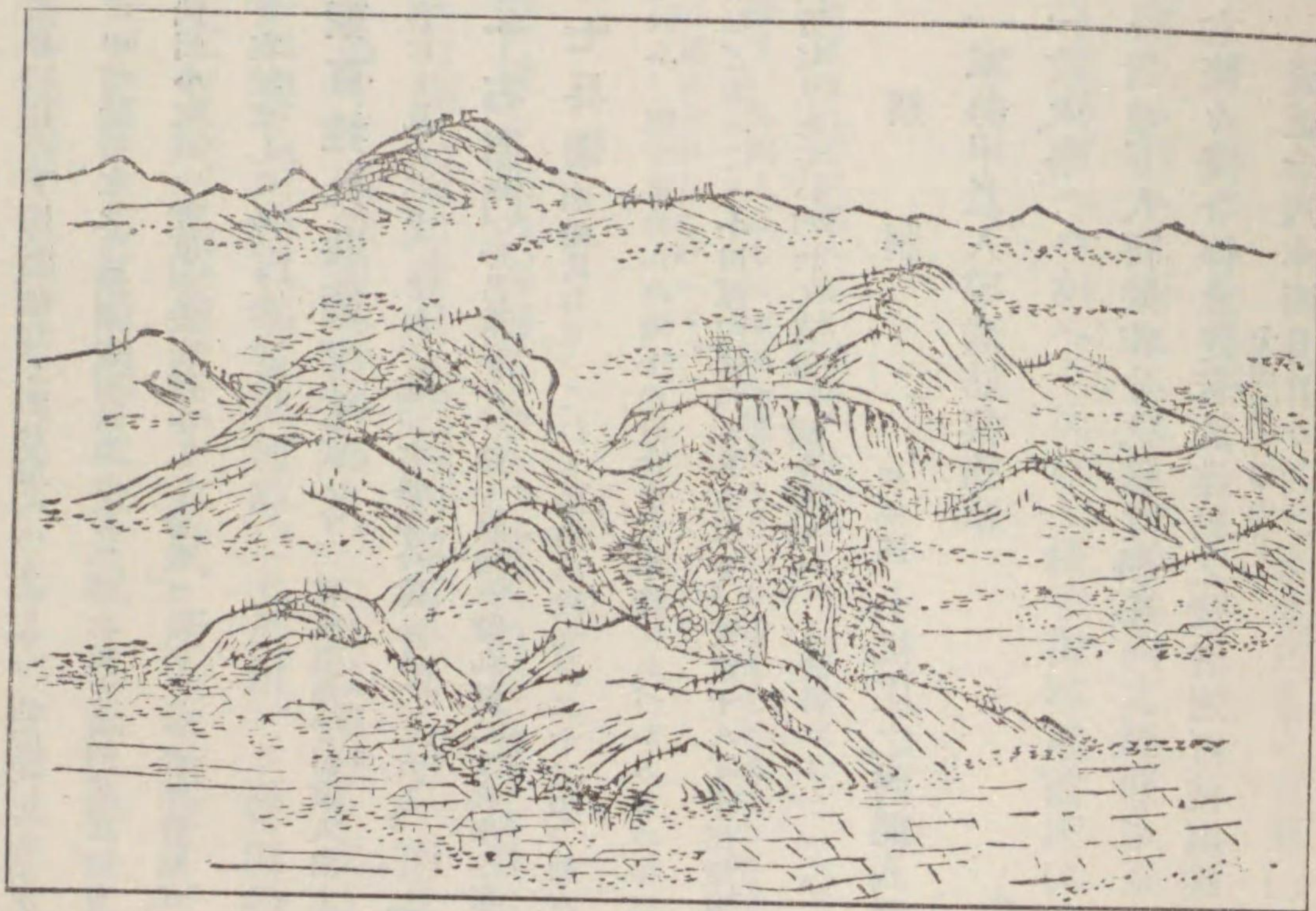
大工相州萩野住

木村外記重則 木村太郎衛門吉重

八幡社 門を入りて左にあり。境内の鎮守なり。二間に二間半の社なり。神體は木にて刻めり。長さ五寸許。辨天及び稻荷を相殿とす。前に鳥居を立つ。兩柱の間五尺許。 觀音堂 是も同邊にあり。三間四方。木の立像なり。長さ二尺餘。慈覺大師の作なりと云ふ。地藏堂 是も同邊にあり。石地藏三尺ばかりなるを安ず。わづかの小堂なり。 門 西に向ひてたり。右の方は高き地にして左の方は耕地なり。道の左右に松と櫻とを植ゑたること數十株。花の頃に至れば風景甚だよし。故に此門前を土人櫻大門と云ふ。此門前そこばく行けば冠木門あり。前に石階十一級あり。 通用門 同じ並び右の方にあり。北に向へり。 本法寺 村の字土井谷にあり。日蓮宗在。原郡池上本門寺末。長秀山と號す。開山日純は本山の第九世にして天文九年三月二十一日寂すといへり。御當代に至りて寺領五石の御朱印を賜へり。時に慶安元年なり。本堂八間半に七間。西に向へり。本尊三寶を安ず。門は西向なり。 鐘樓 門を入りて右にあり。九尺四方。鐘に元文二年の銘文を彫る。 祖師堂 門を入りて左にあり。四間四方。宗祖日蓮の木像は座像にして長さ八寸。中老僧日法の作なり。 番神堂 門を入りて左にあり。祖師堂よりは西に當れり。三間に二間。神體は共に五寸許。作知らず。 寺寶 日蓮消息一通。 塔頭 顯性坊 門前にありしと云ふ。廢せし年月を傳へず。 金剛寺 村の中央古城蹟の下にあり。村内雲松院の末寺にて曹洞宗なり。醫王山と號す。開關の僧を明翁永壽と云ふ。寂日は五日とのみ傳へて年月を傳へず。昔より庵室にてわづかに法燈を掲げしが。近き頃大繼良智と云ふ僧住職の頃より一寺となれり。 成就院 字愛宕下にあり。古義眞言宗鳥山村三會寺末。如意輪山と號す。本尊はすなはち如意輪觀音なり。慶長年中の開基なりといひ傳ふれど。一旦回祿にあひてすべて傳へを失へり。 長幅院 五六橋の傍にあり。辻堂にて一寺と云ふほどのことにはあらず。淨土宗にて泉谷寺の持なり。開闢の像を本尊とす。堂は西向にて四間に三間半なり。 根源院 字水流にあり。當山修験にて三寶院宮の觸下なり。不動を本尊とす。

小机城蹟 村の中央よりすこし西の方に當りてあり。今は御林山となれり。東の方大手の跡と云ふ所は今も打ひらけたる地なり。又搦手の跡には土人城坂と呼ぶ坂あり。其餘鐘つき櫓の跡なりとて高き臺あり。此所は本丸の郭外なりと云ふ。本丸の内と云ふ所に井戸の跡もあり。今は埋みたれども猶其形は明らかに見ゆ。此城一名を飯田城ともいひし歟。陸村下菅田村に飯田道とよぶ往還あり。此城蹟

圖版十一 小机城蹟



へ通ふ故なりと土人いへり。此城北條家人笠原氏世々居城なりといへど。猶古くよりの城なりしにや。鎌倉大草紙に『文明十年豊島勘解由左衛門。兩上杉の爲に攻られ丸子城小机城に籠る。』といへり。又稻付靜勝寺什物道灌略譜には。此年二月成田某が守る所の小机寨を道灌攻めしとあり。又諸系圖及び太田家傳等の書には道灌少年より世の亂にあひて數十箇所の合戦あり。初め小机城を攻めしとき敵は多勢にして奇手は小勢なりければ。家人等小を以て大に勝がたからんといへりしを。道灌として曰く『善く兵を用ふる者は軍兵の多少によらず。勢に乗るにはしかず。吾俳諧の歌を以て士卒をすゝめん。』とて『小机は先づ手習の初めにて。いろはにほへどちりちりなる。』とよみしかば。士卒是に機を得てわれ先きにと進み戦ひしかば。遂に城を攻めおとせしといへり。此前にいへる文明十年の城攻の事なるべし。もし同時の事なれば道灌已に五十歳に及べる頃なり。道灌は文明十八年討れけるとき五十九歳なり。さるを初陣のやうにもいひ。又手習のはじめなどよむべからず。此城責恐らくは別に道灌弱年の時のことなるべし。もし然らば此城を築きしは夫より猶さきのことなるべし。されど其年代は考ふるによしなし。諸國廢城考云『大永年中北條氏綱此城を築て笠原越前守をして居らしむ』と。是は新に築きしにはあらで此頃は廢城なりしを興せしなるべし。又宗牧が東國紀行天文

十三年三月三日の下に云『程なくかな川へつきたり。此所へもこづくへの坂衆へいひつけられ。旅宿を慶雲寺にかまへたり。』と云々。又按ずるに中葉諸城主及び關東古戦録等の書には北條左衛門佐氏堯も當城に在城せし如くしるせり。又九代後記には天正九年北條左衛門佐家子。武州小机城主笠原平左衛門をして合戦せしめしが此年討死せしと云ふ。是によれば當城の邊すべて氏堯の領地にして。笠原も氏堯に屬して在城せしなるべし。

舊家百姓九兵衛 沼上を氏とす。笠原美作守が家人沼上出羽守が子孫なりと云ふ。沼上がことは小田原役帳にもせ。又雲松院の文書にも見えたり。されど舊記古器等今傳ふることなし。

百姓加左衛門 鈴木を氏とす。除地三段九畝二十七步を所持す。

百姓十右衛門 野呂氏なり。是も除地三段九畝二十九步を所持す。

百姓六右衛門 藤井氏なり。除地三段九畝二十五步。

百姓七兵衛 酒輪氏なり。これも除地三段九畝二十二步。加左衛門以下四人の先祖を小机の四人衆とて。北條家分國の頃土著せし侍なりと云ふ。惣てそのかみ地士の組合ひて軍務にあづかるものを三人衆。四人衆など云ふは其頃のならばしなり。大見の三人衆。當麻の三人衆など云ふこと小田原役帳にも見えたり。天正十八年小田原陣の時秀吉よりあたへし朱印を今に藏す。其餘文書をも持傳へり。又先祖の佩刀なりといづれも古刀一腰を藏せり。

禁制 相模國 小机庄之内四人衆拘分

一 軍勢甲乙人等濫妨狼籍事

一 放火事

一 對地下人百姓非分之儀掛事

右條々堅令停止訖若於違犯之輩者速可被處嚴科者也

天正十八年四月日 太閤秀吉印あり

各右之向人也者共小机之事案内有之は間□に可被成尋は是は何をふれ口之事はハ、貴所へこゝはてを御ウは此外不ウ

態ウは仍小机筋々ふれ口之者案内之趣條さるはあわちの□つのかミ藤井惣兵衛すき近江かの四人之者郷中へハかへハハ様子御尋可被成は爲其如此ウ入は恐々謹言

八月一日

加々甚十 政 秀花押

神彌五助御宿所

かゝる舊家なれば正徳の頃までは。夫役のものを指揮せしといふ。其頃のものとして伊奈半左衛門が家人より人足のことを云ひおこせし状などを藏す。又四人ともに除地を抱ゆることは延寶七年檢地の時秀吉よりの制札に『四人衆拘分』とあるを以てことさら彼等が所持の地を除地とは定められしといへり。

羽澤村 郡の西南にあり。村名の起る所及び郷名を傳へず。是も小机庄に屬する地なり。江戸日本橋より行程八里に餘れり。村内惣て平ならず。南北二方の境は丘にして此邊陸田多し。水田はわづかに谷間にあり。其餘山林許多あり。土性は黒野土或は砂交れり。東は三枚橋村に隣り、南は程ヶ谷宿の内帷子町に接し、西は都筑郡河島、上星川、上菅田の三村に界ひ、北は下菅田村に交れり。東西十六町餘、南北十三町餘。民戸惣て三十六軒、所々に散在す。御入國の後正保の頃は御代官伊奈半十郎預り奉り、元祿年中に至りては間瀬吉太夫支配すと云ふのみにて其餘の事を傳へず。今地頭は酒依清左衛門なり。先祖某享保年中に賜はる所なりと云ふ。檢地は寛永九年伊奈半十郎糾せり。延寶七年酒井河内守知行の

時も、内檢地など云ふこと有りし由を土人いへり。

高札場 村の中央具行谷戸にあり。

小名 具行谷戸 村の中央を云ふ。此村の里正喜兵衛と云ふが先祖に具行と云ふ人あり。夫よりして今に此わたりの字となれり。具行がことは同郡の渡田村に其舊記を傳へたりと云ふ。

犬吠田谷戸 南よりにあり。 **綿打谷戸** 北の方なり。 **八幡原** 東北の方なり。 **大道** 村の中央を云ふ。

用水 谷間より出づる清水を引用ゆ。其下流は東の方三枚橋村へ入る。

藏王權現社 字具行谷戸にあり。社二間四方。南向にして丘上に建てり。青蓮寺の持。 **杉山社** 字綿打谷戸にあり。社二間に九尺。南向。左右に稻荷。第六天を祭り。前に鳥居を立つ。石階を登ること二十八級。同寺の持なり。

山王社 字具行谷戸の内にあり。石にて造れる纒なる祠なり。土人此邊を山王山と呼べり。

熊野社 小名綿打谷戸の丘上に立つ。社二間四方。南に向ふ。左右に稻荷。天王を合祀せり。前に鳥居を立つ。青木町淨瀧寺の持。

神明社 小名大道にあり。延寶年中酒井河内守知行の時社地を免除せり。社は三間四方。西向にて左右に八幡。神明を相殿とす。前に鳥居を立つ。村の鎮守にて例祭九月十六日。青蓮。東泉の二寺の持なり。

權現社 小名綿打谷戸にあり。青木町淨瀧寺の持なり。 **稻荷社** 九 村内所々に散在せり。いづれも僅の社にして勸請の年代等はすべて傳へず。村民の持。

第六天社 小名具行谷戸にあり。石の小祠を建てり。是も村民の持。

青蓮寺 村の中央にあり。古義真言宗鳥山村三會寺末。照光山平本院と號す。開基は村の里正喜兵衛が先祖なり。法號を平本院と云ふ。卒年を傳へず。彼が氏を平本と云ふ故にそれを法號とし。亦寺の院號にも用ひしとなり。開山の僧及び年歴を傳へず。本堂六間に四間半。東向。本尊は昔は大日なり。それは木の座像にて長五寸許なりしが。いつの頃にか盗人のために失ひしにより。其後如意輪觀音木の座像にて長八寸なるを本尊とせり。しかれども元の像は奇異のことどもありとて。何人か持來りて當寺へ返せりと云ふ。此大日は作物とのみいひ傳へて何れの作と云ふ事を知らず。

東泉寺 村の北の方にあり。古義真言宗にて、これも三會寺末。廣嚴山成願院と號す。開山を繼圓と云ふ。示寂せし年代は其傳へを失ひたれど。第五世の住僧の寂年を寛永年中といへば開山の時代も舊きこと知るべし。本尊藥師。木の立像。長九寸許。行基菩薩の作と云傳へり。

彌陀堂 小名綿打谷戸にあり。本尊は木の立像にして。長一尺七寸許なるを安ぜり。堂の大き四間に二間。南に向へり。東泉寺持。

舊家百姓喜兵衛氏を平本と云ふ。先祖は北條家に仕へしと云傳ふれども。させる舊記もなし。今家寶なりとて愛染の像を丸き厨子に納む。其像は尋常の形なれどもいかにも艶しき彩色の様古色なり。其傳來は台徳院殿關ヶ原御陣の時御守本尊として。御懷中ありしを御一統の後大猷院殿より眞田氏へ賜はり。其後家臣望月主水と云ふものに譲り。夫より主水亦喜兵衛が先祖某へあたへしとなり。此主水は仕をかへして後出家となり廣英といひ。神奈川宿能滿寺の住職となり。遂に高野山の寺務誓願寺に住せり。

和田村 郡の南にして江戸日本橋よりの行程八里。郷名は傳へず。榛ヶ谷庄に屬せり。東西北の三方は帷子町に境ひ、南の一方は佛向、下星川の二村に隣り、東西七町、南北へ三町にあまれり。民戸十六軒、多くは村の北の邊に居を結び。南方に相州道あり。佛向村より入り帷子町へ通ぜり。此道村内を通ずること四百間餘、地形は大抵平かにして水田多く陸田少し。土性は眞土なれど、南方帷子川にそひしあたりは砂土も交れり。此川の水溢るゝ時は水損の患あり。北方の山は都筑郡の山々に續きたれば、猪鹿出でて田畑をあらせり。元祿八年安藤對馬守檢地し、夫より後明和七年新田の處をば伊奈半左衛門檢地せり。此村古のことは詳にせず。御入國の後御料所となり、伊奈半十郎家にて世々預り奉り、其後田中休藏等の支配所となりしに、夫も替りて今は大貫次右衛門が支配所となれり。

高札場 村の北にあり。

小名 小關 村の東にあり。 原 村の中央にあり。

竹ノ後 村の西なり。 宮前 是も西にあり。

帷子川 村の南境を流る。西の方帷子町より入り村内七町程を経て。又東の方帷子町の内へ至れり。川幅凡七八間。 用水堀 村の中央にあり。村内を經ること六町半。

杉山社 村の西よりにあり。當所の鎮守なり。勸請の年歴を傳へず。本社一間四方。拜殿は三間四方。東に向ふ。神體は本地不動の座像を安ぜり。長さ五寸。前に木の鳥居を立つ。祭禮は年ごとに六月。九月の兩度。いづれも二十八日を用ゆ。帷子町香象院の持。

山王社 村の北眞福寺の東なり。村内稻荷。第六天の二社を今假に移し祭れり。稻荷社の除地は一段二畝二十四歩村の北にあり。第六天の除地十五歩は東北の方にあり。此二社を相殿とせし年代を傳へず。社は二間半に二間。前に木の鳥居を立つ。南向。村内眞福寺持。

眞福寺 村の北にあり。古義眞言宗久良岐郡太田村東福寺の末。大照山と號す。開山詳ならず。中興開山傳慶。寛永二十一年十月六日に示寂す。客殿六間に五間半。南向。本尊不動立像一尺八寸なるを安ぜり。

坂本村 郡の南にあり。江戸日本橋を距ること八里。爰も榛ヶ谷庄に屬せり。東の方より北へかゝりて帷子川を隔て、都筑郡上星川村に隣り、其中北の方には同郡川島村かゝり、西南より東の端へは又佛向村なり。民家十二軒。東西二町、南北は四町にあまれり。地形多くは平かなれば水田、陸田等分にて、用水は村内谷間に涌出せる清水を用ゆ。西の方には小山あり。又東北の方に一條の路を開けり。是を八王子道と云ふ。此道東隣佛向村より入り川島村に通ぜり。元祿八年安藤對馬守檢地し、夫より後新田をば明和七年伊奈半左衛門の檢地せしことあり。此村御入國より後は御料所なり。伊奈半十郎が家に

て代々支配せり。中頃は田中休愚右衛門及び其子休藏等續いて支配せしに、元文五年又伊奈半左衛門支配所となれり。それもかはりて今は大貫次右衛門支配所となれり。

高札場 小名前耕地にあり。

小名 前耕地 村の南の端なり。

小谷 村の中央にあり。 大谷 村の西なり。

帷子川 村の東北都筑郡上星川村と當村との間を通ぜり。川島村より流れ來り佛向村に至る。村内を經ること一町にあまれり。川幅は凡三間餘。 用水堀 東北の間にあり。坑を設けて帷子川の流れを分ち。東の方佛向村にそゞり。此水佛向。下星川。神戸三村の用水となれども水利の便宜しからざれば此村の用とはならず。かの分水口の樋破壊の時は公より修理あり。

藏王權現社 村の北にあり。わづかなる社なり。上屋は三間に二間。東向にて前に鳥居あり。勸請の年歴詳ならず。下星川村法性寺の持なり。

薬師堂 村の北にあり。二間半に四間。東向。本尊薬師の立像。長三寸。境内に元祿九丙子十月方譽。仰譽二人の名を刻せし石碑あり。此二人始めてこの堂を建立せしと云ふ。

佛向村 郡の南にして保土ヶ谷宿の西北にあたり。江戸日本橋より八里の行程なり。榛ヶ谷庄御廚郷なり。村名の起りは昔村内正福寺の先住堯室、初めて北條家へ謁せしとき願ひあらば申すべしとありけるに、出家の身は他の志願なし。唯常に佛に向ふこそ桑門の本意とする所なれば、寺の山號及び其村里にも佛向の二字をもて名づけ賜はるべしとの願ひにより、領掌ありてかく名づけられしとぞ。其時免許の下文に例の虎の印判を押せしものありしかど今は失せりといへり。されど小田原所領役帳に『小

杣の内佛餉二十三貫百二十四文向山』とあり。此頃は向山といひし人の領せし所にて、文字も古くは佛餉とかきたると見ゆ。家數五十八軒。長は帷子町及び和田村に隣りて帷子川を界とす。巽は下星川村に堺ひ、坤は神戸町に接し、乾の方は都筑郡の内今井、市、澤、川島の三村に隣る。北の隅の方へわづかに坂本村の地さし入りたり。村のかたち大抵菱の如くにして、東の角より西の角まで十五町、南の角より北の角まで九町餘なり。惣て南の方は小山連りて土地高く、北の方は自ら低し。川の岸にそひて水田あり。又谷の間にもすこし許の水田あり。土性は黒土又は川に縁りたる所は砂交はれり。檢地は元祿八年安藤對馬守承りて糾せり。其後にも新田出來してより明和七年伊奈半左衛門忠敬、寛政元年伊奈攝津守忠郁、同じく九年久世丹後守廣民等其支配せる度ごとに檢地せり。村内に海道二條あり。其一は東の方和田村より入りて村内を経ること五町許にして北の方坂本村へ達す。道幅一間半にあまれり。是を八王子往還と號す。一は相州往還と呼ぶ。南の方下星川村より入りて、十町許にして都筑郡今井村に在る。道の幅一間餘なり。當村は北條家分國の頃南の方今の元佛向といふ所に、百姓等住して其邊を耕しけるに、年貢の高免にして且夫役のしばしなくなるに苦しみしかば、一旦離散して荒野となりしが、御入國の後再び歸住して漸く水陸の田を開き終に村落をなせりと云ふ。其頃より御料所にして伊奈半左衛門忠治が家にて支配せしが、享保十六年に田中休藏嘉乗が支配となり、元文五年再び伊奈半左衛門が御預りとなれり。夫より後子孫左近將監忠郁が時に至りて職を奪はれ、久世丹後守廣民代りしが再び大貫次右衛門光豊是にかはれり。

高札場 村の東。八王子往還の傍にあり。

小名

稻荷、上村の中央にあり。

神木廻り 村の南にあり。

兵庫谷 村の南にあり。相傳ふ金子兵庫といへるもの此地を開きて住せし故今に此名ありと。されど其子孫もたえて後年久しければ其事跡は傳はらずと云ふ。元佛向 これも南の方なり。北條

家分國の頃は農民の居村なり。 神木前畑 これも南の方なり。 西谷 同邊なり。 猪久保谷 是も同邊なり。 上原 是も南の方なり。 向原 是も同じ。 外野谷 村の西なり。 行坐谷 是も村の西の方なり。 矢し塚 村の西なり。

大久保 是も西の方なり。 北ノ上 東の方なり。 的場 これも東の方なり。 前耕地 これも東の方なり。 内田耕地 同邊なり。 砂子田耕地 北の方なり。

帷子川

村の北の方坂本村より流れ來り。北の村境を経ること凡四町許にして東の方下星川村に入る。川幅七間許より八間に至る。

用水堀

水源は坂本村の内にて帷子川を引わかち。村の北の境より入り流ること四町餘にして、東の方下星川村に入る。

杉山社

村の長にあり。本地は不動立像にして長一尺七寸あり。社三間に二間半。前の木の鳥居を立つ。共に東向なり。岩間町圓福寺の持。

稲荷社 村の中央にあり。社六尺四方。前に木の鳥居を立つ。共に巽に向へり。社地に楠の大木あり。惣て杉。松の古木繁茂せり。是も圓福寺の持。 山王社 村の坤の方によりてあり。社一間四方。鳥居を立つ。當社の本地佛は薬師なり。正福院の持。

神明社

村の北によりてあり。社は九尺四方。南向なり。社地に圍六七尺の楠あり。古き社なること知るべし。帷子町香象院持。

正福院

村の北によりてあり。曹洞宗小机村雲松院末。佛向山と號す。前にいへる如く。北條家よりゆるされし山號なりと云ふ。

開山榮叟梵昌。永享元年二月二十六日寂す。初は開山の諱を用ひて榮叟寺といひしが、先住明王宗鑑中興の時。今の院號にあらためしとぞ。宗鑑は寛文元年四月二十二日寂す。本尊如意輪觀音。座像にして長一尺五寸。行基菩薩の作なりと云ふ。脇士不動。毘沙門の像を左右に安ず。共に立像にして長一尺。客殿に安置せり。又薬師の立像あり。是は惠心僧都の作なり。長一尺二寸。村内山王の本地佛なり。客殿□□に六間。圓通閣の三字を扁す。門の前に石階あり。皆北に向ふ。當寺より安産の符を出せり。

卷百三十七 村里部

橘樹郡 十二 神奈川領

下星川村 郡の南の方にて保土ヶ谷宿よりは西北にあたる地なり。江戸日本橋より行程八里なり。抑も星川の地は古名にて、和名抄の郷名に久良岐郡の下にかけたれば、昔はこゝも彼郡中に屬せしにや。其詳なる事は隣郡都筑郡上星川村の條に出せり。今此村は榛ヶ谷庄とも或は御廚庄とも云ふ。前にも出せし如く舊くより、己に榛ヶ谷の御廚と云ふ唱あれば、それを分ちて庄名とせしゆゑ、かくの如くまぢまぢの名あるなるべし。古老の傳へに、當村は昔しばしば戦争ありし頃、人家もそれが爲にうせて荒野となりしを、いつの頃か秋山氏、本郷氏といへる者其餘十七人わづかに家を作りて移り住し、夫より荒野をおこせしとぞ。今村民に彼等が子孫七八人も存せりといふ。村の上下に分ちしも正保年中より前の事なりとのみいふ。家數四十二軒、村内に散在す。東は芝生村に隣り、帷子川を界とす。南は神戸、保土ヶ谷の二村に接し、西は佛向村に境ひ、北は芝生、和田の二村に隣り帷子川を界とす。東西八町二十間、南北十町二十間餘。すべて南の方は小山かさなりて地勢高く、北の方は川にそひて地低し。水田多く陸田少し。土性は黒砂土にして陸田は野土に砂交れり。村の坤の方佛向村及び神戸町の境に一條の往還あり。相州へゆく間道なれば土人相州道と呼ぶ。道幅は二間餘なり。小田原家人所領役帳に『六郷殿知行三十四貫九百四十文。小机筋星川夏成共外に三十二貫文。向星川。』とあり。これ永祿の頃なり。土

人の話によれば荒廢となりし後の事なるべし。向星川と云ふは何れの所を云ふにや今知るべからず。御打入の後は御料所にて、伊奈半十郎忠治が家にて世々支配せしが、後に田中休愚右衛門喜古かはれり。夫より再び伊奈半左衛門が支配所となり、子孫右近將監忠郁に至るまで替らざりしが、寛政四年より大貫次右衛門光豊が御預所となれり。

小名 大久保村の西の方にて。桐ヶ谷 是も村の西なり。山崎臺村の北の方にあり。本丸谷 小峯 榎戸

町 ちち田町 以上の四ヶ所皆北の方なり。大日前村の東の方川に添ひし地なり。土人の説に古大日堂ありし故かく云ふとの

み傳へて。其跡詳ならず。齋藤田村の東なり。下ノ谷 此も同じ。芝ヶ谷村の南なり。池ノ谷 此も村の南なり。こ

の處に花清と云ふ小名もあり。市ヶ原村の西なり。道林 市原の南なり。榎戸村の南なり。加賀屋敷村の南なり。

六郷加賀守と云ふ人の屋敷跡なりと云ふ。猶舊蹟の條并せ見るべし。

帷子川 村の長の方和田。帷子の二村と當村との堺を流る。西の方佛向村より入りて村内を經る事十町許にして東の方神戸町に入る。川幅上の方にて六間。下の方にては八間あり。用水堀 村の中央にあり。水源は帷子川なり。郡中坂本村の内より引分つ。神戸及び當村と佛向三村の用水なり。此堀は西の方佛向村の境より村内に入り。流ること十町許にして南の方神戸村に入る。堀の幅纔に一間許なり。

杉山社 村の中央にあり。社地は小山にして松杉の古木繁茂せり。山を登ること凡三十間ばかりにして上に社あり。二間四方ばかりなり。本地釋迦にして一尺六寸の立像なり。拜殿二間に三間。前に鳥居をたつ。すべて巽に向へり。村内法性寺。稻荷社 村の南の方神戸町の堺にあり。小祠なり。神戸町神明神主式部持。

法性寺 村の中央にあり。日蓮宗甲州久遠寺の末。光榮山と號す。開山法性院日在。元和七年十月十三日寂せり。客殿六間に八間。

巽向なり。本尊三寶祖師の像を安ず。又七面の像あり。長三寸許。これは甲斐國七面山に安置する所の像を摸せしものなり。影現七面と號す。

六郷加賀守某屋敷跡

村の南にあり。この屋敷跡あるを以て地名をも加賀屋敷と呼べり。其地は山上にして登ること二十町半餘。上に平地あり。今畠となりて廣き二十四段餘の所なり。山の半腹に廢井ニヶ所あり。其一は徑二尺五寸許。淵に望みて手を拍つときはひびきあり。故に土人かんく井戸と呼ぶ。是屋敷ありし跡と云へる證とすべきか。されど加賀守が事跡は傳はらず。小田原所領役帳に六郷殿と記せしは。荏原郡大森村の傳へによれば上杉管領家の一族式部大輔と云ふ人なりと云ふ。然るに同書に據れば當所もかの式部大輔の領せし地なる時は加賀守も亦式部大輔の一族などにて有りけん。とかく今よりは其實を知るべからず。

山崎淺間竇

寺跡

宇山崎臺にあり。此寺は山城國山崎寺を此へ擬して建立せしなりと云ふ。然るに彼寺は錢原寶寺とかきて淺間を祭りしには非ず。もとより後人の附會してかゝる寺號を設けしなるべし。土人の口碑に傳へたるは。昔この寺にて落人をかくし置ける罪により。たちまち廢せらる。是永祿天正の頃の事なりとぞ。其破却せられし時淺間の神體帷子川へ落ちて流れしを。近郷芝生村の百姓八右衛門と云ひしものとりあげ。其村の鎮守として今にありと云ふ。又近き頃享保年中この舊跡墓所の跡なりと云ふ所を穿ちて枯骨を數多掘出せしかば。それを集めて埋め其上に石の地藏の像を建立せり。其地藏今に存せり。芝生村民八右衛門の事蹟彼村にては傳へず。

保土ヶ谷宿

東海道五十三驛の一にて郡の西南の方相州鎌倉郡の境にあり。今この宿に屬する所その地廣し。保土ヶ谷、岩間、神戸、帷子の四ヶ町をあはせて保土ヶ谷宿と呼べり。それも何の頃よりのことにや考ふべからず。慶長六年の頃までは道中の馬繼、藤澤より保土ヶ谷に至り、夫より神奈川にて斷ぎ、其後戸塚川崎馬次となりしと云ふ。こゝも半谷郷御厨庄に屬せり。半谷は榛ヶ谷と同じ唱へなれば通じてかくなりしなるべし。江戸日本橋より行程八里に及べり。家數四百五十三軒、町の西側に軒を連ぬ。

四方の疆界は南の方久良岐郡にして戸部、太田の二村に隣れり。西は相州鎌倉郡平戸村にさかひ、西より北へは同郡品野村より當國都筑郡今井村及び郡中佛向、下星川、和田等の三村及び都筑郡上星川村と當郡羽澤村等列れり。北より東は三枚橋村及び片倉青木町と芝生村なり。東西一里半ばかり、南北二里ほど。宿内の地、昔は久良岐郡に屬せし地もありしに、今のごとく繁榮の所となりし後、皆此郡内となり。猶詳なることは下にのせたり。昔は海道の往來今の所よりは西北の方にありしといふ。然るに慶安元年その道をかへられてより今の如くなりたり。舊き址つたへて今に残れり。その頃までは帷子宿の人家はそこばくの地を隔てたりしに、後彼人家も岩間村の地に移りしより往來の内となれり。初め保土ヶ谷と神戸、帷子の間十八町餘の路を隔てしが、互に其町を移し合せなば便よからんとて移して一町となせり。此時より三宿新町になりたり。其時奉行せしは井上筑後守重政、永田八兵衛なり。萬治三年岩間村のものどもやゝもすれば、人夫の役に苦しむことをなげき訴へしにより、又かの村をも保土ヶ谷町へうつされけり。時の奉行は高木伊勢守守久なり。其街道の次第をいはず、相州平戸村より入りて境の地藏より二番坂權太坂と云ふを過ぎて元町、茶屋町、保土ヶ谷町、上岩間町、神戸町、上帷子町、十八間町、下神戸町、田町、下岩間町、川岸町を越えて芝生村に入る。其道は左右ともに山にそひて谷間なる平地なり。長四十五町五十間にして、廣さは四間より四間三尺に至れり。其間西より南へをれし所もあり。又南より東へ屈曲せしもあり。江戸の方へ向ひては神奈川宿の山遙に見ゆ。又繩手より下星川村法性寺及び杉山明神の社見ゆ。其路程は十五町ばかりを隔てし所なり。又北の方和田村伊勢の社の森も見ゆ。こゝまでは二十町許をへだつ。又其所より北の方都筑郡なる瑞龍院の山見ゆ。これは一里餘を

隔てり。同所より東の方久良岐郡戸部村の山々も見ゆ。十五町ばかりをへだてし所なり。又相州境の方より南の方を望めば久良岐郡の中、圓海山をはじめとして羣山つらなり、同郡引越村の方より相州鎌倉郡永谷村の山につゞけり。この山々近き所にては一里ばかり、遠き所にては四里に餘れり。これ宿中より遠望する所の大界なり。

保土ヶ谷町 相州境の方權太坂より東北上岩間町迄の間なり。今専ら保土ヶ谷と呼ぶ所は上岩間の方へ寄りたる所にして、夫より武相の境の方茶屋町、元町とをすべて三に分ちたれど、茶屋町、元町は元みな保土ヶ谷の小名なり。保土ヶ谷町も昔は今の元町の所にありしを、慶安年中此所へ引移せしと云ふ。是より元町の名も起れり。前條保土ヶ谷宿にのせたる如く、當町以下岩間、神戸、帷子と列ね記すべきを左に載せたるは、今唱ふる所の便宜にしたがへり。

權太坂 海道の内にて元町の南の方なり。其地形十丈あまりも高く屈曲して長き坂なり。故に街道往返の人夫此所を難所とす。昔は一番坂と呼びしが何の頃か旅人。爰を過ぐるとて側にありし老農に坂の名を問ひしに。かの翁耳しひたる者なりしかば己が名を問はれしと思ひ。權太坂と答へけるより坂の名となりしと土人云傳へり。
二番坂 權太坂の上により。同じ續きなれば江戸より往くときに一番坂。二番坂とかぞへて呼びしなるべし。この所は權太坂ほどにはあらざれどもよほどの坂なり。爰より望めば神奈川の海上を目の下に見て風景いと美なり。坂より相州の方境の地蔵までは民家もなくして。道の左右に松の老木いくらともなくならびたり。

今井川 元町の邊を流る。水源は都筑郡今井村にて谷水落合ひ小川となり。十町許をへて元町に來り。海道の家の前より右の側へいり十町程流れて金澤橋へ出づ。又五町許にして往來のうち中の橋を過ぎて左にそひ。裏通りを流るゝこと六町ばかり。帷子橋のもとにて

帷子川へ入る。水源の地名により川の名をもかく呼べり。川幅或は三間或は五間に及べり。
土橋 元町の内において今井川に架せり。官よりかけらるゝ橋なり。長六間。幅三間。

大仙寺 保土ヶ谷町の西側にあり。海道より五十間ばかり西へ入りてあり。古義眞言宗久良岐郡太田村東福寺末。西方山安樹院と號す。村の舊記によるにいとふるき寺にして。圓融院の御宇天祿年中の起立にて。神戸山惣持院神宮寺と號せしが。其後衰微して星霜ふりしを應永年中法印鎮淳中興せり。此時山號寺號等も改めしとぞ。かくて法印は同じき二十八年五月四日寂せり。今是を開山とす。又遙の後寛文十年二月十日回祿にあひて。記録以下烏有となりしにより。昔の事はつたはずといへり。門は兩柱の間一丈。西方山の三字を扁す。客殿は六間に八間。共に南に向ふ。本尊は彌陀の立像。長三尺許。當寺境内の外に除地三段二畝二十八歩境内の地につゞけり。寺寶 十王畫像一幅 紀伊國高野の子院高室院より寄附せりと云ふ。鐘樓 門を入りて右にあり。九尺四方。鐘の圓徑三尺。享保七年の銘文あり。

阿彌陀堂 本堂の右の方にあり。四間四方。西向なり。阿彌陀は座像にして六尺ばかり。
稻荷社 除地居山の内にて境内に續けり。勸請の年代を傳へず。寶曆五年吉田家にこひて正一位の神位を授けらるといへり。
道祖神社 同所にあり。小祠。

樹源寺 保土ヶ谷町の北側にて往還より十五間許退きてあり。日蓮宗身延山久遠寺末。妙秀山善通院と號す。寛永五年の頃某氏の女の發願により僧の日領を開山として起立せしとぞ。かの女は同九年五月二十三日歿せり。法諡を妙秀日正といふ。日領は明曆三年九月二十七日化す。かの僧の院號を善通と云ふ。當寺の山號院號は開山開基の法諡の字をとりし事知らる。客殿五間半に四間。本尊三寶を安ず。境内の外に山一段一畝あり。これも境内つゞきの居山なり。
石地藏 茶屋町のはづれにあり。わづかの見捨地あり。
地藏堂 東海道の内武相の境にあり。故に境地藏と呼べり。堂は三間四方。東向なり。前にわづかの石階あり。こゝにたてる石地藏はいつの頃のものにや詳にせず。たけ臺座ともに七尺ばかり。堂は萬治二年の創建にして岩間町見光寺の持なり。堂下に旅人のいこふ茶屋あり。土俗に堺地藏の茶屋とよぶ。
鐘樓 堂の後にあり。鐘は徑三尺ばかり。安永九年二月の銘あり。

法禪寺跡 樹源寺の後の方なり。今も寺號を以て其所の字とせり。眞言宗の寺院なりしよし。いかなる故に廢せしや詳ならず。此

寺の本尊とせし薬師は今樹源寺のものとなれり。

舊家名主 菟部清兵衛 清兵衛が先祖を豊前守吉重と云ふ。當國久良岐郡の人なり。北條早雲より氏直に至るまで五代の間仕へて關東八箇國の郡司を勤めしといふ。家に傳ふるいさゝかの記録を閲るに。天和三年三月十九日。清三郎吉次といひし者の覺書なり。其文によれば豊前守吉次は武州鉢形（現埼玉県）の城番をつとめしとあり。菟部出羽守吉重。同修理亮吉重。同清兵衛吉重とつらねしるせり。三代同じ名を用ひしと云ふも誤あるべし。又側に右三人の名乗は小泉次大夫が授けし所なりとあり。次大夫吉次は御打入の頃より御代官を勤めし人なればいよ／＼うけがたき事なり。又彼記録に云ふ。右の内菟部内膳と云ふもの神奈川領二又川にて六箇所の領地を北條氏康より賜はれりと。かの内膳と云ふは出羽守か又修理亮などが初の名なるにや。又云ふ。菟部豊前守當所上。中。下ともに氏綱より賜はりて領せり。御當代に至りて清兵衛吉重うつたへて。上。中。下ともに石高を分ちて農民に配分し。其内申保土ヶ谷町をば自ら所持せりと云ふ。又別に記せしものあり。其文には永祿十二年九月甲州勢小田原へ人數を出せしとき。吉良左兵衛督義門居館をこの近郷蒔田に定む。其頃幕下に屬せしは大橋山城守康忠。北見關加賀守滿頼。菟部豊前守泰則。多目周防守長宗とあり。これによれば豊前守が名乗の吉重としるせしはいよ／＼誤なる事しらる。今の清兵衛が父清兵衛の時年頃宿役のことに心をもちひ。傳馬宿次の指揮をおこたらざりしかば天明八年八月二十九日。伊奈攝津守よりきこえ上げて白銀そこばくを賜ひ。其身一代は帶刀すべく。又今より以後子孫永く苗字を名乗るべきよし免されて褒賞ありしといへり。

上岩間町 今は保土ヶ谷町の續きなり。又帷子橋のつぎにも岩間町あり。夫をば下岩間町と呼ぶ。萬治三年入夫役の事につきて、うつたへしにより保土ヶ谷町の地へ引移せしにて、もとは久良岐郡の村なり。按ずるに小田原所領役帳に『岡崎修理亮が知行六十五貫五百四文。此内六十貫七百文は壬子檢地増分。』とあり。壬寅は天文十一年なるべし。又『菊地郷右衛門が知行二十三貫文。以上の地皆久良岐郡

岩間。』とあり。御入國の後には伊奈半十郎忠治が家にて支配せり。この後元祿八年の檢地にも猶久良岐郡に屬せしが、同十四年あらためて當郡に屬せり。この後人家も次第に海道の内へ移りてついに四箇町つらなり、すべて保土ヶ谷の一驛に隸すといへり。

上神戸町 カミガウト 上岩間の長につゞけり。又下神戸町は帷子町の間にはさまれば、此二箇所ともに昔は今の帷子川土橋のほとりより、神明の社の邊までなりしが、保土ヶ谷とそこばくへだりて便よからざるにより、慶安元年今の地へうつれりと云ふときは、古神田なるにより神戸の地名おこりしなるべし。

高札場 乾の方にあり。保土ヶ谷一宿の高札場なり。

金澤橋 岩間町の境にありて今井川に架す。長五間九尺。この橋の側より金澤へかよふ道ある故に今此名あり。昔は神戸橋と云ひしと見ゆ。御普請所なり。

帷子上町 上神戸町に續けり。此町も海道の内三箇所あり。それも昔は帷子川の邊、今の古町と號する所（現埼玉県）にありしが、慶長年中今の地へ移りしと云ふ。此帷子の地名は古よりありし所なりと。されど其名の起りし故は傳へず。太田道灌の平安紀行に云ふ『かたびらと名付くる所にて、(日ざかりはかたはだぬぎて旅人の汗水になる帷子の里。』廻國雜記に『かたびらの宿といへる所にて、(いつきてか旅の衣をかへてまし風うらさむき帷子の里。』とあり。此頃の海道は今道より乾の方にありて、其道の次第は相州境より今の如く來り元町の内東の方へをるゝ所をゆかずして、田間を越え良のあたり片倉村の方

へ入りしなり。御打入の後は伊奈半十郎が家にて世々預り奉りしが今は大貫次右衛門が御預となれり。
小名 上町 上神戸町の方を云ふ。十八間町 上町の良の方にあり。今井川を以て堺とせり。
今井川 上町と十八間町との間を流る。按ずるに昔は神戸川とも云ひしと見ゆ。天文の頃のものにしか載せたり。

下神戸町 十八間町の良のつゞきにあり。此所も土地變革のことはすでに前に出せり。

帷子田町 下神戸町の良に續けり。是則ち帷子町の小名なり。其詳なる事は上に出せり。

見光寺 下神戸町と今井川との間にありて。門は海道の方岩間町の内に出づ。淨土宗にて江戸深川靈巖寺の末。大譽山珂山院と號す。開山大譽珂山。寛永六年起立す。此珂山は寛文十一年九月五日寂す。本尊は彌陀の座像。長二尺三寸。客殿六間半に五間半。すべて南向の寺なり。

香象院 帷子町の内にて海道より二十五間ほど引込みてあり。古義眞言宗久良岐郡太田村東福寺末。在田山安樂寺と號す。開山忠秀法印。天正十一年起立す。本尊は不動の立像。長二尺五寸許。客殿は八間半に五間。門は海道の方にむかふ。寺寶 愛染明王畫像一幅 弘法大師の筆なりと云ふ。富士淺間社 境内に入りて左の方にあり。九尺に二間。此社は芝生村の鎮守とする所なり。

阿彌陀堂 山下にて字岸ノ下にあり。香象院の持。

下岩間町 同町の良にあり。上にいへる十八間町よりこの町迄は、舊久良岐郡の地にして今井川を界とし、すべて岩間村の内なりしといへり。その餘變地の事は已に前に出せり。

神明社 神戸町の内に入り。下岩間町まで大門通れり。今保土ヶ谷及び神戸町の鎮守とす。四石一斗の御朱印は慶安元年に賜へり

云ふ。社地も其内なれば別に歩數も定まらず。この餘田畑四ヶ所皆此近きあたりにあり。按ずるに天文二十四年しるせしと云ふ當社の緣起に天祿元年庚午。伊勢太神宮武州御厨屋の庄。榛ヶ谷の峯に影向あり。それより川井へうつりたまひ。又二俣川へ鎮座あり。其後又下保土ヶ谷の宮林と云ふ所へ移りたまひしかば。同所八坂と云ふ所に祀れり。この後二俣川の宮を假宿と號しけり。然るに嘉祿元年神託ありて宮作りのことを起しけるといへり。今神主がもとに傳ふる所はこの時始めて鎮座なしけるやうにもいへり。もとより天祿の影向と云ふものはいとふるき世のことなれば。果して其實をつたへしや否やを知るべからず。祭禮毎年六月十六日。九月十六日。鳥居 神戸町の中ほど坤の方にあり。木にて造れり。大門 兩脇にわづかの石垣あり。高さ二尺ばかり。上に竹の矢來をなせり。この所は前に今井川流れて一の鳥居より十二町ばかりをへだつ。石鳥居 大門の内にあり。拜殿 石鳥居より十二三町程の間をへだてあり。本社 二間四方。東南に向ひてたり。この社は御打入の後改めて造營ありしと云ふ。棟札の文に云『武藏國榛ヶ谷御厨八郷の鎮守。保土ヶ谷神戸村。元和五己未年彌生。』とありて裏に『但馬守越後守和田村。出口平兵衛青木隼人佐星川郷。和山加兵衛小帷子。足立久右衛門菊部清兵衛丹解和泉守家秀小野筑後守岡崎米田皆平柏木七九郎。』など交名見ゆ。又その後修造のときの棟札あり。權大僧都覺祐としるせり。其年代は傳へず。末社 五座相殿社 社地に入りて左の方にあり。豐受太神宮。日神。天神。切部。見目の五座の神を祀れり。四座相殿社 本社左の方にあり。月神。雨神。風神。山神等の四座を祀れり。御嶽社 社の後の方にあり。神主 岡田刑部 社地へ入る所の左の方に在り。昔は小野新兵衛といふもの神主として世々祀事を司りしが。いつの頃か今の刑部が先祖へその職を譲りしといふ。形部は世系もさだかならず。昔の小野新兵衛が書きし縁起一卷あり。その文を見るにことごとく採用すべきにあらざれど。古きものなれば全文を左に載す。

武藏國榛谷御厨庄之内

神戸神明濫觴之事

抑當宮之開起者天祿元年庚午伊勢天照皇太神宮飛來給。武川御厨谷庄之内。榛谷之峯影向。從其川

井有御飛。從川井又二俣川御移。御座所假宿云。從二俣川又下。保土谷宮林云所御影移給間。同所八坂云所奉祀二成。暫住給。然嘉祿元年乙酉。或少女託言。吾出法性真如都。假交分段同居之塵。以降垂一天四海跡。和率土万国光。中猶今當國當郡和光同塵。守護一切衆生晝夜思也。我得鎮座云。其時彼少女之云。目顔淨布懸言。御託宣云。

伊勢の神こゝに飛くるるゝにほうつす御影とおかめもろ人

少女様々自託給時。天光物飛散。雷電鳴渡。故今二成奉崇。神明御伊勢御正體申下。宮造在所號神戶。神宮寺名滿福寺。經藏堂稱神照寺。弘法大師御作之愛染明王今御坐。是則顯深之本地給者歟。末社雨宮。風三郎殿。切邊之王子。日王子。高根明神。稻荷天神。山王。見目等也。倩見此地形體。伊勢國渡會郡御本社之靈地少不違。先有高間原。是宮原云。宮川是神戶川云。有五十鈴川。是小帷川云。有御裳濯川。爰古部川云。有大湊。爰神奈川前云。有二見浦。爰宮崎云。有大橋。爰小帷橋云。有宇治橋。爰神戶橋云。其外。外宮。內宮。山田三方。宇治。朝熊嶽之景地相似。肆法企之勤請成自然之宮立質也。依之武藏二十四郡之内。十郡之守護神。別者御厨谷八郷之鎮守也。爰以昔年七十五度有祭祀田。此外五度之御供免。一二三四之有禰宜。有神主。有八乙女。二十五人之有社人。六口之有供僧巫女。斯上代雖美々敷。今神領被收間。其形計也。加様之旨趣。御上意様江。被立御申。如先代到被付社領。昔不替相奉幣彩費無怠慢。奉勤天長地久御願圓滿。殊者國守武運長久御威光倍增之旨。可奉祈者也。仍乍恐神主等申上處如件。

天文廿四年乙卯年閏十月吉日

渡會氏朝臣神主在神

謹上御奉行御申上

小丹野氏

帷子町 此町は帷子川を界として下岩間町に隣り、良の芝生村に及べり。土人或はこゝを小帷と號す。永祿年中小机の内小帷九十一貫八百七十文を、太田新六郎が知行せるよし小田原役帳にのする所なり。又村の記録にも元祿の頃までも、小帷とせるせしもの見ゆ。今は土人此地の異名のやうに思へども、小田原所領役帳に小帷としるし、又天文の頃ののものにも小帷川小帷橋の名見ゆれば古はかく書きし事と見ゆ。

小名川岸町 帷子橋の邊なり。

帷子川 岩間町の界を流る。その詳なることは下に出せり。 **帷子橋** 帷子川に架す。板橋にて高欄つきなり。長十五間。幅三間。御普請所なり。

牛頭天王社 帷子川の邊繩手にて江戸の方より宿へ入る所の右にあり。相傳ふ當社の神體はもと佛向村の内寶寺と號する寺にありしものなりしが、戰爭の間破却せられし頃此神體帷子川へ入りて流れ來りしを。其邊の百姓等三人にて取りあげ今の所へ社を造り祀れり。此によりて今も社修造の後遷座のたびごとに彼三人の子孫進退せりと云ふ。本社七尺四方。東に向ふ。神體祕物なればとて後へそむけて座せり。故に祈願の事ある者は社の後の方へ廻りて拜すと云ふ。拜殿は三間に二間。これも東向なり。例祭六月十五日なり。村内遍照寺持。 **末社** 五座相殿社 本社の左の方にあり。山王權現。天神。三寶荒神。第六天。藏王權現の五社なり。 **小祠** 四座相殿社 本社の右の方にあり。御嶽權現。稻荷。八宮。辨財天の四座を合祀せり。 **神明宮** 牛頭天王社にならびてあり。江戸の方より宿へ入る所の右側三十三間程入りてあり。其社地は帷子町に屬す。小祠なり。前に鳥居を立つ。勸請の年代詳ならず。村内香象院持。

耕地 四箇町皆屬する所の耕地あれど總て是保土ヶ谷宿に隸す。故に耕地の字及び山川以下并せて此に記す。 **和田ノ上** 帷子町の地内にて北の方なり。このところに兵庫丸と云へる所あり。 **岸ノ下** 是も北の方なり。 **中おふな** 是も亦北の方にあり。畔のことをおふなと云ふ。大路と云ふ心か。 **川邊通り** 帷子町の北の方にあり。 **阿彌陀前** 街道へ入る所の右の方にあり。 **原田北** の方なり。以上の六箇所は皆帷子町に屬せり。 **溝添** 神戸町北うらにあり。 **廣町** 芝ヶ谷 **神田** 寺坂谷 以上の四箇所神戸町の北うらにあり。 **中通道** 町の北うらにあり。 **原東** の方にあり。 **鹽田** 岩間町の東の方にあり。 **關西** 是も東の方にあり。 **町裏** 關西の邊にあり。 **殿田** 岩間の東うらにあり。 **十三塚** 此地に十三塚と呼ぶ古塚あり。故に此名あり。十三塚と唱ふるもの所々に殘れり。已に其條に辨せし所なればこゝには云はず。

帷子川 水源は都筑郡川井村大貫と云ふ所のわづかなる谷川。二里ばかり流れて同郡の白根村の池水及び同郡菅田村金草澤の谷水と竹ノ下と云ふ所に合して一條となる。そこより帷子川と唱ふ。竹ノ下より三十町ほど流れ古町土橋へ出づ。夫より二町餘り下にて往還通り帷子橋へ出で。十町程にして芝生村地境を流れ。神奈川下より海へ注ぐ。水源より此所迄川路三里許。この水帷子町にては用水となれり。 **今井川** 西の方都筑郡今井村より流れ來り。耕地の間を過ぎて保土ヶ谷町に入る。

岩間原 岩間原の東にあり。廣さ段敷を以て云はゞ十町許もありしが。今は開發して畑とせしもの多し。回國雜記に岩井の原を過ぐること載せて歌あり。『すさまじき岩井の原をよそにみて結ぶぞくさの枕なりける。』それよりも井坂。すりこばち坂などを越えたることを記せしなれば。岩井原はこの岩間原のことなるにや。しばらくこゝに止るして後の考をまつのみ。 **藥師堂原** 宿より西北の方なり。廣二町程。昔程土ヶ谷町法禪寺持の藥師堂ありし故この名ありと云ふ。 **八町野** 宿より西南の方なり。廣三十町餘。以上の二ヶ所は保土ヶ谷町の分なり。

帷子川水除堤 帷子町の内字古町通にあり。長二百三十間。堤上の幅四尺。 **溜井** これも帷子の内なり。神奈川青木町にて用水とす。

杉山社 宿の東の下方岩間町の内にあり。海道よりは二町ばかり巽の方にあたり。古社なれば當社もかの神社を勸請せしなるべし。本地は不動の座像にして長一尺ばかりなりと云ふ。本社八尺四方にして一間半に三間の上屋あり。前に鳥居をたつ。其前に石階あり。例祭は年々九月二十八日なり。當所圓福寺持。 **末社** **小机稻荷社** 本社左の方にあり。 **八幡宮** 宿の西南の方永田村の境にありてあり。昔は久良岐郡の内なり。よりて今も岩間町の内に入らざり。社地は小山の上にて北に向へる社なり。大き二間四方。神體は木像にて長八寸許。束帯して座せる貌なり。相傳ふ花園院の御宇文保二年の鎮座なりと。今の社は古き造營にはあらず。棟札に『貞享元年武州久良岐郡岩間村』とかけり。社前に石階二段ありて其下に鳥居をたつ。村内安樂寺持。 **菊水觀音出現跡** 鳥居に向ひて右の方なり。楠一株ありてその根の際に少しく窪き所あり。この底に清水をたゞへきはめて清冷なり。病者常にこの水を服して平癒し。或は眼病を患ふるものこの水にてあらふ時はしるしありと云ふ。

天徳院 神戸町の内往還坤の方へ五十間許を隔てゝあり。曹洞宗小机村雲松院末。神戸山と號す。天正元年の起立にして明王宗鑑と云ふを開山とす。然るに宗鑑は寛文元年四月二十二日寂すと云ふときは時代たがへり。恐らくは中興開山なるべし。客殿七間に五間。前に石階あり。すべて東南にむかへり。本尊地藏。長一尺五寸の座像なり。此腹内に一寸八分の地藏の像あり。是は運慶の作なりと云傳ふ。 **満願寺** 此も神戸町の内古町通神明社の傍にあり。坤の方にて海道よりは百間許を隔つ。これも雲松院末。開王山江月院と號す。開山永舟。慶長五年の起立なり。本尊は閻魔にて長二尺。庵室の如き藁屋に安ず。東に向へり。 **大蓮寺** これも神戸町の内にて海道の坤の方二町ばかりを隔てゝあり。日蓮宗にて房州小湊誕生寺末。妙榮山西孝院と號す。開山日圓。慶長十三年の起立なり。此日圓は正保二年寂せり。客殿四間に四間半。本尊三寶を安ず。鬼子母神の像あり。其餘日蓮の像は日保の作にして祖師の開眼なりと云ふ。長一尺五寸の座像なり。この像の來由を尋るに。もと保土ヶ谷樹源寺の背後の方に法禪寺といひし寺ありてかの寺に安置せり。いかなる故にか紀州南龍院殿の母公養珠院殿のかの寺へ寄附せられしものなりとて。臺座に御紋をつけたり。 **三十番神、妙唱大明神合社** 客殿に

向ひて右の方なり。

圓福寺

岩間町の内にて海道より百間許を隔つ。古義真言宗久良岐郡太田村東福寺の末。羯摩山密藏院と號す。

開山僧眞元。後花園院の御宇永享二年の起立なり。客殿六間に五間。乾に向ふ。本尊は地藏の立像長一尺五寸ばかり。境内の外に居山五段三畝十步寺地へつゞけり。金毘羅社 寺の後の方にあり。九尺に六尺の社なり。前に石階あり。凡三丈ばかりも高き所なり。堂の前より望めば、神奈川を始め所々の山々眼中に入りて眺望いと美なり。この金毘羅は近き頃祀りしと云へり。

福壽寺

岩間町の内

宿の背後南の方によりてあり。臨濟宗相州鎌倉建長寺末。岩間山と號す。開山光庵。明應二年九月六日寂せり。本尊彌陀。立像にして長三尺。客殿六間に四間半。南に向へり。寺僧の話に二十四五年前までは久良岐郡戸部村の境によりてありしを。其頃當所には蓮求庵と云ふ庵室のありけるが。いかなる故にか當寺を庵室の地へ引移せしといふ。この地は山の中腹にして。境内につゞきたる所に居山六畝十五歩の除地なり。稻荷、天神合社 門を入りて右の方にあり。前に鳥居をたつ。辨天社 同じほとりにあり。石にて作れる小祠なり。

觀音堂

福壽寺の前にあり。堂は二間に二間半。十一面觀音の立像を安ず。臺座ともに一尺八寸許の像なり。前に石階あり。造立の年代詳ならず。安樂寺持。

安樂寺

是も岩間町の内にて宿より東南の方に當れり。古義真言宗久良岐郡太田村東福寺末。金岸山櫻壽院と號す。開山僧弘辨は天文四年寂せり。客殿五間に七間。すべて南向なり。本尊は彌陀。座像にして長一尺九寸許。又菊水觀音の像あり。立像三寸許。此は八幡の社地より出現すと云ふ。境内つゞきに居山一段九畝あり。寺寶 翁面一枚。秋葉社 境内の

後の方石階の上により。神體白狐に乗りたる像にて長さ三寸ばかり。牛頭天王社跡 今は社なくして暫く假殿に安ず。岩間町の鎮守にして昔はこゝにありしと云ふ。承應四年四月社の草創ありしときの棟札あり。祭禮年々六月七日なり。神體は長九寸ばかりの立像なり。旅所四箇所。下岩間町。中の橋の際。帷子橋の際。神明の大門等により。遍照寺 帷子上町の北裏にあり。古義真言宗久良岐郡太田村東福寺末。醫王山延壽院と號す。開山の年代を傳へず。其後賢海といへる僧寛永十年再興せしにより。此を中興開山とす。本尊は藥師なり。相傳ふ此本尊は弘法大師の作にして。もと郡中佛向村寶寺金堂の本尊なりしが。彼堂破却の後他へ傳はり。ついに此寺の物となりて本尊とせしと云ふ。長二尺八寸の座像なり。客殿四間に四間半。巽に向ふ。前に石階あり。墳墓十三塚 保土ヶ谷町の内相

州品野村の境によりてあり。此地の字を十三本塚と云ふ。左右に六づゝあり。中の一塚は三間許のわたりなり。これを大將塚と呼ぶ。其餘十二は數九尺あまりに高さ六尺ばかり。いかなる故に築きしと云ふ事を知らず。恐らくはかの供養塚の類なるべし。

州品野村の境によりてあり。此地の字を十三本塚と云ふ。左右に六づゝあり。中の一塚は三間許のわたりなり。これを大將塚と呼ぶ。其餘十二は數九尺あまりに高さ六尺ばかり。いかなる故に築きしと云ふ事を知らず。恐らくはかの供養塚の類なるべし。

芝生村

郡の南にあり。これも榛ヶ谷庄の内なり。又往古小机庄とも云ひしなどいへば、まろ／＼にしてさだかならず。此邊西より北へかゝりては小山そばち東南は平地なり。四境をいはゞ東南の方は海に向ひ、其外は帷子川を隔て、久良岐郡戸部、尾張屋新田の二村及び郡内岩間町に隣り、西は帷子町に境ひ、北も帷子町青木町に並び、東西五町、南北十町許。中央に東北の間より西南に通じて東海道中貫けり。土地は砂交り黒土にて、田多く畑少し。民戸百九軒、海道の左右に立ちつゞけり。民居の外は杉を竝木となせり。この邊のものは、耕作のいとまには男子は海邊に出でてあさり蛤の類を拾ひ、女子は木綿布を織ることを以て業とせり。此村開發の年代を傳へず。按ずるに一遍上人五代師阿上人、正

中二年閏正月十一日、武州芝宇宿にて寂せしよし遊行歴代記に見ゆ。芝宇と云ふは此芝生ならんか。もしさあらんには舊くより起りし村ならん。夫もまさしとは云ひがたし。御入國の後には御料にて正保の頃は伊奈半十郎忠治支配所なり。元祿八年命を奉じて安藤對馬守重治が檢地せしことあり。其後又新田の地出でてその所は寶永十一年、安永五年の兩度伊奈半左衛門が承りにて檢地をなせり。それより度々御代官の變代ありて今は大貫次右衛門光重が支配所となれり。

高札場

村の南にあり。

小名 谷戸

北の方にあり。

庚申塚 西北の間にあり。

垢山下 東南の間海邊にあり。

かくれ谷戸 北方淺間の後

にあり。 淺間下 青木町境より淺間の宮の邊を云ふ。 三ツ家 淺間下の隣りを云ふ。 追分 三ツ家の坤なり。
大久保山 西の方帷子町の境にあり。 薬師堂山 海道の西北にあり。 袖すり山 薬師堂山の竝びにあり。 そのかみ
はこの邊まで磯にて波うちかけしかば。 旅人この山の麓にそひ袖をする許りにありきしかば。 かくとなへしと土人傳へり。 保土ヶ谷香
象院に。 元祿十四年にしるせし淺間の縁起あり。 其中に袖磨山の名見ゆるは則ちこの山なるべし。 この外村中に小山あり。 けれども村民
の居山にてさせる名はなし。

帷子川 村の南久良岐郡の境を西より東へながれ。 村内を經ること五百間。 川幅廣きところは二十間許。 浪除堤 南の方より
東へわたりてあり。 五百九十間。 その間九十間は海邊なれば浪除となし。 五百間は帷子川に接したる所なれば川除の堤とせり。

富士淺間社 江戸の方より海道の入口右にあり。 前に石の鳥居を建つ。 東南に向ふ。 小山の上に社あり。 二間に二間半。 是は西
南に向ふ。 神輿は郡内帷子町香象院に納めたれば其寺の持なり。 按ずるに元祿年中になりし淺間の宮竝びに人穴の縁起と云ふ物あり。 妄
誕の説にして取るべき事なし。 思ふに此社の傍に昔より穴あるにより。 世に名高き富士の人穴のことを思ひ合せてかゝる説をなせしにや。
又此古穴を人穴など云ふにより。 富士淺間の社を祝ひそめしも知るべからず。 いづれかゝる穴は此邊に所々ありて何れも土人附會の説を
なせり。 是も其一所なるべし。 此ほとりは昔の武藏野の末にて人家もまれなりしころ。 此所へ來り住まんと思ひしもの小山の麓などうが
ちて穴居せしあとにもやあるべきか。 昔武藏野には白浪多かりしなど古き物にも見ゆるは。 かくよからぬふるまひをなす野ぶしなど云ふ
もの。 かゝる所をすみかとなせしにや。 又別に土民らが財寶など入るゝ爲の用に備へし穴なるも知るべからず。 末社 妙見社 社
に向ひて左にあり。 小祠なり。 人穴二所 一は本社鳥居の内。 石階少許を上り左の方山の半腹にあり。 穴の口五尺餘。 其内低き所二
坪許。 深さ一間餘。 一は石階の腹右の方にあり。 神明宮 小名三ツ家の右の方の山上にあり。 社は九尺に一丈。 東北に向ふ。 是も
香象院の持。

洪福寺 村の南にあり。 海東山と號す。 臨濟宗鎌倉建長寺の末。 開基は此村の百姓權左衛門が先祖にて法號を心無道安と云ふ。 萬治

三年二月十六日死せり。 されど村の記録に當寺の開山は佛壽禪師と載せたり。 此禪師は文和三年二月十八日示寂せしといへば。 何れをそ
れと定めたらんにも心無道安は中興の開基なるべし。 又村老の傳へには大空吞海和尚とも云へり。 是も中興の開山か。 この寺は海道の右
薬師堂山にあり。 其頃は薬師を置ける庵なりしが天正年中今の地へ移りて一寺となれりと。 さあらんには佛壽禪師の起立せし頃は薬師の
堂ならん。 今の客殿七間に五間。 こゝに安ぜし薬師は鎌倉權五郎景政が守り本尊にて目洗薬師と云ふ。 座像丈三寸五分。 聖徳太子の作な
り。 地藏堂 客殿に向ひて右なり。 石の立像たてり。 社宮司社 客殿に向ひて左にあり。 當寺の境内ももと此宮の爲に免除せられ
しなど云へば舊くよりありし社なるべし。

卷百三十八 村里部

橘樹郡 十三 小机領

小机領は郡の中央より少しく南によれり。 四境をいはず西南北の三方は神奈川領に交り、 東の一方青
木町、 神奈川町及び東 西子安、 新宿三村は海岸に連れり。 これ則ち東海道往來のかゝれる地なり。 四
方の行程凡東西へ一里餘、 南北へも一里餘。 領内に屬せる村七村。 東方は海岸なればなべて平地の所多
く、 西南北の三方は小山つらなれるのみにてこゝも他の領とかはれる様はなし。

神奈川宿 郡の中央より少しく南へよりてあり。 今は東海道五十三驛の一なり。 海道の内南の方保
土ヶ谷よりは一里九町の行程にして、 東北の方川崎宿へは二里半を隔てり。 江戸日本橋よりは里數七里
に及べり。 この宿いつの頃より開けたるにや詳ならず。 按ずるに鶴岡八幡宮に藏する文永三年の文書に

『稻目神奈川兩郷』とあり。又僧萬里が記に文明十七年武州へ赴く途中の詩あり。十月一日武藏に入るの詩なり。自註に『この所權現堂山あり』と見ゆ。其起句に『驛樹風聲入武州』といへり。これ今の保土ヶ谷宿の如く見ゆれど、權現山は現に當宿にあれば、恐らくはこの詩當所にて賦せしならん。然らば驛樹と云ふも當所に驛ありし故なる歟。されど同書に武相の界とあれば疑ふべきに似たり。すべて此あたりの界は中古以來南の方へ出でたれば、その頃は相武の界も今よりは猶當所へよりてありしもしるべからず。この後のものには當所に驛ありし證とすべきもの見えず。たとへふるくより驛場ならんにも、今の如く繁榮の地にはあらず。御當代に至りて宿驛をもひろくせられしにや。今は青木町、神奈川町の二ヶ所をあはせて一宿とし、すべて神奈川宿と稱せり。地子免屋敷一萬坪を賜はる。内五千坪は青木町の地なり。この一萬坪段別三町三段三畝十歩に當る。これを以て家別百軒にわかれ、傳馬の役に給すべきの旨を定めおかるゝ所なり。然るを今は事の繁多になり來りたるを以て、二百軒として軒別一畝二十歩の地をうけ、その稅務の代として日々に馬百匹、人夫百人を出すを定數とせり。宿内往還長三十二町四十一間、東は新宿村より西の方芝生村までの間、道幅三間より四間までなり。

高札場 字瀧ノ橋と云ふ所にたてり。長一尺六寸四分。横五尺。高一丈あり。

湊 南の方本牧浦の方より神奈川の出崎までの間なゝめに入りたる如くなる入海なり。その間舟路一里餘なり。宿内青木町の方古よりの湊にて諸國の船のかゝる所なり。これを神奈川湊と呼ぶ。西北に山あれば風波のうれひなし。この入海の中に船がゝりの東の方に活鯛籠あり。夏秋のあひだ御用の魚をこゝにかこひおく所なり。冬より春までは水あさくして寒氣にたへずと云ふ。

青木町

「輕井澤」 海道の方にて芝生村の境、土橋より上臺町の下までを云ふ。青木町の枝郷なり。

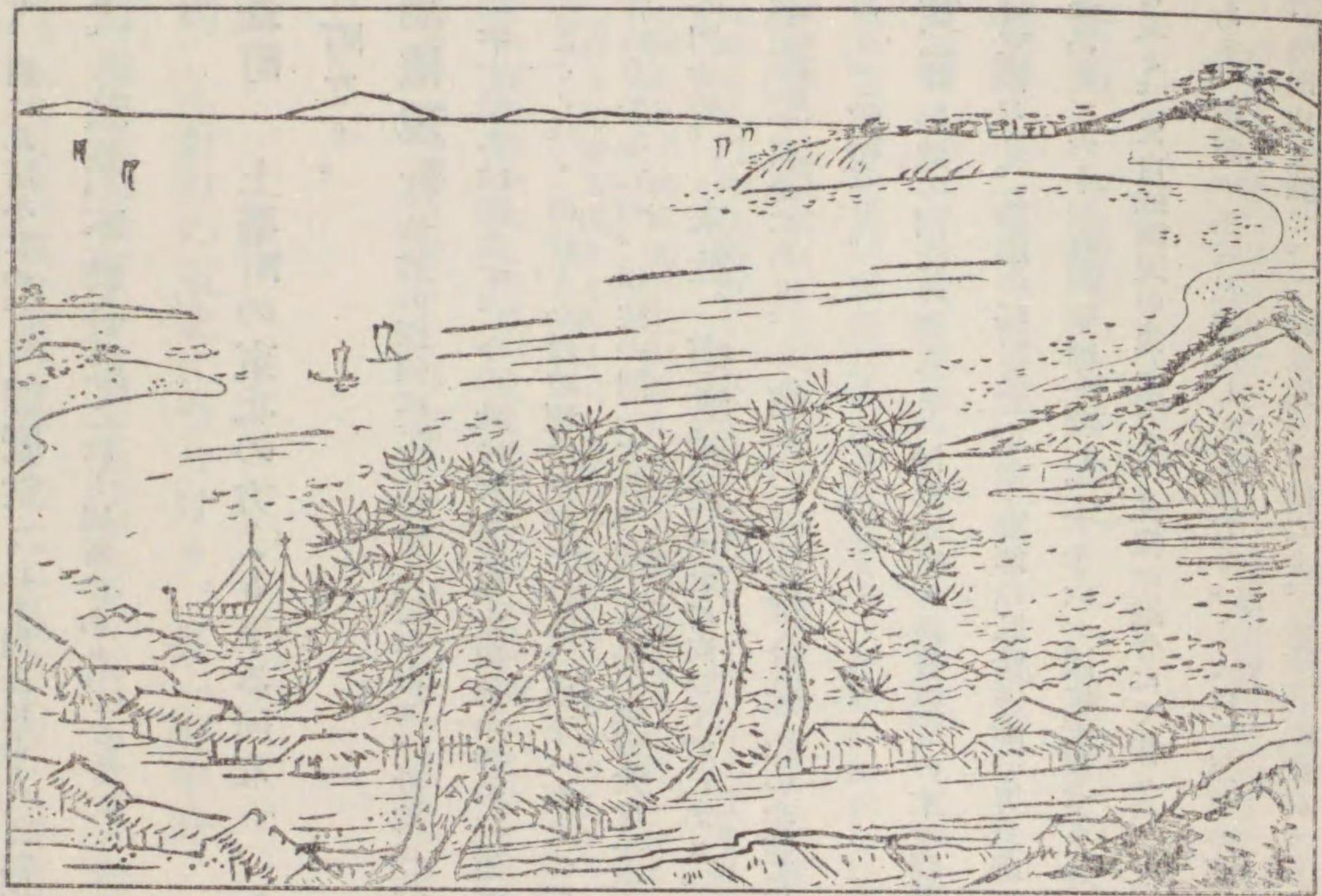
東側のみ町屋ならべり。西の方は竝木立てり。

勸行寺 西側にあり。日蓮宗越後國蒲原郡本成寺の末。學陽山と號す。開山日養。文祿四年の起立なり。此人は慶長六年五月十六日寂せり。本尊三寶。客殿に安ぜり。客殿は六間半にて南向なり。前に石階あり。 稻荷社 境内に入りて右の方にあり。小祠なり。

上臺町 輕井澤の東北にあたる坂へ上る所より上の方をすべていへり。此所は入海の上にて景色いと美なり。こゝを神奈川の臺と稱して、旅人も必ず足をとどめていこふ所なり。

大日堂 坂の上にて北側なり。堂の大き二間半に三間。清水山と號せり。大日の像長七寸ばかり。惠心僧都の作なりと云ふ。 本山修驗梅之院持なり。 稻荷社 境内に入りて右の方にあり。

圖版二十 輕井澤眺望



小洞なり。前に鳥居をたつ。閻魔堂これも同邊にあり。二間四方の堂なり。閻魔の像長三尺。天神社これも同じあたりにあり。小祠なり。秋葉、不動合社これも同所にあり。

下臺町 上臺町の東北の方より下る所なり。こゝも長二町程の内、一町は兩側町屋、それより上方は片町なり。

飯綱權現社 海道の西側にて上臺町の境にあり。社地は八九丈許の高き山なり。前に石階ありて羊腸の道なり。社傳に云「寛永十九年伊奈半十郎忠治建立す。今の社は安永五年太田備中守が再建せる所なり。」と。本社七尺四方。拜殿四間に二間。本社まで二間に三間の廊下をまうく。この社も今は破壊に及びたれば。山下へ別に假殿を構へて神體を遷座せり。こゝに勝軍飯綱權現の六字をかゝぐ。山下に兩控作の鳥居をたつ。兩柱の間一丈許。刻して云「慶安元戊子年八月吉日。飯綱權現本地地藏神主重之」と。社前に井あり。是を供水に用ゆ。普門寺持。末社 疱瘡神社 本社に向ひて右にあり。稻荷社二ヶ所 同邊にあり。子ノ權現社 本社に向ひて左にあり。稻荷社 同邊にあり。聖天、金毘羅合社 山の半腹にあり。こゝに金勝院と云ふ修験者ありて祀を司れり。舟玉社 坂の中腹にあり。小祠なり。

三寶寺 海道の西北の側なり。淨土宗宿の内慶運寺の末。瑠璃光山と號す。開山曠譽和尚。慶長二年正月八日寂せり。本尊藥師。長一尺許の立像なり。緣起の略に云「この藥師は弘法大師一刀三禮の作佛なり。弘仁年中諸國惡疫行はれて。人民患にたへざりしかげ。大師へ勅命ありて六十六體の藥師を刻し。六十六ヶ國に安置せられしかげ。忽ち病難やみしとなり。當國へ安置せし像は則ち當寺の本尊なり。」と云々。又白蛇辨天の像を安ず。此像は蛇骨にて作りしものなり。そのさま白骨にて輪をなしてあり。客殿三間四方。藥師堂門外にあり。藥師の長三尺許にして立像なり。こゝにて黒燒の藥を制して諸人にあたふ。陽光院 同じ並びにあり。曹洞宗越前永平寺末。圓明山と號す。これは近き寺院なり。木下内記紀林と云ふ人そのゆかりありし僧光澤と云ふ者とはかり。久良岐郡金澤に養考軒

と云ふ庵室ありしをこゝへ引移して石牛天梁を勸請し開山となして創建せり。よりて光澤を第二世とせり。此僧は寶曆二年八月二十八日寂せり。紀林は寶曆三年三月二日歿せり。彼勸請開山天梁は正徳四年三月四日寂せし人なり。本尊は釋迦を安ず。

七軒町 下臺町のつゞきにあり。長わづかに一町程。

本覺寺 西側にあり。海道より少し引入りて石階あり。そこを上りて山の上なり。曹洞宗小机村雲松院の末。青木山延命院と號す。千光國師榮西嘉祿二年草創の道場なり。其頃は臨濟宗にて京都建仁寺末派なり。按ずるに榮西は建保三年寂せし人なれば全く勸請の開山なるべし。其後天文元年雲松院第三世陽廣元吉。當寺に住せし時曹洞宗に改めしと云ふ。本尊地藏は行基の作。座像。長一尺八寸。諸記録にも本覺寺の地藏堂などと記して古くより世に聞えありし本尊なり。客殿八間半に七間半。門は兩柱の間一丈。共に南向なり。裏門は東の方にありて門外は陸田うちひらけし地なり。此門内に石地藏たてり。當寺昔の權現山の岩のあとなりと云ふ。又寺の後の方にも今城跡と云ふ所あり。永正七年上田藏人入道が當所權現山に岩をかまへ。あたり近き本覺寺の地藏堂をとりこみて要害とせしなどいへること。古戦の記にも見ゆるはさもあるべく覺ゆ。猶古跡の條合せ見るべし。衆寮 表門を入りて左の方にあり。六間半に四間。觀音の像を安置す。その像は座像にして長一尺八寸許。作しらず。小机三十三所の一なりと云ふ。中門 柱間一丈。地藏堂 裏門の外。左の方にあり。地藏は銅造の立像にして。臺座とも八尺許あり。又右の方に黒燒の藥を鬻ぐ店あり。こゝにも地藏の座像あり。銅にて造れるものなり。

元町 七軒町の東北につゞけり。長一町半許。

甚行寺 西北の側にあり。淨土眞宗伊勢國一身田專修寺の末山にして眞色山と號せり。本山第十四世堯秀開基せり。本尊阿彌陀。長一尺五寸。立像なり。惠心僧都の作と云ふ。客殿は五間に六間半。寺寶 祖師木像一軀 親鸞三十八歳の時の自作なり。太子

成佛寺 往還の北側なり。淨土宗にて京都知恩院の末山なり。正覺山法雨院と號す。縁起の略に云「開山は入宋弘法の沙門にて諱は覺心と云ふ。信州神林縣の人なり。俗姓は常澄氏。永仁六年十月十三日。紀州海部郡由良庄鷲峯山興國寺にして寂す。年九十二。龜山院勅して法燈國師の號を賜へり。又三十三年の忌辰にあたりしとき元徳二年。後醍醐天皇より又圓明國師の勅諡を賜はる。國師は眞言佛心律淨土の四宗を兼學して。その奥に至りしことは元亨釋書等に詳なり。當寺昔は深厚山後小松院成佛寺と號せり。紀州高野の茅堂と一派にして歴世名の字の首に『覺』の字を冠らす。これ開山國師の諱を覺心と號せしによれり。又深厚山成佛寺と號することは。そのより起る故をしらす。されど高野の茅堂もまた國師の開闢にして。かしこをも深厚山成佛院と號せり。又名の字の上に覺の字を置くも。全く當寺と同じければこゝにうつせしことその故あるべきか。たゞし山號寺號の起る所も別に故あるべし。又後小松院と號する由來を尋るに。人皇百一代後小松院の御宇此近郷師岡の熊野權現へ勅願所の宣旨を下し賜はり。師岡保内十二箇郷を神供に寄附せられて御湯仰淺からざりしあまり。十二郷の中。所々に散在せる僧院十二所を撰びて社務と定めらる。當寺その隨一たるにより後小松の號を賜はりて院號とせり。御入國の後慶長年中御改めありて。寺領十石の御朱印及び境内三町四方の地を賜はれり。その頃までも四宗兼學の寺院なりしが改めて淨土一宗となり。京都知恩院の末寺となれり。これより今の山號院號に改めしと云々。此後寛永年中御殿御造立の時寺領をめし上げられ。寺の脇字廣前と云ふ所にて。二千六百四十坪の代地を賜はりしと云ふ。寺寶 時計一。碁盤一面 右いづれも北條左京大夫氏直寄附の品なりとて今に傳へり。 古文書四通 右の内末にのせたる一通は當寺に因みなし。所藏の由來を傳へず。

今度之徳ニ法度自子安他所江被下候下人等者則可取返自他所子安江買取候下人之事者不可返者也仍如件

永祿三年三月廿六日

子安郷百姓等
并代官

禁 制

武藏國
師岡保内十二ヶ郷

一 軍勢甲乙人等濫妨狼藉事

一 放火事

一 對地下人百姓非分之儀申懸事

右條々堅令停止訖若於違犯之輩者忽可被處嚴科者也

天正十八年四月日

太閤秀吉印あり

就當寺法度之儀如此被遣成御朱印候上者彌非分之族聊不可在之者也

天正十八

淺野彈正少彌

七月日

長 吉花押

成佛寺并門前中

從備前宰相花房志摩守差越高麗之様子申越候一々被聞召届候雖然今度如被仰遣候代官以下任御朱印旨可申付候就其大明國へ先懸同備之事備前之宰相都ニ相殘儀迷惑候由達而申越候條輝元隆景方先四國衆次ニ可相動旨被仰出候間得其意各へ可申聞候輝元隆景ハ秀家次ニ相動候様ニ可申談候無御渡海以前成次第大明へ可相動候旨右衆中へ尙以可申聞候先々様子切々可注進候也

六月十三日

太閤秀吉印あり

羽柴東郷侍從との

石田治部少輔との

増田右衛門尉との
大谷刑部少輔との
木村常陸介との
加藤遠江守との
前野但馬守との

熊野社 門に入りて右にあり。境内の鎮守とす。二間に二間半の社なり。神體は二尺ばかりの立像を木にて作れり。天神。稻荷の二座を合祀す。例祭は年々六月八日なり。前に石の鳥居をたつ。稻荷社 熊野社の脇にあり。庚申堂 同邊にあり。小堂なり。地藏

堂 本堂に向ひて左にあり。塔頭 見松院 門に入りて右にあり。福泉院 左の方にあり。春正廢院 この院昔。住僧本譽

の時廢せり。庭に千貫松。千貫石とて氏直寄附の松樹及び石あり。此下にのする皆廢院なり。寶樹院 同時に廢せり。良心院 是

も同じ。良徳院 超譽の代に廢せり。慶運寺 成佛寺の隣寺なり。淨土宗京知恩院の末。吉祥山芳艸院と號す。開山定蓮社音譽聖觀は江州甲賀郡の人にて父を望月外記と云ふ。この人中年に及ぶまで子なかりしにより。同郡瀧の神に祈誓して上人をまうけたり。七歳の時母を失ひ。九歳にして同所瀧ノ村稱明寺の運譽に投じて薙染し。十五歳のころ江戸に來り芝増上寺に遊學し。終にその器をなせり。後故郷に歸り俄に足の病ありて一步もあゆむことを得ず。爰において瀧のもとに至りて丹誠をこらし誦經せしかば。病立ちどころに癒えたり。それより攝州兵庫に至りてかの地に西光寺を草創し。其後ふたゝび江戸へ至り。橋場法源寺の第二世となり。又この後當寺を開闢せり。師もとより和歌の道を好み。たまゝ太田持資入道江戸城に住せし頃師を信ずること甚だ篤し。文明六年六月十七日江戸歌合作者の其一なり。このち文明十一年七月二日江戸増上寺にて寂せり。辭世の歌あり。『火宅には又もや出てこん小車の乗り得てみれば我があらばこそ。』以上の事跡等にて考ふれば。當寺の開闢は永享年中より文安の頃までにあるべしと寺傳にもいへり。本堂は八間に九間。南向なり。本尊彌陀は三尺二寸の立像なり。二菩薩の像あり。長さ二尺八寸づゝ。是も古物なり。この餘内佛に阿彌陀一體あり。立像にし

て長二尺八寸許。聖徳太子の御作なりと云傳ふ。門九尺。西南に向へり。當寺寺領七石の御朱印は慶長四年賜はれり。鐘樓 本堂に向ひて左にあり。今の樓は假に作りしものなれば。造作もいと疎なり。鐘は第二十一世中興開山是感の建立する所にして。延寶三乙卯稔七月十六日の數字を刻せり。熊野社 門に入りて向ひにあり。九尺四方。本地佛三尊の彌陀を安す。中尊八寸。脇士四寸づゝいづれも木像なり。地藏堂 同邊にあり。纒なる堂なり。寺中 寂淨院 今此一院なり。昔はこの餘に直心院。觀喜院。蓮生院とて三院ありしが今は廢せり。

濱横町 海邊獵師町の方へ通ずる所にして、中町の東がはなり。その在所は飯田道とむかへり。

九番町 中町の北に續けり。むかしは往還の間を十に分ち、瀧橋の方より一番二番と次第せし故、今は其唱へもやみしかど、九番町と下の十番町の名は残れり。然れば前の西町、中町は後に起りし名なることしらる。されどこの所昔九番町の地にはあらで、六番町とよびし所ならんと土人いへり。

十番町 九番町の北につゞけり。そのことは前にいへるが如し。

金藏院 西側なり。海道へ三間五尺出ばりたり。新義真言宗山城國醍醐三寶院末なり。神鏡山東曼陀羅寺と號す。寺領十石の御朱印は慶長四年に賜はりし所なり。醍醐三寶院の始祖勝覺僧正の開基なりと云ふ。本尊阿彌陀。作しらず。二尺餘の立像なり。本堂は十間に七間。異向なり。鐘樓 文化九年の地震に破壊して、いまだ造營に及はず。銘左に出す。

武州橋樹郡神奈川金藏院。釣鐘造之意趣者。爲壽感道榮大禪定門雙親成等正覺。小泉八左衛門重忠。年來願望。斯時已成。奉掛華鯢者也。是所謂諸行无常之鐘響。如來說法密音。是生滅法之義趣。化

身暫現即隱也。爾則依一打者。上徹有頂。因二響者。下通三途。免五衰三熱苦。夕者告旅客怨親。朝者覺衆生睡眠。其功不淺。厥德太深。故篤信檀主。現世者禍災消除。而子孫繁昌。當來者三輪清淨之成覺無疑。兼亦一天泰平。四海安穩。寺內長久。庄内快樂而已。

住持金藏院權大僧都秀整

願人武州橘樹郡神奈川小泉八左衛門尉重忠

于時萬治二己亥五月十三日

寺中 寶藏坊 門を入りて右にあり。わづかなる寮なり。古は然るべき子院なりしといへり。熊野三社 本社一間に九尺。拜殿二間半に四間。いづれも異向なり。古は青木町の中程なる良の方の丘にありしを。いつの頃か當寺へ移せり。例祭は年々六月十五日より同じき十八日までなり。

荒宿町 十番町の北につゞけり。

東光寺 西側にあり。新義真言宗宿内金藏院の門徒なり。平尾山と號す。開闢の年代及び開山の名を傳へず。本尊藥師。臺座共に一尺八寸にて。立像なり。近き頃地震に堂宇ごとく破壊し。今は住僧もなく廢せざるばかりなり。不動堂 二間に二間半なり。

藥師堂 二間に二間半なり。

妙仙寺

東光寺の後にあり。寺領五石の御朱印を賜はれり。日蓮宗荏原郡池上村本門寺末。長光山大經院と號す。本山は第三世大經阿闍梨日輪。觀應元年起立する所なり。本堂六間半に五間。異向なり。本尊は宗祖日蓮の像なり。緣起の略に云『當時に安置する所の高祖の像は九老僧日像の作なり。當時波木井の一族伊豆國より此地に移り住しけるに波木井善太郎と云ふ者あり。世にまれなる信者にて毎朝池上の祖師堂へ參詣すること數年に及へども一日も怠らず。時の貫主日輪日々誦經の次に見知りたりしかば或時善太郎に向ひてかたりけるは。汝は堅固の信者とみゆれば大事を託せんとす。予が同胞の弟日像と云ふ者あり。祖師在世の頃は

十歳許の小童なりしが黒髮をなべて四句の要法を授け。都にのぼり法を弘めよと命ぜられしが。今はかの地にあり祖風を西海までなびかせりときく。然るに老母下總國平賀にありて病床に臥し頻りに日像に對面せんと乞へり。汝はより京に登り日像に尋れ逢ひ此旨をつたへなば日々登山の功におとるべからずと。善太郎うけがひて即時に發足し都に至り一條戻橋邊にしてはからず日像に逢ひ。件の趣を通じ師の書翰を達せり。日像涙をながして云ふ。今我れ弘通なかにして捨て下りなば忽ち都郷ともに題目の聲たえん。しかのみならず權門の誹謗いかあらんと。ひたすらに嗟歎し笈の内より一軀の祖師の像を出し。これ我不惜身命のはじめ自ら雕刻して竟夕宗弘のことを祈誓する本尊なり。汝是を關東へ守護し歸りて輪公に見えて老母此像に向ひ。今又生身の高祖を拜し我に對面のおもひをなし給へとまをせとて情なく立ちわかれぬ。善太郎は夢さめしこちして謗法充滿の中を恐れ。この像を皮籠にいれ負ひて池上へ下りぬ。その後日輪當寺を建立して自ら此經難持の文を寫し。像の内へ納めて當寺へ安置せり。この餘日像自筆の神力品及び勸請の板札あり。』と云々。稻荷社 門を入りて右にあり。わづかなる祠なり。日調石像堂 同じ邊にあり。日調は本山第二十世の住持なり。はじめ當寺へ住職せしこともありしにや。慈雲寺 同じならびにあり。これも本門寺の末寺なり。觀行山と號す。開山の名及び年代を傳へざれど。慶長十七年

六月十七日としるしたる棟札あれば。其頃は既に開闢ありしことしらる。近き頃日觀と云ふ僧客殿を再建せり。今これを中興開基とす。客殿七間に五間半。異向なり。本尊三寶を安ず。寺寶 曼陀羅一幅 本山第十四世日詔の筆なり。御手掛梅 本堂の前にあり。八重の紅梅なり。昔は春ごとに住僧登城の時梅花を獻ぜしと云ふ。鬼子母神堂 門を入りて右にあり。二間に二間半。鬼子母神は一尺二寸許の立像なり。傳教大師の作と云傳ふ。鎮守三十番神の像を相殿とせり。もとの御代官小泉次大夫吉次が寄附せる所なりと云ふ。

能滿寺 西側にあり。古義真言宗鳥山村三會寺末。海運山滿願院と號す。本尊虚空藏は長五寸許。木の座像なり。相傳ふ正安元年八月十三日海中より出現せしを。その頃當所の住人内海甚左衛門が先祖光善といひし人。この浦を支配せしにより此像を拾ひとりて。同年當寺を起立し安置せりと。開山長胤法印は慶長十九年閏六月朔日寂せり。本堂は八間に五間。異向なり。神明社 境内の南につゞけり。社地五畝四歩を免除せらる。九尺四方の社なり。正安元年の勸請なりと云ふ。前に鳥居をたつ。例祭年々九月なり。稻荷社 これも

境内の地につゞけり。除地三畝十歩あり。わづかなる祠二ヶ所あり。皆巽の方へ向へり。年々九月の中祭れり。

新町 荒宿町の北につゞけり。

良泉寺 西側にあり。浄土真宗京六條東本願寺末。海岸山と號す。開山を良念と云ふ。此僧慶安元年九月二日寂すと。然るに當所を草創せしは。良念より五代さきの住僧蓮譽と云ふものの時なりといひ傳へて。すべて詳なることをしらず。本尊阿彌陀の立像長一尺三寸。作しらず。本堂七間に六間半。巽向なり。鐘樓門を入りて右にあり。八尺四方。鐘は近きものにて寛政二年の銘文あり。長延寺 西側なり。京六條西本願寺末なり。海見山と號せり。元和元年僧玄永起立せり。其頃は小机村にありしが。いつの頃か當所へうつせりと云ふ。この玄永は本願寺顯如上人の弟子なり。元和六年七月十二日寂せり。本堂七間に六間半。巽向なり。本尊阿彌陀。長二尺餘の立像なり。惠心僧都の作といひ傳ふれどもたしかならず。

竝木町 新町の北より新宿村までを云ふ。此所道の左右ともに竝木あるゆゑに此名あり。

觀福寺 西側なり。大門前數町の間は年貢地なり。浄土宗宿内慶運寺末。歸國山浦島院と號す。昔は眞言宗にて檜尾僧都の開闢なりと云ふ。されどそれはいとふるきことなれば詳なる故を傳へず。後白旗上人中興せしよりこのかた今の宗門に改めしとなり。當寺を浦島寺といひて縁起あり。その文にかの丹波國與佐郡水の江の浦島が子のことを引きて。さまざまの奇怪をしるせり。ことに玉手箱など云ふもの今寺寶とせり。いよ／＼うけがたきことなり。觀音堂 丘の上にて門の正面にあたり。則ち當寺の本堂なり。巽向にて三間四方。本尊一尺三寸。木の立像なり。縁起に龍宮より出現せしと云へり。もとよりとるべきことなし。石階 觀音堂の前にあり。その中腹に昔は仁王門ありしと云ふ。此門いつの頃か廢せしより後は金剛の像をば客殿に收め置く。又丘上に昔は鐘樓ありしがこれも今は廢せり。鐘も文化十年改鑄せしのみにて未だ再造のことに及ばず。客殿 觀音堂に向ひて右の山上にあり。阿彌陀を安ず。座像にて長三尺餘なり。龍燈松 後の山上にあり。往昔海上よりしげく龍燈あがりしことあり。故に此名あり。この樹の邊に四阿屋あり。こゝよりのぞめば海面を眼下に見おろして景色いとよし。

□□町 東側にあり。往還へ地の端五十二間程かゝる。竝木敷地まで出る。除地屋敷二段七畝二十四歩。家數十軒あり。

獵師町 本宿の東の裏にて海岸へ一町ばかり張出せり。

小傳馬町 同じ續きにある。

吉祥寺 新義眞言宗にて當所十番町の金藏院の門徒なり。海浦山新源院と號す。開山の名および年代を傳へず。もと金藏院の住僧隱遁の所なり。本堂五間半に四間。本尊大日を安ず。本堂ともに南向なり。庚申堂門を入りて左にあり。稻荷社門を入りて右にあり。ともにわづかなる祠なり。

舊家百姓源左衛門 瀧橋の邊に居れり。氏は石井と云ふ。先祖石井源左衛門は元和九年十月六日卒せり。法名を壯嚴院清譽淨哲と號す。この人元北條家に仕へしと云へり。小田原役帳にも見えし人なり。百姓甚左衛門 内海氏なり。もとは名主役など勤めしこともありしと云ふ。先祖新四郎は當所にて鍛冶を業とせしと云ふ。その頃の文書を藏せり。

屋敷之儀御侘言申上付而夏秋二百七十文所永代被出置之間公私御用ニ無御沙汰可走廻者也仍如件
未十二月廿四日 朝比奈右衛門尉奉之
神奈川 鍛冶新四郎

この文書は火災の時灰燼中よりとり出せしものにて。わづかに文字のみよむべし。この餘慶長六年正月當宿へ賜はりし傳馬の御朱印を藏せり。百姓武助 兩宮氏なり。家傳を按ずるに兩宮氏は信州更級城主村上義清が子。玄覺法師の子。同國兩宮城主兩宮攝津守家國が子孫なりと云ふ。其後今の武助にいたるの由來を傳へず。

青木町 耕地 青木町のことあらまし神奈川宿の條下に辨ぜし如く、昔は別に一村なりしが、近き頃宿驛さかんになりてより、今は神奈川の内に屬せし如くなれどもおのづから其地はわかれてあり。村の四境東は神奈川町にさかひ、南の方へかけてはすべて海面にして、其地形は既に湊の條に辨ぜし所なり。南のはては芝生村にさかひ、西の方は帷子町及び片倉、神代寺の村々に接し、北は又神奈川の耕地にさかへり。家數市店農家うちまじへて五百五軒、多くは海道の内、輕井澤の邊に集り住せり。村内谷合多く、土性は砂交り、又黒土の所もあり。畠は高き所にありて土性は、赤へな土又黒野土砂交りなり。すべて畠、小山、雜木の林多くして水田は少き方なり。相傳ふ此地昔は里見家の領地なりしが、いづれの年か九月九日に、時の領主里見忠義と云ひし人没落せしとぞ。これより今に至るまで九月九日の佳節を避けて十九日祝ふと云ふ。後北條家領國の頃は多目周防守が代々の領地にして、しかも當所に在城せしことは下にのせたり。御入國以來御料所にして伊奈半十郎忠治が家にて代々支配せしが、寛政年中より大貫次右衛門光豊かはりて支配せり。檢地は元和四年、寛永二十一年二度ありしよし傳ふれども、その奉行せし人を傳へず。この後新田開墾のありし時、檢地せしは元祿八年に安藤對馬守、享保十七年に箕播磨守正鋪、寶曆十一年に伊奈半左衛門、同十四年に一色安藝守、石谷備後守、小野日向守一吉、

明和七年に伊奈半左衛門、寛政八年久世丹後守廣民等各奉行して改めしと云ふ。

小名 三ッ澤 村の西の方。帷子町の境にあり。こゝにも家別の内五十軒ばかり住居せり。土人呼びて是を枝郷となせり。八段

目村の北の方へよりあり。段町 同邊なり。幸ヶ谷 東の方。權現山の邊にあり。瀧久保 村の中央なり。松本 同

邊なり。澤渡 是も同じあたりなり。廣前 北の方なり。廣臺 これも同邊なり。

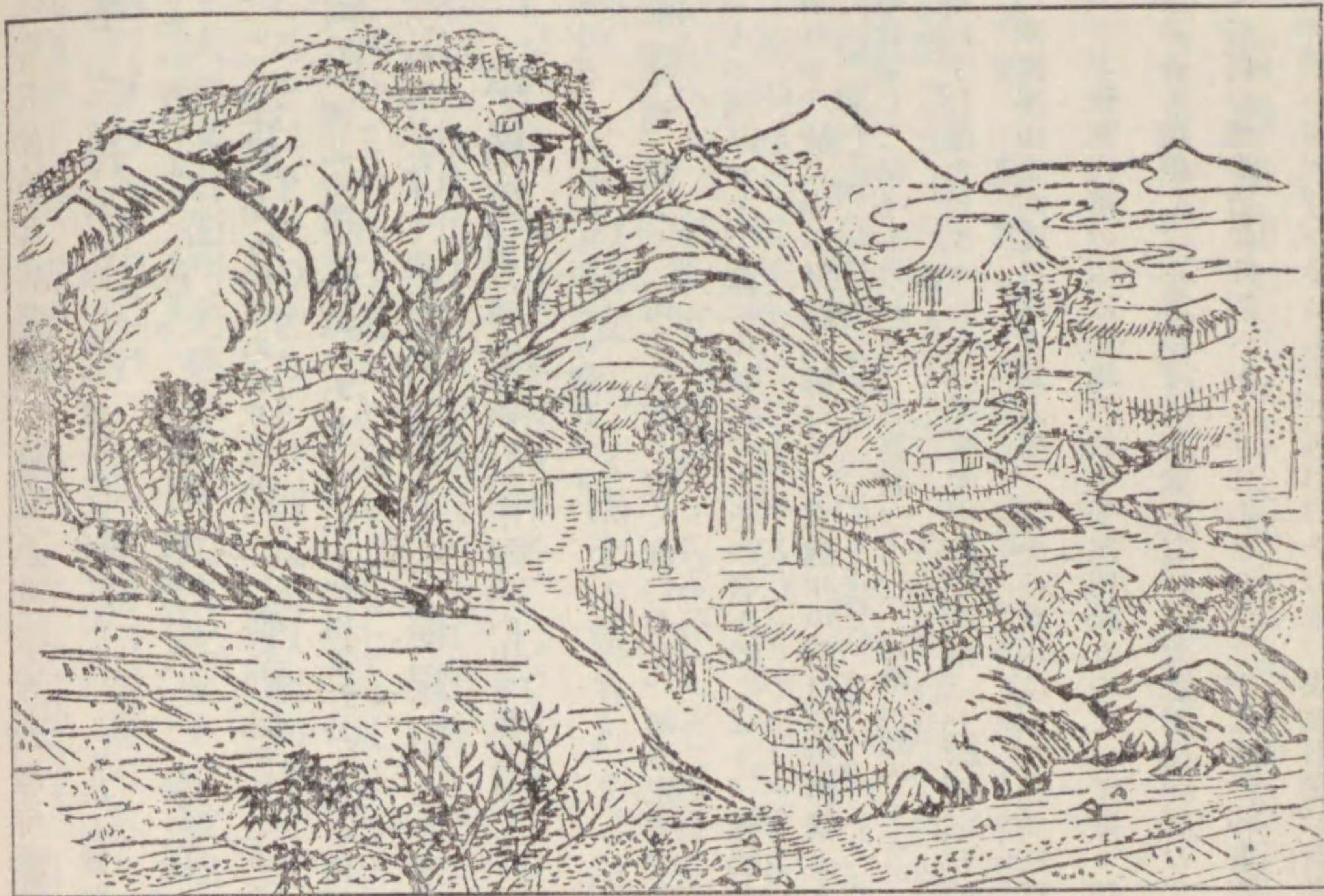
栗田山 西北の間の村境にあり。むかし栗田某と云ふ人の住居せし所なりといひ傳ふ。この栗田は多米が家來にて。今もその子孫當所三ッ澤の農家となりて與右衛門と稱せり。權現山 これも小山なり。海道の上にある。この所に權現の社あり。故にこの名あるなるべし。

平尾坂 瀧ノ橋より西の方平尾臺へ上る坂なり。山林 百姓の居山六十二町七段四畝二十一步。芝山十町二十七步。藪八段五畝十步。いづれも所々に散在せり。

淨瀧寺 瀧ノ橋より二町北の方へ行く處にあり。則ち宗興寺の隣なり。日蓮宗荏原郡池上本門寺末。妙湖山と號す。文應年中妙湖比

丘と云ふもの開基せり。故に山號にてもその名をのこせり。縁起を按ずるに古へ境内稻荷祠の邊に瀧ありけるに。妙湖その下に庵室をむすびて居れり。故に寺を淨瀧と號せり。文應年中僧日蓮安房國より鎌倉へ旅行の時此所に立寄りけるが。沙湖比丘日蓮の法をききて感腹し。此時改宗して弟子となれり。日蓮瀧ノ下にて狂歌『瀧のものとこのたかき庵に住む妙湖火にも水にも漂ははざらん。』しかりしより後はこの庵室にすむ僧たえざりしに。天文年中北條氏綱。上杉朝定と神代寺の原にて合戦の頃。兵火のために寺中盡く焼失して一旦廢寺となりしに。永祿年中大巧院日能と云ふ僧。當寺の舊跡にして既に三百年に及びしことを池上の現住日現へ訴へて免許を蒙り。再び一寺をいとめなり。北條家没落の頃は此地の領主平尾内膳うつていて度々防戦ありしに。その時又兵火のために烏有となれり。時の僧日照と云ふもの舊跡の永く斷絶し。本尊以下の朽廢をなげき。又本山へ請ひて興復せしにより。其功勞を以て日照へ法印の號をゆるされしとぞ。其頃までも境内の地海道の往還へかゝりてありしが。御入國の時東照宮此所を過ぎさせ給ひしに。すべて海岸にそひて道の幅せまかりしにより。今の所へうつすべきよし命ぜられけるなり。其後日善。日祐の二代。不受不施の法律を固執せしかば。朝憲にふれて退院せられし

寺 顯 豐 三 十 版 圖



とき。かの僧等寺寶記録以下をもちさりける。然りしよりこのかた古のことはことごとく傳へを失ひしといへり。されどこの後も寺はもとの如く相續せり。本山の貫主鎌倉へ往來の時は。今も必ず當所に休息するを例とせり。本堂九間に七間。本尊三寶を安ず。寺寶 日蓮木像一軀一尺三寸の座像なり。日蓮佐渡國へ配流の時。開基妙湖別を惜み。この像を彫刻して常に敬禮せしが。後日蓮救にあひて鎌倉へ歸りしとき。自ら開眼せりと云ふ。曼陀羅一軸日蓮の筆なり。三十番神堂門を入りて左にあり。二間四方。拜殿三間四方なり。稻荷社同じ並びにあり。豐顯寺 枝郷三ツ澤にあり。道よりは半道餘を隔て、西にあたり。日蓮宗越後國蒲原郡本成寺の末。法照山と號す。開山漸巧日時と云ふ。永祿十二年正月寂せり。然るに寺の記録によれば當寺もとは三河國八名郡多米村にありて本顯寺と云ひて。彼地の士多米權兵衛が世々の菩提寺なり。權兵衛長享の頃武術修業の次。伊勢新九郎長氏と交りを結び共に關東へ下れり。長氏後に相武等を并吞せしかば。權兵衛かの家人となりて一方の大將を承れり。天文年中よりこの地の領主となりしゆゑ。かの本國にありし本顯寺を當所へ引移して名を豐顯寺と改めしとぞ。今當寺に藏する開山の筆十界圖裏書に『富木末孫寂照坊日時弟子郷公日有授與之干

時天文二十曆辛亥八月時正武州青木内三澤草庵』とあり。當所へ移りしもそれより前にありしなるべし。されば今の開山とする所は當所へうつりし時の住僧なるべし。本堂は八間半に七間半。本尊三寶を安ぜり。東向なり。三十番神堂門を入りて左にあり。三間に二間半なり。多米氏墓門を入りて左の方にあり。五重の石塔なり。多米氏元祖の墓なりと云傳ふれども。文字磨滅してよむべからず。過去帳を閲るに『天正二年七月三日大旦那勝印俗名多米彦四郎』とあり。この人の墓石見えざればもしくはその墓なる歟。されども墓石の古色餘の墓に比すれば一段ふるくみゆるときは。元祖權兵衛が墓なるもしるべからず。多米彌七郎墓同じ並びの内にあり。これも五重の塔なり。碑面に『弘治三年丁巳卯月五日乘尊覺位』とあり。此人は周防守長宗が祖父などにや。すべて多米氏の系圖を詳にせず。されば其實を知らず。蓮秀墓前にいへる二基の間にあれば。多米が族の墓なることは論なけれども。過去帳にも法名のみなれば。其俗名をしるべからず。蓮秀靈位元龜三年十二月四日』と彫れり。運信齋日領墓同じ並びにて北のはしにあり。これも五重の石塔なり。面に『日領靈位天正五年丁丑四月廿五日』とあり。過去帳にも同じ年月をのせて日欽は多米周防守慈父とあり。然れば日欽とするせしはこの日領の誤なるべし。俗稱をのせざること惜むべし。三ツ澤檀林 境内の南の山上にあり。享保中現住日珖門派の僧徒と議して檀林開闢のことを願ひあげしは。同四年正月二十七日なり。時に松平對馬守近禎より井上河内守正岑へ達し。許可を得しは明る五年三月六日なり。こゝに於て檀越等力を合せて山を穿ち溪をうづみて五年にして功をなせりと。門 柱間一丈。腕木づくり。山上にあり。講堂 本院寮 講堂の表通にあり。今は廢せり。玄講寮 講堂の北下表通の西側にあり。九間半に七間。集講寮 同所の北側にあり。十一間に四間半なり。條講寮 講堂の北下裏通北側にあり。十一間に四間半。自寮 十四棟。長屋 七軒。宗興寺 瀧ノ川の上にあり。曹洞宗宿内本覺寺末。開塔山日輪院と號す。開基隨翁永順。慶長十七年八月廿一日寂せり。按ずるに伊豆海島風土記に八丈島宗福寺の縁起を載せて云『永享の頃武州神奈川と交易のこと始まるにより同じき十二年神奈川の宗興寺を請待して住職とす。其後の僧浮跡まで四代は宗興寺より僧徒來りて相續す。』と。南方海島志に『金川開塔山宗興寺今は臨濟宗なり。住僧の話に昔は眞言宗なりしが三度所をかへ。その後中絶して舊記皆失せり。八丈島往來の事もわづかに口碑に傳ふるのみなり。』と。これによればもとより古き寺

院にて永順は中興開基なるべし。因に云ふ奥山宗麟がこと或は相州の人にて。家號を神奈川といひしともいへり。されど宗興寺と同所にしるせしによれば當所の人なるべし。他の記録なければその詳なることをしらず。暫く八丈島のことをしるせしものによりて考ふるに。宗麟は上杉家に屬せし人にて。永享より文明の頃までも當所の地頭なりしなるべし。しばらく記して後の考をまつのみ。當寺昔は神奈川宿の内荒宿にあり。それより同所濱宿に移り後に今の地へ移されしも。また慶長年中のことなりと。海島志に三たび所をかへしと云ふものこれなるべし。又此地へ移りし時のことによ。台徳院殿より御殿をたまはりて本堂を作りしが。これも先に同祿にあひて烏有となりしといふ。客殿六間半に五間半。南向なり。本尊華嚴釋迦。座像にして長一尺五六寸ばかり。定朝の作と云ふ。この本尊夢想なりとて黒燒の藥を制して病者に與ふ。門は東向なり。井 客殿の前にあり。相傳ふ台徳院殿御上洛の時。當所の御殿へわたらせ給ひし頃。御茶の水に用ひられしと云ふ井なり。觀音堂 門を入りて正面にあり。三間四方。東向なり。元祿十四年僧榮補建立せり。或はこの時再興にて堂は猶ふるくよりありしとも云ふ。觀音の立像は長五寸九分。毘首羯摩の作なり。この地は權現山のつゞきにて高き所なれば。堂前に石階百六級あり。昔北條の家人間宮四郎左衛門と云ふものの磐ありし所なりと云ふ。小田原記『永正七年上田藏人入道が權現山へたて籠りし時七月十日の合戦に。神奈川の住人間宮某と名乗りて切つて出し。』とあり。又他の書にこのことを引きて間宮彦次郎としるせしもあれば。かの小田原記に某とかきしも彦次郎がことにして。後に豊前守信盛と云ひし人なるべし。此四郎左衛門も其一族の内にて此所に居りしならん。この堂の地は境内に屬すれども除地の外なりと云ふ。西光寺 海道の西裏にあり。禪宗普化派下總國小金宿一月寺の末。青木山と號す。夏億常清眞士の建立せし寺にて。寥江清山禪師を請ひて開山とせり。夏億常清は寛永十年六月五日寂せりと云ふ。時代推して知るべし。今は僅の庵室にて廢せざるまでなり。

權現山砦跡

宗興寺の觀音堂の山につゞきたる所なり。永正七年長尾爲景蜂起の時。上杉高敎入道建芳が被官上田藏人入道。北條早雲と議して當所へ砦をかまへしことあり。小田原記等の書を閲るに『此時藏人入道は神奈川へ打つて出て熊野權現山を城郭にとりたて。謀叛の色をたてければ管領家評議し。主の建芳を討手の大將として加勢には成田下總守。澁江孫三郎。藤田虎壽丸。大石源左衛門。矢野安藝入道。成田中務丞を始めとして武州南一揆を催し。雲霞の如く取巻けり。時に永正七年七月十一日なり。此山は四方輪岨にて岸

高く峙ち。南は海。北は深田なり。西には小山續きたりしを。その間を掘切りて山につゞきたる本覺寺の地藏堂を根城にとり立て。越州小田原兩加勢來れり。寄手は大勢なればこととせず喚きさけて切つて入り。神奈川の住人間宮の某と名のり。黒鎧に四つ目結の笠じるし濱風に吹きかざし。木戸を開いて切つて出づ。寄手も是を討ちとれと射向ひの袖を差しかざして一面に切りむすぶ。城中のつはもるの共同宮をうたすなど。聲々に叫んで追つまくりつ戦ひけるが。遂に討ちまけて引いて入り。寄手彌勝にのり。續いて城へ入らんとする所に。城兵木戸をおろして大石をなげ出す。寄手先陣田島が甲の鉢をうたれければ。續く兵皆一同に引退く。後陣の軍兵かされて押寄せ。十一日より十九日まで夜盡十日責められ。その上本覺寺山の山城をとられければ。かなはずと思ひけん。城に火をかけ十九日の夜中に上田をはじめ行方しらず落ち行きし。』とあり。此事又上杉憲房が文書にも見えたり。今土地の形を見るにげにも小田原記に記せしごとくならんとおもはる。本覺寺山は今も山つゞきにて當所よりは七八町も南にあたり。又按ずるに僧萬里が梅花無盡藏にいへる權現山の詩も當所にてのことによ。その詩を左に記して参考に備ふ。『入武藏國』と云ふ題の自註に云『同日有山曰權現堂即相武兩道之界古群盜之所聚也今則不然蓋昔有堂歟。驛樹風聲入武州。山名權現憩無樓。旅衣未脫昏鴉盡。聊借民爐嘗濁蕩。』此詩に云ふ所も即ちこの地の如くおもはれるれど。相武の界と云ふべきは程々谷の邊なるべきものなればいかゞはあらん。されど萬里は他國より來りし人なれば。こゝを相武の界なりときゝあやまりしにや。此詩は文明十七年十月朔日の作なり。是によれば昔群盜のこもりしほどの要害の地なれば。後に上田入道がとりたてゝ砦とせしなるにや。又關大曆に新田義貞。義治狩野河の城を攻めしことあり。その文に云『正平七年三月十六日に國中の將軍方を對治し。同日武州へ打越え。武州の前守護代藥師寺上杉一類をうち破り。十八日に鎌倉に攻入り候所に。尊氏すでに鎌倉を去りて武州狩野河の城に桶籠り。十九日狩野河へうち向ふときにのぞみて義宗注進の狀を南帝へ獻せられ候。』又五日の記には『義宗は宗良親王を警固し奉り。義貞。義治以下諸將は武州に立歸るを。敵陣を撃平らぐべきことを謀らる。』云々とあるは當城のことによ。當所には下にいふ青木の城跡の外に別に城蹟といひつたふる處も非ざれば姑くこゝに記し置けり。青木城蹟 本覺寺地藏堂の山その蹟なりと云ふ。今その所をみるに山つゞきにして隨分要害の地とおぼしけれど。さして今は城壘の跡の残りたるさまも見えず。廢城考云『青木城は北條家人多米周防守が居城なりと云ふ。天正十八年太閤秀吉の爲に陥る。』と云々。按ずるに當城を築きし年代は詳ならず。上野國志

に『武州青木の多米周防守長定始めは權兵衛と稱せり。周防守長京が子なり。永祿十二年青木城主となる。』と。然るに永祿二年小田原役帳に『多米新左衛門が知行八十八貫四十四文。久良岐郡青木。』とあり。然るに今多米が子孫左膳時昭が記せしものによれば。天文の頃周防守長宗當城に居るといへり。又按ずるに多米が先祖權兵衛某は三州の人にして。文明の頃にや武者修行のため諸國をめぐりに。伊勢國にて新九郎長氏と交り結び。同志のもの數人と同じく關東へ下りけり。後に長氏豆州を平げしかば終にかの家人となりしと云ふ。然るに長氏の子氏綱の時當所まで分國に屬せしは大永四年の頃なるべければ。若しくはかの元祖權兵衛その頃まで世にありて當所を賜はりしにや。是等の事蹟すべて記録なければしるべからず。豐顯寺の過去帳には多米彌七郎。同彦四郎その餘多米周防守慈父など見えしのみ。かくの如く名字の見ゆるばかりにして世系をしらざれば。その梗概を記せり。

神奈川町

耕地

宿驛の西の方より青木町の裏の方まで出ばりたり。東の方新宿村より東、西子安の村々犬牙し、北は白幡、篠原、六角橋の三村に隣り、西は同宿の内青木町まで瀧ノ川を境とす。東西凡十三町餘、南北は二十町餘なり。東南は宿の裏の方海岸にて、西北の方田畑小山まじはれり。田少く畑多し。家數千五百三軒。道程は江戸日本橋より七里隔れり。檢地は元祿八年、安藤對馬守糺せり。此後もたび／＼新田を開きしにより、篁播磨守正鋪が檢せしもの享保十六年、同十七年ふた／＼びあり。寶曆十一年に伊奈半左衛門、同十四年に一色安藝守、石谷備後守、小野日向守、明和七年に伊奈半左衛門、寛政八年久世丹後守廣民等各承りてたゞせり。

小名

齋藤分

瀧ノ橋より乾の方を云ふ。小田原役帳に『宗甫が知行八貫五百文。小机神奈川齋藤分。』とあり。然らば古き地名なること知るべし。土人呼びて枝郷齋藤分と唱ふ。十八段目 西の方なり。關下 同邊なり。奥屋 平尾谷 平尾前以上皆西の方なり。大芝 北の方なり。立ッ町、これも同じ。深町 宿の裏にあたり。柳町、これも同じ。御殿町

これも同じ。

大光山

西北の方なり。

白樂山

同邊なり。

西蓮寺山

古西蓮寺と云ふ寺ありし地なり。今はこの寺新宿村へ移りてそのあと畑となりし所もあり。

中丸山

西へよりたる所にて廣き山なり。今山上へ畑を開きし所もあり。

瀧ノ川

青木町の境を流る。水源は近郷の溜井六ヶ所より流れ出づるもの合せて川となりしなり。川幅六間程。當所宿の南裏にて海へ

溜井

村中に六ヶ所あれども水源みな遠くして。ことに水流のたよりあしければ。年ごとに水の足らざるを患ふと云ふ。溜

井長五十七間横四十間一ヶ所。長百八十一間横四十三間一ヶ所。いづれも往還より北の六角橋村の地内なり。用水路一里餘。堀幅三尺。長五十間横十九間一ヶ所。長二十七間横二十間一ヶ所。これも一里程北の方へ入りて片倉村内にあり。また神代寺村内にもあり。二所共に用水路一里半餘。堀幅三尺。長百六十六間横四十間一ヶ所。長八十一間横二十四間一ヶ所。これも東海道往還三十町程入りて帷子町地内にあり。用水路一里餘。堀幅六尺。同じく十町程を過ぎて。宿内青木町字澤渡の谷にあり。用水路二十町餘。堀幅三尺。いづれも田場

杉山社

枝郷齋藤分にあり。九尺四方の社なり。能滿寺持。

笠脱稻荷社

新町の裏稻荷町にあり。九尺四方。巽向なり。前に木の鳥居をたつ。相傳ふ昔土人笠を戴きて社前を過ぐるときはおのづからぬけて地に落つると云ふ。故にこの名ありと。おぼつかなき説なり。

善龍寺

齋藤分にあり。淨土眞宗西本願寺の末寺なり。宿遠山と號す。開山のこと詳ならず。古は眞言宗なりと云ふ。本堂七間に六

中 專念寺

今は廢寺となる。

鐘樓門

を入りて右にあり。鐘に正徳年中の銘文あり。寺

御殿跡

宿内にあり。除地段別二段二畝二十四歩。この御殿は慶長十五年御造立あり。元和八年。寛永三年兩度御修造あり。寛永十一年御上落のとき御守殿をつくらしめらる。延寶三年に彼御守殿及び御休息所。御上御臺所三ヶ所をのこして其外はみな廢せられき。そ

の後御殿をも足立郡鳩ヶ谷宿島の金剛院へ賜はり。同七年檢地ありて田地となり。御殿番森村太郎左衛門。武野平左衛門へ賜はれり。その後も無年貢地なりしが。天和元年高入となり。右の二人も御船手へめし出されしと云ふ。

六角橋村 東海道神奈川宿の西の方に隣れり。江戸日本橋を距ること凡七里餘の行程なり。民家すべて四十七軒、村内所々に散住す。村の四境東南の方は神奈川宿に接し、又南より西へかゝりて神太寺村に境ひ、北は篠原村に交れり。東西の徑七町半、南北は八町半にあまれり。村内すべて平かならぬ地にして、谷合ごとに少しの水田あれば、おのづから陸田の方多し。土性は野土砂交れり。或は黒土等なり。又村民少しばかりの林を處々に抱へ置けり。すべて十一町一段三畝二十歩と云ふ。農業の暇には薪をとり、野菜を作り、女は木綿絲を繰りてなりはひとす。村名の起りは詳にせず。按ずるに近きあたりなる鳥山村の農民茂左衛門と云ふもの高邊を氏とす。それが家譜に『佐々木四郎高綱宇治川の戦功あるにより、此邊を右大將頼朝より賜はりしかば、一族六角太郎及び鳥山左衛門等を目代とし、猿山庄次を舍人とす。』と見えたり。さればかの六角氏當時當村を指揮せしを以て、遂に村名に負はせしと云へり。しかあれど橋の文字を添へたるはいかなる故にや據るを知らず。御入國の後は御料所にして小泉次夫吉次預り奉れり。其後近村と同じく、伊奈半十郎忠治等かはりて支配せり。正保の改めにもしか載せたり。それより御代官遷替ありて、今は大貫次右衛門光豊が支配所なり。檢地は元祿八年安藤對馬守承りて糺せり。

高札場 小名下にあり。

小名 上村の南境を云ふ。 中村の中央をすべて云ふ。 下 是も村の北。篠原村の邊を云ふ。

溜井ニヶ所 共に北の方篠原村境にあり。西よりの方は長百八十一間。幅四十三間なり。北の方は長五十七間。横四十間なり。いづれも公より開かれて専ら神奈川町の用水とす。當村にては少しの餘水を用ふるのみ。 **神奈川用水** 西の方神太寺村より入りて村の中央を過ぎ。東の方神奈川宿に流る。

杉山社 村の中央小高き所にあり。社二間に一間半。南向なり。前に鳥居を立つ。例祭は年々九月十日なり。神奈川町能満寺の持。 **末社** 稻荷社 社の傍にあり。小祠。 **第六天社** 杉山の社より西へ十五間許を隔て、あり。東向。是も神奈川妙仙寺持なり。

實秀寺 村の西より神太寺村界にあり。淨土宗同郡神奈川町慶運寺末。久黄山攝取院と號す。開山清譽と云ふ。文祿四年四月八日寂せり。本尊三尊彌陀木の立像にて長三尺なるを安ず。惠心僧都の作と云傳ふ。本堂は東向。六間に六間半なり。 **神明社** 境内にあり。東向。當村の鎮守なり。例祭は年々九月十六日。

神太寺村 神奈川宿の西に隣れり。昔は神臺地とも書きしと見ゆ。郷庄の唱を傳へず。江戸日本橋より七里餘の行程なり。民家すべて二十六軒、所々に散住す。東は六角橋村に界ひ、南は神奈川宿の内青木町に隣り、西より北へは片倉村に接せり。東西へ四町、南北十町にあまれり。當村は平地なれども少く高低あり。天水場にして常に早損の患あり。土性は野土砂交れり。小田原記に天文六年上杉朝定北條氏綱を攻めんとせし時、片倉神太寺に要害をとり、出城とせしこと見ゆ。今片倉は隣村なれば正しく此地のことなるべけれど、其事跡のくはしきことを傳へず。村名の起りは近村小机の城主笠原越前守信爲、此地に一字を草創して神太寺を建てり。其二世の住僧天叟順孝の代に至りて、此寺を小机村に移す。

今の雲松院是なり。もと當村にありし時の寺號を呼びて、村名起ると土人いへり。又元龜三年此邊を檢地せしもの『鳥山内神臺地雲松院分』とあれば、古は鳥山村内に係りし地なるべし。雲松院の舊地は村内の中央より少しく巽の方にありて畑となれり。御入國の後、正保の頃は伊奈氏より支配せり。其間のと定かならねど、後に至りては飯塚常之丞、江川太郎左衛門、菅沼安十郎、中村八太夫、伊奈友之助等が支配を経て、今は大貫次右衛門光豊が支配なり。元祿八年安藤對馬守檢地せり。土俗重陽の佳節は九月十九日と定む。其故は古へ平尾武藏某と云ひし者、神奈川に於てその年九月九日討死せしより、當村六角橋村ともに土人其目をさくると云ふ。神奈川宿にては武藏がことを大膳とも云傳へり。是昔の領主なりしにや。

高札場 一ヶ所。村の西北の方にあり。

小名 赤田谷戸 村の巽の方を云ふ。

長山谷戸 是も同邊を云ふ。

市藏谷戸 西南の隅を云ふ。

神奈川用水 村の西片倉村界より中央を流るゝこと凡三百八十間餘。東の方六角橋村に入る。是も神奈川宿用水なれば當村に用なし。爰に用ふる處はこの邊に出づる清水を溜めて田間に沃げり。溜井 東の方六角橋村界にあり。長二十七間。幅二十間。是も神奈川宿の爲に公より造られし處なり。

山王社 西北の界丘上にあり。社は竝木の大門一町餘を入りて南向なり。大き一間半に二間。此村の鎮守にして村民の持なり。鎮座の年代を傳へず。例祭は六月十五日なり。末社 稻荷社 本社の傍にあり。稻荷社 村の巽の方にあり。西向。村民五右衛門が持なり。

白旗村 郡の中央より少し南に寄りてあり。江戸日本橋より七里半の行程なり。家數三十一軒、村内に散住す。東は子安村に隣り、南は神奈川宿に接し、西は篠原村にして、北も亦同村なり。東西十一町、南北九町半。すべて山よりにして土地平かならず。土性は陸田は黒土、野土、赤土なり。水田は上中、下共に黒土にして、殊に薄田は野土なり。水陸の田相半せり。この餘百姓林百六十二箇所あり。段別二十三町二段二十一歩、松杉及び雑木立てり。御入國の後御料所にして伊奈半十郎支配せし由云傳ふ。今は大貫次右衛門支配せり。檢地は元祿八年安藤對馬守重治糺せりと云ふ。

高札場 字龜久保谷戸の東。庚申堂の側にあり。

小名 中谷戸 村の中央を云ふ。

西谷戸 西よりを云ふ。

上谷戸 北の方篠原村の界なり。

龜久保 中央より少し

東南の方なり。中道耕地 村の東北の方を云ふ。

溜井 村の西北の方篠原村の堺にあり。長八十六間。幅は廣き所にて三十七間ほど。狭き所にては十三間許なり。この所より東北へ流れ。字中道堀を過ぎて所々の水田へ濺ぐ。

八幡社 村の中央丘上にあり。九尺に二間。南向なり。神體は木の立像にて長八寸許。作しらず。社前に石の鳥居をたつ。例祭年々九月五日なり。昔は神奈川町能滿寺の持なりしが近き頃より村持となれり。稻荷社 村北の丘上にあり。小祠なり。

片倉村 郡の坤の方にあり。郷庄の唱へを失ふ。江戸日本橋より八里餘の行程なり。民家三十一軒、所々に住す。地形小かさなり。谷間澤多し。其あたりに水田少しくあり。故に陸田の方多し。土性は野土、赤土交れり。村内すべて林五十七箇所、いづれも百姓持にして所々にあり。すべて二十八町九段六

畝三步。當村の四境東は六角橋、神太寺の二村に隣り、南は帷子町に界ひ、西は三枚橋村、下菅田村より北の方はまた三枚橋、岸ノ根の兩村に及べり。村の廣さは凡東西へ五町餘、南北十七町餘なり。此村も開闢は知れざれども、昔は上杉、北條等の分國にして御入國の後は御料所になれり。正保の頃伊奈半十郎が家にて支配す。夫より志村田宮、岩手伊右衛門、辻源五郎、池田喜八郎、久保田十左衛門、飯塚伊兵衛、江川太郎左衛門、伊奈攝津守、菅沼安十郎等が支配を経て今は大貫治右衛門預り奉る。檢地は元祿八年安藤對馬守が承りにてありしと云ふ。

小名 本宮 村の北よりを云ふ。海老久保 北の谷合を云へり。三ッ田耕地 東の方なり。池田 是も東よりなり。

庚塚 これも同邊を云へり。岡毛 中央より少しく東よりなり。寺下 村の中央を云ふ。大丸 西の方を云へり。五段

野 西寄三枚橋村境を云ふ。中丸 西の方。谷の丘上をすべて云ふ。佛切臺 南の方小高き所を云へり。田向 すべて南を

云へり。池ノ谷戸 是も南よりあり。

溜井二箇所 共に西南の間字池谷にあり。神奈川用水にして當村にては用ひず。凡長五十間。幅十九間。一つは此村の用水にし

て廣さ凡七畝程あり。

杉山社 村の東字庚塚と云ふ小高き所にてあり。小祠にて西向なり。覆屋を設く。前に石の鳥居を建つ。これも西向なり。例祭年々

六月十五日。

別當

淨遠寺

社地の北に隣れり。日蓮宗にて房州小湊誕生寺末。神光山と號す。本尊三寶を安ず。客殿六間に四間半。

西向。開山詳ならず。寺傳に云ふ『當寺は發心者の庵室なりしが。天正年中一字の精舎となし片倉山と號し。江戸谷中感應寺の末となれり。二世佛種院日信。文祿二年正月二十八日寂。夫より二十餘年斷絶せしが後寶林院日住住職して。寛永二年八月十五日遷化す。此住僧を以て今は開基と稱せり。寺地は字元宮と云ふ所にありしが。年代知らず。日禰といへる僧住職の時此地に移し再建せり。後また元祿八年安藤對馬守檢地の時社地を除けり。夫より年月は傳へざれども誕生寺末となれり。』と。

年安藤對馬守檢地の時社地を除けり。夫より年月は傳へざれども誕生寺末となれり。』と。

下菅田村 郡の南にあり。郷名を失へり。今或は神奈川郷とも呼べり。小机領の内なれど土人はこ

れを庄名とせり。江戸日本橋より行程八里。東は鳥山、三枚橋、片倉の三村に隣り、南は羽澤村に接し、西は都筑郡内上菅田、鴨居、本郷の三村にて、北は小机村なり。東西三十町、南北十六町。民家百五軒、村内小山多く谷間に家居を結べり。土性は黒土、野土打交り、畑多く田少し。天水の場なれば旱損の患あり。林合せて三町五段一步、村内所々に散在し、何れも村民の林なり。土地に應じれば松檜の類を多く植う。北により一條の道を開く。三枚橋村より入り、都筑郡の内鴨居村に貫けり。村内を經ること三十町、是を飯田道と云ふ。その故は土人の説に隣村小机城を或は飯田城とも云ひし故、この名を得しと云へり。按ずるに郡内小机村雲松院に藏せる笠原越前守信爲が享祿二年の文書に、熊野堂の地早雲寺長氏入道の茶湯料として寄附せるよしを載せたり。今村内の小名に熊野堂と云ふ所あり。則ちこの所なるべし。彼文書に菅田とは記さずして、たゞ熊野堂と書きたるはこの村古へ小机村の内にして、小机落城の頃は此道多く原野なりしを、其後隣郡菅田の村民來りて開きしより、本村を上とし爰を下となせしにや。さあらば享祿の頃より後今の村名起りしこと知るべし。されど慥なることは考ふべからず。この地往昔は小机城主の領所なるべし。御入國の後は御料、又酒井河内守、高尾孫兵衛二人の領地入會ひたりしが、元祿十二年酒井氏の知行は上地となり、酒依清十郎知る所となれり。今御料所の地をば大貫次右衛門支配し、其他は高尾學之丞、酒依清左衛門の知行交れり。

高札場二ヶ所 一は中村組にあり。御料の方なり。一は戸倉組にあり。私領の方なり。

小名 中村組 村の北にあり。 **戸倉組** 中村組より西にあり。戸倉氏住せる故名づく。戸倉氏のことには後に録せり。 **熊野**

堂組 村の東にあり。享祿の頃はや此名あることは前に見えたり。 **日向根組** 戸倉組の西に隣れり。 **下村組** 村の東に隣れり。

道慶谷 郡内小机村雲松院開基笠原越前守信爲。法名乾徳寺雲松道慶を爰にて荼毘せし故。此名ありと彼土人云へり。又爰の土人は往昔道慶といへる醫師ありし故名とせると。何れか正しきを知らず。 **道祖神** 戸村の西なり。 **田縁** 村の巽なり。 **的場** 村の

北の方。 **まゐる山** 村の西。 **吉原** 是も村の西。

土橋 字猿渡にあり。悪水堀に架す。長六間半。横七尺。百姓の自普請所なり。 **溜井二箇所** 共に村の西南にあり。一は二

段許。一は一段許の所。いづれも天水をたへて用水となせり。 **悪水堀二箇所** 一は村の北にあり。堀の幅四間。都筑郡鴨居

村より入り小机。鳥山の二村の間に至れり。其流れ屈曲して村内を經ること三十町。一は東方にあり。この堀は幅二間許。當村と片倉。三枚橋と兩村の中間を流る。この邊にては名づけて三枚橋と唱ふ。

神明社 小名十三塚にあり。鎮座の初を知らず。村の鎮守なり。社一間半に二間。巽に向ふ。社前半町許の間左右に松を並べ植ゑ。入口に石の鳥居をたつ。例祭八月二十六日。村内最勝寺持。 **八幡社** 小名下村組にあり。社は二間半に二間。西向。入口に木の鳥

居をたつ。爰を入りて十間許の坂を上り社頭に至る。村内長道寺の持。 **杉山社** 小名戸倉組にあり。稻荷。山王を相殿とす。社三間に二間。前に木の鳥居を立つ。村内長道寺持。 **杉山社** 小名日向根にあり。是も山王。稻荷を相殿とす。社は三間に二間。神體

不動の立像一尺許。社前に木の鳥居を立つ。坤に向ふ。 **御嶽社** 小名中村組にありて其所の鎮守なり。社二間に三間。社前の坂を下りて木の鳥居あり。巽に向ふ。 **末社** 稻荷社 本社左にあり。 **山王社** 村の中央にあり。

長道寺 村の北方にあり。日蓮宗池上本門寺の末山。正壽山と號す。僧日潤慶長四年開山し。寛永元年二月二十日寂せり。開基は名

主源右衛門が先祖與兵衛なり。鈴木を氏とす。法號を信經院官勝と云ふ。客殿五間半四方。南向。本尊三寶を安ぜり。堂の前に少しの石階をなし。側に題目を鐫りたる碑を立つ。 **番神堂** 門を入りて左にあり。二間四方。南向。神體三十軀。何れも座像長三寸。 **専**

稱寺 西北の隅にあり。淨土宗小机村泉谷寺末。開山明譽元和二年八月七日寂す。客殿六間半に五間。東南の間に向ふ。本尊阿彌陀。立像長二尺八寸なるを安ぜり。 **觀音堂** 門を入りて右の方にあり。堂三間四方。如意輪觀音。座像長一尺。運慶の作と云ふ。 **最勝**

寺 村の東の方にあり。古義眞言宗鳥山村三會寺の末。熊野山と號す。開山開基の年代詳ならず。境内墓所の内に『權大僧都法印慶安五年七月六日寂』とあり。若くはこの僧都の開山せしか。さもあらんには草創の年歴も推してしるべし。客殿は五間に七間半。東向。本尊

藥師。座像長二寸五分。銅にて造れり。 **富士淺間社** 小祠なり。小高き所にあり。 **秋葉、子ノ權現、金毘羅合殿** 一間四方の祠。境内背後の高き所にあり。 **熊野社** 境内にあり。入口は當寺の門と並びて別に門を設けり。社は一間四尺に二間。前に鳥居を立つ。

淺間社 門を入りて右の方にあり。二間に一間半の覆屋を作り。中に本社を在る。 **觀音堂** 門の前小高き所にあり。三間四方。正觀音の立像。長四寸ばかり。堂乾に向ひて僅の石階あり。 **墳墓古塚** 小名十三塚にあり。今は僅に一つのこれり。されど古は十三

ありし故この名あり。塚の大きさ下の方はわたり一丈許。相傳ふ昔此地に於て戦争ありしをりから戦死せし人を埋めしといへど。慥なることとはもとより知るべからず。

舊家名主藤左衛門 酒依清左衛門采地の民なり。先祖は笠原氏の家士にて川原戸倉と名乗りしと云ふ。されど人名とも聞え

ざれば傳の訛りあるべし。 **古刀一振** **鎗一筋** 家に傳はる刀は無銘にして長二尺四寸五分。柄は長八寸。作りも古き世の物と見ゆ。鎗は青貝の柄にて穂は八寸許。三角なり。是も無銘なり。この外に鞍もありしが。いつの頃にや失ひて今はなしと云ふ。

卷百三十九 村里部

橘樹郡 十四 川崎領

川崎領は郡の東邊にあり。領内二十六村、其間南北を貫きて東海道の往來にかゝれるは、小土呂、砂子、新宿、久根崎の四町にして是川崎宿なり。この外に市場村も海道にかゝれり。爰も東邊は海濱に接し、西は稻毛領に交り、南は神奈川領に隣り、北は多磨川を隔て、荏原郡六郷領に及べり。大抵東西へ一里餘、南北へも一里にあまれる地なり。

市場村 川崎宿の西に並びて大抵東西、南北十二町餘。南は鶴見村に接し、北は矢向、下末吉の二村に交り、東はもとより川崎宿にて潮田用水堀を以てかぎり、西は古川を隔て、上末吉にさかふ。又東南の間にては菅、小田の二村にも少しく交れり。村内すべて平行にして高低なく、土性は眞土に砂錯れり。水田多く陸田少し。又蘆原、芝原、竹藪、松雜木の林等許多あり。各貢税を奉る。古は村の西北の方に民居をなせしに、その後東海道今の地に開けしより、隣村川崎宿等とひとしく移轉すと云ふ。されば今も往古民家多き所の畑を字して元屋敷と唱へり。村の開けし年代は傳へず。御打入の後は御料所にて伊奈半十郎が支配なりしに、貞享の末より御代官岩手伊右衛門が支配に屬し、元祿の初村内四十石餘の地をささて木造金彌に賜ひしに、いかなる故ありてや幾程なく復御料所にかへされしと云へり。その後は打續きて御料所となり、御代官田中休藏、柴村藤右衛門、舟橋安左衛門、志村多宮、伊奈半左衛門

等相替りて支配せしに、寛政四年より大貫次右衛門かはれり。檢地は寛永二十一年伊奈半十郎、元祿十年織田越前守がうけたまはりて、租税の數をさだめしと。その後明和七年伊奈半左衛門が檢地せしことあれど、是は後年開きし新田を檢せしにて、なべて村内に及びしにあらず。東海道の村内にかゝること凡九町餘、南の方鶴見村より、東の方川崎宿に達す。民家は四十三軒なり。

高札場 東海道往還の内。一甲塚の邊にあり。

小名 道上 東海道往還より西北の方を云ふ。街道の上といふ義なりと。道下 同じ往還より東南の方を云ふ。道上に對したる

名なり。上宿 東海道往還の内川崎宿の方へよりたる所を云ふ。中宿 上宿の南へ續きたる並びなり。下宿 中宿より又南

の方なり。橋場 鶴見橋の側を云ふ。大杉 橋場と下宿との間を云ふ。元屋敷 西北の方なり。往古東海道今の地へ移され

ざる前。民戸村落をなしたる所なればかく呼べりと。

鶴見川 村の西末吉村より流れ來り。東流して菅澤。鶴見兩村の間に沃ぐ。村内を流ること屈曲して凡十一町餘。川幅十八間より二十間餘に及ぶ。秋雨など降つゞく時は。水滿溢れて平地に横流するにより。やゝもすれば往來を絶すと云ふ。古川 村の坤より西

へかゝりて流るゝ鶴見川の支流なり。此川古は鶴見川の本流にして末吉村と當村との界川なりしが。水利のよからざる爲に。末吉村の内へ水流を轉じたれば古川とは唱へりと。猶末吉村に記せし條合せ見るべし。沼 南河原村の境にあり。用水 宿河原用水の末流

を引用ゆ。南河原村より入り村内所々の耕地に沃ぎ。餘水は鶴見川に落入れり。惡水堀 村内所々の耕地より惡水を沃げるもの一條の堀となり。海道を貫きて末流は鶴見川に入る。

産物 鶴見餅 慶長年中惠比須屋某と云ひしもの。鶴見橋の邊に住せしとき初めて製したり。その製今のうづら焼など云ふもの形の如くにして小なり。是を鶴見の米饅頭とよぶ。鶴見橋の邊にて製する故にかく名づけり。今は惠比須屋の子孫もたえけれど。次て製

するもの五軒に及べり。往來の旅人これを籠にいられてつとす。故に其名頗る世にも聞えり。

鶴見橋 東海道の内鶴見川に架す。橋名の起り等は鶴見村の條に記せり。

熊野社 東海道往來より西北の方へ四町餘り隔りて耕地の中にあり。三尺四方の社にて上に二間に三間の上屋を立つ。別當通照院に

藏する過去帳に『弘仁年中の鎮座』とすれど。他の證すべきなければ恐らくは無稽の説なるべし。又土人の傳に當社は往古村の西北の方に鎮座せり。今その舊地を權現社地と呼びて見捨地なりと。是も大抵東海道を轉ぜられし頃移りしなるべし。例祭毎年九月十五日。伊

勢宮 海道と熊野社との中程にあり。小祠なり。是も通照院持。 **天神社** 海道より北の方五町許にあり。三尺四方の祠にて九尺四

方の上屋を立つ。 **若宮八幡社跡** 是も海道より北へ二町餘隔りて耕地の中にあり。昔は社もありしが。年歴て廢せしより未だ

再建に及ばずと云ふ。 **神明社蹟** 海道より西の方四町餘にあり。以上の四社共に通照院持。

遍照院 村の西南海道より西北の方へ十八間退きてあり。光明山金剛寺と號す。新義真言宗神奈川宿金藏院末。開山及び起立の年歴

を傳へず。中興開山は秀尊と云ふ。此人明暦二年六月六日寂。當寺古は寺號のみ稱せしが。近頃避くることありて院號を唱へり。又昔は村の西方に往して。今その地を金剛寺畑といへり。今の地へ移りし年代は傳へざれど。是も恐らくは東海道轉移ありしより後のことなるべし。客殿六間に六間半。本尊大日を安置す。 **鐘樓** 境内に入りて左の方にあり。文化八年改め鑄し鐘にて銘文あれども考證に益

なければ略す。 **觀音堂** 鐘樓の側にあり。如意輪觀音を安置す。 **藥師堂** 境内にあり。九尺四方。 **稻荷社** 觀音堂の並びにあり。

專念寺 東北の方海道より東へ六十間餘退きてあり。一心山稱名院と號す。淨土宗京都知恩院末にて川崎宿教安寺の觸下なり。開山明譽。承應三年正月八日寂せり。客殿五間半に四間。本尊阿彌陀座像二尺五寸許なるを安す。 **觀音堂** 客殿の前にあり。二間半に二間。

千手觀音の木像長五寸許なるを安す。臺座は唐木と見ゆ。傳へ云ふ佛師定朝が作にして近江國石山寺觀音の摸寫なりと。始めは故有りて江戸芝井町に住せし商人の家に持傳へしを。元祿年中かの商人が最愛の女の死せし時。その菩提の爲に當寺に寄附せりと。又此堂は昔境内に祀れる富士淺間の本地佛十一面觀音を安せし堂なるが。年歴て破壞に及び本尊も失ひたるを再興せしものと云傳へり。

菅澤村 郡の東にあり。江戸日本橋まで行程五里半。村の四境東は小田村、下新田の二村に接し、

西は鶴見川を隔て、鶴見村に隣り、南は潮田村にて北は市場村に交れり。村の廣さ凡東西へ十町にあま

り。南北はせまき所にては一町許、或は二三町に及べる所もあり。家數二十七軒。此村平地にして田

多く畑少し。土性は眞土なり。茅野すべて六段四畝七步、芝原四段七畝二十步、いづれも海邊にあり。

開墾の年代を傳へず。御代官の遷替は近村に同くして、今は大貫次右衛門光豊が支配所なり。檢地は元

祿十五年織田越前守なり。

高札場 村の中央にあり。

小名 道上耕地 村の東の方を云ふ。 **道下耕地** 同じほとりを云ふ。

鶴見川 村の西の方市場村より入りて當村を流るゝこと凡長一町許にして潮田村に流る。川幅二十七間程。

寶泉寺 村の西にあり。龍澤山と號す。天台宗同郡駒林村金藏寺門徒なり。文祿二年當村の里正傳左衛門が先祖起立すと云ふ。開山

は良位。寛永十二年十月朔日寂す。本尊大日。座像にて長七寸許。客殿六間に五間。門異向。 **山王社** 社地は境内に續けり。社大さ二

間に一間半。巽に向ふ。前に石鳥居を立つ。里人の説に昔此所に大なる蛇の出でて村民を惱ませしことあり。其時里正蛇に向ひて速に形

を隠さば山神と崇め祭るべしと誓を立てり。彼蛇立去りぬ。夫よりして其所に小祠をたてりといふ。 **天神、稻荷相社** 境内に入りて

左りにあり。二間に一間の社なり。 **供養塚** 二ヶ所 一は東の方にあり。九歩ほどの除地なり。又一は二步許の除地にして塚上に松

一株あり。寶泉寺の持。

潮田村 郡の東にあり。土人は丸子庄とも云傳ふれど、今はさだかならずといへり。小田原役帳に

よれば、小机の内とあり。江戸日本橋より行程凡六里半。村の四境東は下新田にて、少しく北によりては小田村に接せり。西は鶴見川を隔て、生麥村に隣り、南はすべて海岸に添ふ處千間許にして、北は菅澤村に交れり。村の廣さ東西二十八町餘、南北十六町なり。家數二百四十七軒。此村は平地にして田多く畑少し。土性は眞土にして砂交れり。萱野一町五段鶴見川附の海邊にあり。野八町八段九畝十歩海邊にて、野九町二段九畝是も同じほとりにあり。當村開墾の年代は傳へず。永祿の頃は『太田新六郎康資が知行十二貫文。その外十六貫八百五十四文當所の内地頭方。』と役帳にあり。又『向山某が知行三十四貫百十七文』の由しるせり。正保の頃には松下孫十郎の知る所にして、寶永四年に至り、海岸堤の修復等自力に及ばざりしを憂ひ、公に願ひ奉り同郡小倉村にて替地を給ひしと云ふ。後伊奈半左衛門預り奉り、田中休藏より川崎平右衛門、伊奈備前守等の支配を経て、今大貫次右衛門預り奉りぬ。檢地は寛文十年地頭松下氏より頼みにより伊奈半十郎檢地す。新田の檢地は明和五年伊奈備前守、寛政元年伊奈攝津守等なり。

高札場 村の中央より北の方にあり。

小名 東辻 村の巽の方を云ふ。

鐵念 南の方を云ふ。

四家 北の方なり。

川端 鶴見川附を云ふ。

中端 村の坤の方を云ふ。

北新田 村の北よりを云ふ。

鶴見川 菅澤村より入りて西の村境を流る。村にかゝること七百五間。末流は海に入る。川幅二十五六間にして砂川なり。此川の下流に字岩瀬といふ所あり。川底皆岩なれば此名あるにや。潮ひるときは歩行にて鶴見村へ渡る。

用水 菅澤村より出て村内を流る。こと十六町餘にして海に沃ぐ。幅僅に五尺餘。

堤 海岸潮除堤。長千間程なり。南方に築けり。一つは鶴見川の堤にして乾の方にあり。

七百十五間。 **以三ヶ所** いづれも南よりにあり。

産物 鹽 寶曆十四年池上太郎左衛門が願によりて焼出せり。鹽竈は巽の方。西岸にあり。一町四段九畝十五歩。西南の方に一町七段許の萱野あり。爰にても元祿の頃までは鹽を製しぬ。其稼を廢して今は永錢のみを出せり。

三嶽社 村の西にあり。本社は三間に二間。南に向ふ。石の鳥居を社前にたつ。例祭年々九月九日。東漸寺の持なり。門前に僅なる石地藏の堂あり。 **杉山社** 村の北よりにあり。社は南向にて二間半に三間。石の鳥居をたつ。此村の鎮守にして例祭毎年九月九日。是も東漸寺の持なり。向ひて右に稻荷の小祠をたつ。 **貴船社** 西の方居村にあり。大聖寺の持。 **天神社** 同寺の西北にあり。

稻荷社三ヶ所 共に大聖寺の持なり。一は字鐵念下にあり。一は字中のばと云ふ所にあり。石にて作る祠なり。一は字北新田と云ふ所にあり。 **神明社** 字中のば下にあり。石の祠をたつ。元は鶴見川の端にありしが、川の岸缺入りし故近き頃此地へ移す。これも大聖寺持。 **白山社** 村の中央にあり。南に向へり。東漸寺持。 **若宮八幡社** 村の東南にあり。社一間半に二間。南に向ふ。向ひて左に稻荷の小祠をたつ。東漸寺の持。 **神明社** 村の中央にあり。社は南向にて大き九尺四方。是も東漸寺の持。 **第六天社** 村の西鶴見川の端にあり。南向にて東漸寺の持。 **稻荷社** これも東漸寺の持なり。 **辨天社** 村内南の方にあり。社は巽向にて大き九尺四方。向ひて右に稻荷の小祠を建つ。光永寺持。

大聖寺 村の中央より少しく西南によれり。聖王山文珠院と號す。天台宗にて品川常行寺末寺なり。開山は傳へざれど。境内に第四世の住持祐秀の墓を見るに。寛永十六年九月十二日示寂するときは。開山の年代は古き事なるべし。本尊大日。座像にして長一尺六寸許。本堂南向にて八間に七間。 **山王社** 境内に入りて左にたてり。 **正善院** 村の西にあり。徳王山と號す。これも天台宗にて常行寺の門徒なり。開山の年歴等を傳へず。本尊阿彌陀。立像にして一尺七八寸。本堂五間半に四間半。南向なり。 **東漸寺** 村の中央にあり。新義眞言宗奈川宿金藏院末。藥王山東壽院と號す。歴代の内秀譽。寛文八年十月十六日示寂と記せしみにて。それより先のこ

とは傳へず。本尊大日。座像にして二尺許。本堂八間に五間。南向。鐘樓門を入りて左にあり。八尺四方。鐘に寶曆八年の銘あり。薬師堂境内に入りて左にあり。三間四方。東向なり。聖徳太子の作りたまひしと云ふ二尺五寸の立像なり。天満宮同じ邊にあり。小祠。地藏堂門前にあり。一間半に二間の堂なり。尤もあたらしき石像なり。光永寺字下辻にあり。禪宗曹洞派同郡下末吉村寶泉寺末。潮田山と號す。本尊釋迦。座像にして三寸許。開山は純應と云ふ。此人俗姓は今川氏の末流にして入野將監光興と云ふ人の三男なり。初入野三郎助某と云ふ。父光興の命に依りて歳わづか十一歳の時。能登國總持寺に於て出家し。その後當國に來り天正四年四月此所に庵を結び。文祿四年九月十日寂す。光興の嫡男中務光行の嫡子を潮田左馬介光永と云ふ。光興初は入野と名乗りしが後に潮田に改めしといへり。これは當所にうつり住みて在名を名乗りしにや。光永かつて一字の寺閤を爰に營みしにより潮田山と號し。光永寺と名づく。この光行は北條左京大夫氏康の旗下に屬せし人なるよしいへり。此人永祿十一年正月二十三日卒す。光永の法號を花岳了臺大禪定門と云ふ。天正十二年三月十八日卒せし人なり。父子ともに當寺に位牌を安ぜり。本堂六間半に六間。東向なり。門も同じ。薬師堂境内に入りて左にあり。堂二間四方。薬師は立像にして長七寸許。弘法大師の作と云傳へり。

下新田 郡の東にあり。川崎領にして江戸日本橋へ五里餘の行程なり。村の四境東は小田村、西は潮田村に交れり。北の方は菅澤村に接し、南はすべて海岸に添ひてあり。東西凡五町、南北三町程なり。家數三十一軒。當村開墾は元和四年の事とのみ云傳ふ。すべて土性は砂或は赤真土錯れり。御代官の遷代は潮田村に同じ。秣場七畝十歩、茅野一段二畝二十四歩あり。檢地は元祿十年織田越前守承れり。

善性寺 村の東の方によれり。新義真言宗同郡神奈川宿金藏院門徒。傳榮山世尊院と號す。開山を詳にせず。寺傳に『元文四年の起立なり』といへども。一念法師と云ふものの位牌ありて。元祿十六年六月寂すといへば。元文より前開けし寺なることしるべし。本堂四向にて五間に四間。本尊大日座像にして二尺ばかりなるを安ず。福吉稻荷境内の鎮守なり。本社宮作にして茅屋なり。拜殿二間に

一間半。石の鳥居を立つ。

渡田村 小田村の北にあり。昔は村名を『互田』と書きしよし、これは新田義貞の家人互新左衛門早勝が舊領なるにより右の文字を書きしにやと。此説定かなることは知れざれど、村内成就院の傳にいへり。又昔稻毛庄とも唱へしと村民傳へたり。江戸日本橋へ行程四里。村の四境東は大島村に界ひ、西は川崎宿に交り、南は小田村、また海岸にそふ所長凡九百四十間餘なり。北の方は堀ノ内村、川崎宿にも接せり。東西十四町餘、南北七町餘なり。家數百三十軒、所々に散住す。當邊の方は砂交れり。その邊すべて萱野、芝原等にして秣場もそのあたりにあり。御入國の後伊奈半十郎が家にて代々預り奉り、その後御代官の遷替あつて今大貫次右衛門支配せり。檢地は元祿十年、織田越前守なり。其後新田の檢地は寛延四年伊奈半左衛門忠辰、安永八年其子伊奈半左衛門忠郁、寛政七年、同九年には大貫次右衛門檢地せり。

高札場 村の中央より東の方にあり。

小名 若坊巽の方を云ふ。

地路 東の方なり。

中瀬耕地 西の方を云ふ。

本木耕地 北の方を云ふ。

田向

是も北の方を云ふ。

御正作 村の中央なり。

釜淵 南の方海邊をすべて云ふ。

新町 西寄なり。

田尻 東の方なり。

用水 川崎宿の用水を引きて當村の田間に溉ぎ。餘水はすべて流ること十六町餘にして海に入る。幅凡六尺。潮除堤 長九百

四十四間。南の海邊に築けり。

太神宮 村の西にあり。本社東向にてわづかの宮造なり。覆屋二間に一間半。前に鳥居を立つ。例祭年々六月十六日。村内成就院持。

辨天社 村の巽の方にあり。この地を姥ヶ森と唱ふ。又近村にては森山ともいへる纏なる社なり。あり。則ちこの院の持なり。覆屋ありて内に小祠を置く。傳に云ふ此村は互新左衛門早勝の舊領にして。早勝は永和三年七月二日卒す。村民舊恩を報ぜんとして宅地の跡に小祠を營み。早勝を御靈の宮と視へり。**新田社** 村の中央にあり。南向にて覆屋の内に小祠を置く。神體は烏帽子素袍にて弓矢を持ちて馬上の形なり。左右に互新左衛門。栗生左衛門尉二人が像を彫刻せしあり。拜殿は三間半に二間。石の鳥居兩柱の間八尺。これも成就院持。寺傳によるに新田左中將義貞平日肌を離さざりし九寸五分の名劔並び陣羽織。また手馴し七つ入子の明鏡を互早勝泥中より取出して己が幽室に置きしを。村民早勝に請求めて清潔の地をえらみ。村内土中に埋め一邑擧りて鎮守と崇め祀れりと云ふ。祭禮は年々十月十日神樂を奏す。これも成就院の持なり。

成就院 村の西にあり。明王山聖無動寺と號す。新義真言宗荏原郡高畑村寶幢院末。當寺は元龜年中小田原の北條家より寺領五石。不動へ三石の免田を寄附せられしと云ふ。その文書等もありしが。慶長年中住僧辨山の代。盜の爲に舊記等は奪はれしにより其後證とすべき物なく。願ふべき便りなければ自ら喪へしよし。たゞ口碑に傳へたり。又文明年中紀州高野山の僧明辨の開基の由なれど。其慥なることは今より知るべからず。本尊彌陀長三尺許なるを安ず。客殿七間に八間。門は南にむかへり。**不動堂** 境内に入りて左の方にあり。相傳ふ弘法大師の作にして。新田左中將義貞。武州入間川の邊へ出陣の時。二童子夢に入りて鎌倉退治の心あらば。是より南橋樹郡互田の里に安置せし不動に祈誓せよとの告をかうふり。夫よりして義貞守本尊とせしと云傳ふ。立像長一尺五寸餘。堂の大き東向にて二間半に二間なり。**觀音堂** 境内にあり。如意輪觀音にして二三寸許の座像なり。**地藏堂** 門前に建てり。纒の平屋なり。石の像長六尺許。天和二年と彫れり。**古碑一基** 寺の背後墓所の中にてあり。徳治三年十月日と刻せり。徳治三年は則ち延慶元年にて花園院御即位の年なれば。當寺を開闢せしと云ふ文明年中よりは百三十年前のことなり。寺につきし碑にあらざる事しるべし。この墓所當寺境内の外にて別に八畝餘地なり。

東光院 村の北にあり。醫王山と號す。新義真言宗荏原郡高畑村寶幢院門徒。開山詳ならず。今傳ふる所の世代の古きは權大僧都辨禰。寛永十九年七月三日示寂すとあり。本尊藥師。座像にして長一尺五寸許。客殿五間に四間半なり。

觀音堂 村の北續きにあり。堂は平屋にて三間四方。觀音は立像にして長二尺餘。川崎宿の内小土呂町淨土宗教安寺の持。境内に古碑あり。弘安二年己卯二月としるす。長二尺八寸。**庚申堂** 成就院の前にあり。堂は二間四方。西向なり。木の立像長一尺五寸なるを置く。成就院の持。**供養塚** 村の東海岸にあり。纒に五尺許の高きにして。塚上小竹生茂りし内に孤松あり。土人或は狐塚ともいへり。上に五輪の石塔をたつ。成就院の傳には栗生左衛門尉忠良の骨を埋めし故。栗生塚と唱ふと云へども。さにはあらず。六十年程前に五輪の塔は建てしものにて。供養によりて後人の偽作せしなりと村民いへり。

堂屋敷跡 村の中央にあり。今猶二十三歩の見捨地なり。昔不動堂ありしとのみ傳へて其詳なることを知らず。然れども寛永の頃しるせし物に『不動院地中三畝十歩』とあれば。恐らくは其寺跡ならん。今成就院の持なりと云ふ。されば彼寺の境内にある不動堂昔この地にありて別に一寺なりしにや。

小田村 下新田の北にあり。郷庄の唱を失ふ。小田原北條家人所領役帳に『小菅攝津守が知行四十貫八百四文。稻毛小田村。』とあり。是を以て見れば此頃までは、稻毛の庄の内と見えたり。江戸日本橋より行程五里餘。村の廣さ東西へ四町許、南北は十三町ほど。四境の村々は東の方渡田村に隣り、南は下新田に接し、又海濱にそへる地千三百八間。西は菅澤、市場の二村に及び、北は川崎宿なり。すべて村内も平地にして土性は眞土砂交れり。水田多く陸田少し。此餘茅畑と號して南の方、堤の内に九段九畝六歩の地あり。是昔の鹽燒場の跡なりと云ふ。又堤の外に二十三町九段五畝十三歩の地ありて、共に永錢を貢す。家數百二十三軒、皆打交りて散住す。御入國の後檢地ありしは、正保四年伊奈半十郎が承りにて御料私領ともに糺せり。又元祿十年は織田越前守なり。此時御料ばかりを改む。此後新田の檢地

は寶曆十一年伊奈半左衛門、安永八年にも又半左衛門承れり。地頭は御打入の後服部八十脱字有るか、小菅大學、伊丹彦右衛門、須田次郎太郎、飯室金右衛門、早川五郎兵衛等の采地たりしこと、主人の記録に見ゆれど其賜はりしも、又收公せられたるも傳へず。正保の頃のものに伊奈半十郎忠治御代官所たるの餘、楫斐與右衛門、須田次郎太郎、飯室金五郎、小幡源太郎、間宮庄五郎、早川五郎兵衛六人の采地たることみゆ。その内小幡氏の家譜に『源太郎正次寛永二年十二月武藏國橋樹郡小田邑の内百十石たまりし』と載す。その外は拜領せし年歴詳ならず。今は間宮庄五郎士信、小幡監物、楫斐與右衛門三人が知る所なり。御料の方は伊奈家にて世々支配せしが、是も替りて大貫次右衛門光豐支配所となる。

高札場 村の中央にあり。

小名 一貫田耕地 前沼耕地 西辻子 大町 馬場崎 代官目 以上六箇所西の方に並びてあり。東辻子 東の方を云ふ。

本村 北の方を云ふ。地藏谷 竈ヶ淵 以上二ヶ所。南の方海岸通を云ふ。

海邊潮除堤 長さ千八百間。敷三間。馬踏六尺。高さ一丈一尺。用水 川崎用水として此邊みな同じ。市場村より當村に入り

水田に漑ぎ。夫より海にいろ。惡水吐 二ヶ所。一は字竈ヶ淵にあり。長さ七間。横五尺一寸。高さ四尺。一は字地藏谷にあり。間敷前に同じ。共に官より修補せらる。此外にも三ヶ所あり。字金ヶ淵。竹ノ下。淺間前と云ふ所なり。此三ヶ所はみな自普請所なり。

山王社 御朱印十石。村の中央にあり。本社宮造り九尺に二間。拜殿三間に二間。神體丸き石なり。圓周八九寸。別にかはりたる石とも見えず。土人云ふ古の神體は黄金を以て作れる扇子の開きたるに日月星辰を鏤りたるものなりと。何の頃か賊の手に奪はれたりと。後其形を眞鍮にて摸し。年々祭禮のころは今の里正榮助が家にて承り。馬上にて捧持し神輿の先になつ古例なりとぞ。かの眞鍮にて作れる扇子と云へるものも近來のものにてはなく古色なり。例祭年々四月中の申の日なり。隣村下新田。菅澤。當村すべて三村の鎮守たるに

より。祭の頃は此三村の者ども出でてとり行へり。中にも神輿の前後を馬上にて守護するもの十二人なり。村内を過ぎて下新田。菅澤村をわたして夫より社地に還れり。此山王はもと比叡山坂本山王權現の遙拜のために爰に社を設くることぞ。故に比叡の宮などいへるもあり。是もその始をしらず。たゞ口碑に傳ふるのみ。稻毛領平村より彌宜來りてとり行へり。拜殿の前に石鳥居をたつ。東向の社なり。八王子社 社に向ひて右の方にあり。末社なり。下同。子ノ神、三峯合社 社に向ひて左の方にあり。別當 圓能院 新義眞

言宗同郡神奈川宿金藏院末。金澤山福泉寺と號す。開山開基等詳ならず。世代の内に法印秀盛と云へるあり。是は寛永十年正月六日に寂せし人なり。此住僧より以來連綿と續けり。是より以前の住僧は云傳なし。法流開山は秀惠と云へり。是は近來のことなり。本尊大日如來。座像にて二尺許。客殿八間に六間。すべて南向。境内ともに御朱印の内なり。山王の前小徑を隔て、あり。又山王の縁起左に出す。

圓能院山王權現縁起

武州橋樹郡河崎之領小田村氏者。惣廟山王大權現。天曆貳戊申三月申日。京都從比叡山遷。村上天皇之御代仁奉守護。本地阿彌陀如來。山者金澤。寺謂福泉。院號圓能。本尊大日如來也。鎮守在西焉。抑彌陀常住。其頃日處擁護。天魔無得具。便當國者受所之無鎮守。因是萬民爲救轉變給棄也。榮號山王乎。以是萬法莫不歸一心王。三本扇子衆生之仰壽命之風也。御輿者包三世姿也。仁義禮智信。在賢而不在愚。則聖人之道有揀擇取捨矣。如天降雨擇地而下矣。只卽一指守之哉。轉法輪而度衆生。子孫繁昌國家安全。祈所眞如。以法界爲自身。般若實智以爲自心。則人上以慈悲演說法。本源自性天真佛也。觀念觀法受必矣。車不橫推。理無曲斷。是神專之行處也。得妙事如此。西方果曼荼羅胎金兩部。日月兩輪。而爲事理本尊。故曰以幾累德。勳功顯因緣。無二無別者。一實相也。故爲圓寂佛界。不捨法界。亦歸本有成眞。如以觀密法賢。因之摩壽命。頌曰。諸神加護歷人明。

武運長久。天下平。國土龍。開山五社。當時音在似禁聲。
淳和裝學兩院別當氏長者源家綱從一位内大臣征夷將軍

當地頭

揖斐與右衛門尉

間宮庄五郎

小幡源太郎

飯室金左衛門尉

須田次郎太郎

右之縁起者。景虎乳仁陸沉至處改。其時節當地邊撩。而一堆一擔厠崖事如此實哉。各不可守忽者也。
大阿闍梨法印辨譽和尚。以善縁綴之。而爲銘之。現前奉守護。以廣開耳露門。而三寶之弟子謹命現
前矣。十二時中無尖無難。聖人難測焉。

時萬治二己亥五月十七員

觀音堂 纒なる堂なり。門を入りて左の方にあり。觀世音は正觀音にて源賴政が守本尊なりと云傳ふ。是は村内に賴政塚と云へるあり。
昔其所に立ちし觀音堂なり。此塚をあつかれる百姓十兵衛なるものより當寺に頼みあつけ置けりとなり。立像一尺二寸ばかり。作詳なら
ず。 **杉山社** 村の西の方にあり。小社。南向。前に小鳥居あり。 **比叡宮** 宮地ばかりにて社なし。社地中に大なる銀杏樹あり。
是を神木とす。村の西隅にあり。 **伊勢宮** 村の南の方にあり。小社。前に小鳥居あり。 **淺間社** 村の南の方にあり。小社。
山神社 村の東の方にあり。前に石鳥居あり。以上の五社は皆山王御朱印地の中になてり。共に圓能院の持なり。 **稻荷社** 字釜ヶ

淵にあり。小社なり。村持。

阿彌陀堂 村の西の方にあり。小さき堂なり。今土人は觀音堂と唱ふれども阿彌陀佛を安ず。座像にして一尺五寸ほど。又前に石
の觀世音あり。圓能院の持。 **地藏堂** 四間四方の堂にて村の中央にあり。名主榮助持。 **阿彌陀堂** 村の南にあり。里民はを田
中の寮と云ふ。彌陀は座像六寸許。東向にて二間四方の堂なり。百姓七左衛門持。 **觀音堂** 村の西にあり。二間四方の堂にて南向。

正觀音立像七八寸。是も百姓持なり。 **墳墓賴政塚** 村の西北の隅にあり。塚のほとりは平地にして松一株あり。松下に五輪の石
塔をたてり。文字漫滅してわかたざれども。幽かに『爲賴政大臣菩提也寬永□□極月吉日建』と記せり。縁起もあれども近來のものにて
取るに足らず。そのうちに昔賴政平等院にて自害ありしち臣あつて遺骨をひろひ。是を首にかけ菩提のため諸國を修行し此地に至り。
柴の庵を結びかの白骨を收め。其身も此所に空くなりたと云ふ。此縁起寶永年中書きたるものにて俳諧者流のつゞれるものか喜子と云
へるものなり。

屋敷跡殿屋敷 村の中央にあり。此所今百姓の家五六軒あり。廣き五段許。昔何ものの住みし屋敷と云へることを傳へず。

馬場先 殿屋敷の邊にあり。此所に七郎右衛門とて飯田氏なる百姓住めり。里人の傳へに此ものの先祖代官にても勤めたりや。この家
を馬場先の代官と云ふ。これらの事を以てみればこの七郎右衛門は舊家なるべきや。されど證とすべきことはなし。かまへの内に古碑二
枚あり。一枚は漫滅して文字見えず。一枚は長さ四尺許。横一尺許にて碑面に上の方に觀音を鐫り。下に正安三年十一月とあり。日の所
滅して分たず。

舊家百姓榮助 陶山氏にて世々間宮庄五郎が采地の名主たり。御入國の頃より御料私領の里正を兼ね勤む。先祖は陶山帶刀孝定
とて元和八年死すと。家に豐臣太閤より賜はりたる文書あり。其文左の如し。

一禁制

武藏國橋樹郡
小田村

一軍勢甲乙人等濫妨狼藉事

卷百三十九 村里部 橋樹郡 十四

一放火事
一對地下人百姓非分之儀申懸事

右條々堅令停止訖若於違犯之輩者忽可被處罪科者也

大岡秀吉印あり
天正十八年四月日

按ずるに此朱印は天正十八年。關東神社寺院一圓に太閤より與へし朱印なるべし。此類他にもあり。是もかの榮助が祖。初めは神職などにて村内山王神領につきて出されたるものにてはなきや。

大島村 渡田村の隣村なり。江戸日本橋へ行程五里にあまれり。村の四境東は海岸にそふ所凡三四町、西は川崎宿、堀ノ内村にさかひ、南は渡田村に交はり、北の方は中島、大師河原の兩村にて、良の方は池上新田に隣れり。村内平地にして凡東西二十町、南北五町に餘れり。土性は眞土或は砂交れり。家數すべて百四十四軒、所々に散在せり。又當村北の方へ八町許を隔て、飛地あり。此所にも民家六軒あり。檢地は元祿十年織田越前守信久なり。其新田は享保十八年箕播磨守正鋪、寶曆十一年伊奈半左衛門忠宥等なり。安永八年海邊の新田開けしとき、伊奈半左衛門忠郁、寛政十二年大貫次右衛門光豊等檢地す。御代官の遷替は近村に同じ。

高札場 村の北の方にあり。

小名 若房耕地 村の中央にあり。

遠野越耕地 村の西の方にあり。

四ッ谷 北の方にあり。

橋戸耕地 これも同じ。

信濃屋敷 海邊の方當村と池上新田とのさかひを云ふ。植村信濃守抱屋敷跡といへど。今は田畑となりて段別もしりがたし。

又鍛冶屋敷と云ふも其地つゞきにあり。釜屋 東の方にあり。二町歩 南の方にあり。樋ノ口 これも同邊にあり。江ヶ端 村の中央を云ふ。

池ニヶ所

一は字樋ノ口にあり。凡三畝。一は東の方によりてあり。五畝六歩。

用水 海邊の方新田の用水に沃げり。川崎宿の裏

の方の沼より流れ出て。渡田村さかひをへて當村の中央を流れ海へ入る。村内をへること凡十間餘。川幅四間半。**潮除堤** 東の方海濱にあり。長六百八十一間ばかり。

八幡社 村の中央にあり。覆屋三間四方。内に小祠を置く。拜殿三間に一間餘。社前に石鳥居を建つ。此村の鎮守にして村内眞觀寺持なり。**末社** 稻荷、辨天、天満宮合社 本社に向ひて左にあり。**神明社** 眞觀寺持にて。これも村の中央にあり。**稻**

荷社 村の乾の方にあり。同寺の持。

稻荷社 村民の持にして巽の方海邊にあり。

稻荷社 是も村民の持にして乾の方にあり。

稻荷社 村の中央にあり。百姓持。

稻荷社 海邊によりてあり。村民の持。

稻荷社 東の方海岸にあり。**稻荷社** 是

も東の方釜屋にあり。村民持。

山王社 村民持。村の東堤ぎはにあり。

青蓮院 村の中央にあり。新義眞言宗神奈川宿金藏院の門徒。忍辱山彼岸寺と號す。開山詳ならず。本尊藥師。立像にして長一尺五寸。其作を傳へず。客殿四間に三間。南向なり。近き頃まで青蓮坊と唱へしよし寺傳に云へり。今のごとく改めし年代知るべからず。

眞觀寺 村の中央にあり。新義眞言宗神奈川宿金藏院末。大島山般若院と號す。開山は眞觀法印。天長三年二月三日に寂すと云傳ふれども。年經し事なれば今よりは定かなることは知るべからず。客殿五間四方。南に向ふ。門兩柱の間九尺。本尊正觀音を安ず。立像にして二尺五寸なり。**墓所** 見捨地二畝十二歩。眞觀寺の續きにあり。其所に二間四方の寮を建てり。もと觀音堂の地なりと土人いへり。

西運寮 村の西よりにあり。五間半四方。南向なり。本尊彌陀の座像にして二尺餘なり。淨土宗川崎宿大徳寺末。此所をも土人葬地とせり。

古井 東の方海邊に出張りたる茅野の際に小島居を立てしとせり。汐干の時は折々水湧出すことの見ゆると云へり。土人はことに尊敬すれど其故を詳にせず。

池上新田 寶曆十二年里正太郎左衛門といへるものの願によりて開發し、伊奈半左衛門忠宥檢地して新田となれり。太郎左衛門が氏を池上と云へるを以て村名となせり。このとき五段の地を太郎左衛門に賜はれりと云ふ。その後又新田出でしにより、安永五年にも伊奈半左衛門忠敬檢せり。東西へ三町ばかりの廣さにして、南北五町餘なり。村の四境西は大師河原村に界ひ、北の方は稻荷新田に隣れり。巽の方はすべて海岸にて、此邊に鹽竈二ヶ所あり。村内平地にして田少く畑多し。土性も近村に同じ。この餘寄洲十五町八段二畝、稻荷新田より大島村さかひまでの間海岸に添ひてあり。永錢を出せり。又野十五町八段二畝、當村の地さき大師河原村鹽濱をへだて、飛地となれり。家數十四軒なり。江戸日本橋まで行程五里。御代官の遷替も前に同じくして、今は大貫次右衛門支配せり。

高札場 村の中央にあり。

小名 入江ヶ崎 南の方海岸を云ふ。

中富耕地 これも南の方にあり。

鷹取下 大師河原村鹽濱を隔て、此村の飛地あり。

その邊すべていふ。

五段分 乾の方なり。

用水 大師河原村用水の残水を田間に沃ぐ。

潮除堤 海邊に築けり。長五百間餘。

稻荷社 村の東大師河原村鹽濱を隔て、飛地あり。其邊にたてり。山城國藤森稻荷の神體を勸請せしと云ふ。里正太郎左衛門持。

舊家名主太郎左衛門 池上氏なり。此太郎左衛門が父太郎左衛門幸豊。寶曆年中當村を開墾し家を男幸包へ譲り。その身は

隱居して當村へ移れり。それより今の太郎左衛門に至るまで名主を勤む。その世系の詳なることは已に大師河原村に出したれば爰には略せり。

堀之内村 郡の東の方にて川崎宿に續けり。東は中島村にさかひ、西は南河原村にて、南の方渡田村より巽の方へかゝりては大島村なり。廣狹は東西八町許、南北は十町に過ぎず。慶長年中川崎宿地割のとき、村の乾の方そこばくの地、かの宿内に屬せしにより、海道に隔てられて今は二區となり。乾の方玉川の岸にある地は、飛地の如くなれり。民家四十三軒、みな川崎宿の巽の方に住せり。當村平地にして水田多く陸田少し。土性は眞土砂交れり。檢地は元祿十年織田越前守、寶曆十一年伊奈半左衛門等承る。御入國の後は伊奈半十郎が家にて代々支配して今は大貫次右衛門預り奉りぬ。

高札場 村の西の方川崎宿への出口にあり。

小名 蒲原耕地 村の東中島村界を云ふ。

宮前耕地 村の中央なり。

川下耕地 北の方川崎往還の西を云ふ。

多磨川 村の乾の端を流ること凡長百五十間ばかり。川幅百三十間程。西の方南河原村より當村を過ぎて川崎宿にいたる。

惡

水堀 村の中央を流れ。村内にて二流に分れ。一條は南河原村の界を流ること凡十四五町を経て多磨川へ落入る。又一條は巽の方を流れて大島村に入る。水路凡十町許。

多磨川堤 長百三十間許。多磨川にそつてあり。御普請所なり。

山王社 村の坤の方にあり。社領二十石を付せらる。當社は當村。川崎宿。渡田。大島。川中島。稻荷新田等の鎮守にして祭神は伊弉諾尊。伊弉册尊。菊理媛神。經津主命。武甕槌命の五座を安ぜり。欽明天皇の御宇當所に鎮座して古は武甕槌の神社と稱せしに。いつの頃にか山王權現の社と改號せりと云ふ。されば伊弉諾尊以下四座の神は後配祀せるにや。又川崎宿宗三寺の傳記には『源賴朝の代に佐々木四郎高綱奉行して建立せり』と云ふ。古棟札の存するものあり。其文に『東關之武陽橋樹郡稻毛領庄川崎領堀之内村維時慶長拾陸曆』

大才施主鈴木石見能幸三冬仲下幹五日開眼供養』とあり。又元祿八年宮内左衛門敦信が修理を加へしときの棟札あり。其文は略せり。例祭は毎年正月三日。流鏑馬の式を行ひ。六月十五日。神輿を出して鎮守とする處の村々をすぎ。渡田村の旅所へ渡す。十二月廿七日には社内にて市を立て商人等つどへり。本社は二間に一間半。幣殿一間半に二間半。拜殿五間半に二間半。まへに幣殿につゞきて作れり。社前に石鳥居を立つ。いづれも南に向ふ。神樂堂 本社に向ひて右にあり。三間に二間。末社 天神社 本社に向ひて左にあり。

熊野二社 是も同く左にあり。九尺に三尺。疱瘡神社 同く左にあり。もと御代官を勤めし田中休愚右衛門の子孫吉藏近年修理を加へしと云ふ。猿田彦社 本社の後後にあり。御靈社 是も同じ。辨天社 社内への入口にあり。九尺に二間。辨天社

本社を隔て、後にあり。二間四方。文化元年川崎宿の百姓どもも建立せりと云ふ。神主 鈴木主馬 社地に住す。先祖は紀州熊野より出てしものにて。いつの頃にかこの地にうつり住せり。元文元年三月朔日鈴木重種がしるせし鈴木家の系圖の由來の書あり。そのことからは取るべきものなけれど。古き家なることは是にてもしらる。世々神職を司る。吉田家の配下なり。今社領に付せし水帳に『堀之内村山王領合せて二十二石一斗八升餘。天正二十年八月七日』としるしあれば。慶長の前社領ありしことは知るべけれど。慶長四年二月に至り始めて高二十石の御朱印をたまひしは。鈴木石見能幸といひしもの時なるべし。此人慶長十六年の棟札に名みえたり。又此家に制禁の書を藏せり。是は當社につきしものとはみえざれど。藏する所なればこゝに附せり。

禁制

武藏國稻毛郷 河崎六ヶ村

一 軍勢甲乙人等濫妨狼藉事

一 放火事

一 對地下人百姓非分之儀申懸事

右々條堅令停止訖若於違犯之輩者速可被處罪科者也

太閤秀吉印あり 天正十八年四月日

稻荷社 村の北界にあり。覆屋の内に小祠を置く。村内寶壽院持なり。

幸福寺 村の西にあり。天台宗にて同郡駒林村金藏寺末。日吉山莊藏院と號す。開山を傳へず。されど過去帳に『辨井法印。慶長六年二月二十一日寂す。』とあり。是世代の内なるべし。本尊彌陀。座像にして六尺なり。客殿五間四方。東向なり。地藏堂 客殿の南にあり。三間四方。地藏は立像にして長二尺三寸なり。斷碑一基 文正元年と彫れり。古物なれば爰に載す。寶壽院 村の西にあり。天台宗にてこれも駒林村金藏寺の末。臨海山久遠寺と號す。本尊彌陀。座像にして長三尺五寸許。開山は什心法印。慶長元年二月十二日寂す。客殿六間半に五間。門は東向なり。秋葉社 門を入りて右にあり。神體は立像二寸許。又本地十一面觀音の像長三寸なるを置けり。いづれも古物なれど何人の作と云ふことを傳へず。

大師河原村 郡の東端にあり。江戸日本橋への行程凡五里餘。村の四境東はすべて海岸にそひ、西は中島村に交れり。南は大島村、池上新田に界ひ、北は稻荷新田に隣れり。廣狹は東西十七町、南北十八町許。家數二百五十六軒。當村開墾の年代は傳へざれど、川中島村平間寺の縁起によれば、崇徳院の御宇大治年中かの村の漁人此浦にて、大師の像を得たりと云ふときは、其頃よりはや大師河原の名を唱へしも知るべからず。小田原北條分國のころは、行方與次郎、六郷大師河原兩所を合せて三百六十一貫二十四文の地を領せしよしのせたり。御代官は隣村中島村と同じくして、元和の頃は小泉次太夫支配せり。そののち遷替して正保の頃伊奈半十郎預り奉れり。今は大貫次右衛門が支配なり。檢地は元祿十年織田越前守、寛延四年伊奈半左衛門、明和六年伊奈備前守等なり。すべて此村田畑等分にして、土性は眞土或は砂交れり。萱野一段四畝ほどは海邊にあり。また芝原ありて廣さ四段二十八歩許。鹽竈も近村

に同じく海邊にありて、鹽濱段數二十町六段九畝十六歩なり。

高札場 村の中央にあり。

小名 六百代耕地 村内南の方を云ふ。

神ノ木戸耕地 是も同く南寄なり。

四ッ谷耕地 東の方なり。遠藤野耕地

また東方にあり。藤崎耕地 村の中央をすべて云ふ。

産物 砂糖 此所にて明和年中より製せり。近き頃名主太郎左衛門が工夫によりて。氷砂糖を製し御ゆるしを得て賣買す。この砂糖製造の始めを尋ぬるに。享保年中始めて甘蔗を植えしめ給ひしとき當所へもその苗六根を賜はり。名主太郎左衛門これを受けて年々種樹して製法を試みたりしかど。もとよりその苗の小さきを以て製し得ざりしかば。寶曆十一年願ひあげて多くの苗を賜はらんことをこひ奉りしに。一色安藝守そのことを承り。やがて砂村新田の産を五十株。壘二十本たまひけり。又同人の承りにて濱御殿にうゑさせられしものをもてこぼく下し賜はれり。かゝりければ明る十年試みに製しけるに白黒の砂糖各造り得しにより。空閑の地を求めて猶多く植えたりき。明和三年伊奈備前守に命じて稻毛。川崎。神奈川の三領に多く植えしめけり。明る四年備前守が承りにて再び濱御殿の甘蔗二千莖を此地に賜ふ。且奉行所にて尋問せられければ。是まで當國に稀なる砂糖の製法を得しにより。いよく多く作り出すべし。よりにてこの後願ひあぐべきことあらば申しあげよとなり。太郎左衛門答へ申しけるは。年頃心がけ製法を會得せし事これ私の爲にあらず。ひたすら御國益ともならん事を願ふのみ。こひれがはくば諸國へあまれく傳法せんと申せり。同冬再び製法を試みらる。よりにて黒白の二品の砂糖を獻せり。同五年命ぜられけるは諸國へ傳法せん事もたやすからぬことなり。先づ關東筋及び江戸の内にて望む者あらば傳ふべし。其事によりて東國の方を巡行せば往來の間夫馬を賜はらんとなり。又旅行の費用はその傳を受くる人より謝儀の黄金を受けてこれを官へ奉り。改めて官より賜はるべきの旨命ぜらる。同年醫師河野三秀と云ふもの製砂糖座とならんことを請ひしかど。いくほどなく病にふして其願をやめしかば。太郎左衛門に砂糖座となるべしやとありけれど。いまだ甘蔗の多からざるを以て辭し奉りけるにより。武州桶樹郡佛向帷子等の御林の地をかし給ひて蔗苗を植えしめらる。安永天明の頃下總常陸下野東海道京師大坂中山道甲州道中及び甲州駿州等の所々へ傳法す。年を歴て其傳いよくひろがり。寛政十一年に至りて太郎左衛門多年の工夫を以て製造せし氷砂糖賣買のことを願ひあげしかば。

是もやがて御免を蒙りける。同十二年。十三年再びまた命ありしにより氷砂糖を製して獻上せり。又紀伊殿の懇望せらるゝに任せて其法を傳へまゐらせしとぞ。

用水 中島村より入り村の南を流れて海に入る。

惡水堀 字六百代耕地より北の方の村境を流ること凡長六百五十間ばかりを

經て海へ落入る。

潮除堤 南の方に築けり。凡長五百十九間は御普請所にして。此外にも東の海岸に築きてあり。

多磨川堤

若宮八幡社 村の北にあり。勸請の年月詳ならず。慶安元年三石の御朱印を賜ふ。本社七尺に六尺。東に向ふ。拜殿五間に二間

半。社前に石の鳥居を建つ。又右の玉垣をしまはせり。例祭年々九月二十日なり。

末社

天神社 境内にあり。下向。

子ノ權現

社 神明社 村の中央にあり。本社九尺四方。東に向へり。拜殿二間に三間。村民の持。

末社 天神社 社地にあり。庚申を

相殿とす。御嶽社 上に同じ。

鹽竈六社 上に同じ。

金山權現社 字西すぢにあり。明長寺の持。

稻荷社 是も同邊

にありて同寺の持。

稻荷社 鹽濱にあり。石の鳥居を立つ。村民の持。

神明社 字藤崎耕地にあり。明長寺の持なり。

明長寺 村の北の方川中島村平間寺の邊にあり。惠日山普門院と號す。江戸東叡山の末にて先住靜圓法印と云ひし人は。永正十六年

九月十六日寂すと記したれば。其頃よりありしことは自らしらる。本尊十一面觀音。立像にて七寸餘なり。慈覺大師の作なりしと云ふ。

本堂八間に六間。南に向ふ。

稻荷社 境内にたてり。小祠。

壽榮寺 村の南にあり。新義眞言宗松原山と號す。本尊不動。立像

にして長二尺餘。行基菩薩の作と云傳ふ。脇に二童子を置けり。同作なり。村民みな不動堂とのみ呼べり。平屋作りにして六間に三間半。

開山を傳へず。古き所は世代も見えず。今記すところ『通央辨融法印貞享三年十二月十五日寂す』とあり。

觀音堂 字遠藤野にあり。

如意輪觀音。石の座像にして長一尺四五寸許。堂大さ五間四方。西向なり。延享の頃より堂を立てしよしを土人いへり。されば近頃より

のものなり。これも明長寺の持。

觀音堂蹟 字本村にあり。古くは馬頭觀音座像にして長七八寸許なるを安ぜしかど。今は明長寺

に納めて堂守の住せし庵のみを残せり。

舊家名主太郎右衛門 太郎右衛門が先祖池上右衛門大夫宗仲は鎌倉將軍の番匠なり。その子孫爰に移り住みて。豪家の聞えあり。且世々新田等を開墾せしもの多し。先祖宗仲。文永弘安の頃日蓮上人を深く歸依して。池上本門寺を開基せしによりその名近郷に聞えたり。家傳を按ずるに池上氏は藤原姓にて關白貞信公の苗裔なり。從五位下左衛門尉康光よりこのかたのことは世系を記したれど。夫より前のことは記録を失せり。相傳ふ康光が先祖のうち何某がとき。寛治年中鎌倉右大將頼朝奥州征伐の時。その先に進みて嚮導しけるに。さばかり廣き武藏野にかかりて其方位もわかたざりしときしも。雁の飛行しけるを見て其跡をたひ川越の里に出でけるにぞ。初めて嚮導の功あらはれしかば其事を賞せられ。不朽にも傳へよとて一つ雁金の紋を賜はりしといへり。されど此事うけがたき説なり。まづ寛治の年號は堀河院の御宇にて。頼朝の出生よりは六十年の前なり。頼朝奥州陣は建久のことなれば遙の後のことなり。雁の飛ぶに従ひて方位をしりしといふもいとよきたる事なれば。その實はいかゞはありけん。覺束なし。又彼何某後に當國荏原郡千束の池の上に住せり。其頃鎌倉將軍家へ仕へしにより。相州三浦郡に居邸を設け。かしこより鎌倉へ出仕しければ今にその邸のあとを池上村と號すといへり。按ずるに東鑑承久三年六月十五日。宇治川合戦の條に池上四郎頼信と云ふもの。延尉胤義に屬せしが。胤義自殺せしにより頼信がはからひにて。其首をおのが太秦の宅へ送りしこと見ゆ。これ初めにいふ康光が親族なるか。又嘉禎四年正月二十八日。將軍頼經上洛のとき。隨兵の列に池上藤兵衛尉と云ふあり。是康光がことにて太郎右衛門が太祖なるべし。既に同年六月五日春日社參供奉の列には池上藤兵衛尉康元とあり。又建長二年造閑院雜掌目錄の中には左衛門尉康光とあり。系圖によるに寶治年中左衛門尉に任ずといへり。又建長六年六月十五日の條にて池上藤左衛門尉とあり。これも康光がことなるべし。この康光は弘長二年六月十六日歿せり。又東鑑嘉禎四年二月二十八日の條に。池上藤七康親とあり。これは系圖に康光が弟なるよしを記せり。康光が嫡男は則ち右衛門大夫宗仲なり。北條時宗執權のとき宗仲鎌倉御所に勤仕せり。其頃も相州三浦郡池上村に居住して當國荏原郡池上村を領しけるが。後にその身も當國の池上に移り住し。ことに信者なりしかば僧日蓮へ歸依して入道し。弘安六年九月十三日歿せり。其子左近康嗣その子左近大夫宗孝までは三浦にかへりすみしかど。其子太郎忠章より内藏康方まで十六代の間は。今の池上本門寺地中大坊の境内に住せり。康方が子右近幸種多磨川の川下なる海濱に新田を開闢すべきの企ありて。召仕ふものを彼地へつかはしおきて。その所をみせしめしが。其子太郎右衛門幸廣に至りて。あ

りつる日蓮の肉筆を始めとして宗仲よりつたへし諸の調度を本門寺へ附屬し。家を擧げて大師河原の本村なる今の元屋敷と云ふ所へ居を移せり。されどこの屋敷も狭きによりて。再び今の富士崎の屋敷へ移れり。是御入國より後寛永元年のことなり。元屋敷の宅をば多年已につかはれし傳兵衛と云ふものに附興しけり。今も元屋敷の地の西の方を西園子といひ。東をば東園子とよび。富士山の見ゆる所を富士崎といふ。その餘的場耕地など云ふ小名の残れるは。皆太郎左衛門がすみし頃より起りし名なりと云ふ。又このとき新墾せし地は今の稻荷新田是なり。この幸廣は天性酒を好みてその量限りなきを以て世に知られけり。此人慶安三年歿せり。その子太郎左衛門幸忠は連歌をこのみ頗る文雅の志ありしものなり。又父祖の志をつぎて墾田のことに心を用ひ。一書を著して開墾のことを辨じたり。その子の寫せし遺書あり。享保年中官より白牛を預り奉れり。その子太郎左衛門幸豊性和歌を好み。冷泉家の門に學ぶ。寶曆年中爲村卿より核葛と云へる帖を賜はりて家に藏せり。幸豊も又開墾の志あり。寛延三年村内の沼を埋めて水田を開く。又此ほとりの海中にも年頃寄洲ありて空しく廢地たりしをみて。寶曆三年その所をひらきて一村となし。これを池上新田と號せり。老いて後居を其地に移して名を興樂と改む。同十二年官より彼が新墾の地の内千五百歩を賜はれり。明る十三年荏原郡麴谷村の邊より久良岐郡戸部村の邊に至るまでの間。海濱の所新墾の地を求めしめらる。明和元年再び命ありて橋樹郡帷子町より多磨郡八王子宿までの間山野空閑の地を穿墾せり。同五年苗字を稱し。二刀を帶ぶることを許す。同六年官に請ひて三澤の二ヶ所に居を構へて博望舎と號す。安永六年大島村の邊へそこばくの新田を開墾す。この餘近郷へ甘蔗を植ゑて製することを初めしも又幸豊が功に出でたり。此人は寛政十年に歿せり。年八十一。その養子太郎兵衛幸勝は父に先ちて歿せり。故に別に田川久左衛門と云ふものの子を養子として太郎左衛門冬一とて今其家業を相續す。先祖の乗鞍一掛を藏す。此餘太刀及び短刀すべて三振を藏せしが。刀は賊に奪ひ去られしとぞ。其刀は一尺八寸許にして先祖康光より傳來の太刀なり。短刀は貞宗及び國次の作なりし由。今は空しく記録のみ存せり。

百姓五百次郎 先祖を荻田主馬允と號し。上杉謙信及び景勝につかへ。天正年中景勝の養子三郎景虎と鉾楯のとき。上杉家にて名を得し北條丹後守を打取りて名譽を顯はせしものなり。後越前家に屬して始め五千石の地を領せしより二萬石までを領せり。其後彼家騒動の時主馬允も罪をかゝむりて島へ配流せられしにより。其子民部同じく久米之助等は松平田羽守へ預けらる。其後御免ありて浪々の身となり。ゆかりにつきて當村に來り住すること久し。今は家貧しくして纔の田地を耕し。或は野菜を作りて市店に商ふ。されど祖先はかゝる由あるものなれば家に持傳ふる古物あり。大坂御陣中に於て東照宮より賜

はりし御肌召及び御盃二を藏せり。かゝるいやしき民家にしめおかんことをはゞかりて。延享五年此村の明長寺にあづけぬ。その御肌著の大略を左に記す。御肌著の地は紫龍門にして腰の所白地に明けたり。模様は立葵の葉をくゞり染にせし物なり。裏は淺黄羽二重。御紋は葵五所にて色は萌黄淺黄紫白色などの片絲を以て縫ひしものなり。御長四尺二寸二分。御行一尺七寸。御領幅四寸八分なり。御盃二つ尋常の形にして少し淺く。立葵又立花小松等を金にてまけり。大さは徑三寸五分なり。又家に傳ふる古文書七通あり。左に載す。

依一字望長與於之謹言

天正五年丁丑二月十七日

謙 信花押

萩田孫十郎

昨廿七於大場口一戰之刻最前ニ合首尾事神妙無比類候彌々相嗜可走廻事簡要ハ謹言

天正六年戊寅七月廿八日

景 勝花押

萩田孫十郎

今度忿劇之處遂籠城走廻事神妙ハ依之大河津治部左衛門分并早川分宛行ハ彌々忠信簡要ハ仍執達如件

天正六九月朔日

景 勝印

萩田孫十郎

去朔日於符内頸壹捕之殊更北條丹後守鎗付事ハ無比類ハ不始今數度之高名神妙ハ以向後彌可抽忠功事肝要候謹言

貳月三日

景 勝花押

口宣案

上卿 持明院中納言

天正十六年九月一日 宣旨

豊臣長繁

宣敍從五位下

藏人左中辨藤原頼宣奉

口宣案

上卿 持明院中納言

天正十六年九月一日 宣旨

從五位下豊長繁

宣任主馬允

藏人左中辨藤原頼宣奉

宛行知分之事

一高千七百三拾四石六斗貳升者

符中領 高水村

一高六百石七斗貳升者

同領 聖丸村

一高七百貳拾壹石六斗三升五合者

同領 桎津村

一高三百八拾九石者

大野領 堂本村

- 一高千四百四拾八石六斗三升者
- 一高百四拾貳石七斗貳升者
- 一高百五拾壹石九斗四升壹合者
- 一高百五拾三石八斗六升七合者
- 一高四拾壹石八斗六升七合者
- 高合五千八拾五石

- 勝山領 伊知地村
- 符中領 笹川村
- 同領 櫻谷村
- 西方領 若杉村内
- 同領 今市村

右爲加増令扶助訖全可有領知者也仍如件
越前忠直卿印あり
 元和元年卯九月五日

荻田主馬助のへ

川中島村 郡の東端にあり。江戸日本橋まで凡五里の行程なり。村の四境は東北稻荷新田に界ひ、西南は大師河原村に隣れり。村の廣さ凡東西二町半ばかり、南北も二町にすぎず。家數五十六軒。此村も平地にして田畑等分なり。土性は眞土砂交りにて早損の患あり。萱野一町一段三畝十五歩、東の海岸にあり。開墾の年代は傳へざれど、村内の平間寺は崇徳院の御宇大治年中の頃より起立せし寺なれば、此地もその頃は開けしなるべし。正保の頃よりは伊奈半十郎が家にて代々支配して、今は大貫次右衛門光豊が御代官所なり。檢地は元祿十年織田越前守、其後新田の檢地は寶曆十一年吉田權右衛門なり。
 高札場 村の中央にあり。

小名 本村 平間寺の門前を云ふ。

中瀬 村の北。多磨川の邊を云ふ。

多磨川堤 村の北へよりてあり。長二百十六間餘。

用水 大師河原村境より當村を過ぎて稻荷新田へ流る。堀幅二間半ばかり。長すべて八百八十間餘。

稻荷社 平間寺御朱印地の内字中瀬と云ふ所にあり。本社二間に一間半。拜殿四間に三間。本地十一面觀音。立像にして長五六寸。例祭年々九月十五日。流鏑馬を執行す。村内平間寺の持。
神明社 村の南にあり。社前に拜殿あり。三間に二間。前に石の鳥居を建つ。兩柱の間一丈。これも平間寺の持。

弘法大師堂 村の長の方稻荷新田の境にあり。御朱印六石の地を附せらる。大師は木の座像にして長二尺二寸。大師の自から作る所の像なりと云ふ。縁起に此像は大治年中平間某と云ふもの常にすなだることを業として此浦に住めり。もと尾張國の生れにて彼國にても年ごろ漁獵を業とせしに。ある夜不思議の夢をみし後大師の像をか海濱に得たり。故に自から負ひて我家に歸り。そのまゝ一字を建立し。寺を平間寺と號せりと寺傳に云ふ。されど同郡下平間村の稱名寺。古は眞言宗なりしが僧如信の代に至り改宗して親鸞の徒となり。かの弟子に従ひ夫より一向宗の寺となれり。先代より持傳ふる所の大師の像は改宗の後多磨川へ流せしを。幸に漁人拾ひあげて今の地へ草堂をたて。かのありしところの村名を取りて平間寺と唱へしと。稱名寺に云傳へり。二説かく齟齬して定めがたく。ことに寺僧の言ふ所浮きたる事のみなれば。暫く記し置くのみ。本堂三間に七間。門南向なり。
鐘樓 本堂に向ひて左にあり。
稻荷、青龍權現、神明合社 本堂の後背にあり。
太子堂 本堂に向ひて左にあり。
什物 不動尊像一軀 長三尺五寸。座像にして行基菩薩の作と云ふ。二童子の像も同作にて同長の立像なり。
愛染像一軀 長四尺。座像にして作しれず。
天神像一軀 長八寸の立像なり。管丞相太宰府閑居の時彫刻せし所なりと。
四天像各軀 長七寸許。惠心の作なりと云ふ。
大黒像一軀 長一尺五寸の立像なり。
稻荷像一軀 長九寸の立像なり。
五大尊像各軀 長六尺六寸の座像なり。何れも弘法大師作なりと云傳ふ。
彌陀經 紺紙金泥にして長五寸七分。弘法大師直筆なりと云ふ。
六字名號 長三尺二寸。これも同筆なりと云ふ。
心經二卷 これも同筆なりと云ふ。

じ。大師の筆なりと云ふ。辨財天像 長七寸六分の座像なり。淳和天皇の御宇天長七年。弘法大師相州江ノ島において百日の間一萬座の護摩を修せし時其灰にて一千體の像をつかれし其一なりと云傳ふ。不動像 長一尺四寸の立像なり。智證大師の作と云ふ。不動像 これも立像にして長二尺二寸。傳教大師の作なり。簾の名號 建禮門院御座の間に六字の名號を掛けおかれしにかたはらなる御簾に文字のかたちさだかにうつりしにより名付けしと云ふ。故有りて當寺に傳へり。田螺石 大師常陸國筑波へ修行の折から道にて田螺多く生じて水田のさゝはりとなりしかば。大師深く憐みて田螺の内の親ともおぼしきものを取り。法力を以て此石中に封じ籠めし後は其災なしといへり。大き一尺五寸五分四方なり。芋石 横五寸八分許。竪三寸ほどあり。その形あだかもつくいもの如し。これも大師修行の時故ありて芋を祈りて石とせしものなりといへり。すべて覺束なきものなり。別當 平間寺 大師堂に向ひて右にあり。金剛山金乘院と號す。當寺古は荏原郡高畑村寶幢院の末寺なりしが。文化二年願により離末して京醍醐三寶院の直末になれり。開山は尊賢と云ふ。康治二年四月二十一日寂す。古き御朱印もありしにや。今は傳へず。たゞ慶安元年十月二十四日大猷院殿より御寄附の御朱印を藏せり。其文に弘法大師堂領稻荷明神領として。當村の内六石の地。先規の如く御寄附のこと及び寺中諸役免除せらるゝ由を載す。當御代に至り寛政八年十月二十七日始めて當寺へ成らせられ。其後文化十年九月二十七日成らせられしときは御膳所なり。塚 除地二十歩程あり。村民の持なり。其故を傳へず。

稻荷新田 川崎宿の西に隣れり。郷庄の唱へを詳にせず。村名の起りは往古此邊大師河原につゞきし寄洲なるを墾闢して村落をなせしに、たま〜隣村川中島なる稻荷に近き邊なるを以て、そのまゝ名付けしと云ふ。その開きし初は寛永二年のことにて、大師河原村の里正池上太郎左衛門が先祖幸繁及びそれが別家にて當村に住める七左衛門が家祖某と力を合せて新墾せり。又その頃石渡四郎兵衛と云ふものも是に與れりと。四郎兵衛が甥六郎左衛門。里正が支配する方を七稻荷とよび、六郎左衛門が支配する方を六稻荷と唱へり。檢地は元祿十年、織田越前守が承りにて租米の數を定めり。その後享保十八年寛播磨守、同二十年松波筑後守、元文四年神尾若狭守、寶曆四年及び安永六年伊奈半左衛門等改めありしかど、是は年をおひて開きたる地を檢せしにて、村内をみな改めしと云ふにはあらずと。村の廣狹東西二十五町餘。東は海岸にそひ、西は中島村、川崎宿の耕地に界ひ、南は池上新田につゞき、北は玉川に限りて川の向は荏原郡羽田村なり。村内すべて平衍の眞土にして、陸田多く水田は少し。今は御代官大貫次右衛門。民家は三百八軒なり。

高札場 小名殿町にあり。小名 殿町 村の北方を云ふ。往古こゝに上杉靈幸が館ありし故名とすと。果して然るや否やを詳にせず。江川町 村の東南の方なり。大坊野 村の南にある耕地なり。昔この地は壹野なりしに。池上本門寺の大坊を修造せし時。この萱を芟りて材料となせしゆゑ名とせりと。新墾地なりし年歴は詳にせず。四ッ谷 南の方を云ふ。田町 是も同じ邊なり。中瀬 村の西の方川中島。大師河原。當村との入會ひたる地なり。多磨川 村の北境を流る。隣村川崎宿より流れ來り。當村にかゝること凡二十四五町にして海に落入る。川幅は百五十間餘なり。用水 稻毛。川崎の兩用水を引き共に村の北川崎宿より來り流末は海に落入れり。堀二ヶ所 一は村の中ほどを流る。隣村大師河原中島當村とに通じて悪水を落す堀なり。共に堀幅は五間許もあるべし。水神社 村の中程御朱印地の内にあり。石にて作りし小祠にて前に二間半に二間の拜殿をたつ。鎮座の年歴は詳にせざれど。慶安元年十一月二十四日。社領三石の御朱印を賜ひしを以て見れば。其頃より古く立ちしは論なし。別當 法榮寺 社に向ひて右の方に住居す。青龍山稻光院と號す。天台宗品川常行寺末。開山權大僧都祐海。貞享三年八月十四日示寂す。客殿五間に六間。本尊座像の薬師

卷百三十九 村里部 橋樹郡 十四 三四一

を安置す。道祖神社 村の東へよりてあり。九尺に七尺の社にて神體は石の立像なり。後背に『寛文六年丙子仲冬日』と刻す。法榮

寺持なり。辨天社 是も同邊にあり。五尺に四尺。法榮寺持。辨天社 村の異の方にあり。三間に二間。例祭は毎年九月二十

八日。村民持。地藏堂 社に向ひて右にあり。九尺四方。神明社 村の東にあり。小祠。是も村民持。辨天社 村の西方に

あり。小祠なり。勸請の年代を傳へず。末社 稻荷社 社に向ひて左にあり。三間に二間。別當 清寶院 辨天の社の後背に

住す。湯殿山派の修驗なり。本尊大日を安置す。大日塚 清寶院の南八九間にあり。高四五尺許の塚にて上に古松一株あり。前に石

佛の大日一軀を置く。九歩の除地なり。由來詳ならず。

地藏堂 村の中程にあり。九尺四方の堂にて本尊は石の立像なり。起立の年を詳にせず。すべて此村は新田なれば神社寺院等古きも

のなし。

中島村 大師河原村の隣村なり。相傳ふこの村開けしおこりは、多磨川の中にありし寄洲を追々開

墾して、村落をなせしかば村名も中島と呼べりと云ふ。村の記録に稻毛庄とあれども、今はその唱を失

へり。村の四境東は大師河原村に交り、南は大島村、西は堀之内村に接し、北は久根崎町なり。東西五

町、南北四町。民家三十八軒散在せり。土地平かなれど、すべてをいはず低き地なれば、やゝもすれば

水損あり。年として早損も少くある地なり。水田多く陸田纒にして、土性は眞土及びから砂の所もあ

り。御料所にして伊奈半十郎が家にて代々支配せしに、彼家職を失ひしより大貫次右衛門支配せり。檢

地は元祿十年織田越前守承りにて糺せり。寶曆十一年伊奈半左衛門新田を檢地して租税を定む。

小名 蟹田耕地 村の南にあり。野良新工^{ノアラキ} 村の西にあり。蒲原耕地 村の北にあり。八幡下耕地 村の東の端

を云ふ。

用水 川崎領の用水を乾の方川崎宿より引きて水田に沃けり。惡水堀 村の北より東へ屈曲して村境を流るゝこと凡千二百三十

四間なり。末流は大島村に至れり。當村及び大師河原。久根崎。堀之内。大島の五村かゝれる惡水堀なり。

八幡社 村の東の端にあり。勸請の年歴詳ならず。神體は秘し置きて見ることを許さず。覆屋あり。前に拜殿三間に二間なるあり。

四十間ばかりを隔てゝ石の鳥居あり。村の惣鎮守にして例祭年々六月十四日なり。此時神輿を旅所へ渡して讀經をなせり。此旅所は大島

村の境にありて除地二畝六歩あり。別當 遍照寺 村の東にあり。天台宗寛永寺末。光明山無量院と號す。開山詳ならず。されど

同寺に藏せる寛永十九年七月三日。天台僧正よりあたへし書あり。其文に『武藏國橘樹郡河崎中島村光明山遍照寺無量院者雖爲八幡大菩

薩敷地古迹之寺院今度令改補豐島郡江戸東叡山直末』云々。又寺傳に『今の住僧まで凡七十四世に及べり』といへば、何れ古き寺院なるべ

し。本尊彌陀。立像長二尺五寸。閻魔の座像長三尺及び九王の像各長一尺なるを安ぜり。客殿三間四方。西向なり。伊勢宮 村の

西境にあり。畑中にて松繁茂せり。小祠にして上屋あり。例祭年々九月十九日。村内遍照寺持なり。稻荷社 字蒲原耕地にあり。

是も畑中にて相生松と唱ふる松二株あり。周り四五尺にして長六七丈あり。同寺持なり。

卷百四十 村里部

橘樹郡 十五 川崎領

川崎宿 郡の北の堺多磨川の涯にあり。東海道五十三驛の一なり。江戸日本橋より四里半の行程に
て、南の方神奈川宿よりは二里半。北の方品川宿へもまた二里半を隔てり。稻毛庄川崎郷に屬すと云ふ。